

1 第217回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第217回国会（常会）は、令和7年(2025年)1月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月22日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、4 常任委員長（外交防衛、厚生労働、予算、決算）の辞任及び選挙、7 特別委員会（災害対策、ODA 沖縄北方、政治改革、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、7 特別委員会（震災復興・災害対策、政治改革、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。

（政府4演説）

1月24日、衆参両院の本会議で、石破内閣総理大臣の施政方針演説、岩屋外務大臣の外交演説、加藤財務大臣の財政演説及び赤澤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で1月27日及び28日、参議院で1月28日及び29日にそれぞれ行われた。

（令和7年度総予算）

令和7年度総予算は、1月24日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月4日、予算委員会において一般会計予算（閣予第1号）及び特別会計予算（閣予第2号）は修正議決すべきもの、政府関係機関予算（閣予第3号）は可決すべきものとされ、同日の本会議において、閣予第1号及び同第2号は修正議決、閣予第3号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月5日から予算委員会において質疑が行われ、3月31日に、閣予第1号は修正議決すべきもの、閣予第2号及び同第3号は可決すべきものとされた。同日の本会議において、閣予第1号は修正議決の上、衆議院に回付され、閣予第2号及び同第3号は可決の上、成立した。

衆議院では、3月31日の本会議において、閣予第1号における参議院の修正に同意することに決定し、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（大臣の辞任及び就任）

江藤拓農林水産大臣が5月21日辞任、後任として小泉進次郎衆議院議員が就任した。

（租税特別措置法案をめぐる動き）

6月19日、衆議院財務金融委員会において、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第53号）【立憲、維新、国民、共産、参政及び保守の6派共同提出】の趣旨説明を聴

取した。6月20日に質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月20日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に提出された。

参議院では、同日、本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、趣旨説明を聴取し、6月21日に質疑を行った。

同日、立憲、維新及び民主から、財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案が提出されたが、その後の議院運営委員会において、同決議案の委員会審査省略要求の件は否決された。

6月22日には会期末を迎え、同法律案及び同決議案は審査未了となった。

2 予算・決算

(1) 令和7年度総予算

令和7年度総予算3案は、1月24日、衆議院に提出され、1月30日に衆議院予算委員会において、趣旨説明を聴取し、1月31日から質疑を行った。2月28日、自民及び公明の2派共同提出の一般会計予算（閣予第1号）及び特別会計予算（閣予第2号）に対する両修正案並びに立憲が提出した閣予第1号及び同第2号に対する両修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、3月3日から同予算3案並びに自民及び公明の2派共同提出の両修正案及び立憲提出の両修正案について質疑を行い、3月4日に質疑を終局した。続いて、れ新及び共産がそれぞれ提出した編成替動議（2件）の趣旨弁明を聴取し、同予算3案、動議2件及び各修正案に対する討論を行い、採決の結果、動議2件及び立憲提出の両修正案をそれぞれ否決、閣予第1号及び同第2号について、自民及び公明が共同提出した両修正案を可決し、修正議決すべきものと決定し、政府関係機関予算（閣予第3号）は原案どおり可決すべきものと決定した。

3月4日の本会議において、討論を行い、採決の結果、閣予第1号及び同第2号は修正議決、閣予第3号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、3月5日に趣旨説明並びに閣予第1号及び同第2号の衆議院における修正部分の説明を聴取した後、基本的質疑（石破内閣総理大臣以下全大臣出席）を同日及び6日に、その後、一般質疑（石破内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を3月7日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月12日、18日及び26日に行った。

このほか、集中審議（石破内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月10日（石破内閣の基本姿勢）、14日（物価高・経済・通商政策等）、17日（教育・社会保障等現下の諸課題）、19日（外交・安全保障等を含む内外の諸課題）、21日（内外の諸課題）、27日（石破内閣の基本姿勢）及び28日（内外の諸課題）に行った。

また、3月13日に公聴会を行ったほか、3月24日及び25日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（石破内閣総理大臣及び関係大臣出席）を行った後、自民及び公明の2派共同提出の閣予第1号に対する修正案の趣旨説明を聴取した。3月31日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、閣予第1号を修正議決すべきものと決定し、閣予第2号及び同第3号は原案どおり可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、討論を行い、採決の結果、閣予第1号は修正議決され、衆議院に回付された。また、閣予第2号及び同第3号は可決され、成立した。

閣予第1号に対する参議院の修正の内容は、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせるため、一般会計予算の歳出について、医療保険給付諸費の増額、予備費の減額を行うものである。

衆議院では、3月31日の本会議で、閣予第1号について、質疑を行った後、参議院の修正に同意することに決定し、成立した。

参議院で修正された予算案が、衆議院の同意を得て成立するのは、現行憲法下で初めてのことであった。

（２）令和５年度決算

令和５年度決算外２件は、第216回国会の令和６年11月29日に提出された後、参議院では、第216回国会の令和６年12月20日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の令和７年４月７日には、石破内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、４月９日から５月19日まで６回にわたり省庁別審査を、５月26日に准総括質疑を行い、６月９日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和５年度決算は是認すべきものと、４項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和５年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和５年度国有財産関係２件は、いずれも是認すべきものと決定した。

６月11日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和５年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和５年度国有財産関係２件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、４月７日の決算委員会では、令和４年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和５年度予備費関係４件は、５月26日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和５年度決算外２件と一括して質疑を行い、同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

５月28日の本会議において、令和５年度予備費関係４件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出59件のうち、58件が成立した（成立率98.3%）。常会としては、令和3年（2021年）以降5年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出11件のうち、2件が成立した（成立率18.2%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出66件、継続18件のうち、15件が成立した（成立率17.9%）。

条約は、今国会提出13件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出3件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出2件のうち、1件が可決された。

（1）令和7年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第1号）、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（閣法第2号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は2月4日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。2月18日に立憲提出の修正案の趣旨説明を聴取し、2月25日から修正案について質疑を行った。3月4日に、立憲提出の修正案の撤回を許可した後、自民及び公明の2派共同提出の修正案並びに立憲及び国民の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、立憲及び国民の2派共同提出の修正案を否決した後、自民及び公明の2派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、2月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。また、同日、立憲提出の閣法第2号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、2月25日から両法律案及び閣法第2号に対する修正案について質疑を行った。3月4日に、立憲提出の修正案の撤回を許可した後、閣法第2号に対する立憲及び国民の2派共同提出の修正案並びに閣法第3号に対する自民及び公明の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第2号に対する立憲及び国民の2派共同提出の修正案を否決し、閣法第2号は原案どおり可決すべきものと決定した後、閣法第3号に対する自民及び公明の2派共同提出の修正案を可決し、閣法第3号は修正議決すべきものと決定した。

3月4日の本会議において、閣法第2号及び同第3号の討論の後、閣法第2号は可

決、同第3号は修正議決され、次いで、閣法第1号が討論の後、修正議決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、3月13日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、3月24日から質疑を行った。3月27日に質疑を終局した後、3月31日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、3月24日に趣旨説明及び閣法第3号の衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月25日に質疑を終局した後、3月31日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、閣法第1号は討論の後、可決され、次いで、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、上記3法律案は成立した。

（２）情報処理促進法等改正案

人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講じるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講じる「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第11号）が、2月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、3月26日に趣旨説明を聴取し、3月28日から質疑を行った。4月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、4月17日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（３）能動的サイバー防御法案及び同整備法案

インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用 of 進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大して

いることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定める「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（閣法第4号）、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行う「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第5号）が、2月7日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、3月18日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、3月19日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月3日には内閣委員会総務委員会安全保障委員会連合審査会において質疑を行った。4月4日に質疑を終局した後、閣法第4号に対する自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第4号について、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第5号を可決すべきものと決定した。

4月8日の本会議において、両法律案は討論の後、閣法第4号は修正議決、閣法第5号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月18日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、4月22日に趣旨説明及び閣法第4号の衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月13日には内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行った。5月15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

（４）教職員給与特措法等改正案

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）が、2

月 7 日、衆議院に提出された。

衆議院では、4 月 10 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、4 月 11 日に趣旨説明を聴取し、4 月 16 日から質疑を行った。5 月 14 日に、自民、立憲、維新、国民及び公明の 5 派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5 月 15 日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5 月 21 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、5 月 22 日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6 月 10 日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6 月 11 日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（５）災害対策基本法等改正案

令和 6 年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講じる「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（閣法第 17 号）が、2 月 14 日、衆議院に提出された。

衆議院では、4 月 1 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会で、4 月 9 日に趣旨説明を聴取し、4 月 15 日から質疑を行った。4 月 16 日に質疑を終局した後、立憲、共産及び有志の 3 派共同提出の修正案並びに新提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、両修正案をそれぞれ否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4 月 17 日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4 月 25 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された災害対策特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、5 月 9 日から質疑を行った。5 月 23 日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5 月 28 日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（６）日本学術会議法案

学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に

寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める「日本学術会議法案」（閣法第36号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、4月23日に趣旨説明を聴取し、4月25日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、5月29日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取し、6月5日から原案及び修正案について質疑を行った。6月10日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（7）下請代金支払遅延等防止法等改正案

中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行う「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」（閣法第48号）が、3月11日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月16日から質疑を行った。4月18日に質疑を終局し、自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月24日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、5月13日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（８）食品流通取引法等改正案

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講じるとともに、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食料品等事業者等が講ずべき措置等を定め、併せて、飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等の業務を行う団体の認定制度の創設、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講じる「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」（閣法第45号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月23日から質疑を行った。5月13日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月15日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、6月3日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月10日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（９）国民年金法等改正案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の拠出限度額の拡充等の措置を講じる「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第59号）が、5月16日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、5月21日から質疑を行った。5月28日に、自民、立憲及び公明の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。5月30日に質疑を終局した後、国民提出の修正案及び共産提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明を聴取し、原案及び各修正案について討論を行い、採決の結果、共産提出の修正案及び国民提出の修正案をそれぞれ否決し、自民、立憲及び公明の3派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月30日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、6月5日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(10) 決議案

参議院では、5月28日の本会議において、「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案」が可決された。

4 調査会

第210回国会に設置された「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、それぞれ6月4日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、6月13日の本会議で各調査会長が報告を行った。

(外交・安全保障に関する調査会)

外交・安全保障に関する調査会は、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた調査の概要のほか、これまでの調査を踏まえ、「新たな国際秩序の在るべき姿とその構築に向けたアプローチ」、「核軍縮・不拡散をめぐる対応」、「対人地雷禁止条約等をめぐる対応」、「AIの軍事利用、自律型致死兵器システム(LAWS)規制をめぐる対応」、「人道主義をめぐる対応」、「気候変動が安全保障に及ぼす影響をめぐる対応」及び「国連改革をめぐる対応」の計7項目から成る提言を行っている。

(国民生活・経済及び地方に関する調査会)

国民生活・経済及び地方に関する調査会は、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「雇用・労働環境の改善」、「地域社会の活性化及び再生」、「子ども・若者、経済的困難者等への支援」及び「障がい者の障壁の解消」について提言を行っている。また、調査会決議としては平成15年以来22年ぶりとなる「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を行っている。

(資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会)

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目の調査の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請するものとして、「エネルギー安全保障の確立」、「脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方」、「イ

ノベーションの推進」、「需要側の取組の推進」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」、「公正な移行」、「持続可能社会の実現に向けた地域の取組」及び「人材の育成・確保」の8本の柱から成る提言を行っている。

5 その他

（１）参議院改革協議会

協議会は今国会中、5回開会された。

2月19日、委員会等における参考人のオンラインによる出席について、報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

5月14日及び30日に参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割）について意見交換を行った。また、6月6日に参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割、令和10年の通常選挙を見据えて検討すべき論点と今後の協議の進め方）について各会派から意見表明を行った。6月18日、「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」等の協議結果を取りまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

（２）参議院各会派代表者懇談会

参議院各会派代表者懇談会は、議長、副議長、議院運営委員長、各会派の代表者及び参議院改革協議会座長が出席して、2月28日及び6月19日の2回開会された。

2月28日の同懇談会では、2月19日に議長に提出された参議院改革協議会報告書「委員会等における参考人のオンラインによる出席について」が了承された。同報告書を受け、3月14日、参議院規則及び参議院憲法審査会規程が改正された。

また、6月19日の同懇談会では、6月18日に議長に提出された参議院改革協議会報告書が了承された。

（３）行政監視

行政監視委員会は、6月4日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月13日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月18日の本会議で、村上総務大臣から令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

（４）国会同意人事案件

今国会に提出された26機関99名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（５）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が4月23日、5月21日及び6月11日に開会され、野田佳彦君（立憲）、前原誠司君（維新）及び玉木雄一郎君（国民）と石破内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（６）憲法審査会

審査会は6回開会された。

4月2日は、憲法に対する考え方について、意見の交換を行った。4月16日は、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、意見の交換を行った。5月7日は、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について、政府参考人から説明を聴取するとともに、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。5月21日には、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について、意見の交換を行った。6月4日は、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。6月18日には、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、意見の交換を行った。

（７）情報監視審査会

審査会は5回開会された。

2月3日は、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。同日及び2月14日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。2月27日には、防衛省（東京都）への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月18日には、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った後、城内内務大臣及び政府参考人に対し、締めくくりに質疑問を行った。

また、6月6日の審査会において、令和6年6月1日から令和7年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和7年6月）を決定し、議長に提出した。その後、6月13日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

（８）政治倫理審査会

審査会は第216回国会（臨時会）閉会中、3回開会された。

12月25日、議員赤池誠章君、議員井上義行君、議員石井正弘君及び議員石田昌宏君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月14日、議員上野通子君及び議員江島潔君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月20日、議員岡田直樹君及び議員加田裕之君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。

また、第217回国会（常会）中は、8回開会された。1月27日、議員北村経夫君、議員佐藤啓君及び議員酒井庸行君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月31日、議員末松信介君及び議員高橋はるみ君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月5日、議員長峯誠君及び議員野上浩太郎君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月7日、議員羽生田俊君及び議員堀井巖君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月19日、議員宮本周司君及び議員山田宏君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。3月7日、議員山本順三君及び議員吉川ゆうみ

君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。4月18日、議員山崎正昭君から弁明を聴取した後、質疑を行った。

6月4日の審査会において、被申立議員29人に政治的道義的に責任があると認めることを決定した。同日、事案の概要及びこれに関する審査の結果を記載した報告書を政治倫理審査会会長から議長に提出した。

（９）天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応

今国会において、両議院正副議長は、各政党・各会派が出席する「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」を4回行った。

（10）調査研究広報滞在費をめぐる動き

参議院において設置された調査研究広報滞在費に関する協議会は、今国会中、7回開催された。また、調査研究広報滞在費に関する両院合同協議会は3回開催された。

4月15日に開催された第3回調査研究広報滞在費に関する両院合同協議会において、調査研究広報滞在費の使途報告・公開・残額返還に係る両院議長協議決定案が取りまとめられた。

これを受け、4月24日に衆議院議院運営委員会、4月25日に参議院議院運営委員会において、調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程が決定された。同規程では、調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開が義務付けられるとともに、残余の額がある場合には、報告書が公開された日から20日以内に返還しなければならないこと等が定められた。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(7. 1. 24)	会期中選任
議長	長	関口 昌一 (無)	
副議長	長	長浜 博行 (無)	
常任委員	内閣	和田 政宗 (自民)	
	総務	宮崎 勝 (公明)	
	法務	若松 謙維 (公明)	
	外交防衛	滝沢 求 (自民) ※	
	財政金融	三宅 伸吾 (自民)	
	文教科科学	堂故 茂 (自民)	
	厚生労働	柘植 芳文 (自民) ※	
	農林水産	舞立 昇治 (自民)	
	経済産業	牧山 ひろえ (立憲)	
	国土交通	小西 洋之 (立憲)	
	環境	青山 繁晴 (自民)	
	基本政策	浅田 均 (維新)	
	予算	鶴保 庸介 (自民) ※	
	決算	片山 さつき (自民) ※	
	行政監視	福島 みずほ (立憲)	
	議院運営	牧野 たかお (自民)	
	懲罰	勝部 賢志 (立憲)	
特別委員	災害対策	塩田 博昭 (公明) ※	
	ODA沖縄北方	石井 浩郎 (自民) ※	
	政治改革	豊田 俊郎 (自民) ※	
	拉致問題	松下 新平 (自民) ※	
	地方デジタル	山田 太郎 (自民) ※	
	消費者問題	石井 章 (維新) ※	
	震災復興	小沢 雅仁 (立憲) ※	
調査会長	外交・安保	猪口 邦子 (自民)	
	国民生活	福山 哲郎 (立憲)	
	資源・持続可能	宮沢 洋一 (自民)	
憲法審査会会長		中曽根 弘文 (自民)	
情報監視審査会会長		有村 治子 (自民)	
政治倫理審査会会長		松村 祥史 (自民)	
事務総長		小林 史武	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 7. 7. 28 任期満了			② 10. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	113 (22)	19 (5)	33 (5)	52 (10)	18 (5)	43 (7)	61 (12)
立憲民主・社民・無所属	41 (18)	9 (3)	14 (6)	23 (9)	8 (5)	10 (4)	18 (9)
公 明 党	27 (3)	7	7 (1)	14 (1)	6	7 (2)	13 (2)
日 本 維 新 の 会	17 (4)	4	1 (1)	5 (1)	8 (2)	4 (1)	12 (3)
国民民主党・新緑風会	12 (4)	3 (1)	2	5 (1)	3	4 (3)	7 (3)
日 本 共 産 党	11 (4)	4 (1)	3 (2)	7 (3)	3 (1)	1	4 (1)
れ い わ 新 選 組	5 (1)	2 (1)	0	2 (1)	2	1	3
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
NHKから国民を守る党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	9 (5)	0	6 (4)	6 (4)	1	2 (1)	3 (1)
合 計	239 (61)	49 (11)	67 (19)	116 (30)	50 (13)	73 (18)	123 (31)
欠 員	9	1	7	8	0	1	1
定 数	248	50	74	124	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和7年7月28日任期満了、○印の議員は令和10年7月25日任期満了

また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(113名)

○阿達 雅志 (比 例)	○青木 一彦 (鳥取・島根)	○青山 繁晴 (比 例)
赤池 誠章 (比 例)	○赤松 健 (比 例)	○浅尾 慶一郎 (神奈川)
○朝日 健太郎 (東 京)	有村 治子 (比 例)	○井上 義行 (比 例)
○生稻 晃子 (東 京)	石井 準一 (千 葉)	○石井 浩郎 (秋 田)
石井 正弘 (岡 山)	石田 昌宏 (比 例)	○磯崎 仁彦 (香 川)
○猪口 邦子 (千 葉)	○今井 絵理子 (比 例)	岩本 剛人 (北海道)
○上野 通子 (栃 木)	○臼井 正一 (千 葉)	○江島 潔 (山 口)
衛藤 晟一 (比 例)	○小川 克巳 (比 例)	○小野田 紀美 (岡 山)
尾辻 秀久 (鹿児島)	○越智 俊之 (比 例)	○大家 敏志 (福 岡)
太田 房江 (大 阪)	○岡田 直樹 (石 川)	加田 裕之 (兵 庫)
○加藤 明良 (茨 城)	○梶原 大介 (比 例)	○片山 さつき (比 例)
○神谷 政幸 (比 例)	北村 経夫 (山 口)	○こやり 隆史 (滋 賀)
○小林 一大 (新 潟)	古賀 友一郎 (長 崎)	○古庄 玄知 (大 分)
上月 良祐 (茨 城)	○佐藤 啓 (奈 良)	佐藤 信秋 (比 例)
佐藤 正久 (比 例)	酒井 庸行 (愛 知)	○櫻井 充 (宮 城)
山東 昭子 (比 例)	清水 真人 (群 馬)	○自見 はなこ (比 例)
白坂 亜紀 (大 分)	○進藤 金日子 (比 例)	○末松 信介 (兵 庫)
田中 昌史 (比 例)	高橋 克法 (栃 木)	高橋 はるみ (北海道)
滝沢 求 (青 森)	滝波 宏文 (福 井)	武見 敬三 (東 京)
柘植 芳文 (比 例)	○鶴保 庸介 (和歌山)	堂故 茂 (富 山)
○友納 理緒 (比 例)	豊田 俊郎 (千 葉)	○中曽根 弘文 (群 馬)
中田 宏 (比 例)	○中西 祐介 (徳島・高知)	○永井 学 (山 梨)
長峯 誠 (宮 崎)	西田 昌司 (京 都)	○野上 浩太郎 (富 山)
○野村 哲郎 (鹿児島)	羽生田 俊 (比 例)	○長谷川 岳 (北海道)
○長谷川 英晴 (比 例)	馬場 成志 (熊 本)	橋本 聖子 (比 例)
比嘉 奈津美 (比 例)	○福岡 資麿 (佐 賀)	○藤井 一博 (比 例)
○藤川 政人 (愛 知)	○藤木 眞也 (比 例)	○船橋 利実 (北海道)
古川 俊治 (埼 玉)	○星 北斗 (福 島)	堀井 巖 (奈 良)
本田 顕子 (比 例)	舞立 昇治 (鳥取・島根)	牧野 たかお (静 岡)
○松川 るい (大 阪)	○松下 新平 (宮 崎)	○松村 祥史 (熊 本)
松山 政司 (福 岡)	三浦 靖 (比 例)	○三原じゅん子 (神奈川)
三宅 伸吾 (香 川)	宮崎 雅夫 (比 例)	○宮沢 洋一 (広 島)
宮本 周司 (石 川)	森 まさこ (福 島)	森屋 宏 (山 梨)
○山崎 正昭 (福 井)	山下 雄平 (佐 賀)	山田 太郎 (比 例)
山田 俊男 (比 例)	○山田 宏 (比 例)	○山谷 えり子 (比 例)

○山本 啓介 (長 崎)	○山本 佐知子 (三 重)	○山本 順三 (愛 媛)
○吉井 章 (京 都)	吉川 ゆうみ (三 重)	和田 政宗 (比 例)
○若林 洋平 (静 岡)	○渡辺 猛之 (岐 阜)	

【 立憲民主・社民・無所属 】

(4 2 名)

○青木 愛 (比 例)	石垣 のりこ (宮 城)	石川 大我 (比 例)
○石橋 通宏 (比 例)	打越 さく良 (新 潟)	小沢 雅仁 (比 例)
小沼 巧 (茨 城)	大椿 ゆうこ (比 例)	奥村 政佳 (比 例)
○鬼木 誠 (比 例)	勝部 賢志 (北海道)	川田 龍平 (比 例)
○木戸口 英司 (岩 手)	岸 真紀子 (比 例)	熊谷 裕人 (埼 玉)
○小西 洋之 (千 葉)	○古賀 千景 (比 例)	○古賀 之士 (福 岡)
○斎藤 嘉隆 (愛 知)	塩村 あやか (東 京)	○柴 慎一 (比 例)
○杉尾 秀哉 (長 野)	田島 麻衣子 (愛 知)	○田名部 匡代 (青 森)
○高木 真理 (埼 玉)	○辻元 清美 (比 例)	○徳永 エリ (北海道)
野田 国義 (福 岡)	羽田 次郎 (長 野)	広田 一 (徳島・高知)
○福島 みずほ (比 例)	○福山 哲郎 (京 都)	牧山 ひろえ (神奈川)
○三上 えり (広 島)	水岡 俊一 (比 例)	水野 素子 (神奈川)
宮口 治子 (広 島)	○村田 享子 (比 例)	森本 真治 (広 島)
森屋 隆 (比 例)	横沢 高德 (岩 手)	吉川 沙織 (比 例)

【 公 明 党 】

(2 7 名)

○秋野 公造 (福 岡)	○伊藤 孝江 (兵 庫)	○石川 博崇 (大 阪)
○上田 勇 (比 例)	河野 義博 (比 例)	○窪田 哲也 (比 例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛 知)	塩田 博昭 (比 例)
下野 六太 (福 岡)	杉 久武 (大 阪)	高橋 次郎 (比 例)
高橋 光男 (兵 庫)	○竹内 真二 (比 例)	○竹谷 とし子 (東 京)
○谷合 正明 (比 例)	新妻 秀規 (比 例)	○西田 実仁 (埼 玉)
平木 大作 (比 例)	○三浦 信祐 (神奈川)	○宮崎 勝 (比 例)
矢倉 克夫 (埼 玉)	安江 伸夫 (愛 知)	山口 那津男 (東 京)
山本 博司 (比 例)	○横山 信一 (比 例)	若松 謙維 (比 例)

【 日 本 維 新 の 会 】

(1 8 名)

○青島 健太 (比 例)	○浅田 均 (大 阪)	○石井 章 (比 例)
○石井 苗子 (比 例)	○猪瀬 直樹 (比 例)	梅村 みずほ (大 阪)
嘉田 由紀子 (滋 賀)	○片山 大介 (兵 庫)	○金子 道仁 (比 例)
○串田 誠一 (比 例)	柴田 巧 (比 例)	○高木 かおり (大 阪)
○中条 きよし (比 例)	藤巻 健史 (比 例)	○松沢 成文 (神奈川)
○松野 明美 (比 例)	柳ヶ瀬 裕文 (比 例)	山口 和之 (比 例)

【 国民民主党・新緑風会 】

(1 2 名)

○伊藤	孝恵 (愛知)	磯崎	哲史 (比例)	○上田	清司 (埼玉)
○川合	孝典 (比例)	榛葉	賀津也 (静岡)	田村	まみ (比例)
○竹詰	仁 (比例)	○堂込	麻紀子 (茨城)	芳賀	道也 (山形)
○浜口	誠 (比例)	浜野	喜史 (比例)	○舟山	康江 (山形)

【 日 本 共 産 党 】

(1 1 名)

井上	哲士 (比例)	伊藤	岳 (埼玉)	○岩渕	友 (比例)
紙	智子 (比例)	吉良	よし子 (東京)	倉林	明子 (京都)
小池	晃 (比例)	○大門	実紀史 (比例)	○仁比	聡平 (比例)
山下	芳生 (比例)	○山添	拓 (東京)		

【 れ い わ 新 選 組 】

(5 名)

○大島	九州男 (比例)	木村	英子 (比例)	○天畠	大輔 (比例)
船後	靖彦 (比例)	○山本	太郎 (東京)		

【 沖 縄 の 風 】

(2 名)

○伊波	洋一 (沖縄)	高良	鉄美 (沖縄)

【 N H K から国民を守る党 】

(2 名)

○齊藤	健一郎 (比例)	浜田	聡 (比例)

【 各派に属しない議員 】

(8 名)

大野	泰正 (岐阜)	○神谷	宗幣 (比例)	鈴木	宗男 (比例)
○関口	昌一 (埼玉)	寺田	静 (秋田)	ながえ	孝子 (愛媛)
長浜	博行 (千葉)	○平山	佐知子 (静岡)		

5 議員の異動

第216回国会閉会後及び今国会（7. 1. 24召集）中における議員の異動

○逝去

足立 敏之君（自民・比例）
6. 12. 27 逝去

○辞職

鈴木 宗男君（無・比例）
7. 6. 20 辞職

○繰上補充当選

小川 克巳君（自民・比例）
7. 1. 20 任期開始（足立敏之君死去による）

○会派名変更

「NHKから国民を守る党」
7. 5. 15 「NHK党」に変更
「NHK党」
7. 5. 26 「NHKから国民を守る党」に変更

○所属会派異動・会派所属

- － 7. 2. 14 立憲民主・社民・無所属を退会－
宮口 治子君
- － 7. 4. 28 日本維新の会を退会－
梅村 みずほ君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出59件（本院先議3件を含む）のうち、能動的サイバー防御法案、国民年金等改正案等58件が成立し、残る1件については、衆議院において継続審査となった。

参法は、新規提出11件のうち、自殺対策基本法改正案等2件が成立し、残る9件については、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出66件のうち、公職選挙法改正案等15件が成立し、残る51件については、本院において1件が審査未了となり、衆議院において47件が継続審査、3件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた18件のうち、衆議院において13件が継続審査、2件が審査未了、3件が撤回となった。

予算は、3件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出13件が、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出3件が、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた4件が、いずれも承諾された。また、新規提出3件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、令和5年度決算外2件（第216回国会提出）が是認され、令和2年度NHK決算（第207回国会提出）、令和3年度NHK決算（第210回国会提出）、令和4年度NHK決算（第212回国会提出）及び令和5年度NHK決算（第216回国会提出）は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、2件提出され、このうち、国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案が可決された。残る1件は審査未了となった。

このほか、参議院規則改正案2件、参議院憲法審査会規程改正案、参議院事務局職員定員規程改正案、参議院情報監視審査会規程改正案が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	5 9	5 8	0	0	0	1	0	0	
参 法	新 規	1 1	2	0	0	9	0	0	0	
衆 法	新 規	6 6	1 5	0	0	1	4 7	0	0	撤回 3
	衆 継	1 8	0	0	0	0	1 3	0	2	撤回 3
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 3	1 3	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	3	0	0	0	0	3	0	0	
	衆 継	4	4	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	7	3	0	0	4				
決 議		2	1	0	0	1				
規 則		2	2	0	0	0				
規 程		3	3	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（59件）

●両院を通過したもの（58件）

- 1 所得税法等の一部を改正する法律案（修）
- 2 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 3 地方交付税法等の一部を改正する法律案（修）
- 4 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（修）
- 5 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 6 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 7 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（修）
- 10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
- 11 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 道路法等の一部を改正する法律案
- 13 港湾法等の一部を改正する法律案
- 14 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 16 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 17 災害対策基本法等の一部を改正する法律案
- 18 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案
- 19 電波法及び放送法の一部を改正する法律案
- 20 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 土地改良法等の一部を改正する法律案
- 23 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案
- 24 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案
- 25 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
- 27 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案
- 30 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（修）
- 31 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案
- 32 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（修）
- 33 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法

律案（修）

- 34 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 35 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 36 日本学術会議法案
- 37 保険業法の一部を改正する法律案
- 38 信託業法の一部を改正する法律案
- 39 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 40 児童福祉法等の一部を改正する法律案
- 41 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案
- 42 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
- 43 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案
- 44 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 45 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案
- 46 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 47 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（修）
- 49 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案
- 50 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 51 環境影響評価法の一部を改正する法律案
- 52 独立行政法人男女共同参画機構法案
- 53 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 54 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
- 55 航空法等の一部を改正する法律案
- 56 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案
- 57 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
- 58 船員法等の一部を改正する法律案
- 59 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（1件）

- 21 医療法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（11件）

●両院を通過したもの（2件）

- 5 自殺対策基本法の一部を改正する法律案
- 9 手話に関する施策の推進に関する法律案

●本院において審査未了のもの（2件）

- 1 特定生殖補助医療に関する法律案
- 7 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（7件）
 - 2 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 3 政党助成法を廃止する法律案
 - 4 学校教育法の一部を改正する法律案
 - 6 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案
 - 8 児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案
 - 10 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
 - 11 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（84件）（継続18件を含む）

- 両院を通過したもの（15件）
 - 9 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 10 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 15 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 - 16 半島振興法の一部を改正する法律案
 - 17 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案
 - 18 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
 - 19 棚田地域振興法の一部を改正する法律案
 - 20 山村振興法の一部を改正する法律案
 - 28 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 33 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
 - 34 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案
 - 36 行政書士法の一部を改正する法律案
 - 37 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案
 - 48 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
 - 49 社会保険労務士法の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（60件）（継続13件を含む）
 - 1 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案
 - 2 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案
 - 3 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
 - 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 5 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
 - 7 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 8 健康保険法等の一部を改正する法律案
 - 11 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
 - 12 軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案

- 21 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 22 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案
- 23 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案
- 24 ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案
- 25 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案
- 27 地方税法の一部を改正する法律案
- 29 民法の一部を改正する法律案
- 30 婚姻前の氏の通称使用に関する法律案
- 31 自動車盗難対策等の推進に関する法律案
- 32 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 38 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 39 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 40 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案
- 41 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案
- 42 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案
- 43 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 44 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 45 公務員庁設置法案
- 46 地方公務員法等の一部を改正する法律案
- 47 地方公務員の労働関係に関する法律案
- 50 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 51 衆議院の解散に係る手続等に関する法律案
- 52 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案
- 54 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
- 55 政治団体における複式簿記の導入に関する法律案
- 56 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案
- 57 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 58 郵政民営化法等の一部を改正する法律案
- 59 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案
- 60 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 61 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 62 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
- 63 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 64 民法の一部を改正する法律案
- 65 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 66 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案

(第215回国会提出)

- 2 就労支援給付制度の導入に関する法律案

(第216回国会提出)

- 1 賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案
- 4 一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案
- 5 電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案
- 9 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 12 政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案
- 13 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 17 財政法の一部を改正する法律案
- 19 育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案
- 22 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 23 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案
- 25 学校給食法の一部を改正する法律案
- 衆議院を通過し、本院において審査未了のもの（1件）
- 53 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（継続2件）

(第216回国会提出)

- 18 サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案
- 21 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案
- 撤回されたもの（6件）（継続3件を含む）
- 13 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案
- 14 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 26 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

(第215回国会提出)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(第216回国会提出)

- 3 揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案
- 10 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

◎予算（3件）

- 両院を通過したもの（3件）
- 1 令和七年度一般会計予算（修）《修》（衆議院同意）
- 2 令和七年度特別会計予算（修）
- 3 令和七年度政府関係機関予算

◎条約（13件）

●両院を通過したもの（13件）

- 1 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 4 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 5 航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 7 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件
- 10 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件
- 11 海洋法に関する国際連合条約に基づき、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 12 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件
- 13 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（3件）

●両院を通過したもの（3件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（7件）（継続4件を含む）

●両院を通過したもの（継続4件）

（第216回国会提出）

- 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（３件）

○令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（７件）

●是認すると議決したもの（３件）

（第216回国会提出）

○令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

○令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

○令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（４件）

（第207回国会提出）

○日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第210回国会提出）

○日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第212回国会提出）

○日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第216回国会提出）

○日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（２件）

●可決したもの（１件）

１ 国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案

●未了のもの（１件）

２ 財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案

◎規則案（２件）

●可決したもの（２件）

１ 参議院規則の一部を改正する規則案

２ 参議院規則の一部を改正する規則案

◎規程案（３件）

●可決したもの（３件）

１ 参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案

- 2 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
- 3 参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.12財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とするとともに、給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。あわせて、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定親族特別控除）を創設する。

二、地域経済を支える中小企業の取組の後押し

売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充する。また、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、一定の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

三、国際環境の変化等への対応

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税（法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税）の創設及びたばこ税の見直し（加熱式たばこの課税方式の適正化及び国のたばこ税率の引上げ）を行う。また、外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）をリファンド方式に見直す。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、所得税の基礎控除等の特例を創設するほか、所得税の抜本的な改革に係る措置及び所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置の規定を附則に設ける修正が行われた。

また、本法律施行に伴う令和7年度の租税減収見込額は、約1兆3,010億円である。なお、令和8年4月から順次施行される防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による租税増収見込額は、平年度約9,860億円である。

【附帯決議】（7.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 物価の高騰に賃金が追いつかない状況下、所得格差と資産格差も拡大しており、最低限の生活保障、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の人的控除等や課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。
- 二 「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないように、民間企業の賃上げや設備投資等を費用対効果にも十分配慮しながら引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。
- 三 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止に向けた検討を速やかに行うとともに、その廃止に当たっては、流通への影響や関係事業者の事務負担等に配慮するとともに、国及び地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、安定的な財源を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 四 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する制度については、いわゆるリファインド方式への変更の効果を見極めるとともに、免税とすることの妥当性について検討を行い、その結果に基づきその縮減その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。
- 六 金融所得課税について、一定以上の高額所得を有する者の実効税率が低位である問題を解決するため、中低所得者層の金融資産形成に配慮しつつ、課税方法の変更も含めた金融所得課税の在り方について検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
- 七 物価上昇局面における税負担調整の一環として、食事の現物支給の場合の非課税限度額引上げに向けた検討を行い、その実現に努めること。
- 八 災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。
- 九 奨学金の返済その他の教育に関する経済的負担を軽減するための税制上の施策について検討を行い、その実現に努めること。
- 十 各種の企業関係租税特別措置については、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、各措置の適用実態のより一層の透明化に向け必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十一 給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度については、その効果の検証を継続的にを行い、その結果や賃金を巡る状況を踏まえ、同制度の廃止を含む見直しについて検討を進め、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十二 相続税及び贈与税について、資産に係る格差が拡大し、固定化している現状に鑑み、再分配機能の適切な確保の観点から、税率構造、非課税措置等の見直しについて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十三 税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。
- 十四 政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。
- 十五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、インボイス制度の実施への対応、大阪・関西万博開催に伴うインバウンド観光客増大などに対応しての消費税の不正還付事案への厳正な対応など、社会情勢の変化による事務量が增大していることに鑑み、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払い、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。
- 右決議する。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 7.3.4可決 参議院 3.14総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行う。

二、軽自動車税の改正

新たな排ガス規制の適用開始等に伴い、新たに追加された二輪車の車両区分を踏まえ、当該二輪車に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定める。

三、税務手続の電子化に関する改正

一定の納税者等に対する通知により通知した事項について、地方税関係手続用電子情報処理組織により地方税共同機構を経由して提供することを可能とする。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.14総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和7年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆9,574億円とする。
また、交付税特別会計借入金について、令和7年度の償還額を増額し、令和34年度までに償還することとする。
- 2 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和7年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 令和7年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに684億円を確保することとし、総額871億円とする。

二、地方財政法の一部改正

- 1 令和7年度から令和11年度までの間に限り、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるため、地方債を起すことができることとする。
- 2 河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を5年間延長する。
- 3 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げに伴う地方交付税の減少に対し、令和7年度の地方交付税の総額を確保するため、同年度における交付税特別会計借入金の償還の一部を取りやめることにより対応することとし、令和34年度（政府原案では令和33年度）までに同借入金を償還することを内容とする修正が行われた。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）

（衆議院 7.4.8修正議決 参議院 4.18内閣委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機を導入したときの届出の義務を規定するとともに、

特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機に係る特定侵害事象等の発生を認知したときの報告の義務を規定する。

二、内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者その他の事業電気通信役務の利用者との間で、当該利用者を通信の当事者とする通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて必要な分析を行うこと等を内容とする協定を締結し、通信情報の提供を受けることができる。

三、内閣総理大臣は、国外通信特定不正行為に関係する外外通信、外内通信又は内外通信が電気通信事業者により媒介される国外関係通信に含まれると疑うに足る場合において一定の要件を満たしたときは、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信の通信情報の一部が複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにするための措置を講ずることができる。

四、内閣総理大臣において取得した通信情報の中から一定の要件を満たす機械的情報のみを選別する措置を講ずる等、取得した通信情報の取扱いについての所要の規定を設ける。

五、内閣総理大臣は、選別された通信情報等の整理及び分析を行うものとし、整理又は分析した情報について、国の行政機関、特別社会基盤事業者、電子計算機等供給者等に提供する等の規定を設ける。

六、内閣総理大臣は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するとともに、当該協議会に、重要電子計算機を使用する者等をその同意を得て構成員として加えることができる。

七、サイバー通信情報監理委員会を設置し、その任務として、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うことを定める。

八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、通信の秘密の尊重、国会に対する報告事項の具体化並びに二、三及び四の規定の施行後3年を目途とした検討規定の創設を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとり、効果的に制度を運用すること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視され得るのではないかと国民の懸念を払拭できるよう、積極的な広報活動等により制度に対する国民の理解醸成を図ること。

二 両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、政省令や基本方針等の策定に当たっては、基幹インフラ事業者等や産業界はもとより、有識者や労働界等の関係者の意見を幅広く丁寧に聴取し、最大限反映させること。

三 インシデント報告等において経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。

四 基幹インフラ事業者等が顧客情報を漏えいした等いわれのない誹謗中傷を受けることがないよう、情報の安全管理措置を始めとした運用に万全を期すこと。また、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分配慮すること。

五 当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えない旨を基本方針等に明記すること。

六 内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。特に、当事者協定に

基づく選別後通信情報の利用及び提供については、犯罪捜査目的ではなく、サイバーセキュリティ対策に係る場合に限定すること。

七 サイバー攻撃による被害を防止するため、内閣総理大臣が整理・分析を行った情報については、基幹インフラ事業者等に対し、積極的に提供すること。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国等とも十分に連携し、その対応に万全を期すること。

八 協議会の構成員の在り方、提供する情報の内容や取扱い等の運用については、基幹インフラ事業者等のみならず中小企業や地方公共団体を含む関係者の意見を幅広く聴取し、各主体が協議会への参加の意義を実感できる仕組みとなるよう制度設計を進めること。

九 協議会を活用した官民の情報共有においては、重要経済安保情報保護活用法に基づくセキュリティ・クリアランス制度の活用も図りながら、機微情報も含め迅速に提供し、サイバー対処能力を効果的に向上させること。また、それにより安定的な経済活動や我が国の技術的優位性を確保し、産業競争力の強化につなげていくこと。

十 政府の体制整備に当たっては、両法の実効性のある運用に必要な人員及び組織体制を確保・構築するとともに、通信情報の取得、自動選別等に必要となる設備等の整備のために十分な予算を確保すること。あわせて、政府に協力を行う電気通信事業者に生じ得る通信ネットワーク運営に関する負担について、先進諸外国の例も参考にしながら、その回避策について責任を持って検討すること。

十一 今般の新制度には多くの行政機関が関与することに鑑み、省庁間連携に万全を期すこと。特に、インテリジェンス機能については、内閣官房の新組織は関係機関と緊密に連携し、サイバー安全保障分野における情報やその他の外部情報等を効果的に収集、分析する体制を構築し、その強化を図ること。

十二 アクセス・無害化措置において、内閣官房の新組織は警察及び防衛省・自衛隊と緊密に連携し、事案の状況変化に対応して円滑かつ適正に行われるよう、各措置の内容について十分に把握した上で総合調整機能を果たすこと。また、緊密な連携を確保するための共同訓練等により、運用に万全を期すこと。

十三 通信防護措置の発令を迅速に行う重要性を踏まえ、状況の判断に資する各種情報の収集・分析体制を十分に構築すること。

十四 警察におけるアクセス・無害化措置が適正に行われることを担保するため、公安委員会は警察からの報告を適時に受けて厳格な監督を行うとともに、警察は関係する記録を保存し、事後的な検証に努めること。

十五 アクセス・無害化措置の実施に当たる警察や自衛隊については、サイバー分野の高度な専門教育や同盟国・同志国等との共同演習などを通じ、専門性を継続的に高めるよう、必要な取組を推進すること。

十六 外務大臣は、アクセス・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応できる実効性のある体制を構築すること。また、国家安全保障会議四大臣会合等において、アクセス・無害化措置を行う際の外交上の観点からの懸念点を共有するなど適切に関与すること。

十七 外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われることを担保する観点から、緊急状態を援用する際には国家責任条文第25条の要件を満たして同措置を行うこと。すなわち、国際法上の評価を行う外務大臣は、緊急状態を援用する場合、同措置が、重大かつ急迫した危険から不可欠の利益を守るための唯一の手段であること、及び他国の不可欠の利益を深刻に侵害しないことを満たしているかについて検討し、同措置の実施主体との協議に反映させること。

十八 外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセス・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともに、サイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。

十九 サイバー通信情報監理委員会は、通信情報の取得やアクセス・無害化措置に関する承認等に

ついて、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正にかつ速やかに行う体制を構築すること。

二十 サイバー通信情報監理委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、衆議院における修正の趣旨を踏まえ、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、政府全体として誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

二十一 サプライチェーンへのサイバー攻撃に対する強靱性を高めるため、基幹インフラ事業者等のみならず、サプライチェーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイス等の経済的、人的支援を強化すること。特に、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業については支援を適切に行うこと。

二十二 サイバーセキュリティ人材の確保及び育成については、経営層にサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促し、同人材の地位向上や処遇改善につなげる取組を通じて強力に推進すること。

二十三 国産技術を核としたサイバー対処能力の向上のため、機器の開発を含めて支援するとともに、ＡＩ等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。また、新たな技術を活用したサイバー攻撃への対処策について、不断に検討を行い、迅速に措置を講ずること。

右決議する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第５号）

（衆議院 7.4.8可決 参議院 4.18内閣委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、警察官職務執行法を改正し、警察庁長官が指名する警察官は、サイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為に用いられる電気通信等又はその疑いがある電気通信等を認めた場合であって、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除いてサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、当該電気通信等の送信元等である電子計算機の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることができるものとする。

二、自衛隊法を改正し、内閣総理大臣は、重要電子計算機のうち一定のものに対する特定不正行為であって、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、これにより重大な障害が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、その発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該特定不正行為による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であって電気通信回線を介して行うもの（通信防護措置）をとるべき旨を命ずることができるものとする。また、当該措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の職務の執行及び自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機をサイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の必要な規定を準用するものとする。

三、サイバーセキュリティ基本法を改正し、サイバーセキュリティ戦略本部について、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする組織に改めるとともに、その所掌事務について見直しを行う。

四、内閣法を改正し、内閣官房に内閣サイバー官 1 人を置く。

五、この法律は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】（7.5.15内閣委員会議決）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第 4 号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 6 号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

鉱工業品 4 品目について、1.6—ヘキサンジオール等については基本税率を無税、リチウム＝ビス（オキサラト）ボラートについては暫定税率を無税とする。

二、重加算税制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合には、その隠蔽・偽装行為については、関税に係る重加算税の加重対象から除外する。

三、暫定税率等の適用期限の延長等

1 令和 7 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率（411 品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を 1 年延長するとともに、加糖調製品（5 品目）の暫定税率を引き下げる。

2 令和 7 年 3 月 31 日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を 2 年延長する。

3 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することにより、関税を軽減する。

四、特別特惠関税の見直し

特別特惠税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【附帯決議】（7.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要なかつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。

三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

四 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

五 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心

を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 7.4.3可決 参議院 4.7財政金融委員会付託 4.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第21次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するほか、米州投資公社の第3次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うに当たり、当該出資について国債で出資することを可能とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,641億5,750万円の範囲内において出資することができることとする。
- 二、政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関への資金拠出を行うに当たっては、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよう最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。
- 三 国際機関の活動や我が国の貢献について、日本語表記を含めた広報活動及び情報公開をより一層充実させ、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。
- 四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う重要なポストの獲得に尽力すること。
- 五 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間による当該債務データの共有を促進するとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけること。
- 六 世界情勢が大きく変化する中、あらゆる人々が恐怖と欠乏から解放されるような社会づくりである「人間の安全保障」を実現していくことは重要であることから、「人間の安全保障」の視点に立った国際支援を実施するよう努めるとともに、諸外国に対し開発援助による国際協力を安定的かつ持続的に取り組む必要性を強く呼びかけること。

右決議する。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

(衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改める。
- 二、授業料等減免の対象者として、多数の子等の教育費を負担している家庭の学生等（3人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等である学生等）を加える。
- 三、授業料等減免の認定を受けようとする学生等は、該当する認定事由等を記載した申請書等を、授業料等減免を行うため文部科学大臣等により一定の要件を満たしている旨の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）の設置者に提出し、確認大学等の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い認定を行う。また、授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当することにより授業料等減免を受けようとするときは、確認大学等の設置者から変更認定を受けなければならない。
- 四、国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。
- 五、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後4年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.3.31文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、高等教育の修学支援新制度は、学生等に対する経済的支援の面を持つ一方で、大学等に国費が拠出されることから大学等への支援となる面も併せ持つことに留意しつつ、急速な少子化が進行する中で高等教育を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大学等における職業教育と学術研究との役割の明確化、教育内容の一層の充実、入学者の選抜に係る制度の改善、学修の成果に係る評価の客観性や妥当性の一層の確保及び大学等の数の適正化その他の大学等の改革の実施に努めること。
- 二、一で示した改革の実施後においては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の理念にのっとり、更なる教育の機会均等を図るため、高等教育の無償化を推進すること。
- 三、修学支援新制度の更なる拡充にも対応できるよう、消費税に限らない幅広い財源の活用等を検討するなど、安定的な財源の確保に努めること。
- 四、多子世帯の学生等に対する授業料等減免については、扶養する子等の数を要件としたことにより、兄弟姉妹の年齢差により支援を受ける期間が異なるという問題が生じることから、このような不公平を避けるため、修学支援新制度の見直しを検討すること。
- 五、本法附則第6条による施行後4年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。
- 六、本法による改正後における修学支援新制度の効果を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう努めること。
- 七、大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ、授業料等減免の上限額の見直しを検討するとともに、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費が確実に措置され、

競争的研究費を含む大学等への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、物価高の影響等により学生等の消費支出が増加していることを踏まえ、給付型奨学金を受ける学生等が学業に専念して学生生活を送ることができるよう、給付型奨学金の支給額の見直しを検討すること。

九、大学等の確認要件については、確認大学等以外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。見直しに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、学生等、地域社会及び地方公共団体等の意見を尊重するとともに、確認要件が恣意的に運用されることのないよう、明確な基準や手続を設定し、透明かつ公正な運用が確保されるよう努めること。

十、本法による改正後においては、学生等への経済的支援が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、奨学金制度を含め、修学支援新制度全般の更なる周知徹底及び簡素化に努めること。

十一、令和6年度から開始された教職大学院等修了後に教員となった者に対する大学院段階に貸与された第一種奨学金の返還免除制度について、教員不足が深刻な状況を踏まえ、学部段階にも拡充するよう検討すること。

十二、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十三、貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること。

十四、今後、学生等への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間を確保するとともに学生等、保護者、学校関係者及び大学等への周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。

右決議する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 7.5.15修正議決 参議院 5.21文教科学委員会付託 6.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、教育委員会に対し、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画の策定及び公表、実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付けるとともに、同計画の策定及び実施に関して、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に指導助言等を行うことを努力義務とする。

二、公立の義務教育諸学校等に対し、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、一の計画に適合するものとなるよう義務付けるとともに、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとする。

三、児童の教育等をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるものとする。

四、公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げる。

五、義務教育等教員特別手当について、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性等を考慮して条例で定めることとする。

六、この法律は、令和8年4月1日から施行する。ただし、四及び五は、同年1月1日から施行する。

七、政府は、四及び五の施行日以後2年を目途として、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、令和11年度までに1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、所要の措置を講ずるものとする、公立の中学校の学級編制の標準について、令和8年度から35人に引き下げるよう法制上の措置等を講ずるものとする、教育職員の業務の管理の実効性向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする等附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.10文教科科学委員会決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員の時間外在校等時間を令和11年度までに1箇月当たり平均30時間程度に縮減するという本改正法附則第3条第1項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、1箇月当たり30時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。

二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第6条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。

六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員の服務を監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のための責務とするのではなく、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となって、強力に推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から2級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、2級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。

八、労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、

業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る３分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、３分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

十二、主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十三、教職調整額の10％への引上げを確実に実施するとともに、学校における働き方改革の進捗状況及び財源確保の状況等を踏まえ、教職調整額の引上げ時期の前倒しを検討すること。また、教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながることを防ぐこと、必要な予算を確保すること。

十四、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十五、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十六、国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十七、本改正法により時間外在校等時間の縮減が求められていることに鑑み、いわゆる「超勤４項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ずることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること。

十八、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せにするのではなく、保護者等から行政が直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応することも含め、スクールロイヤーのより積極的な活用や配置充実に向けて、財政措置等の必要な措置を講ずること。

十九、令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースの整備を行い、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

二十、教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

二十一、教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。
右決議する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 7. 3. 27可決 参議院 3. 28厚生労働委員会付託 3. 31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、令和7年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給する。
- 二、特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更する。
- 三、令和12年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給する。
- 四、この法律は、令和7年4月1日から施行する。ただし、三は、令和12年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7. 3. 31厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。
- 二、特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によって差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三、特別弔慰金の支給については、年300億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後90年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。
- 四、戦後80年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。
- 五、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に遺族に引き渡せるよう、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、遺骨収集の加速化を図ること。

右決議する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 7. 4. 10可決 参議院 4. 16経済産業委員会付託 4. 25本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 情報処理の促進に関する法律の一部改正
 - 1 経済産業大臣が指定する指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講じる。これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、

これらの支援措置に関する業務は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行う。

- 2 機構の業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加する。
- 3 機構の業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加する。
- 4 政府は、令和7年度から令和12年度まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に関する措置に必要な財源について、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとし、その償還等に必要な財源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定から、二の1でエネルギー対策特別会計に創設する先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとする。

二 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 エネルギー対策特別会計に、先端半導体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、機構に対する出資金等の歳入歳出項目を規定する。
- 2 先端半導体・人工知能関連技術対策に必要な財源に充てるため、エネルギー需給勘定及び一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.24経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。
- 二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。
- 三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要な不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。
- 四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。
- 五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。また、経営に不測な事態が発生した場合等に備えて、政府として機動的な対応を行うべく、能動的にガバナンスを発揮できるよう検討を行うこと。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。
- 六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表すること。また、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、3月に1回をめぐりに国会に報告すること。

- 七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援（以下「量産準備支援」という。）は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。
- 八 更なる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積りから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合においては、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。
- 九 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。
- 十 「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。
- 十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債である「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。その償還においては、財政投融资特別会計の投資勘定が産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、かかる趣旨に合致しない資金の供給を厳に慎むこと。
- 十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やA I ・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のA I ・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。
- 十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。
- 十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているA I ・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高等学校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講ずること。さらに、情報処理技術者試験については、C B T（コンピュータ・ベースド・テスト）の拡充や実施回数の増加等について更なる検討を行い、デジタル人材の育成や確保に向けて、利便性向上に努めること。
- 十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なI T人材を確保するための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、いわゆるインターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 7. 3. 27可決 参議院 4. 2国土交通委員会付託 4. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 道路網の整備に関する基本理念を創設することとする。
- 2 隣接し、又は近接する2以上の市町村の区域に存する道路のうち、その維持、修繕等を関係道路管理者間における連携及び協力によって効率的かつ効果的に行う必要があるものについて、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び費用分担の方法を別に定めることができることとする。
- 3 交通上密接な関連を有する道路の管理を行う2以上の道路管理者は、協議会での協議の結果、必要と認めるときは、大規模災害が発生した場合の当該道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）の方法、効果的に維持を行うための訓練に関する事項等を定めた道路啓開計画を作成するものとする。
- 4 道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものについて、占用許可に係る無余地性の基準を緩和することとする。
- 5 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標等を定めた道路脱炭素化基本方針を定めるものとし、また、道路管理者は、同方針に即して道路脱炭素化推進計画を作成することとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該公社の管理する道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であって、高度の技術又は機械力を要するものを、当該公社に代わって自ら行うことが適当と認められるときは、これを行うことができることとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許可を受けて一の4の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとする。

四 この法律は一部の規定を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.8国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 令和6年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であると改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未策定の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開が着実に実施されるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画の策定に当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものとなるようにすること。
- 三 災害発生時において道路啓開・緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保できるよう、維持管理費用を含めた財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材の確保に取り組むこと。
- 四 広域的な支援拠点として「道の駅」を活用する観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外の防災上の位置付けを有する「道の駅」については、その施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政支援の強化に努めること。
- 五 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、

無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。また、その設置に当たっては、高齢者、障害者や子ども連れなどにも利用しやすい環境を確保するため、バリアフリーに十分な配慮がなされるよう、所要の措置を講ずること。

六 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者においてもその保有を進めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握するとともに、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。

七 地方公共団体における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、連携協力道路制度が積極的に活用されるよう、同制度の具体的な活用方策を示すなどして道路管理者間の連携・協議を促すとともに、必要な助言等を行うこと。また、道路の維持管理の省力化に資する新技術の開発や活用の促進に努めること。あわせて、技術系職員の確保に向け、職業としての魅力向上のための対策を講ずること。

八 道路空間における脱炭素化施設等の導入に当たり民間事業者が活用することとなる道路の占用に係る許可基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

九 道路空間におけるライフライン関係の改修工事において、都市型災害の防止や都市景観の向上に資する共同溝の導入、交通渋滞の軽減等に資する共同工事・集中工事の採用などにより、効率的な工事の実施を推進すること。

右決議する。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（衆議院 7. 4. 8可決 参議院 4. 9国土交通委員会付託 4. 16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 港湾における協働防護の促進

気候変動に伴う海面上昇等に対応して港湾の保全を図るため、臨港地区内の区域であって浸水被害を防止すべき一団の土地の区域ごとに、防潮堤、護岸、堤防又は胸壁等の所有者等が連携し、又は協働して実施することにより、工場及び事業場等を防護するための計画を港湾管理者が作成できることとする。同計画に定められた事業に係る協定制度の創設、工事の許可の特例等の措置を講ずることとする。

二 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の効率的な利用

国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けている許可事業者であって当該貸付けの対象となっている行政財産とは別の行政財産について一時的な利用を希望するものから要請を受けた場合において、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

三 港湾工事の代行制度の創設

国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設の改良に関する工事（従前の機能を確保するために必要であること及び高度の技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められることのいずれの要件にも該当するものに限る。）を当該港湾管理者に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができることとする。

四 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保

港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常

災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石を収用等することができることとする。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 気候変動に伴う災害から港湾機能を確保するための対策については、日本沿岸の平均海面水位が21世紀の間、上昇し続けることが予測されていることを踏まえ、長期的な視点で取り組むこと。
 - 二 協働防護計画に基づく最適化事業を円滑に推進するために、民間事業者に対する税制支援のみならず、協働防護協議会に対し、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材支援といったソフト面での支援や助言を十分に行うこと。また、協働防護計画の作成に当たり、港湾管理者の組織体制や人材育成等の充実のための支援を強化すること。
 - 三 協働防護計画の作成に当たっては、政策決定を優先するのではなく、民間事業者が無理なく参加できるような計画となるよう港湾管理者に対し促すこと。また、計画の検討に際しては、港湾管理者に対し、港湾施設を所有する民間事業者からの意見を十分聴いて、その趣旨を最大限尊重するとともに、特に中小事業者の置かれた厳しい経営環境や所有する港湾施設の現状等について、十分配慮するよう求めること。
 - 四 協働防護の主要関係者として、協働防護協議会への港湾労働者の代表の参画を確実に働きかけること。
 - 五 港湾管理者における技術職員不足に対しては、国による港湾工事の代行措置の実施と併せ、技術系職員の意見・要望をしっかりと把握した上で、その確保・育成及び定着のための施策に努めるとともに、賃金、労働災害防止等の労働環境の改善が図られるようにすること。
 - 六 港湾施設の老朽化の進行に対し、港湾管理者の人員・予算の不足により港湾施設の維持管理が不十分となることがないよう、人員・予算の確保に努めるとともに、港湾施設の点検の効率化や適切なメンテナンス体制の在り方を検討し、持続可能な維持管理体制を実現すること。また、港湾施設の点検・整備におけるデジタル技術の導入を促進し、作業の効率化に向けた環境整備を図ること。
 - 七 海洋再生可能エネルギー発電は、日本全体のカーボンニュートラルの実現に向け、重要な役割を担うことから、その推進のため基地港湾としての機能を最大限発揮できるよう万全を期するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の一時的な利用については、長期かつ広範囲に埠頭の占用を伴う場合もあることから、埠頭の貸付けに当たっては一般の利用者の利便を妨げることがないよう十分留意すること。
 - 八 災害発生時に港湾施設の復旧作業に従事する人員の確保策の実効性について十分に検討を行うこと。特に、発災時は復旧作業に従事する者も被災者であるという視点に立ち、これらの者が無理なく復旧作業に従事できる体制の構築と、必要な環境の整備を図ること。
- 右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を47人減少し、2万1,666人に改める。
- 二、この法律は、令和7年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
 - 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
 - 三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
 - 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
 - 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
 - 六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。
 - 七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。
 - 八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。
- 右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 7.4.17可決 参議院 4.21厚生労働委員会付託 5.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、医薬品の製造販売業者は、医薬品総括製造販売責任者の監督の下に、医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者を置かなければならないものとする。
- 二、厚生労働大臣は、医薬品等の製造販売業者等について、薬事に関する法令等に違反する行為があった場合等において、その薬事に関する業務に責任を有する役員の変更を命ずることができるものとする。
- 三、特定医薬品の製造販売業者は、特定医薬品供給体制管理責任者を置かなければならないものとし、特定医薬品の出荷停止時等には、直ちに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないものとする。
- 四、厚生労働大臣は、製造販売業者等に対し、重要供給確保医薬品等の増産の指示等ができるものとする。
- 五、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務に、次の業務を追加する。

- 1 製造基盤整備措置を行う後発医薬品製造販売業者等に対し、必要な資金の交付等の支援を行

うこと。

2 革新的医薬品等実用化支援事業者に対し、必要な資金の交付等の支援を行うこと。

六、厚生労働大臣は、製造販売の承認の申請に係る医薬品等が、効能、効果等を有すると合理的に予測できるものである等のときは、調査の実施等を条件として、承認を与えることができるものとする。

七、薬局医薬品の製造販売業者は、小児用の薬局医薬品の開発を促進するために必要な資料の収集に関する計画を作成し、当該計画に基づき、必要な資料の収集を行うよう努めなければならないものとする。

八、薬局開設者は、調剤の業務の効率化のため、調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与えない定型的な業務として政令で定める業務について、他の薬局の薬局開設者に委託することができるものとする。

九、薬局開設者等は、指定濫用防止医薬品ごとに厚生労働省令で定める数量を超えて当該医薬品を販売等し、又は厚生労働省令で定める年齢に満たない者に当該医薬品を販売等してはならないものとする。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.13厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を発出するに当たっては、事業者の経営権にも十分に配慮し、事業者が自律的に役員体制の見直しを行えるようにあらかじめ必要な指導を徹底すること。また、役員の変更命令を発出する場合の判断の考え方や手順をあらかじめ公表すること。

二、後発医薬品製造基盤整備基金による支援を始めとした、本法に規定する医薬品の安定供給のための措置の実施状況を踏まえ、医薬品の供給不足が解消されない場合は、後発医薬品の産業構造や薬価の見直しを含め、医薬品の安定供給のための措置を検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三、条件付き承認に当たっては、承認後に行う検証的臨床試験の内容及び臨床試験成績に関する資料を提出する期限等を可能な限り具体的に定め、正当な理由なく期限内に検証的臨床試験によって有効性及び安全性が確認できなかった場合には承認取消し権限を適切に行使すること。

四、条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、市販後の安全対策を強化することが必要であり、承認に当たっては、強化する市販後安全対策の内容を具体的に定めること。新型コロナウイルスの安全対策においては、収集した副反応情報の因果関係評価について、 α （因果関係が否定できないもの）、 β （因果関係が認められないもの）、 γ （因果関係が評価できないもの）の3カテゴリーに分ける基準が採用されていることや、医薬品等によっては収集された副作用等の情報の99パーセント以上が因果関係が評価できないとされている現状を改めるため、評価基準を見直すこと。また、安全対策には医薬品副作用被害救済制度における情報も活かすこと。

五、条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、同制度の下で承認された医薬品等であり検証的臨床試験等を経っていないことや承認条件をわかりやすく明記するとともに、医療現場や患者に十分な情報提供を行うこと。

六、医薬品等の有効性及び安全性の評価において最も信頼性の高い方法は、比較臨床試験であること、薬事承認申請に際して添付する資料を定めた一般規定である本改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項等の「品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料」は、原則として、臨床試験の試験成績に関する資料であることに変わりがないことを改めて確認すること。

七、リアルワールドデータは臨床試験に完全に代わるものではなく、薬事承認におけるリアルワールドデータの利活用には、適合性及び品質が適切なレベルで担保されたデータベースの構築とリアルワールドデータの利点と限界を十分に踏まえた基準の確立等が必要であり、引き続きリアル

ワールドデータの利活用のための適切な基盤の構築に努めていくとともに、リアルワールドデータのみに基づく薬事承認は慎重に検討すること。

八、薬局医薬品の製造販売業者に対し、小児用薬局医薬品の開発計画の策定を努力義務として課すに当たっては、欧米において開発が免除又は猶予されるケースがあることを踏まえ、当該規定が実効性を欠いたものとならないよう適切な運用を図ること。

九、革新的医薬品等実用化支援基金について、創業環境の整備に資する事業に対して適切な支援が透明性をもって行われるよう、対象事業に関する基準の策定、対象事業の認定及び認定取消し等を適正に行うとともに、基金の執行状況について定期的に公表すること。また、ドラッグ・ラグ及びドラッグ・ロスの解消に向けた取組を進めるに当たっては、将来にわたってこうした問題が拡大しないよう、国内における医薬品開発が速やかに行われるための適切な措置を講ずること。

十、処方箋なしでの医療用医薬品の販売についていわゆる零売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の積極的なOTC化推進及び薬剤師との相談を通じて患者が主体的に医薬品を選択・購入するセルフメディケーション推進の政策方針に逆行することがないよう留意し、処方箋の交付を受けた者以外の者に対して医療用医薬品の販売が認められる「やむを得ない場合」の範囲・運用については、国民の医薬品へのアクセスを阻害しないよう十分に配慮すること。当該運用については、本改正以前より零売を行ってきた薬局等が、国民の医薬品へのアクセスに一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な指導や規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十一、指定濫用防止医薬品の販売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、国民による医薬品の適切な使用を推進する観点から、指定濫用防止医薬品の範囲、販売方法、情報提供の在り方等について、科学的根拠に基づき検討を行うこと。特に、若年層における濫用実態や、地域・時間帯・使用者によっては医薬品へのアクセスが容易ではないことを踏まえつつ、医薬品へのアクセスを不当に制限することがないよう、多様な販売形態を考慮し、濫用防止と利便性のバランスに配慮した規制とすること。当該販売規制の運用については、本改正以前より医薬品販売を行ってきた薬局等が、国民のセルフメディケーションにおいて一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な販売規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十二、市販薬の濫用の背景には、生きづらさや、孤独・孤立等の社会的不安があると指摘されていることから、その対策を進めるに当たっては、販売規制のみならず、医療、福祉、教育などの分野において、関係府省間で対策を進めること。

十三、地域における薬局の役割・機能を更に整理・明確化し、国民にわかりやすいものとするとともに、地域に必要な役割・機能を持つ薬局に対し、適切に診療報酬上の評価を行うこと。

十四、国連女子差別撤廃委員会の勧告を尊重し、緊急避妊薬の全国の薬局での恒久的な販売について、面前服用を始め、年齢制限、親の同意、価格などのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する自己決定権）に関する諸課題の解消に向けた検討を行うこと。また、検討に当たっては、これまでヒアリングやパブリックコメントでしか意見を聴いてこなかった当事者、とりわけ若い世代の意見を代表する者を検討の場に参画せしめ、具体的な運用の決定過程に関与させること。

十五、特定要指導医薬品に関する薬剤師による服薬指導及び情報提供について、研修受講などの条件が必要な場合には、それを満たすよう、全ての薬剤師が受講できる機会を提供すること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

（衆議院 7. 4. 24可決 参議院 5. 12外交防衛委員会付託 5. 21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その

他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、海上自衛隊の護衛艦隊、掃海隊群等を水上艦隊に新編し、その隷下部隊に水上戦群、水陸両用戦機雷戦群及び哨戒防備群を新編するとともに、情報作戦集団を新編する。また、航空自衛隊の航空戦術教導団を廃止するほか、陸上自衛隊の補給統制本部を補給本部に改編するとともに、所要の規定の整備を行う。
- 三、自衛官候補生の身分を廃止するとともに、所要の規定の整理を行う。
- 四、自衛官の再任用について、定年退職等の後に自衛官としての勤務から一旦離れた者であっても、自衛官としての任務を遂行し得る体力や能力等を維持しているものは再任用の対象とする。
- 五、一定期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務した即応予備自衛官に支給する勤続報奨金を予備自衛官にも支給できるようにする。
- 六、事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する当該事業の継続に資するための給付金を新設する。
- 七、物品役務相互提供協定に係る規定の整備を行う。
- 八、留学を命ぜられた防衛大学校の学生に対して、留学中又は留学終了後一定期間内に離職した場合、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させるための規定を新設する。
- 九、装備移転の対象となる航空機及び船舶の製造等並びに無人船舶の民間人による試験航行等を実施するため、航空法、船舶安全法等及び船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外規定等を整備する。
- 十、入隊直後から営舎や船舶等において集団生活を送る特殊な生活環境下にある自衛官に支給する指定場所生活調整金及び航空管制業務を行う自衛官に支給する航空管制官手当を新設するほか、航空機乗員に支給する航空手当の上限額並びに予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げる。
- 十一、本法律は、令和8年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

【附帯決議】（7.5.20外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今後、新たに条約その他の国際約束が署名された際に、当該国際約束が自衛隊法第84条の5に規定する物品役務相互提供協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。
- 二、国会における審議の形骸化を防ぐため、複数の法改正を1本の法案として提出する形式は、内閣法制局の審査基準でも求められている「政策の統一性」、「条項の関連性」等が明らかに認められる場合に限ること。
- 三、本法による自衛官の処遇改善は、令和の時代に相応しい処遇確立の端緒に過ぎない。我が国防衛力の中核たる自衛官に見合った俸給表とするため抜本的に見直し、勤務環境を整え、勲章授与基準を拡充するなど、さらなる処遇改善に向け取り組むこと。

右決議する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（衆議院 7.4.17可決 参議院 4.25災害対策特別委員会付託 5.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 災害対策基本法の一部改正
 - 1 国及び地方公共団体に協力して、避難所の運営、被災者からの相談への対応等の業務を行う

団体は、申請により、内閣総理大臣の登録を受けることができるとともに、その登録を受けた団体は、市町村長から、同業務に必要な限度において被災者台帳の情報の提供を受けることができることとする。

- 2 地方公共団体の長は、毎年1回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないこととする。
- 3 指定行政機関の長等は、災害応急対策について、その事態に照らし緊急を要する場合、都道府県知事からの要求を待たないで、応援をすることができることとする。
- 4 広域一時滞在の協議を行う市町村長の間で被災住民の情報を共有するとともに、当該被災住民に対し、援護に関する情報を提供することとする。
- 5 災害応急対策責任者は、相互に協力しつつ、情報通信技術等を活用しながら、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握等に努めなければならないこととする。

二 災害救助法の一部改正

- 1 救助の種類として、福祉サービスの提供を追加することとする。
- 2 都道府県知事等は1の登録を受けた団体を救助に関する業務に協力させることができることとし、その実費弁償等に係る費用は協力命令を発した知事等が統括する都道府県等が支弁することとする。

三 水道法、大規模災害からの復興に関する法律及び内閣府設置法の一部改正

- 1 日本下水道事業団は、協定を締結した水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合に当該水道施設の工事を行うことができることとする。また、水道事業者は、災害時に配水管の復旧等のため必要と認めるときは、水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作できることとする。
- 2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができる災害の範囲に、著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害を加えることとする。
- 3 内閣府本府に、防災に関する事務を統理する防災監1人を置くこととする。

- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から3月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.23災害対策特別委員会議決）

政府は、令和6年能登半島地震の教訓を生かし、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害関連死を防ぐため、災害関連死に係る実態の把握に努め、事例の検証を行うとともに、被災者に対する充実した福祉的支援及びブスフィア基準に沿った避難所運営が実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。また、災害関連死の適正な認定に資する体制整備のため、地方公共団体に対し、災害関連死の認定に係る審査会等の設置を促すこと。
- 二 避難所に避難できず、自宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報等が等しく提供され、適切に行きわたるよう、地方公共団体に周知徹底するとともに、適宜その運用状況を把握し、必要な対応を図ること。また、災害時に福祉避難所が速やかに開設できるよう、適切な施設の指定及び協定の締結を促進するとともに、福祉避難所を必要とする被災者の受入れに対応可能な物資の備蓄・機材の確保や施設の耐震化に向けた支援を行うこと。
- 三 災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図り、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を始めとした特に配慮を要する被災者に対して、それぞれの事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。
- 四 災害時における福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要な物資・機材の調達等について、災害発生前から十分な準備ができるよう適切に支援すること。

- 五 災害時に適切な福祉サービスが提供されるよう、DWA T（災害派遣福祉チーム）への情報提供及びDWA T間の情報連携のために必要な環境整備を図ること。
- 六 福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県知事等に適切な助言を行うこと。
- 七 被災者援護協力団体の登録制度については、登録基準を明確化するとともに、評価方法の公平性及び透明性の確保を図ること。また、登録を受けた団体以外の協力団体や個人ボランティアの活動促進に向けた施策について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 被災者援護協力団体の登録に当たっては、当該団体の役職員が、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのないよう、教育・訓練の実施状況を考慮するとともに、登録被災者援護協力団体の業務状況を把握し、必要に応じ改善を求めること。また、役職員に暴力、ハラスメントその他不適切な行為があったことを把握した場合や、役職員又はこれらの職にあった者が秘密保持義務に違反した場合には、当該団体に対し、速やかに改善命令・登録取消等の対応を行うこと。
- 九 被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち、「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」については、東日本大震災等で障害者団体が被災障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、障害者差別解消法との整合性を確保し、心身に障害があることをもって一律に排除することのないよう十分留意するとともに、内閣府令を定める過程において、障害者団体の意見を積極的に聴取すること。また、障害者団体を共生社会の構成員として連携に努めること。
- 十 災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による応急措置の実施が困難となる事態を想定し、平時から、地方公共団体等と連携するとともに、実際にこのような事態が生じた場合には、直ちに被災地の状況を把握し、躊躇せず応急措置を実施すること。
- 十一 障害者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進むよう、防災・災害対応に係る人材の確保、財政措置、先進・優良事例に関する情報提供等、必要な支援の強化を図ること。また、災害時に要配慮者利用施設の利用者が速やかに避難できるよう、各市町村に対し、避難先や福祉人材の確保を促すとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等に係る優良事例の情報を提供するなど適切な支援を行うこと。
- 十二 インフラ及びライフラインの復旧に当たっては、民間事業者を含めた作業員の安全衛生確保の強化及び周囲の理解促進を図ること。
- 十三 液状化による宅地被害を軽減するため、液状化対策の周知・啓発を更に推進するとともに、市町村による液状化ハザードマップの作成の加速化や必要に応じた更新の実施に向け、助言及び支援を行うこと。
- 十四 埼玉県八潮市における道路陥没事故により、インフラの老朽化問題が改めて顕在化し、老朽化対策が喫緊の課題となっている。自然災害が激甚化する中、インフラ老朽化の進行により、被害規模が拡大することのないよう、抜本的対策を講ずるとともに、インフラの維持管理を行う地方公共団体に対し、人的・財政的等の支援を強化すること。
- 十五 地方公共団体における物資の備蓄状況については、その公表結果を踏まえ、地域間格差の是正を図ること。また、物資の備蓄に当たっては、女性や高齢者、アレルギー疾患を有する者などの多様なニーズに対応可能な物資の確保に努めるとともに、地方公共団体においても、同様の取組がなされるよう促すこと。
- 十六 防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画の強化など、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」や「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に沿った取組を全ての地方公共団体に徹底するとともに、取組の進捗状況を把握・公表し、必要な改善に努めること。

十七 気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨・大雪等の気象災害や、岩手県大船渡市を始めとする各地で相次ぐ林野火災に適切に対処するため、災害救助や消防活動、避難所環境などに関し、地方公共団体間の格差是正や連携・協力の在り方について、国として必要な検討を進めること。
右決議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（衆議院 7. 5. 15可決 参議院 5. 27災害対策特別委員会付託 6. 4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）の目的として、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」を追加することとする。
- 二 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済再建のため、当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならないこととする。
- 三 機構による支援の決定の期限を令和23年3月31日まで延長し、当該決定等に係る業務の期限を令和28年3月31日まで延長することとする。
- 四 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、政府保有株式以外の株式について、その払込金額を限度として分配し、分配の結果、なお残余があるときは、政府保有株式について分配することとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】（7. 6. 2災害対策特別委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、業務の期限延長の趣旨を踏まえ、二重債務に苦しむ令和6年能登半島地震等の被災事業者への支援を更に強化するとともに、今後起こり得る大規模災害に備え万全の体制構築に努めること。
- 二 機構は、その目的に大規模な災害を受けた地域の経済の再建が掲げられたことを踏まえ、政府出資金等の適切な管理に十分に配慮しつつも、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援の更なる強化に努めること。
- 三 政府は、本改正に伴い、支援基準に被災地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を定めるに当たっては、機構がこれまでに行ってきた災害支援を通じて得た知見を生かし、関係行政機関、関係金融機関及び他の中小企業支援組織等との緊密な連携の下、被災事業者に寄り添った実効性あるものとする。また、機構と連携し、平時から、機構の支援制度について事業者に対する周知を一層徹底するとともに、災害時に支援の申請が円滑に行われるよう、手引きを作成するなど環境整備を図ること。
- 四 機構は、被災事業者支援の強化に努めつつも、解散時に残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときに政府出資が負担しなければならないとされる損失については、可能な限り最小限になるよう適切な経営に努めること。
- 五 政府は、本法の施行後7年を目途として、その施行の状況について検討を行うに当たっては、大規模災害を受けた被災地域の経済再建の状況、地域金融機関等による地域経済活性化支援の取組の進展及び機構が担うべき役割その他の事情を総合的に考慮し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。特に、機構は設置当初から時限的な組織とされるところ、本改正によって3回目の業務期限の延長となり、災害対策の強化が図られることを踏まえ、今後の組織の在り方についても十分に検討すること。

右決議する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

(衆議院 7.4.11可決 参議院 4.14総務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、6ギガヘルツを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される特定高周波数無線局を開設することのできる者を、価額競争により選定する新たな周波数割当方式を導入する。
- 二、無線局の免許状や登録状、基幹放送事業者の認定証について、書面による交付を廃止して、免許人等が、免許等に係る事項を記録した免許記録等をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。また、国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者に対し、免許の申請等の手続について、書面による手続を廃止して、インターネットによる手続を義務付ける。
- 三、令和7年度から令和9年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行う。また、電波利用料の使途として、携帯電話基地局等の強靱化に係る補助金の交付を追加するとともに、特定周波数変更対策業務の対象に周波数を共同利用する場合を加えるほか、同業務について無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。
- 四、特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹放送局を廃止する際には、その廃止する地域において放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講ずるように努めること等の規定を整備する。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.17総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。
- 二、価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、あらかじめ価額競争実施指針を定めること。
- 三、価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。
- 四、価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。
- 五、電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供するよう、十分に留意すること。
- 六、電波のひっ迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。
- 七、放送事業者等が小規模中継局等を廃止する際のブロードバンド等による代替に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、事業者による説明会の開催や相談対応等に当たって、必要な支援を行うこと。

右決議する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

(衆議院 7.5.15可決 参議院 5.20政治改革に関する特別委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域における医療機関の機能分化・連携強化に着目した地域医療構想の推進、医師の偏在是正に向けた取組の推進、オンライン診療の推進及び美容医療に係る規制の整備、医療情報の基盤の構築及び利活用の推進等を行おうとするものである。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

(衆議院 7.3.21可決 参議院 3.24農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良法の一部改正

- 1 目的規定について、農業生産の基盤の整備及び「保全」を図ること等とするとともに、土地改良長期計画に係る規定を同様に見直すこととする。
- 2 国又は都道府県は、事業参加資格者からの申請によらず、一定の要件を満たす基幹的な土地改良施設の更新のための土地改良事業を行うことができることとする。
- 3 土地改良区は、単独で又は共同して、関係者と連携して、土地改良施設の管理に関する活動、活動と一体として行う関連施設の保全のために行う取組等を行おうとする場合には、連携管理保全計画を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、同計画の作成等について協議を行うため、土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができることとする。
- 4 急施の防災事業において、農業用排水施設の決壊等による被害を防止するため施設の変更を内容とする事業等を行うことができることとし、急施の復旧事業において、土地改良施設の復旧と再度災害等を防止するために行う復旧事業とを一体とした事業等を行うことができることとする。
- 5 農地中間管理機構関連事業について、実施主体に市町村を追加するとともに、対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することとする。
- 6 土地改良区は、農業用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用促進に資するため、情報通信環境整備事業を行おうとする場合には、事業の計画等を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととする。
- 7 土地改良区の理事構成に係る配慮等土地改良区等の体制及び運営に関する措置を講ずるとともに、土地改良事業計画の変更等土地改良事業の適正な実施に関する措置を講ずることとする。

二、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（7.3.27農林水産委員会議決）

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水等の確保と有効な活用を通じて、農業生産の増大、農業生産活動の継続的な実施、農村地

域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農業水利施設の老朽化が急速に進展する中において、施設に重大な事故が生じ、営農等に支障が生じることがないように、基幹的な農業水利施設の計画的な更新を着実に進めること。また、国・都道府県の発意による農業水利施設の更新の実施に際しては、更新の必要性について、農業者を始め地域の関係者に対し、事前に十分な説明を行うなど、丁寧な運用に努めること。
- 二 連携管理保全事業の創設に当たっては、関連施設の管理者、関係市町村とともに、農地中間管理機構、農業委員会などの連携管理保全事業に係る地域の地域計画に関わる者を含めて連携を図ることを基本として連携管理保全計画が作成されるよう、制度の趣旨、運用の在り方等についてきめ細かな指導・助言等の必要な支援措置を行うこと。また、事業推進のための予算措置を継続的に確保するとともに、連携管理保全事業に取り組む土地改良区等に対し、都道府県土地改良事業団体連合会等が地域の実情に応じた適切な伴走支援を行える体制を整えるよう努めること。
- 三 農業者の申請・同意・費用負担を求めずに実施する急施の防災事業及び急施の復旧事業の実施に際しては、国・都道府県において、老朽化の状況や長寿命化に向けた取組を的確に把握した上で、農業水利施設の損壊の危険度等を踏まえ、事業要件の透明性を確保し、適切に判断するとともに、複合災害等に対する柔軟な運用を図ること。また、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう配慮するとともに、現行の急施の事業の進捗に支障が出ないように、適切な運用を図ること。
- 四 農地中間管理機構関連事業の拡充により、都道府県及び市町村が当該事業を実施するに当たっては、各市町村において策定された地域計画の実現に向けた取組と連動し、適切に整備された農用地が、地域計画に位置付けられた担い手等に対し、確実かつ円滑に貸付け等がなされるよう指導・助言等の支援を行うこと。
- 五 土地改良区がスマート農業等に対応した情報通信環境を整備できる附帯事業の拡充に当たっては、特に当該事業に係る農業者等の施設利用者の経費負担について納得が得られた上で実施されるよう配慮すること。また、情報通信環境整備事業と併せて、スマート農業技術が効果的に活用されるよう、土地改良区等の関係者の人材育成等の支援を行うこと。
- 六 施設管理准組合員の資格要件の見直しについては、連携管理保全計画や地域計画など地域の実情を踏まえた取組に理解のある者が施設管理准組合員となるよう、資格要件や判断基準の考え方を示すなど適切な運用を図ること。
- 七 理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する規定については、地域や土地改良区の実情に即した配慮を求めるものであること、土地改良区の理事として適正な者が選任されることが引き続き重要であること等を丁寧に周知すること。
- 八 土地改良施設の更新に必要な資金の積立の仕組みについては、平成30年改正で導入された複式簿記会計の円滑な実施と併せて、これらの仕組みや制度の趣旨及び必要性についての理解が醸成されるよう、研修や説明会の実施等必要な支援を行うこと。
- 九 休眠土地改良区の解散の手続きを見直し、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることについては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であり、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策が優先されることを基本として、休眠土地改良区の解散が機械的に行われることのないよう、慎重な運用を図ること。
- 十 本法に基づく広範な改正内容について、土地改良区、農業者、地方公共団体等の幅広い関係者に対し具体例とともに説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、改正事項の運用に当たっては、地域の農業者が安心して営農を継続できること、地域計画を始めとした地域の実情を踏まえたものとなること、地域の営農活動や集落活動に支障を及ぼすものとならないこと、土地改良区や地方公共団体等の過度な負担とならないこと等に十分配慮すること。
- 十一 農業生産基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置、土地改良区等の体制及び運営に関する措置等が的確に講じられるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、適宜、連携管理保全事業を始めとした本法による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（衆議院 7. 3. 27可決 参議院 3. 31外交防衛委員会付託 4. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として、現行法の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加する。
- 二、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、現行法の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加する。
- 三、国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、現行法の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加する。
- 四、国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、現行法に列挙されている主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及び学校等にも拡大する。
- 五、有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、現行法の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とする。
- 六、無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であって外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とする。
- 七、この法律は公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】（7. 4. 8外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が開発途上地域の銀行等に対し当該地域の法人等の債務の保証を提供するに当たって、対象となる融資について、銀行等と法人等との間の契約の条件が法人等にとって高利と見込まれる場合又は債権回収の方法に疑義が残る場合には、保証の提供を行わないこと。
- 二、経済危機・災害・内戦・テロが起きた場合には、信用保証による高額の代位弁済が発生し得るが、求償権による債権の回収は困難となり、信用保証業務の持続性が担保されない懸念がある。そのような場合に備え、機構が信用保証を提供するに当たり、適正な事業規模の管理や再保険等のリスク分散の検討等を通じて持続性を確保すること。
- 三、求償権による債権の回収は銀行等を通じて行うことが想定されているが、日本の信用保証における回収率は極めて低いとされる。機構が行う信用保証においても、回収率が著しく低ければ当該業務の持続性が担保できない。持続可能な保証料率が他の国際機関や民間が提供する信用保証の保証料率と比較して高くなるようであれば、保証の提供を再検討すること。
- 四、多くの国際機関や開発銀行が既に信用保証を提供している中で、機構が信用保証を提供しても比較優位はない懸念がある。機構が信用保証業務を行う場合、機構の強みである技術協力や海外協力隊の活動等と合わせて事業の相乗効果が発揮されるよう検討すること。
- 五、開発途上地域における小規模なビジネスや貧困層の人々への少額の貸付け等の金融サービスを行う金融機関に対して直接的、間接的に信用保証を提供する場合、更なる注意を払うこと。また、代位弁済発生後の求償権の行使は慎重に判断すること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 7. 4. 15可決 参議院 4. 16財政金融委員会付託 5. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。
- 二、特定投資業務の適確な実施のために政府が会社に出資することができる期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。
- 三、特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和13年3月31日から令和23年3月31日まで延長する。

四、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- 3 政府は、2の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【附帯決議】（7.5.8財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期限延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与の在り方について十分に検討すること。
 - 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図ることとし、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するなど国民負担の軽減に努めること。
 - 三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう万全を期すこと。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。あわせて、特定投資業務の個別案件の政策効果についての的確に評価・検証すること。
 - 四 株式会社日本政策投資銀行の株主として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。
 - 五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクを取ることが可能となるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。
 - 六 国民への説明責任を果たす観点から、多額の公的資金が投入される特定投資業務に対し、国会の行政監視機能が十分に果たされるよう、政府と株式会社日本政策投資銀行は、取引内容に関して積極的に情報開示を行うこと。また、特定投資業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。
 - 七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 7.4.24可決 参議院 5.12財政金融委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、財政投融资特別会計投資勘定（以下「投資勘定」という。）の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うための規定等の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、投資財源資金

投資財源資金について、一般会計からの繰入金及び同資金の運用による利益金をもって充てる旨の規定を廃止するとともに、投資勘定から投資財源資金への繰入れ、投資勘定における決算剰余金の投資財源資金への組入れ及び投資勘定における決算上の不足について投資財源資金からの補足を可能とする。

二、借入金

投資勘定において、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費につき、借入れを可能とする。

三、一般会計から投資勘定への繰入れ

投資勘定における一般会計からの繰入対象経費について、危機対応円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び危機対応業務に係る株式会社日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費に限定する。

四、施行期日

この法律は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算から適用する。

【附帯決議】（7.5.15財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。
- 二 各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じるよう努めること。その際、累次の特別会計改革の趣旨にも留意すること。
- 三 財政投融资特別会計投資勘定は、産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、その趣旨に合致しない資金の供給は厳に慎むこと。
- 四 財政投融资特別会計投資勘定における借入れについては、産業投資の性格に鑑み、同勘定の財務の健全性が損なわれたり、安易な資金充当がなされたりすることがないように、適切な運用に万全を期すこと。また、同勘定の投資財源資金については、同勘定からの繰入金等の額が過大とならないよう十分に配慮し、適切な規模とすること。
- 五 財政投融资特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融资について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。
右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 7.4.3可決 参議院 4.14農林水産委員会付託 4.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、2以上の漁業の種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設

漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、併せて当該共済において2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とするとともに、当該方式において共済事故の発生率の低下等を踏まえた掛金率を適用することとする。

二、共済対象とならない漁業種類を共済対象の他の漁業種類とまとめて対象とする特約の追加

共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについては、共済の対象とする特約を追加することとする。

三、養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約の追加

養殖共済において、契約全体での損害状況に応じた支払に加えて、網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約を追加することとする。

四、漁業施設共済の再共済機能の強化

漁業共済組合連合会への漁業施設共済に係る再共済に付す割合を引き上げる措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.24農林水産委員会議決）

近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など、我が国の漁業を取り巻く情勢変化の中で、漁業災害補償制度が、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした漁業共済事業の実施を通じて、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 漁業災害補償制度への一層の加入促進を図るため、漁業者及び漁業協同組合等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁業協同組合及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実を図ること。あわせて、地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。
- 二 2以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設や、共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて共済の対象とする特約の追加に当たっては、漁業者のニーズに即した的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないように努めること。
- 三 網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約の追加に当たっては、輸出等を見据え、需要動向を踏まえた養殖生産を促進することができる制度となるよう、的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないように努めること。
- 四 漁業災害補償制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることから、制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。
- 五 漁業共済とともに、その経営安定機能を補完する形で実施されている漁業収入安定対策についても、我が国の漁業をめぐる状況が変化の中で、漁業経営のセーフティネットとして引き続き制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。
- 六 海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化に的確に対応するためには、海洋状況をより詳細に把握する必要があることから、海洋調査に必要な観測、測定等の体制の充実を図ることにより、調査を加速化すること。
- 七 瀬戸内海に代表される内海においては、栄養塩類に起因する不漁問題が発生していることから、国は都道府県と連携した下水処理緩和や底質改善などの効果ある施策を図ること。

右決議する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

（衆議院 7.4.10可決 参議院 4.14環境委員会付託 4.18本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。
- 二、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場、電車等の人の日常生活の用に供されている場所又は乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入

するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、五の措置等を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ等の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

三、市町村長は、二による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。

四、市町村長は、三により緊急銃猟を実施させる場合には、適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

五、市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、通行の禁止若しくは制限又は住民への避難を指示することができる。

六、市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は五の措置等を講ずるため、応援を求めることができる。

七、市町村長は、緊急銃猟の実施等のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.17環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、危険鳥獣の出沒時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二、本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たっての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三、狩猟者の減少・高齢化等を踏まえ、鳥獣による被害防止に向けた捕獲体制を強化するため、専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四、クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出沒を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、人とクマがすみ分けて共存するためのゾーニング管理などの出沒抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。また、これらの取組を進めるため、野生動物管理の計画・立案等を担う専門人材の育成・確保を進めること。

五、捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、防護柵等による被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施など、人と野生動物とのすみ分けのための環境整備がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六、くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれが大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七、捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。

八、令和12年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和7年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

九、森林、里地里山、河川など、野生動物の生息環境の整備・保全と生態系ネットワークの構築・維持を進めるため、ネイチャーポジティブの取組を一層強化すること。

右決議する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.19経済産業委員会付託 5.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正

- 1 事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量が政令で定める量以上である事業者は、毎年度、経済産業大臣に対し排出目標量等を届け出る義務を負う。経済産業大臣は、実施指針に適合すると認めるとき、届出を行った事業者に対し、脱炭素成長型投資事業者排出枠（排出枠）を無償で割り当て、割当年度の翌年度に、当該事業者の排出実績量に相当する排出枠を償却するものとする。脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、排出枠取引を行うための排出枠取引市場を設置、運営する。
- 2 令和10年度から徴収される化石燃料賦課金について、化石燃料採取者等は、その額等を記載した申告書を経済産業大臣に提出し、当該申告に係る化石燃料賦課金を提出期限までに納付する義務を負う。経済産業大臣は、我が国の産業活動に与える影響等を考慮して化石燃料賦課金を減額又は還付する。

二 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

- 1 指定脱炭素化再生資源利用促進製品について、その生産量又は販売量が政令で定める要件に該当する指定脱炭素化再生資源利用促進事業者は、主務大臣に対して当該製品における脱炭素化再生資源の利用に関する計画の提出及び定期の報告を行う義務を負う。
- 2 主務大臣は、指定省資源化製品等（対象指定製品）について資源有効利用・脱炭素化促進設計指針を定めるものとし、対象指定製品製造事業者等は、その対象指定製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。
- 3 自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例を受けることができる。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.5.27経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向けては、産業部門・運輸部門を始めとする社会全体において、本法で措置する排出量取引制度等の幅広い取組が進むよう、実効的な施策を総動員すること。その実施に当たっては、エネルギーの移行を始めとする産業構造の転換に伴う経済・社会・雇用への負のインパクトを最小化するため、地域社会を始め産業界、労働界等関係当事者と積極的な社会対話を行い、広く意見を聴取し、その意見を十分に尊重するとともに、中小事業者や雇用への影響に配慮しつつ、公正な移行を実現するための取組を進めること。とりわけ中小事業者の雇用に対しては、政府による強力な目配りと中小事業者に対する移行支援を行うこと。
- 二 成長志向型カーボンプライシングの実施に当たっては、制度の安定的な運営と確実な財源の確保を通じて、民間事業者の予見性を高めることに注力し、民間事業者による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資が確実に推進されるよう、最大限取り組むこと。その際には、これまでの実施状況を確認し、技術の進捗等を考慮する中で、定期的に費用対効果等の評価分析を行い、必要に応じてその対象範囲等について、柔軟な見直しを行うこと。
- 三 脱炭素社会への移行に係る必要なコストは、広く社会全体で公平・公正に負担することを前提に、石油石炭税や地球温暖化対策税等の税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金その他関連する制度全体の適正化による負担の抑制に努めつつ、円滑かつ適正な価格転嫁等を通じて、特定の事業者には負担が偏重することのないよう配慮し、国民全体にその理解が広がるよう積極的に取組を進めること。

- 四 脱炭素社会への移行に係るコスト負担に対する国民の理解の醸成に向けては、脱炭素に資する製品やサービスが広く受け入れられる市場を創造する観点から、公共調達に加え、様々な層に対する消費者教育の実施、カーボンニュートラルに対応した製品であることが消費者に分かりやすく伝わるような表示や仕組みの構築、原燃料の転換、ヒートポンプ技術など省エネルギーに資する商品や熱効率が低い設備の導入を促すための措置の検討等に率先して取り組むこと。
- 五 排出量取引制度の実施に当たっては、脱炭素成長型投資事業者が、取引上優位な立場を利用し、取引関係にある事業者に対して不当な負担を押し付けることがないよう、政府が責任を持って対応すること。とりわけ、中小事業者に対する負担の不当な押し付けが行われていないか、公正取引委員会及び中小企業庁において厳格に確認するとともに、こうした行為が存在する場合には厳正に対応すること。
- 六 電力等のエネルギーの脱炭素化に当たっては、社会全体の電化やデジタル化の進展等の中で見込まれる電力需要の増加に対し、安定した供給力を確保するとともに、地域住民の理解と中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギー等の脱炭素電源を最大限活用していくことや、省エネの普及拡大、蓄電システムの導入拡大等に取り組むこと。その際には、物価上昇等による影響に配慮しつつ、需要家に安定した価格水準で電力等のエネルギーを供給できる環境の整備に努めること。
- 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針を定めるに当たっては、各国の動向や、国内における代替技術の有無、カーボンリーケージの可能性等も踏まえ、足下の地域の産業基盤や雇用への悪影響がないよう配慮しつつ、日本企業による脱炭素分野での競争力の維持・強化及び国内における脱炭素技術の開発や実装が着実に進み、我が国の継続的な成長につながる制度とするため、適切な水準となるよう、手続の透明性、公平性、公正性を確保するとともに、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴きつつ、丁寧に検討を進めること。
- 八 排出枠取引市場の取引価格が、実需を伴わない投機的取引によって経済実態から著しくかい離することがないよう、その動向を注意深く監視するとともに、取引価格の水準が、我が国の産業や国民生活、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資活動に悪影響を及ぼすと認められる場合には、これを是正するために機動的かつ的確に対応すること。
- 九 地方自治体が実施している排出量取引制度や既存のエネルギー関係諸税等との関係を適切に整理し、事業者の事務負担の軽減を図るとともに、その運用に際して実務上の問題が生じないよう、現場レベルの視点から制度の予見性と実効性の確保に努めること。加えて、エネルギー価格が高騰する状況下においては、過度な国民負担を抑制するため、必要に応じて制度の見直しを行うこと。
- 十 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量については、全体として、パリ協定の1.5度目標及び国が決定する貢献における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に貢献しているかを検証し、その結果を公表すること。また、当該検証の結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十一 排出量取引制度におけるカーボンクレジットについては、中小事業者等の排出削減を促す効果を勘案するとともに、過度な流入による価格の不安定化や脱炭素成長型投資事業者の排出削減意欲の低下等を招かぬよう留意しつつ、適切に利用されるよう、必要に応じて適宜見直しを行うこと。また、対象となるカーボンクレジットの選定については、国際的に必要とされる環境十全性及び持続可能な開発への貢献が確保されたものとする。
- 十二 脱炭素成長型投資事業者排出枠及び化石燃料賦課金について、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減の状況その他の制度の実施を定期的に評価すること。その際、脱炭素成長型投資事業者にとどまらない幅広い事業者、労働者、気候変動や環境経済学等に関する学識経験者、将来世代及び市民団体の意見を聴取するほか、当該評価の結果を公表し、透明性を確保すること。また、その結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十三 廃プラスチックの化学的な分解や再合成、使用済太陽光パネルやリチウムイオン電池等の高品質かつ安全性の高い再利用、低品位の鉄スクラップの活用、レアメタル等の効率的な回収等の資源循環社会の推進に資する高度なリサイクル技術の国内における研究を推進し、一日も早い社会実装に向けて、最大限取り組むとともに、再生資源の不適切な処理及び輸出の防止に向けた取

組を確実に実施すること。

十四 再生資源の利用義務化に当たっては、企業活動の実態に十分配慮しつつ、適切な制度設計を行うとともに、日本企業の競争力の維持・強化につながる仕組みとすること。

右決議する。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（閣法第29号）

（衆議院 7. 4. 24可決 参議院 5. 16内閣委員会付託 5. 28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、人工知能関連技術（人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。）の研究開発及び活用の推進に関する施策（以下「人工知能関連施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念として、研究開発を行う能力の保持、国際競争力の向上等について定める。
- 二、国は、基本理念にのっとり、人工知能関連施策を総合的かつ計画的に策定、実施する責務を有し、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める。
- 三、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担の下、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策の策定及び実施の責務を有する。また、活用事業者は、基本理念にのっとり、国が実施する施策及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない等の責務を有する。このほか、研究開発機関の責務等、国民の責務を定める。
- 四、国は、基本的施策として、研究開発の推進、施設及び設備等の整備及び共用の促進、研究開発及び活用の適正性の確保、人材の確保、教育の振興、情報収集及び調査研究等の実施、国際協力の推進等を行う。
- 五、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能関連施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について人工知能基本計画を定める。
- 六、人工知能関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部を置き、本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 七、この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行する。
- 八、政府は、国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】（7. 5. 27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 AIの研究開発及び活用に当たっては、「人間中心のAI社会原則」に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること。また、AIを人間の倫理観、価値観及び目的に沿って動作させるAIアライメントの観点に基づいた研究開発を推進すること。
- 二 本法に基づくAI基本計画、指針の策定その他のAI政策の実施に当たっては、リスクの最小化のみならず、我が国におけるAIの導入促進による便益についても十分考慮すること。
- 三 生成AIを含むAI技術は、社会や経済に対して便益をもたらすとともに様々なリスクを有していることに鑑み、AIの利活用に際しての留意点やリスクの回避策等について、事業者や国民に対して十分に周知すること。また、リスクの把握を含めたAIの適切な利活用の方法について、学校教育や社会教育等の場を活用することにより、AIに関するリテラシー教育を積極的に推進すること。
- 四 AIの利活用の推進により、雇用の代替や経済格差の拡大が懸念されていることを踏まえ、AIの普及が雇用や産業構造に与える影響について分析を行った上で、民間事業者による新産業の創出に向けた支援を実施するとともに、新たな人材需要に対応するためのリカレント教育を推進する等、必要な施策を講ずること。
- 五 AI技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策として、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管

- 理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な対応を図ること。
- 六 我が国で利用される生成ＡＩサービスの多くが外国産で占められている一方、日本語での出力に課題がある現状を踏まえ、日本語の大規模言語モデルをベースとした国産の生成ＡＩサービスの実用化に向けた研究開発及びデータ整備の一層の推進に官民を挙げて取り組むこと。
- 七 ＡＩ関連産業のイノベーションと健全な競争を促進するため、必要に応じてスタートアップを含む新規参入者に係る障壁を撤廃し、公正で開かれた市場環境を整備すること。
- 八 国際競争力の強化を図るため、ＡＩを国家戦略上の重要分野と位置付けるとともに、ＡＩの基盤的技術やモデルの研究開発及び海外展開を積極的に支援すること。
- 九 ＡＩの普及等に伴い需要の増大が見込まれるデータセンターの整備については、電力需給を踏まえ戦略的に推進すること。また、稼働に伴う環境負荷の低減に向けた取組を実施するとともに、日照権や排熱の問題について、設置者による立地地域の住民及び地方公共団体への十分な情報提供を行うことを始め、地域との共生を図るためのデータセンター設置の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 ＡＩ技術の研究開発が総合的に行われる必要があることに鑑み、学際的見地からＡＩ人材の育成を強化し、特に次世代の競争力を高めること。また、ＡＩ技術の研究開発や人材の育成・確保に向けた官民の十分な投資を確保するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずること。
- 十一 ＡＩの利活用が行政サービスの質の向上、業務の効率化及び高度化並びに社会課題の解決等に資することに鑑み、国、地方公共団体及び民間事業者等によるＡＩの積極的な利活用が可能となる環境の整備に努めること。また、利活用に際しては、ＡＩが有する様々なリスクを踏まえて、個人情報保護その他の国民の権利利益の保護を図りつつ、適正性についても確保するとともに、業務効率化による安易な人員削減につながらないように十分に留意すること。
- 十二 差別や偏見の助長、偽・誤情報の拡散等、ＡＩのもたらし得るリスクを低減させる技術の研究開発及び社会実装を一層推進すること。また、活用事業者等に対し、透明性の確保及び不適切な出力の防止に関する対策の実施を促進するとともに、関係者間の連携の強化や好事例の周知等、官民一体となった安全性の確保に向けた取組を実施すること。
- 十三 活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等に係る営業秘密等の知的財産の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること。
- 十四 国民の権利利益の侵害が生じた事案等について、調査、指導及び助言等を行うに当たっては、活用事業者やＡＩサービスの利用者等から迅速な情報収集を行うとともに、平時より関係者間での情報共有を図り、事故発生やその可能性を早急に検知し、適切な対策を講ずるための体制整備を推進すること。また、海外の事業者や指導・助言等に応じない活用事業者等への対応に関しては、国際連携の強化等に努めるとともに、実効性ある措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十五 広島ＡＩプロセス国際行動規範の「報告枠組み」に基づき報告書を提出する活用事業者等に対しては、既存の国内法制度に基づく報告義務に最大限活用することで、報告の重複を軽減する仕組みを導入することなどにより、国際的な整合性や効率性を確保すること。
- 十六 ＡＩ技術が加速度的に進展している現状を踏まえ、ＡＩの利活用が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資するものとなるよう、また、新たなリスクに適時に対応するためにも、本法その他の関連規定、ＡＩ基本計画及び指針について不断の見直しを行うこと。
- 十七 ＡＩ戦略本部の組織体制については、同本部がＡＩ技術の研究開発及び活用に係る一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を十分に発揮できるよう、各省庁の縦割りによる弊害を排除するとともに、事務局に民間のＡＩ人材の積極的な登用を図ること。
- 十八 ＡＩ戦略本部に対して専門的見地から助言を行えるようにするため、有識者から構成される会議体を早期に設置すること。また、有識者の人選については、ＡＩの倫理的、法的及び社会的課題について知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。
- 十九 ＡＩのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースア

プローチに基づいた規制措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。

二十 AIの利用に伴う知的財産権、パブリシティ権等の権利侵害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、特に権利者の権利が適切に保護されるよう十分考慮すること。

右決議する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 7.4.18修正議決 参議院 4.23法務委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、刑事訴訟法等の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電磁的記録をもって書類の作成等を行うことを可能にするための規定の整備

- 1 電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定める。
- 2 裁判所に対する申立て等について、電子情報処理組織を使用する方法等によることを可能にする。
- 3 令状について、電磁的記録による発付・執行を可能にする。
- 4 記録命令付差押えを廃止して、電磁的記録提供命令を創設する。

二、ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備

- 1 勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させてビデオリンク方式により行う場合の手続等を定める。
- 2 公判期日における手続について、被告人等を公判廷以外の場所に在席させてビデオリンク方式により行うことを可能にする。
- 3 ビデオリンク方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充する。

三、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備

- 1 行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について処罰規定を整備する。
- 2 電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備する。
- 3 犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪等を追加する。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和9年3月31日までの政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め、電磁的記録提供命令等における留意事項、被告人等と弁護人等との間における映像等の送受信による通話に係る取組の推進等の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後3年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。
- 二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮す

ること。

- 三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。
- 五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。
- 六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。
- 七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。
- 九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等されることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。
- 十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。
- 十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること。
- 十三 改正法の施行に必要なシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。
- 十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。
- 十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。
- 十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情

報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。

右決議する。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院 7.4.11可決 参議院 5.12農林水産委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案は、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林経営管理法の一部改正

1 林業経営体への森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

イ 市町村は、単独又は都道府県等と共同して、地域の関係者と協議し、森林の受け手となる林業経営体を定めた森林の将来像を、地域経営管理集約化構想（以下「集約化構想」という。）として策定することができることとする。

ロ 集約化構想を策定した場合には、市町村が作成する権利集積配分一括計画により、林業経営体に、所有権を含む経営管理を行うための権利を迅速に設定又は移転することができることとする。

2 市町村の事務負担の軽減

共有林への権利設定に必要な同意要件や、所有者不明森林等に係る権利設定の特例手続を緩和するほか、森林所有者の探索などの事務を受託して行う法人を市町村が指定する経営管理支援法人制度を導入することとする。

二、森林法の一部改正

施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加するほか、林地開発の許可に付した条件に違反して、開発行為をした者に対する罰則を新設するとともに、開発行為に係る命令違反者の公表をできることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.20農林水産委員会議決）

我が国の森林・林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

こうした中、人工林の6割超が利用可能な段階を迎えるとともに、2050年ネット・ゼロの実現等に向け、森林資源の循環利用を進める必要性が高まっており、再造林等に責任を持って取り組む林業経営体の確保と森林の集積・集約化を進めることが重要である。また、林地開発許可制度においても森林の公益的機能の確保が不可欠であることから、太陽光発電設備の設置等に係る不適正な林地開発に対しては厳正に対処する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 集約化構想及び権利集積配分一括計画を内容とする新たな仕組みが現場に浸透し、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的促進が円滑に進むよう、市町村及び都道府県と協力して、森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に新たな仕組みの周知を徹底すること。

二 集約化構想の前提となる協議の場の設置に当たっては、川上から川下までの事業者などの幅広い地域の関係者の参加を求めるとともに、デジタル技術を活用した森林資源情報の共有等を通じ、集約化構想の策定に向け、市町村や都道府県とこれらの地域の関係者が効果的に連携できるよう支援すること。

三 新たな仕組みを含む森林経営管理制度により経営管理実施権又は所有権を取得した林業経営体による適切な森林の経営管理を確保するため、これらの林業経営体の経営管理の実施状況につい

て、市町村と都道府県が的確に把握し必要な対応を行うことができるよう、適切な助言等を行うこと。

- 四 市町村が、集約化構想や権利集積配分一括計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みの確立、林業技術者等の活用に必要な支援の実施及び体制の整備を図ること。
 - 五 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体を確保するためには、林業労働力の育成を図ることが不可欠である。中小事業者を含む地域の林業経営体の事業量の拡大や立木価格の適正化等による林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。林業分野における外国人材の受け入れについては、労働災害発生率が国内他産業に比して非常に高い現状に鑑み、労働安全確保に向け、万全を期すよう、対策の強化を図ること。
 - 六 集約化構想を通じた集積・集約化に必要な条件整備が効果的に進むよう、デジタル技術を活用した境界明確化等の取組に対する支援を一層強化すること。
 - 七 路網は、主伐等による木材の安定供給や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であり、災害時の代替路など地域のインフラとしても活用できることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。
 - 八 我が国の住宅市場が縮小する中、森林資源の循環利用を図るため、住宅分野において輸入材の割合が高い横架材等の国産材への転換や、中高層建築分野における木材需要の創出など、国産材需要の拡大を図るとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的・効率的な供給体制を構築すること。
 - 九 木材の安定供給体制の確立に向けては、中継拠点としての中間土場等の整備、安全かつ円滑に運搬できる林道整備の推進を通じて、原木輸送の効率化を図るとともに、トラック運転手の育成や丸太を運搬する事業者への支援を一層強化すること。
 - 十 新たな仕組みを含む森林経営管理制度において中心的な役割を果たす市町村の負担軽減を図るべく、都道府県に対し市町村と積極的に連携し、集約化構想等の策定等に取り組むよう促すとともに、新設する経営管理支援法人制度による市町村事務のアウトソーシング、地域林政アドバイザー制度の活用などに対する支援を一層強化すること。
 - 十一 地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。
 - 十二 林地開発に係る命令違反者の公表制度の運用に当たっては、命令違反に係る情報を容易に把握できるように、各都道府県において情報を収集・共有する仕組みを設けるなど、必要な措置を講ずること。
 - 十三 森林環境税及び森林環境譲与税について、集約化構想等の新たな仕組みへの活用を含め、市町村及び都道府県における一層の有効活用を促すとともに、地方公共団体の取組状況や制度創設の趣旨等を踏まえ、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。
- 右決議する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 7. 4. 24修正議決 参議院 5. 14消費者問題に関する特別委員会付託 6. 4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者を追加し、公益通報をしたことを理由とする業務委託に係る契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。
- 二、事業者が、その使用し、又は使用していた公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由として行った解雇又は懲戒を無効とするとともに、解雇又は懲戒が公益通報をした日から1年以内にされたときは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。
- 三、事業者がとるべき措置の例示として、整備した体制についての労働者等に対する周知を追加する。
- 四、事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求め

ること等により公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反する合意等を無効とする。
五、事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。

六、内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務に違反していると認めるときは、事業者に対し、その違反の是正のために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。とともに、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、公表することができるものとする。

七、内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査させることができるものとする。

八、公益通報をしたことを理由として解雇又は懲戒を行った者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処し、法人に対して3,000万円以下の罰金刑を科する。

九、六の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処し、法人に対して30万円以下の罰金刑を科する。

十、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則の検討規定について、施行後5年とされていた検討の目途を施行後3年とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.2消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、配置転換やハラスメント等が禁止される不利益取扱いに含まれ得ることについて内閣総理大臣が定める指針に明記するとともに、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。また、立証責任の転換に係る1年間の期間制限については、今後の立法事実の蓄積を踏まえ、必要に応じて、見直しを検討すること。

二 公益通報を行おうとする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。

三 公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者における体制整備のための支援を早急に図り、公益通報対応体制整備義務の対象事業者の拡大についての検討を行うこと。

四 事業者における通報妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。

五 昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に対する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第20条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。

六 濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。

七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。また、公益通報対応業務従事者指定義務以外の体制整備義務についても、立入検査権の対象化及び刑事罰の導入を検討すること。

八 事業者が公益通報の受付や事実関係の調査等、公益通報対応に係る業務を法律事務所等に外部委託する場合には、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法

律事務所等は避けるべきことを周知徹底すること。

- 九 本法附則第9条に基づく本法の見直しに関しては、本委員会での審議等を踏まえ、正当な理由のない通報妨害及び通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る刑事上の責任の免除、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し等の「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立法事実の収集に努め、必要に応じて具体的な改正の検討を行うこと。また、経済的負担の少ない紛争解決手段の創設を含めた公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、付加金等の経済的負担を手当てする制度の導入、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第33号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.2経済産業委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 対象債権者の権利の変更に関する手続の整備

- 1 経済的窮境に陥るおそれのある事業者が、当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、二において指定する指定確認調査機関に申請し、一定の要件に該当する旨の確認を受けなければならないものとする。確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）は、権利の変更に関する議案を決議するために対象債権者集会を招集するものとする。
- 2 対象債権者集会においては、議決権を行使することができる対象債権者の多数決（議決権の総額の4分の3以上の同意等）により、対象債権のうち担保で保全されていない部分の権利変更を可決するものとし、権利変更決議があったとき（権利変更議案につき議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとする。
- 3 裁判所は、手続が法令に違反する等の一定の事項に該当する場合を除き、権利変更決議の認可を決定することとし、その権利変更決議は、認可の決定の時から、効力を生ずることとする。

二 指定確認調査機関

対象債権者の権利の変更に係る手続に関する業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する等の要件に該当する法人を、指定確認調査機関として指定することができることとするとともに、同機関の監督等について所要の規定を設けることとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、本法律案の目的について、事業者が事業価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図ることを明確にするとともに、確認事業者が作成する早期事業再生計画の記載事項に、今後の事業活動への従業員の協力の見込み等が含まれることを明確にすることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.5経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限

- 定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 確認調査員の選任については、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないように、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。
- 七 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。
- 右決議する。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

（衆議院 7.5.15修正議決 参議院 5.19国土交通委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 集会において、区分所有者及び議決権等の各5分の4以上の多数で、建物更新、建物敷地売却、取壊し等の決議をすることができることとし、耐震性不足等の場合は、多数決割合を4分の3に緩和することとする。また、これらの決議成立後における組合の設立等について必要な規定を整備することとする。
- 二 裁判所が認定した所在等が不明な区分所有者は、集会における議決権を有しないこととする。
- 三 裁判所は、区分所有者を知ることができない専有部分等について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、管理人による管理を命ずる処分をすることができることとする。
- 四 管理者等は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であつた者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であつた者を除く。）に限る。））を代理することとする。
- 五 政令で定める災害により区分所有建物が滅失等した場合には、当該政令で定める期間に限り、建替え等に係る決議の多数決割合を5分の4から3分の2に緩和することとする。
- 六 都道府県知事等は、マンション建替等円滑化指針に即し、マンションの区分所有者に対し助言、指導、勧告をことができ、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表できることとする。
- 七 都道府県知事等は、管理組合等に対しマンションの管理の適正化の推進に必要な援助等を行うことができると認められる一般社団法人等を、マンション管理適正化支援法人として登録できることとする。
- 八 分譲事業者は、管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項等を記載した管理計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請できることとする。

九 管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるマンション管理業者は、自己取引を行うときは、あらかじめ、区分所有者等に対し、当該取引の重要な事実を説明しなければならないこととする。

十 この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとする。

なお、本法律案については、衆議院において、共用部分の補修等に係る管理者による請求権の行使についての検討条項を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.22国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 管理者による共用部分に関する損害賠償請求権の代理行使に当たり、旧区分所有者の取り分も含む損害賠償金を確実に修繕費用に充当することができるよう、損害賠償金の使途を定めることを内容とするマンション標準管理規約の改正を早期に行い、各管理組合においてこれを踏まえた管理規約の変更が速やかに行われるよう関連団体等を通じて働きかけや支援を行うこと。また、管理組合自体がないような管理不全マンションの区分所有者に対しても必要な措置を講ずること。

二 標準管理規約の改正を踏まえ、各管理組合の管理規約における共用部分について生じた損害賠償金の使途に係る規定の制定状況の把握に努めること。また、管理規約に同規定が置かれていないこと等により、旧区分所有者による別段の意思表示が行われた結果、損害賠償金の一部が修繕費用に充当できなかった事例などの継続的な実態把握に努め、必要に応じ、制度の見直しも含めた所要の措置を講ずること。

三 マンションの管理及び再生が円滑に行われるよう、区分所有権の処分を伴わない決議が集会への出席者による多数決で可能となることやマンション再生等に活用可能な事業手法の拡充といった本法による措置について、地方公共団体、管理組合、区分所有者等に対し周知徹底を図ること。

四 管理不全マンションの増加を防ぐため、マンションの管理水準向上に資する管理計画認定制度が新築時から積極的に活用されるよう、分譲事業者に対し、管理計画の作成を積極的に促すこと。また、管理水準の高いマンションの資産価値が適正に評価されるよう、市場環境の整備に努めること。

五 管理組合自体がないような既存の管理不全マンションについては、管理組合の設立から、管理計画の作成及び実施に至るまで、地方公共団体が伴走支援を行うよう働きかけを行うこと。

六 マンション管理業者が管理事務及び管理者事務の双方の委託を受けている場合、管理業者による利益相反行為により区分所有者が不利益を被ることのないよう、本法に規定された事前説明の確実な実施に加え、マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインを踏まえた対応を行うことについて、関連団体等を通じて周知徹底を図ること。

七 マンション再生事業等により、借家権者や、高齢の区分所有者など住宅の確保に特に配慮を要する者が新たに住まいを確保する必要がある場合には、それらの者の居住の安定の確保を十分に図ること。また、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用が図られるよう、地方公共団体への的確な支援に努めること。

八 マンションの管理及び再生に当たっての助言指導や勧告、再生事業等の認可等、地方公共団体が担うマンション関連事務の増加に鑑み、マニュアルの整備やマンション政策の担当者の育成支援など、その負担軽減のために必要な措置を講ずること。

九 マンションの管理及び再生に当たっては、知識や経験を有する民間団体を積極的に活用するため、十分な数のマンション管理適正化支援法人が確保されるよう、関連団体に対し、登録の働きかけを行うこと。また、管理組合等に対し、マンション管理適正化支援法人の活用方法等について分かりやすい情報発信を行うこと。

十 長期修繕計画に対し修繕積立金が不足しているマンションの管理組合等に対して、将来の修繕費用を確保できるよう支援を行うこと。また、修繕積立金の積立方式として段階増額積立方式が増えている実態を踏まえ、着実な修繕費用の確保に向けて対策を講ずること。

十一 寿命を迎えたマンションのいわゆる「終活」に対応するため、地方公共団体が解体費用を安易に負担することなく計画的な解体が進むよう、解体費用の確保に係る対策を講ずること。

十二 マンションの大規模修繕工事をめぐり談合が疑われる事案が発生したことを踏まえ、関係機

関が連携し、同様の事案の再発防止に徹底して取り組むこと。
右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第35号）

（衆議院 7. 4. 11可決 参議院 4. 15地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法の一部改正

条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加する。

二、住民基本台帳法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーの利用事務を拡大し、住民票の添付・公用請求を不要にする。

三、地方独立行政法人法の一部改正及び産業競争力強化法の一部改正

公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大する。

四、地方公共団体情報システム機構法の一部改正

地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長する。

五、生活保護法の一部改正

介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続の簡素化を行う。

六、建築基準法の一部改正

建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

日本学術会議法案（閣法第36号）

（衆議院 7. 5. 13可決 参議院 5. 28内閣委員会付託 6. 11本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、日本学術会議（以下「会議」という。）について、特別の法律により設立される法人とする。

二、会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

三、会議に、日本学術会議会員（以下「会員」という。）、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置き、それらの職務等を定める。

四、会員の員数は250人とし、任期は6年とする。会員は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により選任する。同委員会は、優れた研究又は業績のある科学者のうちから、選定方針に従って、会員の候補者を選定する。選定方針は、同委員会が、会員等以外の者で構成される選定助言委員会の意見を聴いて案を作成し、総会の決議により決定する。

五、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会の決議により選任する。

六、監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

七、会議は、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること等の業務を行い、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。会議は、6事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（中期的な活動計画）及び毎事業年度の活動に関する計画（年度計画）を定め、毎事業年度の終了後、業務の実績について、自ら点検及び評価を行わなければならない。内閣府に置く日本学術会議評価委員会は、会議の自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、会

議に対して意見を述べることができる。

八、政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

九、この法律は、一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行する。

十、会議の設立準備に係る規定を設けるほか、現行日本学術会議法の廃止など、所要の規定の整備を行う。

十一、政府は、この法律の施行後6年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.6.10内閣委員会議決）

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、令和2年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得よう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二 政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。

三 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

四 政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。

五 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

六 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オプテーションの理念を尊重すること。

七 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

八 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

九 政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員会には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることを認める者を任命すること。

十 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

十一 政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組

織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。

十二 政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が確保されるように配慮すること。

十三 政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後3年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十四 政府は、本法の規定について施行後6年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。

右決議する。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.26財政金融委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者を設置する措置、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置等の体制整備を講ずるとともに、兼業特定保険募集人である場合にあっては、保険募集の業務以外の業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の体制整備を講じなければならない。

二、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講じなければならない。

三、保険契約の締結等に関する禁止行為の範囲の拡大

保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の再発防止策が、本法による措置及び下位法令への委任のほか、顧客本位ではない比較推奨販売の禁止、代理店への過度な便宜供与の禁止及び企業内代理店規制の見直しなどの監督指針等による対応を含む多面的な構造となっていることに鑑み、当局のモニタリングを総合的に行う態勢を確立するほか、業界における顧客本位の業務運営の徹底を更に促すことなどにより、当該再発防止策の実効性を担保すること。

二 保険業界の不祥事への対応に当たって、必要十分な検査及び処分等が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、保険契約者等の保護を図るとともに、保険業の社会的意義も踏まえつつ、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展に万全を期すること。

三 今般の保険料調整行為事案の一因が、近年の自然災害の頻発・激甚化が火災保険金の支払いを増加させる一方、契約期間が長期であるなどの理由から保険料への反映が遅れることで、火災保険の危険差益を悪化させたことにあったことを踏まえ、このような火災保険の構造的な問題への対処のため、当該構造に係る分析を行い、持続可能なビジネスモデルの構築を損害保険業界に促すこと。

また、火災保険の危険差益の悪化への対応として、他の保険種別における収益移転が過度に起きることのないよう、保険商品の契約者間の公平性が確保されるような保険商品の認可に努めること。

四 保険会社等の金融機関に対しては、法令やガイドライン等により、個人情報保護法よりも厳格に個人情報を管理することが求められていることに鑑み、昨今多発している保険代理店における個人情報漏えい事案に対し、その再発防止に向けた、より一層の厳格な対応を行うこと。

五 本法の基礎となる「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の取りまとめ後においても、保険業界においては不適切な行為が表面化し当局が立入検査を実施していることに鑑み、改めてこれを業界の問題として捉え、業界全体の実態解明に努めるとともに、その結果を公表すること。

また、実態解明による問題への対処が本法による措置では不十分と判断される場合においては、附則第4条の検討規定に定める本法の施行後5年を目途とする時期を待つことなく、直ちに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

（衆議院 7.6.5可決 参議院 6.9財政金融委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、公益信託の引受け等に関する信託業法の規制の適用の整理

公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第3条の規定による信託業の免許又は同法第67条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。

二、施行期日

この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行する。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.2財政金融委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、国境を跨ぐ収納代行のうち、一定のものに対し、資金移動業の規制を適用するほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、為替取引に関する規定の整備

債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ資金を移動させるものの一部は、為替取引に該当するものとする。

二、資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

資金移動業者は、履行保証人債務引受契約の締結等を内閣総理大臣に届け出たときは、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

三、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令に係る規定の整備

内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、暗号資産交換業者等に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

四、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る制度整備

内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者の登録を受けることなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。

五、特定信託受益権に関する規定の整備

特定信託受益権の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることという要件を削除し、当該金銭の総額のうち一定の割合を上限に、一定の国債証券等の債券の保有により運用することができる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、検討規定について、検討の目途を「施行後5年」から「施行後3年」とするとともに、資金移動業の規制を適用する国境を跨ぐ収納代行の範囲を検討対象として明記する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.5財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 第2条の2第2号に規定する資金移動業規制の適用除外を定める内閣府令の制定に当たっては、その範囲を必要かつ適切なものとするため、違法オンラインカジノの利用を通じた財産的損失や犯罪関与、海外投資詐欺等による詐欺被害及び利用者の二重支払いといった利用者保護上のリスクと民間経済活動への影響を的確に把握すること等を目的とした相談窓口を本法の公布後速やかに設置し、既存の決済サービスを提供・利用する事業者を含め、より多くの関係者からの丁寧な意見聴取に努めること。
- 二 一の内閣府令の制定に当たっては、事業者に過度な不安や混乱を生じさせることのないよう、また、利用者保護の必要性が認められるもの以外が規制対象とならないよう十分に配慮し、当該内閣府令において、現時点で想定されているプラットフォームが収納代行業者となる場合等の適用除外の複数類型を明示するとともに、当該類型への該当可能性に関する当局の基本的な考え方について、公表又は個別の相談等を通じて周知することにより、規制の適用範囲が可能な限り萎縮を招かない明確なものとなるよう努めること。また、当該資金移動業規制の適用除外の範囲については、本法の施行後の状況の変化を的確に把握し、必要に応じて適切な見直しに努めること。
- 三 第2条の2第2号の規定により、違法オンラインカジノ及び海外投資詐欺等に係る収納代行為が為替取引に該当することが明確化され、当該収納代行為が法律上の無登録営業となることで、これらの違法行為の取締り環境が変化することを受け、政府として金融庁と警察庁の連携強化及び各種の提供された情報の分析体制の強化をはじめとする、より一層の取締り対策強化を図ること。
- 四 暗号資産及び電子決済手段に係る規制については、本法において講じられた措置の円滑な運用を図るとともに、利用者保護やマネー・ローンダリング等の対策を徹底しつつ、健全なイノベーションを促す観点から、引き続き検討を行うこと。
- 五 本法に基づく制度の運用に当たっては、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、当局の実効性のあるモニタリング及び新たに資金移動業に登録申請する事業者の登録審査が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、実効的な態勢を確立するよう努めること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 7.4.4可決 参議院 4.14内閣委員会付託 4.18本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県が保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとともに、関係機関の連携協力に関する規定の整備等を行う。
- 二、保育士が不足するおそれが特に大きい地域について、集中的に保育人材の確保に取り組むことができるよう、現在、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する。

三、現在、国家戦略特別区域に限り認められている3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業を全国展開する。

四、保育所等の職員等による児童への虐待について、通報義務等の仕組みを設ける。

五、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度を創設する。

六、一時保護が行われている児童に対して保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときの面会制限等に関する規定を新たに整備する。

七、この法律は、令和7年10月1日から施行する。ただし、三は令和8年4月1日から、五は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.4.17内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善を進めるための措置を講ずるとともに、保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化について引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、職務の専門性を適切に評価する観点から、公定価格上の人件費の基本分単価の在り方も含め、保育士の平均賃金が他職種と遜色のない水準となるよう、実効性のある対策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 二 保育士・保育所支援センターを法定化するに当たり、支援の実効性を高めるため、各センターに地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定させ、その達成状況を定期的に公表して検証する仕組みを導入することを検討するとともに、支援実績を向上させるため、保育士資格を有する者への周知など必要な措置を講ずること。
- 三 保育士の就職あっせんを行う民間の人材紹介会社が高額な手数料を得ており、保育所の経営を圧迫している現状を速やかに改善するため、手数料実績の公開、求職者への金銭等提供の原則禁止、ハローワークによる無料職業紹介機能の強化などこれまでの取組の実施状況を踏まえながら、必要な対策を講ずること。
- 四 保育士が不足するおそれが大きい地域が集中的に保育士確保に取り組むことができるよう、潜在保育士の実態やニーズを調査・分析し、職場復帰を強力に支援するために必要な措置を講ずること。
- 五 地域限定保育士試験を実施することにより試験実施区域内の保育人材不足の解消に確実につながるよう、保育の公定価格における地域区分の在り方の見直しを含め、地域や職場での保育人材の適切な処遇を実現し、職場定着を図るために必要な措置を講ずるとともに、地域で十分な保育人材を確保するための適切な対策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 六 地域限定保育士制度を創設することが、保育人材の専門性及び社会的評価を低下させることのないよう、保育人材の社会的地位を向上させる観点から、保育人材に係る資格や試験の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 七 地域限定保育士試験の実施に関する事務を一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にも行わせることができるとしているところ、保育の公的責任を後退させることのないよう留意し、適切な措置を講ずること。
- 八 地域限定保育士の一般制度化を行うに当たり、保育士試験及び指定保育士養成施設の修了と同程度の知識及び技能の水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験及び講習の質を担保するための措置を講ずること。あわせて、指定保育士養成施設における教育内容を充実させ、保育士試験の内容について十分な検討を行うことにより、保育人材に期待される資質が適切に確保されるようにすること。
- 九 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために必要な措置を不断に検討、実施すること。
- 十 3歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

- 十一 3歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるように取り組むこと。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上のために必要な措置を講ずること。
- 十二 保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について、専ら保護者と離れた環境下においてこどもが不安を抱えることなく安心して通える場所を網羅する観点から、法的に対象となる施設及び事業の範囲について引き続き検討するとともに、法的に対象とならない施設等においても適切な対応が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 十三 被措置児童等虐待の事案の共有や公表の在り方について、虐待の発生を防ぎ、全国どこでもこどもや保護者が安心して保育所等を利用できるようにする観点から、所管行政庁によって対応に著しい差が生じないよう、適切な指針を示すこと。
- 十四 一時保護委託の登録制度について、登録に伴う手続等により委託先に過度の負担を与えることのないよう配慮し、これまで多様な存在が一時保護委託を担うことにより蓄積されてきた経験を尊重しつつ、委託先での性暴力など加害行為がなされないよう万全を期するなど、委託先の適切な監督を行うこと。
- 十五 一時保護されたこどもが、委託先を転々とする事態をなくすためにも、児童相談所設置都道府県・指定都市等が一時保護施設を新增設できるよう、かつ、安心して過ごせる生活、教育環境を整備することができるよう、必要な財政措置を行うこと。
- 十六 一時保護中の児童の面会通信制限等について、児童の権利に関する条約の趣旨を尊重し、児童の最善の利益を考慮した運用が行われるように適切な制度設計を検討すること。その上で、児童虐待が行われた疑いにとどまる段階で、児童相談所長が要件を拡大的に解釈して判断することを防止する観点から、面会通信制限等を行う場合の具体的な基準と、指導又は行政処分の運用の在り方について、詳細な指針を策定して児童相談所長に示すとともに、不断の見直しを行うこと。
- 十七 児童相談所長が面会通信制限等を行うべきか判断する場面において、DV・虐待家庭で育ったこどもの複雑な心理を理解する高い専門性を持った児童精神科医や児童心理司などの判断が求められるケースがあることなども踏まえ、児童の最善の利益に資する判断を丁寧にすることができ体制を整えるとともに、児童相談所職員の一層の処遇改善や精神的負担への対応、配置拡充に向けた検討を着実に進めること。
- 右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

（衆議院 7.4.18可決 参議院 5.8地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等において個人番号を利用することができるものとする。
- 二、住民基本台帳法の一部改正
司法書士等の国家資格に関する事務等を地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供等を受けることができる事務として追加する。
- 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 四、この法律の施行に関し、所要の調整規定等を設ける。

民事裁判情報の活用に関する法律案（閣法第42号）

（衆議院 7.5.8可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、最高裁判所は、民事裁判情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
- 二、法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めた基本方針を定めなければならない。
- 三、法務大臣は、民事裁判情報に仮名処理等を行った情報の作成、提供、管理等の業務を行う法人を、その申請により、全国に一を限って指定することができ、指定法人は、業務規程を定め、法務大臣の認可を受けた上で、その業務を行う。
- 四、この法律は、原則として、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.22法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。
 - 二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。
 - 三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。
 - 四 附則第5条に基づく5年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。
- 右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26法務委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産（不動産等を除く。）を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、譲渡担保契約の効力について、譲渡担保権者の優先弁済権に関する規定を設けるほか、動産譲渡担保権設定者による目的である動産の使用及び収益に関する規定、集合動産譲渡担保権設定者による目的である動産の処分に関する規定、集合債権譲渡担保権設定者による目的である債権の取立てに関する規定、数個の譲渡担保権が互いに競合する場合の優劣関係に関する規定等を設ける。
- 二、譲渡担保権の実行について、裁判所の手続によらない動産譲渡担保権の実行に関する規定、動産譲渡担保権の実行のための引渡命令に関する規定等を設けるとともに、債権譲渡担保権者による目的である債権の取立てに関する規定等を設ける。
- 三、破産手続等における譲渡担保権の取扱いについて、譲渡担保権者については、破産法等における質権を有する者に関する規定を適用し、破産手続等において別除権者として取り扱うこととす

る規定等を設けるとともに、再生手続等における集合動産譲渡担保権及び集合債権譲渡担保権の実行手続の取消命令に関する規定等を設ける。

四、所有権留保契約について、その対抗要件に関する規定等を設けるとともに、譲渡担保契約に関する規定を準用する規定等を設ける。

五、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.29法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第173号条約の早期批准に向けて検討に努めること。
 - 二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。
 - 三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。
- 右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第44号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26法務委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律ほか25の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

【附帯決議】（7.5.29法務委員会議決）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.30農林水産委員会付託 6.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

- 1 題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」とすることとする。
- 2 農林漁業者との取引の機会の拡大等の安定的な取引関係の確立を図る事業活動等を実施しようとする食品等事業者は、事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 3 食品等事業者は、認定を受けた事業活動計画に従って事業活動を実施するため、株式会社日

本政策金融公庫による必要な資金の貸付け等を受けることができることとする。

- 4 飲食料品等事業者等は、相手方から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出がされた場合、誠実に協議に応ずること等に努めなければならないこととする。
- 5 農林水産大臣は、4に関し、飲食料品等事業者等の判断基準を定め、判断基準に照らして適確な実施に必要があると認めるときは指導及び助言、実施に関する状況が著しく不十分であると認めるときは勧告、勧告に従わなかったときはその旨を公表することができることとする。
- 6 農林水産大臣は、取引において、通常、持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、指定飲食料品等として指定し、指定飲食料品等ごとに、その事業者等が組織する団体等を、その持続的な供給に要する費用の指標作成等業務を行う者として認定することができることとする。

二、卸売市場法の一部改正

中央卸売市場等の認定要件として、業務規程に一の6の指標等を公表することを追加することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の4、5、6及び二に係る規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.6.10農林水産委員会議決）

生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進するとともに、農林漁業者と食品産業との連携強化を始めとする食品産業の持続的な発展に向けた事業活動を促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 肥料・飼料費、人件費、輸送費等の生産・流通コストが上昇する中、我が国の食料システム全体の持続性の確保が図られる食品等の価格形成を実現するため、持続的な供給に要する費用の明確化と取引におけるこれらの費用の考慮について、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意形成と理解醸成が図られるよう、必要な取組を推進すること。
- 二 持続的な供給に要する費用が考慮される価格形成の実現に向けては、消費者も納得する生産性向上や付加価値向上の取組が生産・加工・流通・販売の各段階において不断に重ねられていくことが重要であることを踏まえ、こうした取組の促進のために必要な施策を十分に講じること。
- 三 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。
- 四 持続的な食料供給の実現を図るためには、持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和を始めとする持続的な供給に資する商習慣の見直しを進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。
- 五 国際的な原材料調達競争の激化に対応する国内農林漁業者と食品産業との間の安定的な取引関係の確立、環境負荷の軽減等の食品等事業者による持続的な食料供給の実現に向けた取組が促進されるよう、本法に基づく計画認定制度について、関係者への制度の周知などを積極的に進め、十分に活用されるよう努めること。
- 六 持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、官民一体で消費者の理解醸成に努めること。
- 七 食品等取引実態調査や、事業者からの相談窓口での対応等を確実に進めるために必要となる地方農政局を含む国の組織・人員体制の整備、強化を図るとともに、公正取引委員会、中小企業庁

等との連携を密にし、関係省庁一体となって本法に基づく措置等の適正な執行を図ること。

八 食品等の価格上昇の影響をより大きく受ける生活困窮者や子ども食堂等に対する支援については、必要な食料が円滑に入手できるよう、関係省庁が密接に連携して取り組むこと。

九 カーボンプライシングの本格導入に当たり、農業、漁業及び食品産業への影響を注視するとともに、関係省庁が密接に連携して適切な措置を講じること。

右決議する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

（参議院 7.4.7内閣委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.3可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、何人も、六に定めるところによるほか、原則として、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を設置してはならない。
- 二、経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち一定の基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域（以下「募集区域」という。）として指定することができるものとするとともに、この指定をしようとするときの手続を定めるものとする。
- 三、経済産業大臣及び国土交通大臣は、募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者から申請があったときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者に仮の地位を付与する処分（以下「仮許可」という。）をすることができるものとする。
- 四、経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。
- 五、経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可を受けた者から申請があったときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可することができるものとする。
- 六、五の許可を受けた者は、当該許可区域（我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。）において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。
- 七、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとするときの手続として、環境大臣は、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。また、海洋環境等調査を行おうとするときは、海洋環境等調査方法書を作成するものとする。
- 八、選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法の配慮書及び方法書に係る規定は、適用しない。
- 九、仮許可を受けた者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可を受けた者については、環境影響評価法の配慮書に係る規定は、適用しない。
- 十、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国際基準にのっとった生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。
- 二 環境に十分に配慮した洋上風力発電事業を推進するため、事業者の協力を得ながら、環境影響評価図書の常時公開や事業開始後の適切なモニタリングの実施とその情報公開に向けた制度の見直しを検討すること。
- 三 公募占用計画等に記載される、事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備設置や維持管理を通じて取得する情報について、目的外に利用することがないよう、事業者の情報管理体制について関係府省庁が適宜チェックすること。

- 四 事業者が洋上風力のサプライチェーン調査を行うことができるよう、他事例等を参考に、助言をする等のサポート体制を構築すること。
- 五 海洋環境等の保全の観点から環境省が行う調査が十分なものとなるよう、必要な予算と人員体制を確保すること。
- 六 募集区域の検討・指定や洋上風力発電の計画に関する情報が、その海域で漁を行う漁業関係者に速やかに伝わるよう、都道府県に対する情報提供を徹底すること。
- 七 募集区域の指定の段階において洋上風力発電が漁業や環境に及ぼす影響について、利害関係者の理解を十分に得た上で当該区域が指定されるよう、意見聴取、関係機関との協議等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 促進区域の検討・指定に対し、各地で地域住民による反対運動が起きていることに鑑み、促進区域の検討に当たっては、府省庁横断的な組織の下で調整を進め、住民への情報提供を十分に行うとともに、住民の理解を得られるよう基礎自治体と緊密に連携し、合意形成プロセスを進めるよう徹底すること。また、大臣許可漁業団体や他県からの入会漁業者など地域と間接的に関連し得る関係漁業者が存在する実態に鑑み、案件形成に当たり、国が積極的に調整を図っていくこと。
- 九 洋上風力発電を始めとする我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると依然として高いことに鑑み、再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、発電コストに係る国民負担の抑制を図るため、将来を見据えて電源別の発電コストの検証を随時行うこと。
- 十 再生可能エネルギーによる発電を促進するに当たっては、電力の安定供給のために既存のエネルギーによる発電の調整力が一定程度求められるものの、これに伴う社会全体でのコストの最小化を図られるよう努めること。
- 十一 再生可能エネルギー電源の送電線への接続が増加することを想定し、電力事業者等による送配電網の整備及びそれを支える人材の確保・育成について支援を行うこと。
- 十二 将来的に、遠方にある排他的経済水域（ＥＥＺ）に設置する上での課題が技術開発によって解決することを前提に、風車の全エネルギーを系統接続によらない手段により輸送できる制度を検討すること。
- 右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

（参議院 7. 3. 31内閣委員会付託 4. 9本会議可決 衆議院 5. 20可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、接待飲食営業に係る遵守事項等の追加

- 1 接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、客の正常な判断を著しく阻害する行為として、料金について事実と相違する説明等をする行為等をしてはならないこととする。
- 2 接待飲食営業を営む者は、その営業に関し、客に注文等又は料金の支払等をさせる目的で当該客を威迫して困惑させる行為や、客に対し、威迫し、又は誘惑して料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為をしてはならないこととし、これらの行為をした者に対する罰則を設けることとする。

二、いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備

性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとする。

三、無許可営業等に対する罰則の強化

風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業者がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げる

こととする。

四、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者である法人等を追加することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、四は公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（7.4.3内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 悪質なホストクラブ等の客が売掛金等を蓄積させられた上で、売春等をさせられている状況に鑑み、こうした性的搾取を防止するため、被害者の保護に努めるとともに、当該行為に関与した者の指導・取締りを一層推進すること。また、海外売春をさせられる事例も見受けられることから、外国の関係機関とも連携しながら厳正に対処すること。
 - 二 悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること。
 - 三 ホスト等によるマインドコントロールや犯罪者集団による報復への恐れから、被害者自身による申告が困難な場合があることを踏まえ、早期に被害の回復につなげるため、関係行政機関や被害者支援団体等と連携しながら、被害者やその家族等に対する適切で効果的な広報・啓発、相談・支援体制の強化等の取組を進めること。また、中長期的な被害の回復に対する支援の充実や被害者支援団体等への支援の拡充についても検討すること。
 - 四 悪質なホストクラブ等において、ホスト等が客に対して、その客の好意の感情を不当に利用し、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる実態等があることに鑑み、客がその意に反して、売掛金等の高額な債務を負うことのないよう、消費者契約法に基づく取消しを主張できる場合があること及び消費者トラブルに関する相談窓口について周知を徹底すること。
 - 五 悪質なホストクラブのホストがSNSやマッチングアプリ上で、ホストであることを隠して客となるよう勧誘等を行っている事例があることに鑑み、ターゲットとなる若年層を中心に被害を受ける可能性のある者に届くような効果的な手法を工夫し、注意を呼びかけること。また、当該行為に関与した者の取締りについても積極的に取り組むこと。
 - 六 悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、ホストクラブやメンズコンセプトカフェ等の接待飲食営業について、売掛金等の高額な債務を負わせることにつながるような遵守事項等に違反する行為が行われないよう、監督・指導に更に積極的に取り組むこと。
 - 七 現下の悪質ホストクラブ問題の深刻な状況を踏まえ、法施行前においても取締りの強化や広報・啓発に一層努めるとともに、今後の悪質ホストクラブ問題に係る情勢を踏まえ、必要に応じ、他の関係法令も含めた更なる措置を検討すること。
- 右決議する。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

（衆議院 7.4.24修正議決 参議院 5.9経済産業委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 下請代金支払遅延等防止法の一部改正

- 1 題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。
- 2 下請事業者その他の用語を中小受託事業者等の用語に改める。
- 3 委託事業者及び中小受託事業者について、常時使用する従業員数の大小による基準を追加す

る。

- 4 製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を規制対象取引に追加する。
- 5 委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、費用の変動等の事情が生じ協議を求められたにもかかわらず、代金の額に関する協議に応じず、一方的に代金の額を決定すること、代金の支払手段について手形を交付すること等を追加する。

二 下請中小企業振興法の一部改正

- 1 題名を「受託中小企業振興法」に改める。
- 2 下請中小企業その他の用語を受託中小企業等の用語に改める。
- 3 委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあっても常時使用する従業員数の大小による基準を追加する。
- 4 製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加する。
- 5 振興事業計画における支援対象として、2以上の段階にわたる委託関係にある事業者を追加する。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和8年1月1日から施行する。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、令和8年1月1日に改めることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業憲章において、「困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」との理念が示されていることを踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること。
- 二 取引の適正化による価格転嫁から賃上げにつながる好循環が継続する社会の実現について、国民全体の理解の醸成が図られるよう、取組を進めること。
- 三 協議を適切に行わない代金の額の決定等の禁止について、その違反に対して迅速かつ的確に対処するために必要な措置を講ずること。特に、該当する違反行為については、具体的な基準を示すこと。さらに、委託事業者と中小受託事業者の代金の額に関する協議が形骸化することのないよう、必要な措置についても併せて検討すること。
- 四 本法施行後には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「受託中小企業振興法」の適用基準として従業員数の基準が追加されるが、今後両法の適用対象の見直しを検討し、本法による改正の効果を高めるよう努めること。
- 五 本法施行後に、新たな手段による適用逃れなどの事例が起ころぬよう、中小事業者や中小企業団体などの情報共有や連携強化に更に努めること。また、適用逃れと見られる事例が発生した場合には、速やかに対策を講ずること。
- 六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後3年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。
- 七 本法に基づく施策を始めとする価格転嫁等の取引適正化推進に関する諸施策や「下請」等の用語の見直しについて、委託事業者及び中小受託事業者に対する一層の広報等の充実に努め、周知徹底を図ること。
- 八 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、価格転嫁の促進に効果が認められているものの、その認知度は低い状況であるため、政府を挙げて周知徹底を図ること。
- 九 中小受託事業者まで適正な労務費を確保する等の観点から、本法の施行と並行して、各業界における理解の醸成に努めるとともに、現時点で21業種に限られている「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定を幅広い業種に拡大するよう努めること。各省庁にあっては、所管する業界についてガイドラインの策定を進めること。あわせて、既に策定されているガイドラインにおいても、本法の趣旨が反映されているかどうかを点検し、適宜更新をすること。
- 十 サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の対象とならない取引における優越

的地位の濫用行為に対し、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。

十一 中小企業・小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するため、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組むこと。また、中小企業組合が主体となって、事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化できる団体協約の活用について周知を図ること。

右決議する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第49号）

（衆議院 7. 5. 27可決 参議院 6. 10内閣委員会付託 6. 13本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

- 1 特定金属くず（主として特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。）により構成されている金属くずをいう。）の買受けを行う営業（以下「特定金属くず買受業」という。）を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。
- 2 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関する記録を作成し、当該記録を3年間保存しなければならない。
- 3 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けに係る相手方の氏名、内容等の記録を作成し、当該記録を3年間保存しなければならない。
- 4 特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、警察官にその旨を申告しなければならない。

二、指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具（ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができる工具であって、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいもの等として政令で定めるものをいう。）を隠して携帯してはならない。

三、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知

警察本部長等は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7. 6. 12内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法において、規制の対象となる特定金属の範囲については、金属価格の変動・金属盗による被害の状況等を踏まえ、適時適切に検討し、周知を行うこと。
- 二 特定金属くず買受業者については、継続的に指導監督を行うほか、その実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、許可制の導入、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化等の買受業者に対する規制的措施の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 三 特定金属くず買受業者として特定金属くずを業として買い受ける全ての事業者に対し、本法の措置の内容について効果的な周知を行うこと。その際、外国籍の事業者に対しては、資料を多言語化するなど十分配慮すること。
- 四 買受け時の本人確認を始めとする手続の煩わしさにより、適法な特定金属くず買受業者の利用が避けられる事態とならないよう、本法の措置の内容及びその必要性について、国民や事業者の十分な理解を得られるよう周知啓発を行うこと。また、少額取引の本人確認の在り方については、

施行後の実態を踏まえ検討すること。

- 五 盗難特定金属製物品の処分を防止するため、ＡＩ等のデジタル技術等の最先端技術等を活用した対策について、その技術開発の支援も含めた在り方を将来的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 六 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないよう、判断基準を明確化し、全国で斉一的な運用が行われるよう徹底すること。
- 七 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について、犯罪グループ等が犯行に及んでいる実態が認められることに鑑み、組織的に金属盗を敢行する犯罪について、実行犯の募集や盗難特定金属製物品の流通経路等の実態を解明するとともに、効果的な取締り等の対策を講ずること。また、外国人による犯罪については、留学生や外国人コミュニティ等の協力を得るなどして、外国語によるインターネット上の違法・有害情報に対し適切に対応するとともに、犯罪防止に資する情報発信を外国語を用いて積極的に行うこと。あわせて、取締りを通じて外国人差別の風潮を助長することとならないよう十分留意すること。
- 八 太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。
- 九 監視カメラやセンサーライトの設置、転売防止のためのマーキング等の自主防犯対策を講ずる事業者等に対する支援措置を講ずる都道府県に対して、必要な助言、支援等を行うこと。
- 十 いわゆる金属くず条例の中には、金属くず買受業者の許可制を導入するとともに、銅以外の金属も規制対象とするものなどがあることを踏まえ、本法の趣旨に反しない限りにおいて、条例による規制を妨げることをないようにすること。
右決議する。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 7.5.20修正議決 参議院 5.21厚生労働委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業主は、職場において行われる顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質等の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 二、事業主は、求職者等によるその求職活動等において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 三、国は、職場における労働者の就業環境を害する言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならないものとする。
- 四、常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主が、その事業における女性の職業生活における活躍に関して定期的に公表すべき情報に、その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異及びその雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合を加えるものとする。
- 五、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を令和18年3月31日までとする。
- 六、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本原則に、女性の職業生活における活躍の推進に当たり留意すべき事項として、女性の健康上の特性を加えるものとする。
- 七、事業主は、疾病、負傷等の理由により治療を受ける労働者について、治療と就業との両立を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、一の「雇用管理上必要な措置」の例示として当該言動の抑止のための措

置を追加するとともに、特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.3厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、カスタマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談しやすい環境を整備するとともに、相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような指針を策定するとともに、小規模事業者への必要な支援を行うこと。また、カスタマーハラスメントに関する指針の策定に当たっては、消費者、障害当事者から意見を聞いた上で検討すること。
- 二、障害者等が社会的障壁の除去を求めたにもかかわらずカスタマーハラスメントと判断され、合理的配慮の提供を受けられない場合は、事業者の問題を指摘して改善を促す必要があることから、相談窓口の周知を図ること。また、事業者がカスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、障害者等への不当な差別的取扱いが生じないよう、事業者が正しい障害特性の理解、接し方を学ぶための周知広報ツールが活用されるように促すこと。
- 三、医療、介護分野等を含む公務・公共現場において、サービスが途絶すると利用者等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ現場においては、その利用が途絶しないことに最大限の配慮を行いつつ、適切なカスタマーハラスメント対策を講ずること。
- 四、政府が定める指針に基づく措置を実行するに当たり、事業主はそれぞれの業種業態・顧客等対応業務の内容等に応じた最善のカスタマーハラスメント対策が講じられるよう、その対策の内容を検討、実行するに当たっては、現場の労働組合又は従業員代表、職場委員等の参加・参画の下で、実際に発生したカスタマーハラスメント行為の詳細や対応の結果、効果などを記録し、対策の継続的な改善のために活用するよう努めること。
- 五、カスタマーハラスメントのみならず、労働者の就業環境を害する言動を行ってはならないことについて、事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずる際には、各事業分野の特性を踏まえつつ、労働者以外の者へのハラスメントも含め、厚生労働省と業所管省庁が連携して行うこと。
- 六、事業主が、実効性を伴うカスタマーハラスメントの抑止のための措置を講ずることができるよう、警察との連携、仮処分命令の申立てを含め、当該措置の具体的な内容を指針に示すとともに、各事業分野におけるカスタマーハラスメントの抑止に資するよう、必要に応じて業法の見直しを含め検討すること。
- 七、労働者に対するSNS等インターネット上での誹謗・中傷として、無断で撮影された労働者の顔写真や名刺などの個人情報が拡散される事例が生じていることを踏まえ、労働者のプライバシーを保護し、又はハラスメント被害を訴えたことに対し周囲から誹謗・中傷を受ける二次被害を防ぐため、当該行為がカスタマーハラスメントに該当する行為であることを指針に明示することを検討すること。
- 八、公務・公共現場でのカスタマーハラスメント対策は国民及び住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって人事院及び総務省からの支援策を講ずること。また、当該対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。
- 九、措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、警察との連携、事業主に対する指導を含め、真摯に対応すること。そのため、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラスメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。
- 十、性的指向や性自認（SOGI）の開示であるいわゆる「カミングアウト」を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること、就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であること及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントだけでなく、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事業主に周知啓発を行うこと。
- 十一、労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントと

して全て禁止することについて検討すること。また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、速やかにILO第190号条約の批准に向けて検討を進めること。

十二、女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。また、一般事業主、特定事業主ともに、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十三、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に留意する観点から、フェムテックの活用に取り組むこと。

十四、治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十五、疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 7.5.20可決 参議院 6.6環境委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、風力発電事業等に係る工作物の建替えに関する環境影響評価手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、第1種事業（一部を除く。）に係る既存工作物について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を第1種事業として実施しようとする者は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の記載事項のうち、事業実施想定区域及びその周囲の概況、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものに代えて、事業実施想定区域、当該第1種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した配慮書を作成しなければならない。

二、環境大臣は、事業者等により環境影響評価手続において作成、公表された書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

三、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.6.12環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の回避・低減と環境影響評価手続の合理化が共に実現できるよう、事業特性や技術革新の動向等を踏まえ適切な基準を定めること。また、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に関して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。

二、建替事業による環境影響の可能な限りの回避・低減及び手続の円滑化に資するよう、事業者が計画段階環境配慮書に記載すべき環境配慮の内容について、主務大臣が定めるべき指針に関する

基本的事項及び主務省令等において明確に示すとともに、事業者への周知を図ること。

三、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図ること。また、我が国の環境影響評価制度は法律と条例が一体となって運用されていることを踏まえ、本法による建替事業の手続合理化の趣旨を、地方公共団体に対し十分に周知すること。

四、環境影響評価手続において事業者等が作成する環境影響評価図書の公開について、事業者等から同意が得られるよう制度趣旨等について十分に周知するとともに、同意を促す方策を検討するほか、事業者等に過度な負担が生じない運用とすること。

五、環境影響評価図書について、公開期間を十分に確保するとともに、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に利活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。

六、風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する場合があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方公共団体の取組を支援すること。

七、環境影響評価制度を始めとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えるとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。

八、特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な環境影響については、標準的な評価手法が定まっていない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。

九、現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。

十、諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。

十一、事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第4条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）

（衆議院 7.6.12可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画促進施策」という。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

二、機構は、一の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 2 男女共同参画促進施策に係る国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。
- 3 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に

従事する者並びに外国の機関の職員であってその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。

4 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。

5 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

6 1 から 5 までに掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。

三、機構に係る独立行政法人通則法における主務大臣は、内閣総理大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣は女性教育に関する業務に係る事項に限る。）とする。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【附帯決議】（7. 6. 19内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。

四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。

六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第 53号）

（衆議院 7. 6. 12可決 参議院 6. 16内閣委員会付託 6. 20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

- 二、地方公共団体は、一の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（以下「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
- 三、男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、機構と密接に連携するように努めるものとする。
- 四、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 五、機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人男女共同参画機構法の施行の日から施行する。

【附帯決議】（7.6.19内閣委員会議決）

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（衆議院 7.5.13可決 参議院 5.14総務委員会付託 5.21本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、地域会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合において、区域内電気通信事業者がいないときは、最終保障電気通信役務を提供しなければならないこととするほか、基礎的電気通信役務支援機関は、最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うこととする。
 - 二、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等に関する規定を整備する。
 - 三、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加する。
 - 四、鉄塔等提供事業を営む者等は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業について、総務大臣の認定を受けることができることとする。
 - 五、総務大臣は、毎年、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等を行うこととする。
 - 六、電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除する。
 - 七、地域会社について、地域電気通信業務は、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する業務から、目的業務区域内における通信を媒介する業務に見直すほか、保有する設備等を活用して行う業務は、業務ごとの届出を不要とし、届け出た実施基準に従って営むことができることとする。
 - 八、地域会社について、特定の合併又は分割の決議に係る総務大臣の認可を不要とするほか、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地の譲渡等に総務大臣の認可を要することとする。
 - 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26国土交通委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加することとする。
- 2 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練（４において「訓練」という。）であって４の登録を受けた者等が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして一定の要件に該当する訓練である「技能発揮訓練」を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を離陸させ、又は着陸させる操縦等を行ってはならないこととする。
- 3 ２の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であって、滑走路への誤進入その他の危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいうこととする。
- 4 ２の訓練を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとする。

二 空港法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であって、一定の基準への不適合を回避するための高度の技術又は機械力を要するものを、当該地方公共団体に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、これを施行することができることとする。
- 2 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、空港会社又は地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、これらの者が管理する空港の災害復旧工事であって、災害応急対策に必要な航空機の離着陸のために行う応急のもの、又は一定の基準への不適合を回避するための高度の技術又は機械力を要するものを、これらの者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、これを施行することができることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から６月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 令和６年１月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、実効性のある再発防止策を講ずること。
- 二 滑走路安全チームへの航空事業者やグランドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。また、同チームの活用などを通じ、各種の滑走路誤進入防止対策について、その効果や課題などを現場職員の声を踏まえて不断に検証し、必要な改善が図られるようにすること。
- 三 グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、処遇の改善、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグランドハンドリング事業者及びグランドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グランドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。あわせて、グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化に向けた新たな仕組みの構築に当たっては、事業者の事務負担等を考慮して対応すること。
- 四 将来的な航空需要の増大を見据え、航空管制官の人的体制の強化・拡充を計画的に進めるとともに、航空管制官の職場環境を改善し、ストレスケア体制を拡充する等、働きやすい職場づくりを推進すること。
- 五 頻繁に離着陸が行われる空港等において離着陸を行うパイロットに対するCRM訓練の修了の

義務付けに当たっては、全てのパイロットが適切に訓練を受講できるよう訓練の実施体制の確保を図るとともに、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性のある訓練内容とするほか、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のCRM訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のCRM訓練に必要なものは適切に取り入れること。

六 昨今の航空機乗組員の飲酒等による不適切事案の発生を踏まえ、航空輸送の安全を確保するため、航空運送事業者に対し、航空機乗組員が業務に影響を及ぼすような心身の異常があると認められる場合やアルコールの影響により正常な業務ができないおそれがあると認められる場合は業務に従事させないことを指導・徹底すること。また、こうした事案の発生を防止するための航空運送事業者における安全管理体制や取組について、第三者の視点を含めた検証及び改善が不断に図られるよう、所要の措置を講ずること。

七 災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行又は実施することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエプロンの利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。あわせて、各空港管理者等において代行制度の創設を踏まえた災害時対応への備えが進むよう、所要の措置を講ずること。

八 災害時における緊急輸送の確保等のために空港が果たすべき役割の重要性に鑑み、空港の耐災害性の強化が図られるよう、所要の予算の確保を図り、対策を進めること。

九 地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないよう、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。

右決議する。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第56号）

（衆議院 7.4.8可決 参議院 4.9外交防衛委員会付託 4.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しない。

二、日本国内において締約国軍隊によって逮捕された締約国軍隊の構成員等の我が国当局による受領や締約国軍隊の財産の差押え、搜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。

三、締約国軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。

四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。

五、次の法律を廃止する。

1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律

六、本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ほか、必要な施行期日を定める。

【附帯決議】（7.4.15 外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今後、新たに円滑化協定が署名された際に、当該協定が本法第2条第1号に規定する円滑化協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。
- 右決議する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

（参議院 7.4.2 厚生労働委員会付託 4.11 本会議可決 衆議院 5.8 可決）

【要旨】

本法律案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付ける。
- 二、特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合を、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとする。
- 三、作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。
- 四、厚生労働大臣は、災害状況の調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとし、その権限を労働基準監督署長等に委任できるものとする。
- 五、政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第4条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除する。
- 六、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質である通知対象物を譲渡し、又は提供する者の文書の交付等による通知義務に罰則を設け、変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げる。
- 七、通知対象物の譲渡者等は、その成分の情報が営業秘密である場合には、その旨を相手方に明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知することをもって成分の通知に代えることができるものとする。
- 八、事業者は、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないものとする。
- 九、ボイラー、クレーン等の特定機械等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間の登録機関が実施することができる範囲を拡大する。
- 十、機械等に係る特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとし、厚生労働大臣等は、違反した検査業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 十一、事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、その措置の実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 十二、この法律は、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10 厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

- 二、新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三、労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四、個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五、本法の内容と密接に関わるILO第155号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。
- 六、過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。
- 七、ストレスチェック制度の効果を高めるため、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。
- 八、ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。
- 九、化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。
- 十、成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。
- 十一、登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。
- 十二、高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。
- 十三、身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。
- 十四、重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応する

こと。

十五、本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

十六、第14次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。

右決議する。

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 7. 4. 17可決 参議院 4. 21国土交通委員会付託 4. 25本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 船員法の一部改正

- 1 国土交通省令で定める船舶の船長は、輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが転落したと見込まれる地点等の事項を、付近の船舶等に通報しなければならないこととする。
- 2 船長は、指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならないこととする。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでないこととする。
- 3 船舶所有者は、船員と雇入契約を締結したときは、当該船員に、非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練を原則実施し、特定の船員については、国土交通大臣の登録を受けた者等が行う生存技術及び消火技術に関する実技講習を受けさせなければならないこととする。
- 4 船舶所有者は、快適な海上労働環境を形成するように努めなければならないこととする。

二 船員職業安定法の一部改正

- 1 船員の募集に関する情報の提供を業として行う者等は、広告等により求人等に関する情報等を提供するときは、当該情報等について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととする。
- 2 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

- 1 船舶所有者は、漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶には、一定の乗船履歴の保有、漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる航行の安全に関する知識及び能力を習得させるための講習であって国土交通大臣の登録を受けた者等が行うものの課程の修了証明書の受有等の要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないこととする。
- 2 1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した同条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは、船舶職員になることができることとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7. 4. 24国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 漁船員条約締約国が発給した資格証明書の受有者が特定漁船に乗り組むための特例の適用に当たっては、商船と漁船の区別なく高度な技能を求める我が国の海技免許制度が、航行の安全確保に大きく貢献していることを踏まえ、他の締約国における商船と漁船との海技資格の在り方の異同に留意し、航行の安全を損なうこととならないようにすること。

二 漁船員条約の締結に伴う各種講習の5年ごとの受講が漁船員及び船舶所有者に過度な負担をも

たらずことのないよう、受講料の軽減等を図るために必要な措置を講ずるとともに、受講者の利便のため、各登録講習機関の増加及び偏在の解消に努めること。また、本法律案の提出の経緯を踏まえ、今後も、船員に関する国際条約の締結等に伴い、国内の関係団体等に影響が及ぶ場合には、当該団体等の理解・納得が得られるよう、緊密な連携の下、丁寧な説明や対話等に努めること。

三 最短で令和8年1月に漁船員条約が我が国について効力を生じ、漁ろう操船講習に関する規定が施行されることを踏まえ、漁ろう操船講習の具体的な内容を早期に明らかにし、関係者に周知すること。

四 漁船員条約に係る国内法の運用に当たっては、同条約に定める安全の確保に配慮しつつ、日本船舶の深刻な船員不足に対応し、「労働力の流動性」を最重要事項として考慮する観点から、官労使の意見交換を行った上で、主体的に運用の基本的な方向性を示すこと。

五 船員職業安定窓口と特定地方公共団体がそれぞれの特性を生かした船員職業紹介事業を行えるよう、相互の協力を促進するとともに、異業種からの転職者も視野に入れ、公共職業安定所との連携を強化し、船員の確保に寄与するものとなるようにすること。

六 船員室のインターネット環境を始めとする快適な海上労働環境の形成の促進に向け、国として支援を行うとともに、船舶所有者による取組の原資が確保されるよう、内航海運業における取引環境改善及び生産性向上等の取組をより一層推進すること。

七 深刻な船員不足の解消に向けて、働き方改革の推進及び労働環境の改善・整備を図るとともに、商船高等専門学校や水産高等学校等への支援の拡充を始めとした船員養成ルートの強化及び船員確保の間の拡充並びに幼少期からの体験乗船等を通じた海事広報・海事教育といった長期的な取組を強力に推進すること。また、企業・業界と連携し、一体となって取り組むこと。

右決議する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.4厚生労働委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、短時間労働者に係る被用者保険の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に引き下げ、撤廃する。

二、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。

三、被用者保険の適用拡大の対象となる事業所の事業主は、短時間被保険者に係る事業主の負担すべき保険料の負担割合を増加することができるものとし、この場合において、当該負担割合の増加により増加した額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすものとする。

四、在職老齢年金制度の支給停止調整額を、62万円に引き上げる。

五、子のない20代から50代までの配偶者に係る遺族厚生年金制度について、受給要件等の男女差を解消し、原則5年の有期給付にするとともに、所得に応じた給付の継続等の措置を講ずる。

六、厚生年金保険の標準報酬月額の上限額について、75万円に段階的に引き上げるとともに、最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合に着目して改定を行うことができるものとする。

七、個人型確定拠出年金の加入可能年齢を70歳未満に引き上げる。

八、基礎年金及び厚生年金の子の加算を創設し、又は拡充する。

九、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から次期財政検証の翌年度までの間は、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を継続し、当該調整における調整率を3分の1に軽減す

るものとする。

十、この法律は、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、次期財政検証において基礎年金の給付の調整期間の見通しと報酬比例部分の給付の調整期間の見通しとの間に著しい差異がある等の場合に、それらの調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする、当該措置に伴い年金額が低下するときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置等を講ずるものとする等の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。
- 二、被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額と比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第1号被保険者から第2号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかと指摘があることを考慮しつつ、第1号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第2号被保険者の範囲について整理すること。
- 三、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和10年10月から週10時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週10時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四、遺族厚生年金の見直しについては、見直しの対象者や給付への影響等の具体的内容に加えて、配慮が必要な者には有期給付の原則5年間の支給期間経過後に継続給付が行われること等について、国民への分かりやすい周知・広報を行い、不安の解消に努めること。
- 五、子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。
- 六、障害年金の判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援B型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、2級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。
- 七、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 九、次期財政検証では、40年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の40年から45年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて速やかに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。

十、第3号被保険者制度の在り方の見直しについては、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。

十一、年金制度改革は5年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。

十二、次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和2年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。

十三、次期年金制度改革に向けては、年金制度が国民生活に深く関わるものであるという認識の下、広く国民的な議論を喚起するような進め方について工夫すること。

十四、年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民への分かりやすい周知・広報を行うとともに、学校教育段階での年金制度を含むワークルール教育の推進について取組の強化を行うこと。

十五、日本国内にある約180か国・地域の外国公館（大使館・領事館など）で働く日本採用の労働者の多くが長年にわたって被用者保険に加入していない状況を踏まえ、被用者保険の適用について、本件に係る昭和30年厚生省通知の見直しや、被用者保険を強制適用にすることも含めて検討し、その結果に基づき、関係省庁等との調整を行った上で速やかに必要な措置を講ずること。

右決議する。

本院議員提出法律案

特定生殖補助医療に関する法律案（参第1号）

（参議院 7.5.30内閣委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、特定生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の趣旨にのっとり、特定生殖補助医療の適正な実施を確保するための制度、特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに関する制度等について必要な事項を定めようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第2号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、学校において児童又は生徒が守るべき学習上又は生活上の規律とする事項について、こども基本法の趣旨を踏まえるとともに、その内容の適正性の確保に資するため、当該規律とする事項を定め、又は変更する場合における児童又は生徒及びその保護者が意見を表明する機会の確保並びに当該意見の考慮、当該規律とする事項に関する情報の公表等について定めようとするものである。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参第5号）

（参議院 7.4.15厚生労働委員長提出 4.16本会議可決 衆議院 6.5可決）

【要旨】

本法律案は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、こどもに係る自殺対策について基本理念に明記し、学校の責務を明らかにするほか、こどもに係る自殺対策の協議会について規定するとともに、基本的施策の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本理念として、デジタル社会の進展を踏まえた施策の展開及び適切な配慮について明記するとともに、こどもに係る自殺対策について社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないことを明記する。
- 二、国の責務として、こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない旨を追加する。

- 三、学校の責務として、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記する。
- 四、基本的施策として定められている、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等、自殺未遂者等の支援、自殺者の親族等の支援について、それぞれ規定の改正を行い、施策の拡充を図ることとする。
- 五、地方公共団体は、こどもに係る自殺対策の実施に当たり、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は、こどもの自殺の防止等について必要な情報交換及び対処等の措置に関する協議を行うこととする。
- 六、自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。
- 七、こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定する。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、大深度地下をはじめ地下に大規模な施設又は工作物を設置する行為が、当該行為を行う区域に係る土地の陥没等により住民の生活等に大きな影響を生ずるおそれがあるとともに当該土地の価値を減少させるおそれがあるものであることに鑑み、地下の使用に係る手続の適正化等を図るため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置その他必要な措置を定めようとするものである。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）

（参議院 7.5.21厚生労働委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、職場における顧客等による社会通念上許容される範囲を超えた言動により労働者及び特定受託業務従事者の就業環境が害されることを防止するため、当該言動に関し事業者及び特定業務委託事業者の講ずべき措置等について定めようとするものである。

児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、子育て世帯をめぐる状況の変化、学校における教員の働き方の変化等に伴い、児童の朝の居場所の確保が課題となっていることに鑑み、児童の朝の居場所の確保を図るための法制上の措置等及びこれを講ずるまでの間の地方公共団体に対する支援について定めようとするものである。

手話に関する施策の推進に関する法律案（参第9号）

（参議院 7.6.12内閣委員長提出 6.13本会議可決 衆議院 6.18可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

二、手話に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

三、国及び地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

四、障害者基本計画、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

五、政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

六、手話に関する基本的施策として、手話を必要とするこどもの手話の習得の支援、学校における手話による教育等、大学等における配慮、職場における環境の整備、地域における生活環境の整備等、中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話の習得の支援、手話文化の保存、継承及び発展、国民の理解と関心の増進、手話の日の制定、人材の確保等、調査研究の推進等、国際交流の推進及び手話を使用する者等の意見の反映について定める。

七、この法律は、公布の日から施行する。

八、この法律の施行後おおむね5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、難民等に関する制度その他外国人の管理に関する制度をめぐる諸課題に鑑み、緊急の対応として、難民の認定等に係る手続中の送還停止の例外となる者の範囲に係る改正並びに未成年者及びその家族の在留特別許可に関する規定の整備を行うほか、それらの制度の抜本的な見直し等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第11号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、永住者の在留資格をもって在留する者について、出入国管理及び難民認定法に規定する義務を遵守せず、又は故意に公租公課の支払をしないこと等を在留資格の取消事由として整備する改正を行わないこととし、あわせて、永住許可の要件の明確化等の関連する改正を行わないこととしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第9号）

(衆議院 7.3.4可決 参議院 3.24政治改革に関する特別委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- 1 ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこととする。
- 2 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととする。

二、ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとする。
- 3 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第10号）

(衆議院 7.3.4可決 参議院 3.24政治改革に関する特別委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とする。

二、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内とする。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとする。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.24災害対策特別委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限（令和7年3月31日）を令和12年3月31日まで延長しようとするものである。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第16号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.24国土交通委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的として、半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。）の推進を図り、あわせて地方における活力ある社会経済の創出及びその再生に資することを追加することとする。
- 二 半島地域の振興のための施策に係る基本理念を新設するとともに、国は、基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し及び実施する責務を有することとする。また、都道府県は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。
- 三 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、同地域の振興の意義及び方向に関する事項等を記載した半島振興基本方針を定めるものとするとともに、関係都道府県は、同方針に基づき、当該地域に係る半島振興計画を作成するよう努めるものとする。
- 四 半島振興対策実施地域に係る国及び地方公共団体の配慮規定として、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等に関する規定を新設することとする。また、防災対策の推進に関する配慮規定について、その目的として、災害の軽減及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることの防止を追加し、国土強靱化の観点等を踏まえるべきことを明記するとともに、配慮事項として半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保を追加することとする。このほか、農林水産業その他の産業の振興、生活環境の整備、観光の振興及び交流の促進等に関する配慮規定の拡充を行うこととする。
- 五 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村又は同地域の振興に取り組む団体等は、同地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行う協議会を組織することができることとする。
- 六 半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣に、内閣総理大臣を追加することとする。
- 七 法律の有効期限を令和17年3月31日まで10年間延長することとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとする。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第17号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.28総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、組合員以外の者の事業の利用の特例
 - 1 特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次のとおりとする。
 - イ 一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合

員の利用分量の総額の100分の50を超えてはならない。

ロ 一事業年度における組合員以外の者（関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。

- 2 1の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいう。

二、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、2の内閣府設置法の一部改正は、公布の日から施行する。

2 内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務の特例の期限を5年延長し、令和12年3月31日までとする。

【附帯決議】（7.3.31総務委員会議決）

政府及び地方公共団体は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。

- 二、特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。

- 三、改正法により市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の職員の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じて処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切に指導、助言その他必要な措置を講ずること。

- 四、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

- 五、政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

- 六、特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇い止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。

七、特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

八、特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。

九、特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

十、特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

十一、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十二、特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十三、人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるようにするため、国及び地方公共団体による財政上の措置その他の措置が講じられていることも踏まえ、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講ずること。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげること。

十四、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十五、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十六、本事業の目的は、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやり甲斐をもって参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるよう努めること。また、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、国及び地方公

共同体が責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこと。

十七、特定地域づくり事業協同組合の事業費において、事務局運営費の比率が過大となっている事例が散見されることに鑑み、事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講ずること。

十八、本法に基づく労働者派遣事業は、労働者派遣法の特例として人口急減地域に限定的に認められていることを踏まえ、労働者派遣法の根幹に関わる新たな特例の検討を原則行わないこと。

十九、地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号） （衆議院 7.3.18可決 参議院 3.25議院運営委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるものとする。
- 二、日当は、証人として出頭し又は陳述した日数に応じて支給する。
- 三、この法律は、令和7年4月1日から施行する。
- 四、その他所要の規定の整理を行う。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第19号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を5年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県棚田地域振興計画に係る改正

都道府県棚田地域振興計画が調和を保たなければならない計画に、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に規定する特定居住促進計画を明記することとする。

二、農地法等による処分に係る規定の追加

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法等による処分を求められたときは、当該処分が迅速に行われるよう配慮をするものとする。

三、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供に係る規定の追加

国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報を関係者に提供するよう努めるものとする。

四、配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化、鳥獣被害の防止、棚田地域への移住等の促進、都市等と棚田地域の交流の促進、棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保等に関し配慮する規定を追加することとする。

五、期限の延長

法律の有効期限を5年間延長し、令和12年3月31日までとする。

六、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行することとする。ただし、五については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（7.3.27農林水産委員会議決）

棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自

然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有する国民的財産である。棚田を保全し、棚田地域の振興を図るためには、棚田及び棚田地域の置かれた状況に十分に配慮した上で、様々な課題に対処することが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 棚田地域の特性に即した農業の振興を図るために、中山間地域等直接支払制度における棚田地域振興活動加算等の活用が更に促進されるよう検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - 二 棚田地域における農地の区画整理、農業用排水路、農道、法面の修復等の小規模な整備を図るとともに、草刈機等の棚田等における農作業の省力化を図るために必要となる先進的な機器等の導入を確実に進めるために必要な措置を講ずること。
 - 三 農林水産省、環境省等の野生鳥獣被害対策の関係省庁は連携して、棚田地域における野生鳥獣被害の防止対策が実効性を確保しつつ継続的に実施されるよう必要な支援を行うこと。
- 右決議する。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第20号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を10年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

法律の目的に、山村の自立的かつ持続的な発展及び地域の特性を生かした産業の成長発展等の文言を追加することとする。

二、基本理念の改正

基本理念に、山村における農林水産業の生産活動及び地域住民による共同活動の継続並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を追加することとする。

三、山村振興の目標の改正

山村振興の目標に、住民の日常的な移動のための交通手段の確保等の事項を追加することとする。

四、国及び地方公共団体の責務に係る改正

国の責務として、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し実施するとともに税制上の措置を講ずるよう配慮すること、また、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保等に努めなければならないこと等を追加することとする。

五、山村振興基本方針の改正

山村振興基本方針は、防災基本計画、国土強靱化基本計画及び水循環基本計画とも調和したものでなければならないことを追加することとする。

六、配慮規定の充実

国及び地方公共団体は、交通通信、産業振興、災害防除等、住民の生活の安定と福祉の向上、山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進等に関し配慮する規定を新設することとする。

七、期限の延長

法律の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとする。

八、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとする。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）

（衆議院 7.4.24可決 参議院 5.8議院運営委員会付託 5.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国会法の一部改正

情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

二、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出についても、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

三、施行期日

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日から施行する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第33号）

（衆議院 7.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、貨物利用運送事業者が元請事業者として扱われるよう、真荷主の範囲を適正化することとする。また、貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者等からの2以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 二 何人も、無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者に貨物の運送を委託してはならないこととするとともに、これに違反した者は100万円以下の罰金に処することとする。また、国土交通大臣は、当分の間、無許可等で経営の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主等に対し、当該行為をしないよう要請できるとともに、荷主等への疑いに相当の理由があると認めるときは、公表を前提とした勧告を行うことができることとする。
- 三 貨物自動車運送事業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うこととする。また、国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人に、許可の更新に関する事務の一部を行わせることができることとする。
- 四 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、人件費、委託手数料等の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価である適正原価を定めることができることとする。なお、これに伴い、国土交通大臣が定めることができるとしている標準的な運賃を廃止することとする。
- 五 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、自らが引き受ける貨物を運送するとき又は自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、その運賃等が四の適正原価を下回らないようにしなければならないこととする。
- 六 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、その労働者が有する知識、技能等についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払等の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から3年以内の政令で定める日から施行することとする。

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第34号）

（衆議院 7.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすることとする。
- 二 基本方針として、一の独立行政法人に、貨物自動車運送事業の許可の更新に関する事務の一部並びに貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的・社会的地位の向上等の貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせるとともに、当該業務がこの独立行政法人により適切かつ効率的に実施されるよう、必要な体制の整備を行う旨を定めることとする。また、当該業務の費用に係る財源の確保に関する基本方針として、許可の更新事務に必要な費用は、国庫が負担することとし、許可の更新に係る手数料による収入等を活用して確保するとともに、貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組の支援に関する業務に必要な費用を確保できるよう、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物流の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行う旨を定めることとする。
- 三 政府は、二の基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等について、この法律の施行後3年以内を目途として講じなければならないこととする。
- 四 政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する物流政策推進会議を設けるとともに、同会議の下に、連絡調整を行うための物流政策推進関係者会議を設けることとする。
- 五 この法律は、公布の日から施行することとする。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）

（衆議院 7.5.30可決 参議院 6.4総務委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、デジタル社会の進展など、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政書士の使命

現行の目的規定を改め、行政書士の使命を明らかにする規定を設ける。

二、職責

行政書士の職責を明らかにする規定を創設し、デジタル社会の進展を踏まえた対応等を職責として規定する。

三、特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士の業務範囲を拡大し、特定行政書士は、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立ての手続について代理等を行うことができることとする。

四、業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言を加え、趣旨の明確化を図る。

五、両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対する罰則及び行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備する。

六、施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行する。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）

（衆議院 7.6.3可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.18本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為
- 2 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

二、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記する。

三、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（7.6.17内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 オンライン上で行われる違法賭博については、ギャンブル等依存症につながりやすい特徴が強く指摘されているほか、令和6年度の警察庁委託調査研究により、スポーツベッティングを含むオンラインカジノの年間賭額総額が推計約1兆2,400億円という実態が明らかとなったこと等に鑑み、国民の健全な生活を確保する観点のみならず、我が国の国富を損なう重大な問題と位置付け、関係省庁が緊密に連携し、一体となって更なる対策を推進すること。
- 二 オンライン上で行われる違法賭博を抑止するため、各国において導入されているオンラインカジノサイトへのブロッキング等の対策及び我が国に導入する場合の法的・技術的課題等について調査を行うとともに、我が国における効果的な対策を早急に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、無料版や体験版から誘導される例が多いことを踏まえ、適切な規制の在り方を検討すること。
- 三 オンラインカジノサイトにおいて多岐にわたるゲームやスポーツベッティングが提供されていること、スポーツベッティングが欧米を中心にビジネスとして拡大していること等を踏まえ、我が国においては、法律の定めるところにより行われる公営競技等を除き、スポーツベッティングを含むあらゆる賭博行為が違法であることについて、国民、特に若年層への普及啓発を徹底すること。
- 四 暗号資産、クレジットカード等の決済手段や決済代行業者の実態など、オンラインカジノの利用に関する決済の実態を解明し、適切な措置を講ずるとともに、決済代行業者を始めとするオンラインカジノの利用を幫助する事業者の取締りを徹底すること。
- 五 オンラインカジノを始めとするギャンブル等による依存症について、適切な医療を受けられる体制を全国的に整備するとともに、ちゅうちょすることなく医療機関を受診し、治療につなげることができるよう必要な措置を検討すること。また、患者本人及びその家族に対する相談・支援の体制を更に充実させ、相談しやすい環境を整えること。あわせて、ギャンブル等依存症の未然防止のため、国民への予防教育やギャンブル等依存症問題に関する知識の普及啓発等、必要な施策を積極的に講ずること。
- 六 コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行する中で、オンライン上で行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘があることに鑑み、オンラインの特性も踏まえた依存症対策の更なる強化を図ること。

- 七 本法施行後、その抑止効果について検証し、実効性確保のために罰則等が必要と認められる場合は、所要の措置を講ずること。
右決議する。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第48号）

（衆議院 7.6.10可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スポーツ基本法の一部改正

- 1 前文に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらずスポーツに親しむことのできる機会の確保、多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現、スポーツと文化芸術等の他の分野との連携等を追加するとともに、スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」を明示する。
- 2 基本理念に、スポーツによる地域振興の推進、スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現、スポーツによる共生社会の実現等を追加する。
- 3 スポーツ団体の努力として、スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとすることを定める。
- 4 地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記等をする。
- 5 基本的施策に、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備、部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実、暴力等の防止等を追加するとともに、国民スポーツ大会及び全国バラスports大会の意義等を明示する。
- 6 スポーツの振興のために必要な資金等について、国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならないこと等を定める。

二、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正

国等が連携を図る関係者として、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を位置付ける。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第49号）

（衆議院 7.6.10可決 参議院 6.16厚生労働委員会付託 6.18本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にもともに出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、社会保険労務士法の目的規定を改め、社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする旨の規定を設ける。

- 二、社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することが含まれることを明記する。
- 三、社会保険労務士が裁判所に補佐人として出頭し、陳述をする場合に、裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改める。
- 四、社会保険労務士でない者が用いてはならない社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が含まれることを明記する。
- 五、社会保険労務士法人でない者が用いてはならない社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が含まれることを明記する。
- 六、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会でない団体が用いてはならない社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記する。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四から六までは公布の日から起算して10日を経過した日から、三は令和7年10月1日から施行する。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第53号）

（衆議院 7.6.20可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止等

- 1 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除する。
- 2 政府は、「当分の間税率」の廃止が円滑に実施されるようにするため、次に掲げる措置を行うものとし、このために必要な財政上又は法制上の措置を講じなければならない。
 - ① この法律の施行の日において揮発油の製造者又は販売業者が販売のため所持している揮発油に関し、「当分の間税率」による税額と本則税率による税額との差額について必要な金銭の給付を行うこと等により、揮発油の製造者又は販売業者に負担を極力及ぼさずに揮発油の販売価格の引下げが円滑に行われるようにする。
 - ② ①の揮発油に関し、揮発油の製造者が①の措置として行われる金銭の給付その他揮発油の小売価格の抑制を目的として国が全国的に行う金銭の給付を受けた場合においては、当該給付を受けた金額については、揮発油税及び地方揮発油税の控除及び還付を受けることができないものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後直ちに、地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

二、施行期日等

- 1 この法律は、令和7年7月1日から施行する。ただし、一・二は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

なお、本法律施行に伴う減収見込額は、令和7年度約7,680億円、平年度約1兆205億円である。

予 算

令和七年度一般会計予算

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議修正議決 ※）

※7.3.31衆議院へ回付。3.31衆議院、参議院回付案に同意。

令和七年度特別会計予算

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議可決）

令和七年度政府関係機関予算

（衆議院 7.3.4可決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議可決）

【概要】

令和6年の我が国経済は、足踏みをしつつも、総じて持ち直しの動きとなった。日経平均株価がバブル期を超えて34年ぶりに最高値を更新したほか、企業収益が過去最高となるなど強い動きが見られた。一方、物価上昇が続く中で、実質賃金の伸びは6月に2年3か月ぶりに前年比でプラスとなった後、年後半はゼロ%近傍にとどまり、消費は弱含みの動きが続いた。

また財政は、一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小しているが、コロナ禍に大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を超す厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、令和7年度予算は、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和6年12月27日に概算が閣議決定された。

令和7年度予算は、令和7年1月24日に国会に提出された後、衆議院、参議院のそれぞれで修正された。まず衆議院において、一般会計予算の歳出は、高校無償化を先行実施するため1,064億円、また高額療養費制度の多数回該当の自己負担上限額を据え置いたため55億円が増額され、予備費は2,500億円減額された。歳入は、税外収入が2,793億円増額されたほか、所得税の基礎控除の特例創設により6,210億円減収、また所得税の減収による地方交付税交付金の法定率分の減少に伴い同交付金の歳出が2,056億円減額された。一般会計のほか、労働保険特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計が修正された。

参議院では、一般会計予算の歳出について、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせるため105億円増額し、予備費が同額減額された。

令和7年度一般会計予算総額の政府案は115兆5,415億円（対前年度当初予算比2.6%増）であったが、国会修正で政府案から3,437億円減額され、115兆1,978億円（同2.3%増）となった。2年ぶりに増加し、当初予算として過去最大の規模となる。

歳出予算の政府案は、政策的経費である一般歳出が68兆2,452億円（同0.7%増）、地方交付税交付金等が19兆784億円（同7.3%増）、国債費が28兆2,179億円（同4.5%増）であった。国会修正により、一般歳出が68兆1,071億円（同0.5%増）、地方交付税交付金等が18兆8,728億円（同6.1%増）となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費の政府案は38兆2,778億円（同1.5%増）であった。概算要求基準時点において、いわゆる自然増が4,000億円程度と見込まれたところから、物価・賃金の上昇や社会保障の充実等による増加を、制度改革・効率化等によって抑制した結果、前年度から5,600億円程度の増加としていた。薬価改定は、国民負担の軽減、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保の点から実施することで、国費648億円が削減となった。衆議院及び参議院における修正により、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせる事となり、社会保障関係費は政府案から160億円増の38兆2,938億円（同1.5%増）となった。

防衛関係費は8兆6,691億円（同9.5%増）となった。令和7年度は防衛力整備計画の3年目に当たり、同計画対象経費は8兆4,748億円（同9.7%増）となり、衛星コンステレーションの構築を含

むスタン・ド・オフ防衛能力（契約ベースで9,390億円）、自衛隊の人的基盤の強化（同4,097億円（人件費を含む））等が計上された。

公共事業関係費は6兆858億円（対前年度当初予算比0.05%増）となった。このうち国土強靱化関係予算は4兆706億円（同0.9%増）となった。海上保安能力の強化に2,791億円（同6.9%増）、インフラの老朽化対策のための道路メンテナンス補助に2,282億円（同1.0%増）等が計上された。

文教及び科学振興費の政府案は5兆5,496億円（同1.4%増）であった。令和12年度までに教職調整額を4%から10%に段階的に引き上げるに当たって、7年度は5%とするほか、小学校における教科担任制の拡充等により、義務教育費国庫負担金1兆6,210億円（同3.7%増）等が計上された。科学技術振興費は1兆4,221億円（同0.9%増）となった。衆議院における修正により、高校無償化を先行実施することとなり、文教及び科学振興費は政府案から1,064億円増の5兆6,560億円（同3.4%増）となった。

地方交付税交付金等の政府案は19兆784億円（同7.3%増）であった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆9,574億円（同1.6%増）となり、臨時財政対策債の発行額は、平成13年度の制度創設以来初のゼロとなった。衆議院における修正により、所得税の減収による地方交付税交付金の法定率分の減少に伴い、地方交付税交付金等は政府案から2,056億円減の18兆8,728億円（同6.1%増）となった。

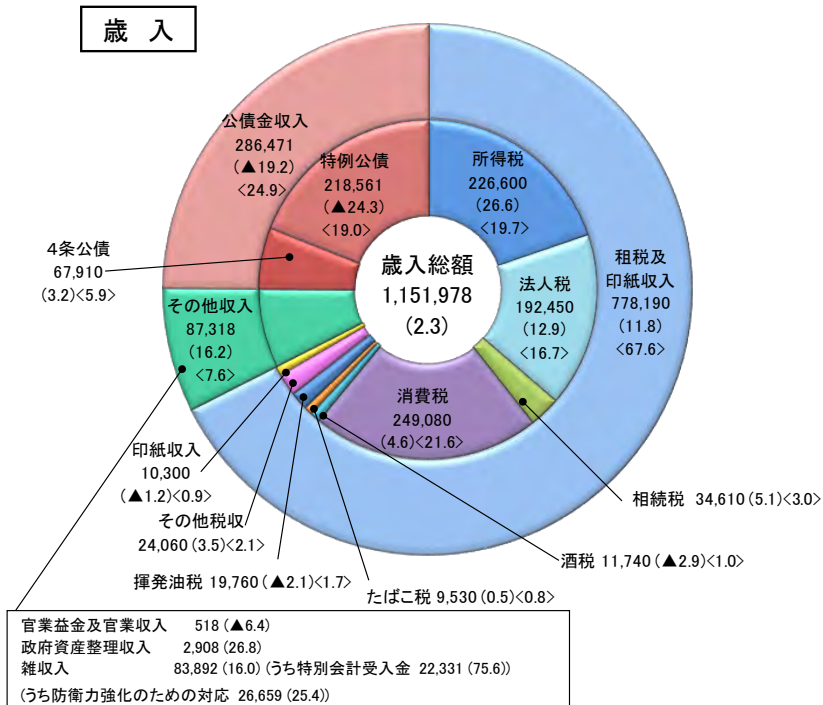
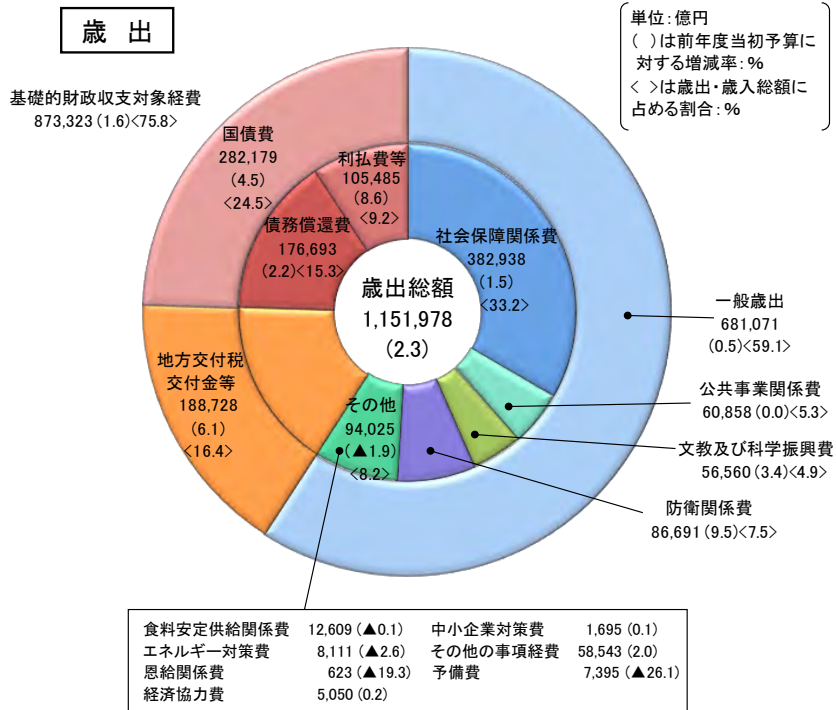
国債費は28兆2,179億円（同4.5%増）となった。内訳は、債務償還費が17兆6,693億円（同2.2%増）、利払費が10兆5,230億円（同8.6%増）などとなった。利払費の算定に当たって設定される積算金利は前年度の1.9%から2.0%へ引き上げられた。

歳入予算について、租税及印紙収入の政府案は、定額減税の影響が剥落したほか、堅調な企業業績や物価高などによって所得税、法人税、消費税等が増収となり、78兆4,400億円（同12.7%増）と見込んだ。衆議院における修正により、所得税の基礎控除の特例が創設されることとなり、租税及印紙収入は政府案から6,210億円減となったものの、過去最高の77兆8,190億円（同11.8%増）と見込んでいる。

公債金の政府案は28兆6,490億円（同19.2%減）であった。内訳は、4条公債が6兆7,910億円（同3.2%増）、特例公債が21兆8,580億円（同24.3%減）であった。衆議院における修正により、特例公債金を19億円減額することとなり、公債金は政府案から19億円減の28兆6,471億円（同19.2%減）、また公債依存度は24.9%となり、前年度当初予算に比べ6.6%ポイント低下となった。

令和7年度予算の修正後、歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ1兆3,934億円増加（対前年度当初予算比1.6%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から8兆347億円改善したものの、7,816億円の赤字となった。また、令和7年度末の国及び地方の長期債務残高は1,330兆円（対GDP比211%）と見込まれている。

令和7年度一般会計予算の内訳（修正後）



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

条 約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をウクライナとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）2月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をトルクメニスタンとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）12月16日にアシガバットで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと等を規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 7. 4. 10承認 参議院 4. 16外交防衛委員会付託 4. 23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をアルメニアとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）12月26日にエレバンで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと等を規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 7. 4. 10承認 参議院 4. 16外交防衛委員会付託 4. 23本会議承認）

【要旨】

この議定書は、2008年（平成20年）7月に発効した経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の分野においてルールを改善する規定を追加すること等について定めるものである。この議定書は、前文、本文26箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、協定附属書1を改正し、日本国の関税に係る約束に関し114品目について、インドネシアの関税に係る約束に関し25品目について、それぞれ関税の撤廃及び引下げ等を行う。

二、協定附属書8を改正し、次の修正を行う。

1 サービスの貿易に関する日本国の特定の約束を修正し、各分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等について定めるとともに、銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）についての約束の範囲を拡大する。

2 サービスの貿易に関するインドネシアの特定の約束を修正し、自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途の高層建築物に限る。）に関するサービス等について約束を行う。

三、協定附属書10を改正し、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人等の移動に関する約束を修正する。

四、協定に、電子商取引について規定する第7章のAを追加し、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には当該移転を妨げてはならないこと等を定める。

五、知的財産について規定する協定第9章を改正し、各締約国が自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること等を定める。

六、この議定書は、効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

我が国とチェコとの間の定期航空路線の開設については、チェコから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とチェコとの間の人的交流の拡大の傾向を踏まえ交渉を行った結果、2024年（令和6年）2月29日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とチェコとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文22箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方

の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその国内手続に従って承認され、他方の締約国に対し外交上の経路を通じてその承認の通告が行われ、遅い方の通告が受領された日の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

我が国とルクセンブルクとの間の定期航空路線の開設については、ルクセンブルクから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とルクセンブルクとの間の経済関係の緊密化を踏まえ交渉を行った結果、2024年（令和6年）6月11日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とルクセンブルクとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文22箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 7.5.13承認 参議院 6.2外交防衛委員会付託 6.6本会議承認）

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊

の地位等を定めるものであり、2024年（令和6年）7月8日にマニラにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び協議の記録の作成等が行われており、主な内容は次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。
- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 7.5.13承認 参議院 6.2外交防衛委員会付託 6.6本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2024年（令和6年）11月25日にローマで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて

行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。

四、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

この確認書は、サービスに係る国内規制に関する規律についての有志国間での交渉の成果に基づき、資格要件等に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定に含まれる日本国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。）にサービスに係る国内規制に関する追加的な約束を記載することについて定めるものである。

この確認書は、本文、この確認書に附属する日本国の約束表の改善、日本国の約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について適用するサービスに係る国内規制に関する規律（以下「規律」という。）及び日本国の約束表に掲げる金融サービスの分野について適用する金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律（以下「代替的な規律」という。）から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、本文

この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

二、日本国の約束表

この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、規律及び代替的な規律に関して日本国の約束表に追加的な約束を記載したものである。

三、規律及び代替的な規律

- 1 規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続等に関連するものについて適用し、代替的な規律は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす同様の措置について適用する。
- 2 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと、手続が公平であること等を確保する。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

この改正は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の分担率の改定等のための改正について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の日本とASEAN構成国との分担の比率を5年間で段階的に、現行の7対1から4対1に改定する。
- 二、この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によって協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、同センター理事会が採択した時に効力を生ずる。

三、この改正は、全ての加盟国の受諾を必要とし、全ての加盟国が寄託者である日本政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

（衆議院 7. 4. 24承認 参議院 5. 19外交防衛委員会付託 5. 23本会議承認）

【要旨】

この協定は、公海及び深海底（以下「公海等」という。）における海洋遺伝資源の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものであり、2023年（令和5年）6月19日に採択された。

この協定は、前文、本文76箇条及び2の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保することを目的とする。
- 二、全ての締約国並びにその管轄の下にある自然人及び法人は、この協定に従って、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うことができる。締約国は、当該活動に関する情報が情報交換の仕組みに通報されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 三、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。
- 四、締約国会議は、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行う。締約国は、公海等で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、採択された決定と整合的に行われることを確保する。
- 五、締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響が評価されることを確保する。
- 六、締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。
- 七、締約国は、この協定に基づいて設置される機関に係る経費を支弁するための分担金を支払う。先進締約国は、締約国会議により金銭的な利益の配分の方法が決定されるまでの間、開発途上国である締約国への支援等に係る特別基金のための年次拠出金を支払う。
- 八、この協定は、60番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後120日で効力を生ずる。

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

（衆議院 7. 4. 24承認 参議院 5. 19外交防衛委員会付託 5. 23本会議承認）

【要旨】

この条約は、作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境についてこの条約を締結した国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階、企業の段階それぞれにおいてとるべき措置等を定めるものであり、1981年（昭和56年）6月にジュネーブで開催された国際労働機関（ILO）の第67回総会において採択され、1983年（昭和58年）8月に発効した。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討する。
- 二、加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係の

- ある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討するために必要な手段をとる。
- 三、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する法律及び規則の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保し、執行の制度は、法律及び規則の違反に対する適切な制裁を定める。
- 四、使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保すること等を要求される。
- 五、2以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力する。
- 六、事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力する。
- 七、この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

（衆議院 7.4.24承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、2012年（平成24年）9月に発効した。2024年（令和6年）5月、国際海事機関において附属書の改正が採択され、この条約の規定に従い、2025年（令和7年）7月1日前に締約国の3分の1以上の国が改正への異議通告を行わない場合には、同日に改正は受諾されたものとみなされ、2026年（令和8年）1月1日に効力を生ずる。

この条約は、前文、本文15箇条及び末文並びに1の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施すること及びこの条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。
- 二、この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用し、この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、漁船の長さに代えて対応する総トン数を測定の基礎として使用することを決定できる。
- 三、漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられる。締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者の能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続並びに当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設け、また、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定める。
- 四、漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受ける。
- 五、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべき要件、原則及び指針を踏まえ、全ての漁船の船長は漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されていること等を確保する。
- 六、この条約の効力発生の日（2012年（平成24年）9月29日）の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（衆議院 7.3.21承認 参議院 3.31総務委員会付託 4.1本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支は、事業収入が6,034億円、事業支出が6,434億円で、400億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和7年度は、同年10月から放送番組等の配信に係る業務を必須業務として行い、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていくとし、適切な資源管理と最新テクノロジー活用等の業務改革を進め、コンテンツの質と量を確保するとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造のほか、国際発信の質的充実・リスク管理・ガバナンス強化、全国ネットワークを活用した地域の課題や魅力の発信、人にやさしい放送・サービスの提供の充実、インターネット活用業務及び任意的配信業務におけるコンテンツの効果的な提供、新たな営業アプローチの推進、財源の多様化、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウンタブルな経営の徹底等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,035億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,139億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額を維持しつつ、還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること、事業構造改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】（7.4.1総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

また、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

三、協会は、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

なお、事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう、コンテンツの質と量を担保するための環境整備に十分配慮するとともに、職員や関連団体に過度な負担を生じさせないよう努めること。

四、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、営業活動

の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うとともに、受信料の公平負担の徹底に努めること。

また、視聴者数の減少を見据え、受信料の在り方を含め、協会の運営を持続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。

五、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録を始め、放送法その他の法令に基づく文書等について、適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

六、協会は、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

また、令和6年8月19日のラジオ国際放送において、協会が自ら定めた番組基準に反する放送が行われた事案を踏まえ、協会が定めた再発防止策を着実に実施するなど、放送の適正性を確保すること。

七、協会は、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。また、この趣旨を踏まえ、関連団体の従業員や委託先の者の勤務条件の向上に配慮すること。

八、協会は、協会の不十分な労務管理により職員の尊い生命が失われた事実を厳粛に受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と過重労働防止やハラスメント防止などの労働環境の改善に全力で取り組むとともに、障がい者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大について目標を設定し、その達成に努めること。

九、協会は、インターネットを活用した業務の実施に当たっては、民間の事業に及ぼす影響に留意しつつ、引き続き正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、国民・視聴者のニーズや動向を踏まえたコンテンツの提供に努めること。なお、番組関連情報の提供に当たっては、「偽情報・誤情報の流通」の防止に資するものとなるよう十分に留意すること。

十、協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を踏まえ、音声サービスを具体的にどのように改編・提供するのか、早期に国民・視聴者へ示すこと。

十一、協会は、自然災害によって放送が途絶した事実を踏まえ、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう万全を期すこと。

また、政府は、放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十二、協会は、障がい者、高齢者及び外国人が、十分な情報アクセス機会を確保できるよう、当該視聴者からの要望を十分に踏まえ、「人にやさしい放送・サービス」の一層の充実等を図ること。

十三、協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）

（衆議院 7. 4. 24承認 参議院 5. 12国土交通委員会付託 5. 14本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和7年4月8日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
 - 1 北朝鮮籍の全ての船舶
 - 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
 - 3 国連安全保障理事会の決定又は国連安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）
 - 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）
- 二 入港禁止の期間は令和9年4月13日までの間とする。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）

（衆議院 7.6.10承認 参議院 6.11経済産業委員会付託 6.13本会議承認）

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により令和7年4月8日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和7年4月14日から令和9年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に使用を決定した金額は1兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和5年4月18日から6年3月18日までの間に使用を決定した金額は3,077億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費1,105億円、災害救助等に必要な経費380億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費210億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和5年9月29日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

令和6年2月20日から3月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額1兆円のうち、令和6年9月3日に使用を決定した金額は9,891億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費9,853億円、タクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費37億円である。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額1兆円のうち、令和6年4月23日から12月10日までの間に使用を決定した

金額は5,271億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費2,282億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費966億円、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費803億円などである。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額 1 兆円のうち、令和 7 年 2 月 28 日から 3 月 21 日までの間に使用を決定した金額は1,686億円で、その内訳は、能登の創造的復興の支援に必要な経費500億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費470億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費422億円などである。

決算その他

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

（衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認）

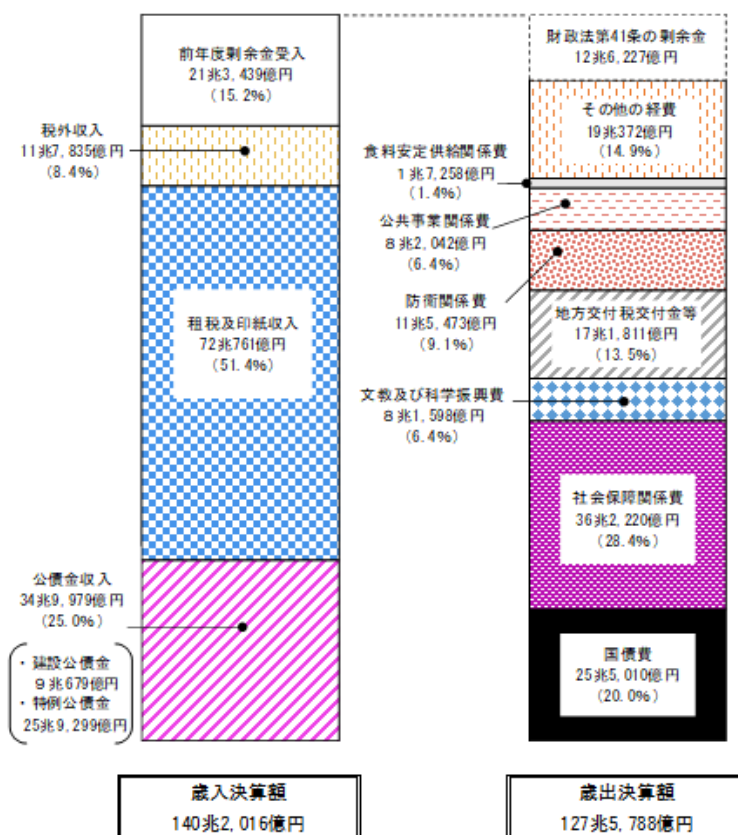
令和五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は140兆2,016億円、歳出決算額は127兆5,788億円であり、差引き12兆6,227億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和六年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,517億円である。

令和五年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は428兆2,654億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は412兆5,344億円である。

令和五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は100兆7,232億円であり、資金からの支払命令済額は24兆3,367億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は74兆7,045億円であるため、差引き1兆6,819億円の剰余を生じた。

令和五年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆9,764億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆8,164億円である。

〈令和五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（注）（ ）内は構成比であり、単位未満四捨五入。

（出所）「一般会計歳入歳出決算」より作成

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認）

令和５年度国有財産増減及び現在額総計算書における５年度中の国有財産の差引純増加額は５兆8,595億円、５年度末現在額は137兆6,943億円である。

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認）

令和５年度国有財産無償貸付状況総計算書における５年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は367億円、５年度末現在額は１兆2,804億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和5年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和5年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆3,191億円、負債合計は4,455億円、純資産合計は8,735億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,518億円、経常事業支出は6,727億円となっており、経常事業収支差は208億円の赤字となっている。

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 7.3.14本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参考人からより多様な意見を聴取し、委員会等の審査又は調査を一層充実させるため、委員会等における参考人の出席について、オンラインによる出席を含むものとする旨明記するものである。

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第2号)

(参議院 7.5.9本会議可決)

【要旨】

本規則案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、議院又は委員会等に提出され、保管されている重要経済安保情報の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会等に提出された重要経済安保情報を漏らした場合の取扱いを明確化しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 議院又は委員会に提出された重要経済安保情報の閲覧

議院又は委員会に提出され、保管されている重要経済安保情報の閲覧について、特定秘密に準じて、規定を追加する。

二 重要経済安保情報を漏えいした議員に対する懲罰

議院又は委員会に提出がされた重要経済安保情報を他に漏らした場合の取扱いについて、特定秘密に準じて、規定を追加する。

三 施行期日

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

規 程 案

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 7.3.14本会議可決)

【要旨】

本規程案は、参考人からより多様な意見を聴取し、憲法審査会の審査又は調査を一層充実させるため、憲法審査会における参考人の出席について、オンラインによる出席を含むものとする旨明記するものである。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(規程第2号)

(参議院 7.3.31本会議可決)

【要旨】

本規程案は、国家公務員のためのワークライフバランス推進のための定員の増加に伴い、参議院事務局職員の定員を1人増員し、1,213人に改めようとするものである。

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(規程第3号)

(参議院 7.5.9本会議可決)

【要旨】

本規程案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 情報監視審査会の所掌の追加等

情報監視審査会の所掌等について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

二 情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置

情報監視審査会における保護措置について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

三 施行期日

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
凡例 ☆:参議院先議 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)☆	7.3.7	— 5.13 内閣	5.16 可決(全) 附帯決議	5.20 可決(全)	— 3.31	4.1	4.3 質疑	4.3 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	5.28 45号	
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)☆	7.3.7	— 5.27 内閣	5.30 可決(全) 附帯決議	6.3 可決(多)	— 4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	無	6.11 59号	
児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第40号)	7.3.7	— 3.31 地域・こども・デジタル	4.3 可決(多) 附帯決議	4.4 可決(多)	— 4.14	4.15	4.17 質疑	4.17 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、無	共産、れ新、 沖縄、N党、 無	4.25 29号	
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第4号)	7.2.7	(3.18) 3.18 内閣	4.4 修正(多) 附帯決議	4.8 修正(多)	(4.18) 4.18	4.22	4.22 質疑 4.24 質疑 5.8 参考人	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄、無	5.23 42号	5.13 内閣委員会、 総務委員会、 外交防衛委員会 連合審査会
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)	7.2.7	(3.18) 3.18 内閣	4.4 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	(4.18) 4.18	4.22	5.13 連合審査会/質疑 5.15 質疑	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄、無	5.23 43号	
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第29号)	7.2.28	(4.8) 4.8 内閣	4.18 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	(5.16) 5.16	5.20	5.20 質疑 5.22 参考人 5.27 質疑	5.27 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 無	共産、れ新、 N党、無	6.4 53号	
日本学術会議法案(閣法第36号)	7.3.7	(4.18) 4.18 内閣	5.9 可決(多) 附帯決議	5.13 可決(多)	(5.28) 5.28	5.29	5.29 質疑 6.3 参考人 6.5 質疑 6.10 質疑	6.10 可決(多) 附帯決議	6.11 可決(多)	自民、公明、 維新、N党、 無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、無	6.18 70号	
特定生殖補助医療に関する法律案(秋野公造君外3名発議)(参第1号)	7.2.5	—	—	—	— 5.30	未了						—	
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(閣法第49号)	7.3.11	— 5.20 内閣	5.23 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	— 6.10	6.10	6.12 質疑	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	6.20 75号	
手話に関する施策の推進に関する法律案(内閣委員長提出)(参第9号)	7.6.12	— 6.12 内閣 予備付託 6.13 内閣 本付託	6.13 可決(全)	6.18 可決(全)					6.13 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	6.25 78号	

独立行政法人男女共同参画機構法案(閣法第52号)	7.3.14	— 6.5 内閣	6.11 可決(多) 附帯決議	6.12 可決(多)	— 6.16	6.17	6.19 質疑	6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、立憲、 公明、民主、 沖縄、無	維新、共産、 れ新、N党、 無	6.27 79号	
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律案(閣法第53号)	7.3.14	— 6.5 内閣	6.11 可決(多) 附帯決議	6.12 可決(多)	— 6.16	6.17		6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、立憲、 公明、民主、 沖縄、無	維新、共産、 れ新、N党、 無	6.27 80号	
ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案 (内閣委員長提出)(衆第37号)	7.5.30			6.3 可決(多)	— 6.16	6.17	—	6.17 可決(多) 附帯決議	6.18 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、N党、 無	れ新	6.25 76号	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	7.2.4	(2.18) 2.18 総務	3.4 可決(多)	3.4 可決(多)	(3.14) 3.14	3.24	3.24 質疑 3.25 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、 維新、無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、N党、 無	3.31 7号	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	7.2.4	(2.18) 2.18 総務	3.4 修正(多)	3.4 修正(多)	(3.14) 3.14	3.24		3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 沖縄、無	民主、共産、 れ新、N党、 無	3.31 8号	
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第17号)	7.3.18			3.21 可決(多)	— 3.28	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 無	共産、れ新、 N党	3.31 15号	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	7.2.14	— 3.17 総務	3.19 承認(多) 附帯決議	3.21 承認(多)	— 3.31	4.1	4.1 質疑	4.1 承認(多) 附帯決議	4.1 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党		
電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第19号)	7.2.14	— 4.7 総務	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 4.14	4.15	4.17 質疑	4.17 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	4.25 27号	
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第54号)	7.3.14	— 4.23 総務	5.8 可決(多)	5.13 可決(多)	— 5.14	5.15	5.20 質疑	5.20 可決(多)	5.21 可決(多)	自民、立憲、 公明、民主、 N党、無	維新、共産、 れ新、沖縄、 無	5.28 46号	
行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第36号)	7.5.29			5.30 可決(多)	— 6.4	6.5	6.5 質疑	6.5 可決(全)	6.6 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	6.13 65号	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号)	7.2.12	— 3.11 法務	3.14 可決(多) 附帯決議	3.18 可決(多)	— 4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	4.18 23号	
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)	7.2.28	(3.27) 3.27 法務	4.18 修正(多) 附帯決議	4.18 修正(多)	(4.23) 4.23	4.24	4.24 質疑 5.8 参考人 5.13 質疑 5.15 質疑	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	5.23 39号	
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案(閣法第42号)	7.3.7	— 4.22 法務	4.25 可決(多) 附帯決議	5.8 可決(多)	— 5.19	5.20	5.22 質疑	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	無	5.30 49号	
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(閣法第43号)	7.3.7	— 5.16 法務	5.21 可決(全) 附帯決議	5.22 可決(全)	— 5.26	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	6.6 56号	
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第44号)	7.3.7	— 5.16 法務	5.21 可決(全) 附帯決議	5.22 可決(全)	— 5.26	5.27		5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	6.6 57号	

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案 (閣法第23号)	7.2.18	— 3.19 外務	3.26 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(多)	— 3.31	4.1	4.8 質疑	4.8 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、 N党(一部)、 無	共産、 N党(一部)、 無	4.16 21号	
日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第56号)	7.3.14	— 3.26 安全保障	4.4 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	— 4.9	4.10	4.15 質疑	4.15 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	4.23 26号	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	7.2.25	— 3.27 外務	4.9 承認(全)	4.10 承認(多)	— 4.16	4.17	4.22 質疑	4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	7.2.25	— 3.27 外務	4.9 承認(全)	4.10 承認(多)	— 4.16	4.17		4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	7.2.25	— 3.27 外務	4.9 承認(全)	4.10 承認(多)	— 4.16	4.17		4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	7.2.25	— 3.27 外務	4.9 承認(多)	4.10 承認(多)	— 4.16	4.17		4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 N党、無	共産、れ新		
航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	7.2.25	— 4.9 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(全)	— 4.23	4.24		5.8 質疑	5.8 承認(全)	5.9 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	
航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	7.2.25	— 4.9 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(全)	— 4.23	4.24	5.8 承認(全)		5.9 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—		
千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	7.3.11	— 4.9 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(多)	— 4.23	4.24	5.8 承認(多)		5.9 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第10号)	7.3.11	— 4.9 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(多)	— 4.23	4.24	5.8 承認(全)		5.9 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—		

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)	7.2.12	(4.4) 4.4 安全保障	4.18 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	— 5.12	5.13	5.15 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	5.28 44号	
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	7.3.11	— 4.17 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(多)	— 5.19	5.20	5.22 質疑	5.22 承認(全)	5.23 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—		
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	7.3.11	— 4.17 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(全)	— 5.19	5.20		5.22 承認(全)	5.23 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—		
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)	7.3.28	— 4.17 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(全)	— 5.19	5.20		5.22 承認(全)	5.23 承認(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—		
日本国の自衛隊とフィリピン軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	7.2.25	— 5.2 外務	5.9 承認(多)	5.13 承認(多)	— 6.2	6.3	6.5 質疑	6.5 承認(多)	6.6 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄、無		
日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	7.2.25	— 5.2 外務	5.9 承認(多)	5.13 承認(多)	— 6.2	6.3		6.5 承認(多)	6.6 承認(多)	自民、公明、 維新、民主、 N党、無	立憲、共産、 れ新、沖縄、 無		

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	7.2.4	(2.14) 2.14 財務金融	3.4 修正(多) 附帯決議	3.4 修正(多)	(3.12) 3.12	3.13	3.24 質疑 3.25 質疑 3.27 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、公明、 維新、無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、N党、 無	3.31 13号	
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)	7.2.7	— 3.6 財務金融	3.14 可決(全) 附帯決議	3.18 可決(全)	— 3.26	3.27	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	3.31 16号	
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州 投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正 する法律案(閣法第7号)	7.2.7	— 3.25 財務金融	4.2 可決(全) 附帯決議	4.3 可決(多)	— 4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党(一部)、 無	N党(一部)、 無	4.18 24号	
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案 (閣法第24号)	7.2.21	— 4.8 財務金融	4.11 可決(多) 附帯決議	4.15 可決(多)	— 4.16	4.17	5.8 質疑	5.8 可決(多) 附帯決議	5.9 可決(多)	自民、公明、 維新、民主、 N党(一部)、 無	立憲、共産、 れ新、沖縄、 N党(一部)、 無	5.16 36号	
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25 号)	7.2.21	— 4.14 財務金融	4.22 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	— 5.12	5.13	5.15 質疑	5.15 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、公明、 民主、N党、 無	立憲、維新、 共産、れ新、 沖縄、無	5.23 40号	
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第37号)	7.3.7	— 5.8 財務金融	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.26	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、N党、 無	れ新	6.6 54号	
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39 号)	7.3.7	— 5.15 財務金融	5.28 修正(多) 附帯決議	5.30 修正(多)	— 6.2	6.3	6.5 質疑	6.5 可決(全) 附帯決議	6.6 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、N党、 無	れ新	6.13 66号	
信託業法の一部を改正する法律案(閣法第38号)	7.3.7	— 5.29 財務金融	6.3 可決(多)	6.5 可決(多)	— 6.9	6.10	6.12 質疑	6.12 可決(多)	6.13 可決(多)	自民、公明、 維新、民主、 共産、れ新、 N党、無	立憲、沖縄、 無	6.20 72号	
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 案(重徳和彦君外9名提出)(衆第53号)	7.6.11	— 6.11 財務金融	6.20 可決(多)	6.20 可決(多)	(6.20) 6.20	6.20	6.21 質疑		未了			—	

文教科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	7.2.7	(3.13) 3.13 文部科学	3.19 可決(多) 附帯決議	3.21 可決(多)	(3.26) 3.26	3.27	3.27 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 無	共産、れ新、 N党、無	3.31 17号	
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)	7.2.7	(4.10) 4.10 文部科学	5.14 修正(多) 附帯決議	5.15 修正(多)	(5.21) 5.21	5.22	5.22 質疑 5.27 参考人 5.29 質疑 6.3 参考人 6.5 質疑 6.10 質疑	6.10 可決(多) 附帯決議	6.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 N党、無	共産、れ新、 無	6.18 68号	
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第48号)	7.6.6			6.10 可決(多)	— 6.11	6.12	6.12 質疑	6.12 可決(全)	6.13 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党、無	6.20 71号	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)	7.2.7	— 3.19 厚生労働	3.26 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)	— 3.28	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	3.31 18号	
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第57号)☆	7.3.14	— 4.22 厚生労働	5.7 可決(多) 附帯決議	5.8 可決(多)	— 4.2	4.3	4.8 質疑 4.10 質疑	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、無	共産、れ新、 沖縄、N党	5.14 33号	
自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第5号)	7.4.15	— 4.15 厚生労働 予備付託 4.16 厚生労働 本付託	6.4 可決(全)	6.5 可決(多)					4.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	無	6.11 64号	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)	7.2.12	— 4.3 厚生労働	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	— 4.21	4.22	5.8 質疑 5.13 質疑	5.13 可決(多) 附帯決議	5.14 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、 N党(一部)、 無	共産、れ新、 沖縄、 N党(一部)、 無	5.21 37号	
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	7.3.11	— 5.8 厚生労働	5.16 修正(多) 附帯決議	5.20 修正(多)	— 5.21	5.22	5.27 質疑 5.29 参考人/質疑	6.3 可決(多) 附帯決議	6.4 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 無	共産、れ新、 N党、無	6.11 63号	
労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(石橋通宏君外2名発議)(参第7号)	7.4.25	—	—	—	— 5.21	5.22		未了				—	
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(閣法第59号)	7.5.16	(5.20) 5.20 厚生労働	5.30 修正(多) 附帯決議	5.30 修正(多)	(6.4) 6.4	6.5	6.5 質疑 6.10 質疑 6.11 参考人 6.12 質疑	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、立憲、 公明、無	維新、民主、 共産、れ新、 N党、無	6.20 74号	
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第49号)	7.6.6			6.10 可決(多)	— 6.16	6.17	6.17 質疑	6.17 可決(多)	6.18 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、N党、 無	れ新	6.25 77号	

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)	7.2.14	— 3.11 農林水産	3.18 可決(全) 附帯決議	3.21 可決(全)	— 3.24	3.25	3.27 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	3.31 14号	
棚田地域振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第19号)	7.3.18			3.21 可決(全)	— 3.26	3.27	3.27 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	3.31 9号	
山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第20号)	7.3.18			3.21 可決(全)	— 3.26	3.27	3.27 質疑	3.27 可決(全)	3.31 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	3.31 11号	
漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第26号)	7.2.21	— 3.24 農林水産	4.2 可決(全) 附帯決議	4.3 可決(全)	— 4.14	4.15	4.24 質疑	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	5.14 31号	
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(閣法第31号)	7.2.28	— 4.7 農林水産	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 5.12	5.13	5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 N党(一部)、 無	共産、れ新、 N党(一部)	5.30 48号	
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	7.3.7	(4.17) 4.17 農林水産	5.13 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(5.30) 5.30	6.3	6.3 質疑 6.5 参考人 6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党、 無	6.18 69号	

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)	7.2.7	(3.25) 3.25 経済産業	4.9 可決(多) 附帯決議	4.10 可決(多)	(4.16) 4.16	4.17	4.17 参考人/質疑 4.22 質疑 4.24 質疑	4.24 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)	自民、立憲、公明、維新、民主、N党(一部)、無	共産、れ新、沖縄、N党(一部)	5.14 30号	
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第48号)	7.3.11	(4.11) 4.11 経済産業	4.18 修正(全) 附帯決議	4.24 修正(多)	(5.9) 5.9	5.13	5.13 質疑 5.15 質疑	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(多)	自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新、沖縄、無	N党、無	5.23 41号	
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)	7.2.25	— 4.22 経済産業	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.19	5.20	5.22 質疑 5.27 質疑	5.27 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	自民、立憲、公明、維新、民主、無	維新(一部)、共産、れ新、沖縄、N党、無	6.4 52号	
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(閣法第33号)	7.3.4	— 5.20 経済産業	5.28 修正(多) 附帯決議	5.30 修正(多)	— 6.2	6.3	6.5 質疑	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	自民、立憲、公明、維新、民主、無	共産、れ新、沖縄、N党	6.13 67号	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	7.4.18	— 6.3 経済産業	6.6 承認(多)	6.10 承認(多)	— 6.11	6.12	6.12 質疑	6.12 承認(全)	6.13 承認(多)	自民、立憲、公明、維新、民主、共産、N党、無	れ新、沖縄		

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議			法律番号	
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第16号)	7.3.14			3.18 可決(多)	— 3.24	3.25	—	3.25 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	3.31 10号	
道路法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)	7.2.7	— 3.18 国土交通	3.26 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(多)	— 4.2	4.3	4.8 質疑	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党(一部)、 無	N党(一部)	4.16 22号	
港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	7.2.7	— 4.1 国土交通	4.4 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	— 4.9	4.10	4.15 質疑	4.15 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	4.23 25号	
船員法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)	7.3.28	— 4.10 国土交通	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	— 4.21	4.22	4.24 質疑	4.24 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	5.14 32号	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)	7.4.18	— 4.22 国土交通	4.23 承認(多)	4.24 承認(多)	— 5.12	5.13	—	5.13 承認(多)	5.14 承認(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄(一部)、 N党、無	れ新、 沖縄(一部)		
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第34号)	7.3.4	(4.24) 4.24 国土交通	5.14 修正(多) 附帯決議	5.15 修正(多)	— 5.19	5.20	5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	5.30 47号	
航空法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)	7.3.14	— 5.15 国土交通	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	— 5.26	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(多) 附帯決議	5.30 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、N党、 無	れ新	6.6 55号	
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第33号)	7.5.23			5.27 可決(多)	— 6.2	6.3	—	6.3 可決(全)	6.4 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	6.11 60号	
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第34号)	7.5.23			5.27 可決(多)	— 6.2	6.3	—	6.3 可決(全)	6.4 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	6.11 61号	

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)	7.2.21	— 3.17 環境	4.8 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(多)	— 4.14	4.15	4.17 質疑	4.17 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、 N党(一部)、 無	れ新、 N党(一部)	4.25 28号	
環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第51号)	7.3.11	(5.8) 5.8 環境	5.16 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(6.6) 6.6	6.10	6.10 参考人 6.12 質疑	6.12 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄、無	6.20 73号	

予算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
令和七年度一般会計予算(閣予第1号)	7.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	3.4 修正(多)	3.4 修正(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3.4 本付託	3.5	3.5 基本的質疑 3.6 基本的質疑 3.7 一般質疑 3.10 集中審議 3.12 一般質疑	3.31 修正(多)	3.31 修正(多)	自民、公明、 維新、N党、 無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、無		3.24、3.25 委嘱審査 (閣予第1号 のみ) 3.31 衆へ回付 3.31 衆同意(全)
令和七年度特別会計予算(閣予第2号)	7.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	3.4 修正(多)	3.4 修正(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3.4 本付託	3.5	3.13 公聴会 3.14 集中審議 3.17 集中審議 3.18 一般質疑 3.19 集中審議	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、 維新、N党、 無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、無		
令和七年度政府関係機関予算(閣予第3号)	7.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	3.4 可決(多)	3.4 可決(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3.4 本付託	3.5	3.21 集中審議 3.26 一般質疑 3.27 集中審議 3.28 集中審議/ 締めくくり質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、 維新、N党、 無	立憲、民主、 共産、れ新、 沖縄、無		

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	継続審査		(6.12.20 財務大臣の報告聴取・216回) 6.12.20 (216回)	12.20 (216回)	7.4.7 全般質疑 4.9 質疑 4.14 質疑 4.21 質疑 5.12 質疑 5.14 質疑 5.19 質疑 5.26 准総括質疑 6.9 締めくくり総括質疑	6.9 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	6.11 是認(多)	自民、公明、維新(一部)、無	立憲、維新、民主、共産、れ新、沖縄、N党、無		5.26の質疑は令和五年度予備費関係4件と一括
令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	継続審査		— 6.12.20 (216回)	12.20 (216回)		6.9 是認(多)	6.11 是認(多)	自民、公明、共産(一部)、無	立憲、維新、民主、共産、れ新、沖縄、N党、無		
令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	継続審査		— 6.12.20 (216回)	12.20 (216回)		6.9 是認(多)	6.11 是認(多)	自民、立憲、公明、共産、れ新、沖縄、無	維新、民主、N党、無		
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	5.19 承諾(多)	5.20 承諾(多)	— 5.23	5.26	5.26 質疑	5.26 承諾(多)	5.28 承諾(多)	自民、公明、民主、無	立憲、維新、共産、れ新、沖縄、N党、無		質疑は決算外2件と一括
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	5.19 承諾(多)	5.20 承諾(多)	— 5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 承諾(多)	自民、公明、民主、共産、沖縄、無	立憲、維新、れ新、N党、無		
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	5.19 承諾(多)	5.20 承諾(多)	— 5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 承諾(多)	自民、公明、民主、無	立憲、維新、共産、れ新、沖縄、N党、無		
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	6.11.29 (216回)	— 7.1.24 決算行政	5.19 承諾(多)	5.20 承諾(多)	— 5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 承諾(多)	自民、立憲、公明、民主、共産、沖縄、無	維新、れ新、N党、無		

議院運営委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第18号)	7.3.18			3.18 可決(全)	— 3.25	—	—	3.26 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	3.31 6号	
国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第28号)	7.4.24			4.24 可決(多)	— 5.8	5.9	—	5.9 可決(多)	5.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄	5.15 34号	

災害対策特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出)(衆第15号)	7.3.14			3.18 可決(全)	— 3.24	3.25	—	3.25 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	3.31 12号	
災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)	7.2.14	(4.1) 4.1 震災復興・災害 対策	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(4.25) 4.25	4.25	5.9 参考人 5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	6.4 51号	
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第18号)	7.2.14	— 5.8 震災復興・災害 対策	5.13 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.27	5.28	6.2 質疑	6.2 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	6.11 58号	

政治改革に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外11名提出)(衆第9号)	7.2.20	— 2.20 政治改革	2.25 可決(多) 附帯決議	3.4 可決(多)	— 3.24	3.25	3.25 質疑	3.25 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	4.2 19号	
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外10名提出)(衆第10号)	7.2.20	— 2.20 政治改革	2.25 可決(全)	3.4 可決(全)	— 3.24	3.25		3.25 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 N党、無	—	4.2 20号	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)	7.2.14	— 5.8 政治改革	5.13 可決(多)	5.15 可決(多)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 可決(多)	5.28 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 沖縄、無	れ新、N党	6.4 50号	

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第35号)	7.3.7	— 4.8 地域・こども・デジタル	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 4.15	4.16	4.25 質疑	4.25 可決(多)	5.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、沖縄、 N党、無	共産、れ新	5.16 35号	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第41号)	7.3.7	— 4.15 地域・こども・デジタル	4.17 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)	— 5.8	5.9	5.14 質疑	5.14 可決(多)	5.16 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、無	共産、れ新、 沖縄、N党、 無	5.23 38号	

消費者問題に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第32号)	7.3.4	(4.15) 4.15 消費者問題	4.24 修正(全) 附帯決議	4.24 修正(全)	(5.14) 5.14	5.14	5.16 質疑 5.23 参考人 6.2 質疑	6.2 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無	N党	6.11 62号	

(內閣提出法律案)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
医療法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)	7.2.14	(4.3) 4.3 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	

[illegible]

(予備費等承諾を求めるの件)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議			法律番号	
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	7.3.18	— 6.19 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	7.3.18	— 6.19 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	7.5.27	— 6.19 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—		

(NHK決算)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	3.12.21 (207回)	— 7.1.24 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	4.12.2 (210回)	— 7.1.24 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	5.12.8 (212回)	— 7.1.24 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	6.12.6 (216回)	— 7.1.24 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(規則案)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外7名発議)(規則第1号)	7.3.12				—	—	—	—	3.14 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外7名発議)(規則第2号)	7.5.7				—	—	—	—	5.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄		

(規程案)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志君外7名発議)(規程第1号)	7.3.12				—	—	—	—	3.14 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、れ新、 沖縄、N党、 無	共産		
参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議長発議)(規程第2号)	7.3.31				—	—	—	—	3.31 可決(多)	(起立採決)			
参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志君外7名発議)(規程第3号)	7.5.7				—	—	—	—	5.9 可決(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、N党、 無	共産、れ新、 沖縄		

1 本会議審議経過

○令和7年1月24日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員小川克巳君を議院に紹介した。

議員足立敏之君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、森屋宏君が哀悼の辞を述べた。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

外交防衛委員長	小野田 紀美君
厚生労働委員長	比嘉 奈津美君
予算委員長	櫻井 充君
決算委員長	佐藤 信秋君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

外交防衛委員長	滝沢 求君
厚生労働委員長	柘植 芳文君
予算委員長	鶴保 庸介君
決算委員長	片山 さつき君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

政治改革に関する調査のため委員35名から成る**政治改革に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

地方創生並びにデジタル社会の形成及び推進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員35名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題の調査並びに沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員35名から成る**政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、斎藤嘉隆君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、古賀之士君を選任することに決した。

休憩 午前10時28分

再開 午後 3 時46分

日程第 2 国務大臣の演説に関する件

石破内閣総理大臣は施政方針に関し、岩屋外務大臣は外交に関し、加藤財務大臣は財政に関し、赤澤国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後 5 時 5 分

○令和 7 年 1 月28日(火)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件(第 2 日)

水岡俊一君、武見敬三君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時28分

○令和 7 年 1 月29日(水)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の演説に関する件(第 3 日)

竹谷とし子君、浅田均君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1 時 1 分

休憩前に引き続き、川合孝典君、小池晃君、熊谷裕人君、比嘉奈津美君、山本太郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後 4 時19分

○令和 7 年 2 月12日(水)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の報告に関する件(米国訪問に関する報告について)

本件は、石破内閣総理大臣から報告があった後、佐藤正久君、福山哲郎君、秋野公造君、柳ヶ瀬裕文君、礒崎哲史君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後 0 時 7 分

○令和 7 年 2 月19日(水)

開会 午前10時 1 分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員柘植芳文君、裁判官訴追委員片山さつき君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に森屋宏君(第 1 順位)、裁判官訴追委員に江島潔君を指名した。

日程第 1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、検査官に田中淳子君を任命することに賛成228、反対 8 にて同意することに決し、

検査官に挽文子君を任命することに賛成236、反対 0 にて全会一致をもって同意することに決し、総合科学技術・イノベーション会議議員に宮園浩平君、労働保険審査会委員に比佐和枝君、廣尚典君、中央社会保険医療協議会公益委員に城山英明君、中央労働委員会公益委員に久保田安彦君、運輸安全委員会委員に高野滋君、松井裕子君を任命することに賛成231、反対 5 にて同意するこ

とに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に鈴木純君を任命することに賛成219、反対17にて同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に波多野睦子君を任命することに賛成219、反対16にて同意することに決し、

預金保険機構理事長に三井秀範君を任命することに賛成217、反対17にて同意することに決し、

預金保険機構理事に正願隆一君、同監事に大谷益世君、中央社会保険医療協議会公益委員に笠木映里君、社会保険審査会委員に辻本京子君、中央労働委員会公益委員に安西明子君、磯部哲君、小畑史子君、小畑淳子君、小西康之君、鹿土真由美君、原恵美君、深道祐子君、川田琢之君、権丈英子君、山川隆一君、運輸安全委員会委員長に李家賢一君、同委員に早田久子君、津田宏果君、高橋明子君を任命することに賛成236、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

預金保険機構理事に山崎英司君を任命することに賛成190、反対45にて同意することに決し、
電波監理審議会委員に西村暢史君、矢嶋雅子君を任命することに賛成233、反対2にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に小枝淳子君、中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君を任命することに賛成229、反対7にて同意することに決し、

中央労働委員会公益委員に荒木尚志君、運輸審議会委員に三浦大介君を任命することに賛成222、反対11にて同意することに決し、

中央労働委員会公益委員に石井浩君を任命することに賛成226、反対8にて同意することに決した。

散会 午前10時17分

○令和7年3月12日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、加藤財務大臣から趣旨説明があった後、勝部賢志君、高橋次郎君、藤巻健史君、堂込麻紀子君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時53分

○令和7年3月14日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理委員会委員に古屋正隆君、門山泰明君、城島光力君、佐々木信夫君、魚住裕一郎君、同予備委員に元宿仁君、井形厚一君、豊原昭二君、島松洋一君、大口善徳君を指名した。

国務大臣の報告に関する件(令和7年度地方財政計画について)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、日程に追加し、村上総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、岩本剛人君、古賀千景君、石井苗子君、芳賀道也君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外7名発議)(委員会審査省略要求)

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志君外7名発議)(委員会審査省略要求)

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすること
に決し、馬場成志君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、
反対11にて可決された。

散会 午後0時5分

○令和7年3月26日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、公正取引委員会委員長に茶谷栄治君を任命することに賛成213、反対17にて同意することに決し、
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君を任命することに賛成211、反対17にて同意することに決し、
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に福重さと子君、公益認定等委員会委員に生野考司君、原田大樹君、北村聡子君、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君、同委員に上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、川村義則君、塩谷公朗君、行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君、野口貴公美君、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、寺田麻佑君、久末弥生君を任命することに賛成231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に堀江正之君、国家公安委員会委員に相星孝一君、公認会計士・監査審査会委員に千葉通子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に木村琢麿君、佐藤郁美君、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君を任命することに賛成227、反対5にて同意することに決し、
公益認定等委員会委員に清水新一郎君、公害健康被害補償不服審査会委員に山田広樹君を任命することに賛成218、反対13にて同意することに決し、
公益認定等委員会委員に黒田かをり君、湯浅信好君、公認会計士・監査審査会委員に蟹江章君、情報公開・個人情報保護審査会委員に芳仲美恵子君、中村真由美君、中央更生保護審査会委員に辻恵介君を任命することに賛成230、反対2にて同意することに決し、
公益認定等委員会委員に石津寿恵君を任命することに賛成219、反対11にて同意することに決し、
公認会計士・監査審査会委員に井野貴章君、情報公開・個人情報保護審査会委員に稲山文男君を任命することに賛成214、反対16にて同意することに決した。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、あべ文部科学大臣から趣旨説明があった後、水野素子君、金子道仁君、伊藤孝恵君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第9号)

日程第2 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第10号)

以上両案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成228、反対7にて可決、日程第2は賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対7にて可決された。

日程第4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時5分

○令和7年3月31日(月)

開会 午後1時1分

令和7年度一般会計予算

令和7年度特別会計予算

令和7年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成162、反対75にて修正議決、第2及び第3の議案は賛成162、反対75にて可決された。

日程第1 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第3 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対2にて可決された。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対19にて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成158、反対77にて可決、第2の議案は賛成234、反対2にて可決された。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成161、反対76にて可決、第2の議案は賛成206、反対31にて可決、第3の議案は賛成219、反対18にて可決された。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

休憩 午後3時31分

再開するに至らなかった。

○令和7年4月1日(火)

開会 午後4時1分

日程第1 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対7にて承認することに決した。

散会 午後4時5分

○令和7年4月9日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対1にて可決された。

日程第3 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対13にて可決された。

散会 午前10時10分

○令和7年4月11日(金)

開会 午前10時1分

元本院議長斎藤十朗君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対2にて可決された。

日程第2 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対20にて可決された。

日程第3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対18にて可決された。

日程第4 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対1にて可決された。

散会 午前10時14分

○令和7年4月16日(水)

開会 午前10時1分

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、武藤経済産業大臣から趣旨説明があった後、古賀之士君、梅村みずほ君、磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

本案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対1にて可決された。

日程第2 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対7にて可決された。

日程第3 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対18にて可決された。

散会 午前11時49分

○令和7年4月18日(金)

開会 午前10時1分

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、平国務大臣から趣旨説明があった後、山本啓介君、木戸口英司君、三浦信祐君、柴田巧君、竹詰仁君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対18にて可決された。

日程第 2 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対21にて可決された。

日程第 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対6にて可決された。

散会 午後0時26分

○令和7年4月23日(水)

開会 午前10時1分

元議員田名部匡省君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、鈴木法務大臣から趣旨説明があった後、打越さく良君、嘉田由紀子君、川合孝典君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 4 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1ないし第3は賛成224、反対11にて承認することに決し、日程第4は賛成218、反対16にて承認することに決した。

散会 午前11時43分

○令和7年4月25日(金)

開会 午前10時1分

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂井国務大臣から趣旨説明があった後、鬼木誠君、新妻秀規君、嘉田由紀子君、舟山康江君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対6にて可決された。

日程第 2 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対2にて可決された。

日程第3 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対18にて可決された。

散会 午前11時56分

○令和7年5月9日(金)

開会 午前10時1分

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、伊東国務大臣から趣旨説明があった後、村田享子君、平木大作君、串田誠一君、磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 1994年4月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第2次改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1、第2及び第4は賛成236、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成225、反対11にて承認することに決した。

日程第5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対16にて可決された。

日程第6 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成172、反対63にて可決された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対18にて可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案(馬場成志君外7名発議)(委員会審査省略要求)

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(馬場成志君外7名発議)(委員会審査省略要求)

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることにし、馬場成志君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対18にて可決された。

散会 午後0時24分

○令和7年5月14日(水)

開会 午前10時1分

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、伊東国務大臣から趣旨説明があった後、大椿ゆうこ君、松沢成文君、田村まみ君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対6にて承認することに決した。

日程第 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対20にて可決された。

散会 午前11時46分

○令和 7 年 5 月 16 日(金)

開会 午前10時 1 分

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、城内国務大臣から趣旨説明があった後、杉尾秀哉君、片山大介君、竹詰仁君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対21にて可決された。

日程第 2 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成149、反対82にて可決された。

日程第 3 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対3にて可決された。

日程第 4 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対18にて可決された。

日程第 5 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 6 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対19にて可決された。

散会 午後 0 時41分

○令和 7 年 5 月 21 日(水)

開会 午前10時 1 分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、人事官に川本裕子君を任命することに賛成224、反対4にて同意することに決し、

原子力委員会委員に吉橋幸子君、原子力規制委員会委員に杉山智之君、神田玲子君を任命することに賛成215、反対17にて同意することに決し、

個人情報保護委員会委員長に手塚悟君、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君を任命することに賛成215、反対15にて同意することに決し、

公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子君、預金保険機構理事に田口紀子君、島村英君、労働保険審査会委員に齋藤育子君、中央社会保険医療協議会公益委員に本田文子君を任命することに賛成232、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

公害等調整委員会委員に中村也寸志君を任命することに賛成214、反対17にて同意することに決し、

公害等調整委員会委員に大瀧敦子君、日本放送協会経営委員会委員に大草透君、岡田美弥子君、藤本雅彦君、田渕正朗君、労働保険審査会委員に菅野淑子君を任命することに賛成228、反対4にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君を任命することに賛成224、反対6にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に増一行君を任命することに賛成226、反対6にて同意することに決し、

社会保険審査会委員に浦野真美子君を任命することに賛成220、反対11にて同意することに決した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、あべ文部科学大臣から趣旨説明があった後、石井正弘君、斎藤嘉隆君、佐々木さやか君、金子道仁君、伊藤孝恵君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1は、次会に延期することに決した。

日程第2 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対35にて可決された。

日程第3 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対17にて可決された。

散会 午後0時11分

○令和7年5月23日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第155号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対17にて可決された。

日程第5 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもっ

て採決の結果、賛成236、反対1にて可決された。

日程第6 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対18にて可決された。

散会 午前10時13分

○令和7年5月28日(水)

開会 午前10時1分

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案(山本順三君外16名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、川田龍平君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対3にて可決された。

三原国務大臣は、本決議について所信を述べた。

日本学術会議法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂井国務大臣から趣旨説明があった後、石川大我君、柴田巧君、竹詰仁君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対6にて可決された。

日程第2 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対6にて可決された。

日程第3 令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第216回国会内閣提出、第217回国会衆議院送付)

日程第4 令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第216回国会内閣提出、第217回国会衆議院送付)

日程第5 令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第216回国会内閣提出、第217回国会衆議院送付)

日程第6 令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第216回国会内閣提出、第217回国会衆議院送付)

以上4件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3及び第5は賛成151、反対82にて承諾することに決し、日程第4は賛成164、反対69にて承諾することに決し、日程第6は賛成207、反対25にて承諾することに決した。

日程第7 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対22にて可決された。

日程第8 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対18にて可決された。

散会 午後0時24分

○令和7年5月30日(金)

開会 午前10時1分

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、小泉農林水産大臣から趣旨説明があった後、横沢高德君、松野明美君、舟山康江君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対4にて可決された。

日程第4 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対4にて可決された。

散会 午前11時39分

○令和7年6月4日(水)

開会 午前10時1分

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、福岡厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石田昌宏君、森本真治君、塩田博昭君、猪瀬直樹君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対6にて可決された。

日程第2 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対2にて可決された。

日程第3 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対18にて可決された。

日程第4 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第5 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対2にて可決された。

散会 午後0時7分

○令和7年6月6日(金)

開会 午前10時1分

環境影響評価法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、浅尾環境大臣から趣旨説明があった後、川田龍平君、串田誠一君、浜野喜史君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化

に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成215、反対18にて承認することに決し、日程第2は賛成172、反対61にて承認することに決した。

日程第3 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対4にて可決された。

日程第5 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対19にて可決された。

散会 午前11時45分

○令和7年6月11日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和5年度特別会計歳入歳出決算、令和5年度国税収納金整理資金受払計算書、令和5年度政府関係機関決算書

日程第2 令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1はまず賛成141、反対93にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成228、反対4にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成140、反対94にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は賛成201、反対33にて委員長報告のとおり是認することに決した。

石破内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対16にて可決された。

日程第5 日本学術会議法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成157、反対76にて可決された。

日程第6 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対7にて可決された。

散会 午後0時24分

○令和7年6月13日(金)

開会 午前10時1分

日程第 1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対3にて可決された。

日程第 2 外国為替及び外国貿易法第10条第 2 項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対6にて承認することに決した。

日程第 3 信託業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対48にて可決された。

日程第 4 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 5 手話に関する施策の推進に関する法律案(内閣委員長提出)

以上両案は、内閣委員長から日程第 4 については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第 5 については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第 4 は賛成230、反対7にて可決、日程第 5 は賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第 6 環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対19にて可決された。

日程第 7 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対51にて可決された。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があった。

外交・安全保障に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、外交・安全保障に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済及び地方に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済及び地方に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長から報告があった。

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があった。

散会 午前11時27分

○令和 7 年 6 月 18 日(水)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の報告に関する件(令和 6 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、村上総務大臣から報告があった後、宮崎雅夫君、岸真紀子君、里見隆治君、石井苗子君、芳賀道也君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 2 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対5にて可決された。

日程第3 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対5にて可決された。

散会 午後0時5分

○令和7年6月20日(金)

開会 午後5時31分

議員辞職の件

本件は、鈴木宗男君の辞職を許可することに決した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、衆議院議員重徳和彦君から趣旨説明があった後、船橋利実君、柴愼一君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対37にて可決された。

休憩 午後6時6分

再開 午後7時31分

優生保護法問題の全面解決に関する請願外312件の請願

本請願は、日程に追加し、内閣委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

散会 午後 7 時 32 分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
7. 1. 24	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	石破内閣総理大臣 岩屋外務大臣 加藤財務大臣 赤澤国務大臣	1. 28	水岡 俊一君(立憲) 武見 敬三君(自民)
			1. 29	竹谷 とし子君(公明) 浅田 均君(維新) 川合 孝典君(民主) 小池 晃君(共産) 熊谷 裕人君(立憲) 比嘉 奈津美君(自民) 山本 太郎君(れ新)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
7. 2. 12	米国訪問に関する報告について	石破内閣総理大臣	同日	佐藤 正久君(自民) 福山 哲郎君(立憲) 秋野 公造君(公明) 柳ヶ瀬 裕文君(維新) 磯崎 哲史君(民主) 山添 拓君(共産)
7. 3. 14	令和7年度地方財政計画について	村上総務大臣	同日	岩本 剛人君(自民) 古賀 千景君(立憲) 石井 苗子君(維新) 芳賀 道也君(民主) 伊藤 岳君(共産)
7. 6. 18	令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	村上総務大臣	同日	宮崎 雅夫君(自民) 岸 真紀子君(立憲) 里見 隆治君(公明) 石井 苗子君(維新) 芳賀 道也君(民主) 倉林 明子君(共産)

3 決算に対する議決

令和7年6月11日

令和5年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 フィリピンに対する政府開発援助（ODA）である首都圏鉄道3号線改修事業において、独立行政法人国際協力機構（JICA）の職員が、調達手続に関する秘密情報を入札前の段階で複数回にわたって国内の特定企業に漏えいしていたことは、遺憾である。

政府は、日本のODA全体への不信を招きかねない事態が生じたことを重く受け止め、JICAが設置した検証委員会を通じて、情報漏えいの動機になり得るJICAと漏えい先企業との関係性や組織的な関与の有無を含む徹底した調査を行うとともに、JICAの組織改革及び外務省による厳格な指導監督により、再発防止に万全を期すべきである。

- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したIT導入支援事業において、補助金を受給した中小企業者等が悪質なIT導入支援事業者等からの働きかけを契機に資金の還流を受けるなどの不正を行っていたこと、経済産業省及び中小企業庁が適切な指導を行っていなかったことにより、会計検査院に指摘されるまで機構等による立入調査が一度も実施されず、不正の拡大を招く事態となったことは、遺憾である。

政府は、不正を防止するための制度や審査の不備のみならず、不適切な事後対応により大規模な不正を許す事態となったことを重く受け止め、全容解明のための調査及び不正受給を行った事業者に対する補助金の返還請求を厳正に行うとともに、機構等に対して審査の厳格化及び立入調査の強化を確実に履行させるよう指導を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

- 3 令和7年1月、埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が起き、トラック1台が巻き込まれ運転手が亡くなるとともに、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど甚大な影響が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、インフラメンテナンスの強化に取り組んできた中、今般の重大事故が発生したことを重く受け止め、下水道事業を担う地方公共団体に対し、職員の負担軽減に資するDX技術の導入に向けた技術的・財政的支援を行うとともに、強靱で持続可能な下水道の構築のため、産官学連携による人材確保の強化に取り組み、再発防止に万全を期すべきである。

- 4 海上自衛隊が保有する潜水艦の修理契約において、契約先の川崎重工業株式会社が遅くとも昭和60年頃から出入業者との間で架空取引を行っていたこと、当該架空取引によって作出した裏金を原資に同社から潜水艦乗組員に対し飲食代金の負担や私的物品の提供といった便宜供与が行われていたことは、遺憾である。

政府は、防衛費増額に伴い国民に新たな負担を求めようとしている中、自衛隊員が自らの懐を肥やす不正を行っていたことを重く受け止め、速やかに本事案の全貌を明らかにした上で、同社がその一部を架空取引の原資としていた超過利益を返納させるとともに、関係者に対して厳正な処分を行い、法令遵守の徹底など再発防止に万全を期すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案	山本 順三君 外16名	7. 5. 27			7. 5. 28 可決	
2	財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案	柴 慎一君 外 2 名	7. 6. 21	未了			

可決したもの

令和7年5月28日

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議

国際連合は、2023年12月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、2025年を「国際協同組合年」とする旨決定した。

また、政府は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている」と表明している。

よって政府は、次の基本的考え方の下に協同組合の振興に取り組むべきである。

- 一 協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）及びILO（国際労働機関）の「協同組合の促進に関する勧告」（2002年）に留意するとともに、ICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995年）によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重すること。
 - 二 協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付けること。
 - 三 現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意すること。
- 右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（22名）

委員長	和田 政宗（自民）	今井 絵理子（自民）	河野 義博（公明）
理事	磯崎 仁彦（自民）	太田 房江（自民）	片山 大介（維新）
理事	酒井 庸行（自民）	友納 理緒（自民）	柴田 巧（維新）
理事	山本 啓介（自民）	山谷 えり子（自民）	竹詰 仁（民主）
理事	木戸口 英司（立憲）	石垣 のりこ（立憲）	井上 哲士（共産）
理事	竹谷 とし子（公明）	石川 大我（立憲）	大島 九州男（れ新）
	青木 一彦（自民）	奥村 政佳（立憲）	
	石井 浩郎（自民）	鬼木 誠（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（内閣委員長提出）の合計12件であり、そのうち内閣提出10件及び衆議院提出1件を可決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願18種類286件のうち、1種類90件を採択した。

〔法律案の審査〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、ホストによる売掛金の悪質な取立て等の防止策、売春等のあっせんへの対応、ホストクラブの営業者等に対する規制の強化策、被害者への支援の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、洋上風力発電の導入促進に向けた政府の取組、発電コストの現状と

今後の見通し、環境に配慮した発電事業実施の必要性、発電設備に係る国内調達比率引上げに向けた取組等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

児童福祉法等の一部を改正する法律案は、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満3歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、保育士の処遇や配置基準の更なる改善を進める必要性、保育士・保育所支援センターの法定化の効果、地域限定保育士制度の在り方、面会制限等の適切な運用に向けた対応等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めようとするものである。なお、衆議院において、通信の秘密の尊重及び国会に対する報告事項の具体化等について修正が行われた。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、総務委員会及び外交防衛委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、平岡務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行った。

委員会の質疑においては、能動的サイバー防御を導入する意義、通信の秘密を始めとする憲法との整合性、官民双方にとって実効性が高い協議会とする必要性、内閣通信情報の取扱い及び選別後通信情報の利用の在り方、アクセス・無害化措置と国際法との関係及び適正な実施の確保策、中小企業のサイバーセキュリティの強化及び更なる支援の必要性、サイバーセキュリティ人材の育成・確保策等について議論が行われ、討論の後、順次採決

の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国におけるＡＩの研究開発の現状と競争力強化に向けた支援策、ＡＩの利活用により生じるリスクへの対応、国際的議論の動向と他国の法令との比較を踏まえたＡＩ規制の在り方、ＡＩ分野における人材育成の必要性、ＡＩリテラシー向上を図るための施策の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

日本学術会議法案は、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、日本学術会議の改革の経緯と特殊法人化の必要性、ナショナルアカデミーとして期待される役割、本法律案に対する日本学術会議の見解、新たな会員選定方法や監事・日本学術会議評価委員会の権限等の妥当性、財政基盤の多様化に向けた取組と政府による財政支援の在り方、現行法における内閣総理大臣による会員任命に関する法解釈の整理等について質疑が行われた。本法律案に対して、立憲民主・社民・無所属より、目的規定及び日本学術会議の業務に係る規定において、日本学術会議が独立して業務を行う旨を明記すること等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処분을防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、金属盗の実態及び急増の背景、金属くず買受業者に対する規制の在り方、本人確認や犯行用具規制の運用における配慮の必要性、警察による盗難防止に資する情報の周知、いわゆる金属くず条例の運用と本法律案との関係等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案は、違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深刻な状況にあることに鑑み、インターネットを利用して不特定の者に

対し情報の発信を行う者が国内にある者に対して違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを開示する行為等を禁止するとともに、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人男女共同参画機構法案（以下「機構法案」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、男女共同参画社会の実現に向けた取組状況、新設される機構の機能強化のための方策、国立女性教育会館の研修施設等の撤去をめぐる対応等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本維新の会より、機構法案に対し同法案の附則に施行後3年以内の検討条項を追加する旨の修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

6月12日、**手話に関する施策の推進に関する法律案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

〔国政調査等〕

3月11日、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和7年度警察庁関係予算に関する件について坂井国務大臣から所信及び説明を聴取し、行政改革、国家公務員制度、サイバー安全保障及び規制改革の基本方針に関する件について平国務大臣から所信を聴取し、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助、女性活躍及び共生社会の基本方針に関する件及び令和7年度こども家庭庁関係予算に関する件について三原国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、経済再生、新しい資本主義、賃金向上、スタートアップ、全世代型社会保障改革、感染症危機管理及び経済財政政策の基本方針に関する件について赤澤国務大臣から、経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財

産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について城内国務大臣から、食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針に関する件について伊東国務大臣からそれぞれ所信を聴取した。さらに、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和7年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について林国務大臣から所信及び説明を聴取し、令和7年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴取した。

3月13日、大臣の所信等に対し、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法に基づき国勢調査のデータから同性カップルの状況について調査を行う必要性、オンラインカジノに関する現状認識、障害者に配慮した大阪・関西万博のチケット販売の必要性、放課後児童クラブの交付金加算制度に係る会計検査院の指摘を受けた改善方針、AIを活用した児童虐待判定システムの開発に際してNEDOの先行事例を踏まえる必要性、大阪・関西万博の大屋根リング直下の護岸浸食の発生を予見できなかったことに対する認識、地方創生2.0の基本構想策定に向けて地方公共団体の要望を踏まえた政府支援策の在り方、こども未来戦略における非正規雇用労働者の正規化の考え方及び同一労働・同一賃金の徹底、会計年度任用職員の在り方について見直しの方向性、家計安定に資する学校給食無償化を恒久的に行う必要性和財源確保策、高校無償化の所得制限撤廃の意義と財源確保策、保育園で働く保育士と児童発達支援事務所で働く保育士の処遇格差改善の必要性、AI政策をめぐる国際情勢と我が国の対応の方向性、AI政策における規制とイノベーション促進との関係性、こどもがディープフェイクの加害者にならない観点からのリテラシー向上施策に取り組む必要性、官民ファンドについてKPIの検証頻度を高めることで更なる業績改善が図られるよう監督を強化する必要性、赤字の官民ファンドの整理統合・廃止を早期に決断する必要性、国境を越える特殊詐欺への取組及び匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の取締りに向けた坂井国家公安委員会委員長の決意、犯罪被害者等施策を一層推進する必要性、我が国の運転免許証を犯罪に利用する等の外免切替制度に起因する懸念事項に対する認識、マイナ免許証の取組状況とモバイル化に向けた取組、令和6年の出生数減少に対する受け止めと減少に歯止めを掛けるための支援策についての三原大臣の見解、少子化対策のラストチャンスを迎える中で手取り収入を増やす重要性、第7次エネルギー基本計画において洋上風力発電を「切り札」とした理由、同性パートナーが犯罪被害者等給付金の支給対象の遺族に含まれるとした最高裁判決を踏まえた制度の対象拡大に向けた取組、「保育政策の新たな方向性」で示された保育士の処遇改善、こども誰でも通園制度の本格実施後における子育て困難家庭支援のための地方公共団体の関与の在り方、女性の所得向上に関する現状と課題を把握し第6次男女共同参画基本計画に反映させる必要性、小学校始業前の朝のこどもの居場所づくりに対する国の支援策、全業種の賃上げ実現に向けた政府の取組を強化する必要性、春季労使交渉の回答状況を踏まえた中小企業の賃上げに向けた施策、大阪・関西万博の更なる機運醸成のための方策と地方創生に与える効果、経済安全保障重要技術育成プログラムにおけるバイオ領域の研究開発実施に向けた城内大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度内閣予算等の審査を行い、国内投資目標の実現に向けた官民一体の取組の必要性についての赤澤国務大臣の所見、エネルギー価

格と国内投資の関係性についての経済産業省の見解、地方創生の観点から地方拠点強化税制を抜本的に強化する必要性、オンラインカジノの現状に対する認識と法規制を含めた対策の必要性、経済財政諮問会議におけるE B P Mに係る計画策定の意義等、これまでのE B P Mの取組による成果と実施に当たっての課題、保育士の1歳児配置改善加算の要件を再検討する必要性、研究者の雇止め問題に対し政府として救済措置を講ずる必要性、地震予知研究に関する政府の取組及びロードマップ、経済格差の現状及び要因についての政府の認識、いわゆる「闇バイト」の緊急対策の取組状況、パブリック・アトリビューションに関する政府の取組、就職氷河期世代支援プログラム終了後の就職氷河期世代に対する支援の在り方、特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の効果、地域就職氷河期世代支援加速化交付金の執行状況、自国内における貨物や旅客の輸送を自国の管轄権の及ぶ自国籍船に限定するカボタージュ規制の趣旨、洋上風力発電設備の設置等に係る船舶は自国籍船である必要性、フュージョンエネルギーの実現に向けた政府の取組、学童保育における待機児童数減少の理由、学童保育に係る支援の単位の見直しの必要性、学童保育の指導員の処遇改善の必要性、再生可能エネルギー導入に際して地域の中小事業者等に裨益することの重要性、洋上風力発電導入と漁業との共生策、消費税の還付金を高校無償化の財源に充てることの妥当性等の諸問題について質疑を行った。

4月8日、賃上げに向けた取組についての赤澤大臣の見解、2020年の日本学術会議会員候補者選考過程における安倍内閣の事前介入の可能性、通信制高等学校サポート施設における通学定期券の取扱いに対する三原大臣の見解、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに向けた法案提出の検討状況、L G B T理解増進法に基づく基本計画の速やかな策定に向けた三原大臣の決意、海底ケーブルの防護を経済安全保障上の重要課題と捉え対策を強化することに対する城内大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

4月15日、あおり運転への罰則の強化についての国家公安委員会委員長の見解、A Iの利活用による効果とリスクについての政府の見解、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙数が減少している背景、女性蔑視に基づいた誹謗中傷等の人権侵害問題に対する三原大臣の認識、こどものいじめ防止対策及び自殺対策についての三原大臣の見解、利便性が不十分なマイナ免許証への一本化を行わないことについての国家公安委員会委員長の所見等の諸問題について質疑を行った。

6月17日、電動キックボードに係る事故件数や違反件数を考慮した安全対策や規制強化の検討の必要性、同性婚の導入についての政府の姿勢、放課後児童クラブの支援員に対する効果的な処遇改善を行う必要性、保育の質を確保するために全年齢において加算措置を取り入れる必要性、国民負担回避のために赤字の官民ファンドの廃止の検討を急ぐべきとの意見に対する官房長官の見解、フュージョンエネルギーの早期実現に向けた財政支援など国際競争力を高めていくための施策に対する城内大臣の所見、大川原化工機事件について第三者機関による検証を行う必要性、学校教育における特別免許状の運用について分かりやすく周知する必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年3月11日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和7年度警察庁関係予算に関する件について坂井国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政改革、国家公務員制度、サイバー安全保障及び規制改革の基本方針に関する件について平国務大臣から所信を聴いた。
- こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助、女性活躍及び共生社会の基本方針に関する件及び令和7年度こども家庭庁関係予算に関する件について三原国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 経済再生、新しい資本主義、賃金向上、スタートアップ、全世代型社会保障改革、感染症危機管理及び経済財政政策の基本方針に関する件について赤澤国務大臣から所信を聴いた。
- 経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について城内国務大臣から所信を聴いた。
- 食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針に関する件について伊東国務大臣から所信を聴いた。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和7年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について林国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 令和7年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件、行政改革、国家公務員制度、サイバー安全保障及び規制改革の基本方針に関する件、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助、女性活躍及び共生社会の基本方針に関する件、経済再生、新しい資本主義、賃金向上、スタートアップ、全世代型社会保障改革、感染症危機管理及び経済財政政策の基本方針に関する件、経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針に関する件、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和7年度人事院業務概況に関する件について伊東国務大臣、三原国務大臣、坂井国務大臣、城内内閣府特命担当大臣、林内閣官房長官、赤澤国務大臣、金城文部科学大臣政務官、土田財務大臣政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

石川大我君(立憲)、石垣のりこ君(立憲)、鬼木誠君(立憲)、大島九州男君(れ新)、片山大介君(維新)、柴田巧君(維新)、山本啓介君(自民)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、竹谷とし子君(公明)、酒井庸行君(自民)

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

（国会所管）について築山衆議院事務総長、小林参議院事務総長、山地国立国会図書館副館長、神戸裁判官弾劾裁判所事務局長及び山本裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について原田検査官から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（デジタル行財政改革関係経費、新しい地方経済・生活環境創生関係経費を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁））について赤澤国務大臣、坂井国家公安委員会委員長、平国務大臣、三原国務大臣、城内内閣府特命担当大臣、鳩山内閣府副大臣、古賀経済産業副大臣、小林環境副大臣、吉田厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官、土田財務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、木戸口英司君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、河野義博君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月1日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）について坂井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月3日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）について坂井国家公安委員会委員長、武部文部科学副大臣、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、石川大我君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月8日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○賃上げに向けた取組に関する件、日本学術会議会員の任命に関する件、通信制高等学校サポート施設における通学定期券の取扱いに関する件、個人情報保護法の見直しに関する件、LGBT理解増進法に基づく基本計画の策定に関する件、海底ケーブルの防護に関する件等について赤澤国務大臣、林内閣官房長官、坂井国務大臣、三原内閣府特命担当大臣、平国務大臣、城内国務大臣、鰐淵厚生労働副大臣、中田環境副大臣、高村法務副大臣、吉井国土交通大臣政務官、今井内閣府大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）、木戸口英司君（立憲）、石川大我君（立憲）、柴田巧君（維新）

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について坂井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月10日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について坂井内閣府特命担当大臣、古賀経済産業副大臣、吉井国土交通大臣政務官、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、木戸口英司君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第46号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月15日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- あおり運転に対する罰則強化に関する件、A I の利活用に関する件、特殊詐欺対策に関する件、女性蔑視に基づく人権侵害に関する件、こどものいじめ防止対策及び自殺対策に関する件、マイナ免許証に関する件等について坂井国家公安委員会委員長、城内内閣府特命担当大臣、三原内閣府特命担当大臣、伊東国務大臣、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鬼木誠君（立憲）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）、石垣のりこ君（立憲）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について三原内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月17日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について三原内閣府特命担当大臣、辻内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、奥村政佳君（立憲）、河野義博君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月22日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について平国務大臣から趣旨説明を、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員市村浩一郎君から説明を聴いた後、平国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、河野義博君（公明）

○令和7年4月24日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員市村浩一郎君、平国務大臣、坂井国家公安委員会委員長、吉井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、石川大我君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、河野義博君（公明）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月8日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学法学学術院教授 酒井啓亘君
LM虎ノ門南法律事務所弁護士 上沼紫野君
芝浦工業大学システム理工学部准教授 持永大君
弁護士 齋藤裕君

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、鬼木誠君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、両案について外交防衛委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾すること及び総務委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和7年5月13日（火）

内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会（第1回）

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について平国務大臣、村上総務大臣、中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、岩尾内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、野田国義君（立憲）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、山添拓君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、三浦信祐君（公明）、佐藤正久君（自民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和7年5月13日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員本庄知史君、平国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、木戸口英司君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和7年5月15日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について石破内閣総理大臣、平国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕

石川大我君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、片山大介君（維新）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、木戸口英司君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

（閣法第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和7年5月20日(火) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について城内内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、本田防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山谷えり子君(自民)、石川大我君(立憲)、鬼木誠君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、柴田巧君(維新)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月22日(木) (第16回)

○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人情報処理推進機構 A I セーフティ・インスティテュート所長 村上明子君
一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会国際戦略WG主査、日本電気株式会社 C D O Office 主席プロフェッショナル 永沼美保君
慶應義塾大学法学部法律学科教授 大屋雄裕君
一橋大学イノベーション研究センター特任教授、東京科学大学データサイエンス・A I 全学教育機構特任教授 市川類君

[質疑者]

山本啓介君(自民)、石垣のりこ君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、柴田巧君(維新)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

○令和7年5月27日(火) (第17回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について城内内閣府特命担当大臣、辻内閣府副大臣、小林防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

酒井庸行君(自民)、木戸口英司君(立憲)、奥村政佳君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

(閣法第29号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月29日(木) (第18回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本学術会議法案(閣法第36号)(衆議院送付)について坂井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び参考人日本学術会議会長光石衛君に対し質疑を行った。

[質疑者]

山谷えり子君（自民）、山本啓介君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年6月3日（火）（第19回）

- 日本学術会議法案（閣法第36号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、同法案に対する修正案について修正案提出者木戸口英司君から説明を聞いた。

〔参考人〕

政策研究大学院大学客員教授 上山隆大君

横浜市立大学名誉教授・学長室顧問、国際医療福祉大学学事顧問 相原道子君

同志社大学法学部法律学科教授 川嶋四郎君

東京大学名誉教授 吉村忍君

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、奥村政佳君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和7年6月5日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本学術会議法案（閣法第36号）（衆議院送付）及び同法案に対する修正案について修正案提出者杉尾秀哉君、坂井内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本学術会議会長光石衛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、石川大我君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、木戸口英司君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和7年6月10日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本学術会議法案（閣法第36号）（衆議院送付）及び同法案に対する修正案について坂井内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本学術会議会長光石衛君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、木戸口英司君（立憲）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第36号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について坂井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聞いた。

○令和7年6月12日（木）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について坂井国家公安委員会委員長、大串経済産業副大臣、古賀経済産業副大臣、高村法務副大臣、神田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、木戸口英司君（立憲）、河野義博君（公明）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○手話に関する施策の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○令和7年6月17日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○電動キックボードの安全対策に関する件、同性婚に関する件、放課後児童クラブの支援員の処遇改善に関する件、保育の質の確保に向けた保育士の処遇改善に関する件、官民ファンドの在り方に関する件、フュージョンエネルギーの実現に向けた支援に関する件、大川原化工機事件の検証に関する件、学校教育における特別免許状の運用の周知に関する件等について坂井国家公安委員会委員長、三原国務大臣、林内閣官房長官、城内内閣府特命担当大臣、伊東国務大臣、鰐淵厚生労働副大臣、高村法務副大臣、神田法務大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、石川大我君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、柴田巧君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長大岡敏孝君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）（衆議院送付）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）

以上両案について三原内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年6月19日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）（衆議院送付）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）

以上両案について三原内閣府特命担当大臣、横山財務副大臣、友納内閣府大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、木戸口英司君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第52号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産、れ新

（閣法第53号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産、れ新

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和7年6月20日（金）（第25回）

- 請願第1688号外89件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第23号外195件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	宮崎	勝 (公明)	馬場	成志 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	井上	義行 (自民)	藤川	政人 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	岩本	剛人 (自民)	松下	新平 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	藤井	一博 (自民)	山田	太郎 (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	野田	国義 (立憲)	山本	順三 (自民)	伊藤	岳 (共産)
理事	山本	博司 (公明)	小沢	雅仁 (立憲)	齊藤	健一郎 (N党)
	阿達	雅志 (自民)	岸	真紀子 (立憲)	浜田	聡 (N党)
	中西	祐介 (自民)	古賀	千景 (立憲)		
	長谷川	英晴 (自民)	吉川	沙織 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件、衆議院提出法律案2件（いずれも総務委員長提出）及び承認案件1件の合計7件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類17件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、令和7年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和7年度の償還額を2,056億円減額し、令和34年度までに償還することとする修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、103万円の壁の引上げに向けた考え方と地方の減収への対応策、臨時財政対策債の取扱いを含む地方財政健全化に向けた取組、自然災害に対応した特別交付税の算定の在り方、インフラの老朽化対策の進め方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定地域づくり事業協同組合制度の実施状況と雇用上の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、価額競争の導入経緯と具体的制度設計、無線局の免許状等のデジタル化に向けた取組、放送事業者が中継局を廃止する際の受信者保護等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今後のNTTグループの在り方、将来にわたってのユニバーサルサービス確保の見通し、本法律案が公正競争に与える影響、通信事業者に対する外資規制の考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定行政書士の実績や活動実態、行政書士の業務の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和7年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,034億円、支出が6,434億円で、400億円の収支不足であり、不足額は、還元目的積立金の一部をもって補填することとし、事業計画では、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていくとして、業務改革を進め、コンテンツの質と量の確保等に取り組むとしている。

委員会においては、暫定予算実施による影響、受信料制度の在り方と収支均衡に向けた取組、国際放送の改善・充実策、協会の職員の処遇と働き方改革、インターネットサービスの取組方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月11日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣から所信を聴取し、令和7年度総務省関係予算に関する件について阿達総務副大臣から説明を聴取した。

3月13日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、地方創生2.0に向けた総務省の取組、大船渡市における林野火災の被災自治体に対する財政支援と消火力強化の必要性、能登半島地震を踏まえた被災市区町村に対する応急対策職員派遣制度の課題と改善策、特別行政相談活動を充実させる必要性についての総務大臣の認識、上下水道の老朽化対策として地方公共団体に対し持続的な財源保障を確保する必要性、マイナンバーカードを活用した今後の政策展開に対する総務大臣の所見、林野火災に対する夜間や空中からの消火活動を含む消火能力向上に向けた取組、マイナ保険証への一元化方針に関する関係大臣間の協議・確認についての総務大臣の認識、放送事業者による政治的な偏向報道が疑われた過去の事案に対する総務大臣の見解等の質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱を受けた、令和7年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、行政改革や地域活性化等における地方の努力を反映した地方交付税算定の在り方、公立病院の厳しい経営状況に対する認識と対応、情報通信基盤の整備に向けた総務大臣の決意、公的統計における調査項目の変更について国民に分かりやすく説明する必要性、各種行政手続における申告書類等の控えへの収受日付印を廃止することの妥当性、会計年度任用職員の給与改定について全ての地方公共団体において遡及改定を行う必要性、昨今の放送における報道の正確性や信頼性等について総務大臣の所見等の質疑を行った。

また、令和7年度地方財政計画に関する件について村上総務大臣から概要説明を聴取した後、富樫総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月31日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議を行った。

5月27日、今治等の大規模林野火災発生を受けての総括についての総務大臣の所見、防災行政無線の整備率の推移と災害情報伝達手段の在り方、防災ヘリコプターによる救助費用の有料化の要望に対する警察庁及び消防庁の受け止め、国勢調査におけるマイナンバー制度利用の是非と地方公共団体の担当者への意見聴取の必要性、観光施策の財源確保としての宿泊税の在り方と法定税化についての総務省の見解、行政相談委員の担い手不足の解消に向けた取組、地方公共団体の標準準拠システムへの移行に要する経費を全額国費で負担する必要性、1歳児の保育士の配置基準の改定に向けたこども家庭庁の取組、受信料の免除制度と公平負担との整合性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年3月11日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度総務省関係予算に関する件について阿達総務副大臣から説明を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣、穂坂デジタル副大臣、古川国土交通副大臣、野中文部科学副大臣、富樫総務副大臣、金城文部科学大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、古川総務大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、岸真紀子君(立憲)、古賀千景君(立憲)、山本博司君(公明)、西田実仁君(公明)、石井苗子君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総務省所管(公害等調整委員会を除く))について村上総務大臣、阿達総務副大臣、古川総務大臣政務官、神田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

井上義行君(自民)、野田国義君(立憲)、山本博司君(公明)、高木かおり君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、齊藤健一郎君(N党)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 令和7年度地方財政計画に関する件について村上総務大臣から概要説明を聴いた後、富樫総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について村上総務大臣から趣旨説明を、地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員島尻安伊子君から説明を聴いた後、村上総務大臣、仁木厚生労働副大臣、国定国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君(立憲)、古賀千景君(立憲)、石井苗子君(維新)、高木かおり君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和7年3月25日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について村上総務大臣、富樫総務副大臣、古川総務大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、山本博司君（公明）、浜田聡君（N党）

○令和7年3月31日（月）（第5回）

- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、N党

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新

反対会派 民主、共産、N党

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理塩崎彰久君、同加藤竜祥君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（衆第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、N党

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月1日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参議院事務局当局、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会専務理事小池英夫君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会理事・技師長寺田健二君、同協会理事中嶋太一君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会理事安保華子君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、井上義行君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、山本博司君（公明）、西田実仁君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 N党

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月15日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月17日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について村上総務大臣、阿達総務副大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、野田国義君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、西田実仁君（公明）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、N党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日（火）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和7年5月13日（火）

内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○令和7年5月15日（木）（第10回）

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月20日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について村上総務大臣、阿達総務副大臣、川崎総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、N党

反対会派 維新、共産

○令和7年5月27日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 緊急消防援助隊の運用に関する件、防災行政無線の整備に関する件、山岳遭難救助費用の在り方に関する件、国勢調査の実施に関する件、地方における観光振興施策に関する件、放送事業者のハラスメント問題に関する件、地方公共団体情報システム標準化の進め方に関する件、保育士の確保に向けた取組に関する件、受信料制度の在り方に関する件等について村上総務大臣、富樫総務副大臣、辻内閣府副大臣、長谷川総務大臣政務官、川崎総務大臣政務官、今井内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本順三君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

○令和7年6月5日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理上野賢一郎君、同長谷川淳二君、同田所嘉徳君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（衆第36号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、N党

反対会派 なし

○令和7年6月20日（金）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第129号外16件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムの確立を始め、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する財政需要を正確に見積もり、実態に合わせた拡充を図ること。併せて、各地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の施策を円滑に実施できるよう、地方単独事業の財源の充実を図ること。

二、会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置するとともに、会計年度任用職員の給与改定の遡及等が確実に行われるよう徹底すること。また、会計年度任用職員制度の導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適正な任用・勤務条件等が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。さらに、専門人材を始め、地方公共団体における人員確保が困難となっている状況を踏まえ、地方公務員の人員確保や専門性向上のために必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。

三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の客観化及び明確化の取組を一層推進するとともに、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

五、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。

六、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。

七、いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げによる恒久的な減税を行う場合には、地方公共団体の財政運営に影響が生じないよう、国の責任において恒久財源を適切に確保すること。

八、軽油引取税の「当分の間税率」については、自動車関係諸税全体の見直しの議論と併せて検討を行い、地方公共団体の財政に悪影響を及ぼさないよう、恒久的な財源を確保すること。

九、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿っ

た適切な運用に向けた取組を進めること。また、寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイトの運営事業者に対して地方公共団体が支払う手数料等の募集に要する費用が増加していることに鑑み、制度の趣旨をゆがめる不適切な運用などがないか調査すること。

十、企業版ふるさと納税については、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことを踏まえ、制度の趣旨に沿った運用がなされているか調査し、必要に応じて更なる見直しを検討すること。

十一、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、万全の財源措置を講ずること。また、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な縮減に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十三、公立病院については、物価高騰や人件費の増加等によって経営状況が著しく悪化していることを踏まえ、引き続き、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

十四、物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響を的確に把握し、必要がある場合には、迅速かつ適切に追加的な財政措置を講ずること。また、指定管理者や委託事業者が物価高騰に対応し、安定的な業務運営を行うため、指定管理料や契約金額の見直し等が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

十五、地方公共団体が維持管理する施設・インフラについては、今後とも老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれることを踏まえ、点検・調査、修繕、更新・老朽化対策に要する経費に関し、確実かつ安定的に財源を確保すること。

十六、地方公共団体情報システムの標準化については、標準準拠システムへの移行が完了するまでに要する経費を全額国費で支援するとともに、移行完了後の運用経費等についても、地方公共団体への見積精査支援等を行うほか、その増加分を含め適切な財政措置を講じ、地方公共団体の運用経費等の負担を極力抑制すること。また、地方公共団体のデジタル人材が不足している現状に鑑み、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成が計画的に行われるよう必要な財政措置その他の支援を行うこと。

十七、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、令和6年能登半島地震を始め、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、予防保全の視点も含めた防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

右決議する。

法 務 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	若松	謙維 (公明)	岡田	直樹 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理 事	古庄	玄知 (自民)	片山	さつき (自民)	谷合	正明 (公明)
理 事	渡辺	猛之 (自民)	山東	昭子 (自民)	嘉田	由紀子 (維新)
理 事	田島	麻衣子 (立憲)	福岡	資麿 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理 事	矢倉	克夫 (公明)	森	まさこ (自民)	関口	昌一 (無)
理 事	川合	孝典 (民主)	山崎	正昭 (自民)	長浜	博行 (無)
	小川	克巳 (自民)	打越	さく良 (立憲)	— 欠員 1 名 —	
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願19種類279件のうち、1種類27件を採択した。

〔法律案の審査〕

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関与する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続についてビデオリンク方式により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め、電磁的記録提供命令等における留意事項、被告人等と弁護人等との間における映像等の送受信による通話に係る取組の推進等の規定を追加する修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令と情報主体の不服申立ての在り方、電磁的記録提供命令によって犯罪事実と関連性のない個人情報収集される懸念並びに収集された情報の適切な管理及び保管の必要性、電磁的記録提供命令によって自己負罪拒否特権が侵害されるおそれ、オンライン接見導入の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設す

る等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、データベース化される裁判情報の対象範囲、民事裁判情報における個人情報保護の必要性、指定法人や業務の委託先等に対する監督の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするものである。また、**譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、譲渡担保契約等のルールを法律で明文化することによる効果、譲渡担保権の対抗要件の在り方、企業倒産時における労働債権保護の必要性等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

3月11日、鈴木法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和7年度法務省及び裁判所関係予算について高村法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月13日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、危険運転致死傷罪に関する見直しの進捗状況と今後の方向性、いわゆる人質司法を変えるために保釈の罪証隠滅要件の解釈を厳格化する必要性、高裁の違憲判決を受けて同性婚を立法化する必要性に対する法務大臣の認識、選択的夫婦別氏に関する議論を推進するための情報提供に対する法務大臣の決意、保護司の安全確保と担い手を確保するための取組に関する法務大臣の見解、在留審査の期間や件数を指標にした入管庁職員の定員見直しの必要性、ハンガリーでDVに苦しんでいた邦人が元夫に殺害された事件に対する法務大臣の認識、袴田事件の検証結果報告書を受けて法務大臣が反省を示す必要性等が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度法務省予算等の審査を行い、令和7年度における裁判所職員の減員が事件処理等の業務に及ぼす影響の有無、難民認定申請中の送還停止効の例外規定の適切性に関する法務大臣の見解、人権擁護政策における多様性の尊重、公平性及び包摂性の重要性に関する法務大臣の見解、我が国に離婚後共同親権を導入した背景、理念及び哲学を法務大臣が周知する必要性、保護司の自宅以外の面接場所を確保することに関する法務省の取組状況、多様な支援を包括的に行う女性相談支援員に対する処遇改善の重要性、最高検察庁による袴田事件の検証結果報告書に対する法務大臣の評価等が取り上げられた。

4月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、業務の延長線上の性暴力の重大性及びその防止に関する法務大臣の見解、法制審議会に対して再審制度の見直しを諮問するに至った背景、育成就労の在留資格により従事できる業務の範囲拡大に対する法務大臣の見解、女性蔑視に基づいて女性の人格を攻撃する言動に対する法務大臣の認識、袴田事件再審無罪判決が法と証拠に基づいた判断であることについての法務大臣の認識等が取り上げられた。

5月20日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する法務大臣の見解、拘禁刑下の矯正処遇において演劇を採り入れることに対する法務省の見解、本邦で出生したこどもの在留特別許可に係る特別の措置が1回限りであることの確認、自殺がこどもの死因で最多となっている理由の分析及びこどもの自殺対策の現状、技能実習生の受入れ機関や監理団体による不正・不適正な対応の防止策の必要性、DVを原因とする子の転居と父母間の協力義務との関係、法務大臣がえん罪という用語の使用を避ける理由等が取り上げられた。

5月27日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、刑事施設における理学療法士や作業療法士の配置状況及び増員の必要性、法制審議会が夫婦同氏も夫婦別氏も原則とせず両者は対等な関係に立つとした理由、国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランの厳格な執行に対する法務大臣の所見、離婚後の子の養育計画の作成支援等のために多職種による連携の仕組みを構築する必要性、技能実習生の相談窓口の充実と支援体制の周知を進める必要性、民事法律扶助制度見直しのための有識者による検討組織を設置する必要性、元大阪地検検事正の刑事事件の被害女性が公表した書面に対する法務大臣の受け止め等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和7年3月11日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について鈴木法務大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について高村法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について鈴木法務大臣、藤井外務副大臣、生稲外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君(自民)、福島みずほ君(立憲)、打越さく良君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、嘉田由紀子君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について鈴木法務大臣、藤井外務副大臣、辻内閣府副大臣、高村法務副大臣、神田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月8日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○業務の延長線上の性暴力の防止に関する件、再審制度の見直しに関する件、育成就労制度に関する件、女性の人権課題に関する件、袴田事件再審無罪判決に関する件等について鈴木法務大臣、辻内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について鈴木法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和7年4月10日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について鈴木法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（鈴木宗男君）

反対会派 共産

欠席会派 無（関口昌一君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月24日（木）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について鈴木法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員米山隆一君から説明を聞いた後、同君、鈴木法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、古庄玄知君（自民）、谷合正明君（公明）、鈴木宗男君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月8日(木) (第7回)

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 成瀬剛君

日本弁護士連合会刑事調査室室長 河津博史君

立命館大学大学院法務研究科教授 洵野貴生君

〔質疑者〕

古庄玄知君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、嘉田由紀子君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

○令和7年5月13日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鈴木法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君(自民)、森まさこ君(自民)、福島みずほ君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、嘉田由紀子君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

○令和7年5月15日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鈴木法務大臣、高村法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古庄玄知君(自民)、打越さく良君(立憲)、谷谷正明君(公明)、矢倉克夫君(公明)、嘉田由紀子君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

(閣法第30号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無(鈴木宗男君)

反対会派 共産

欠席会派 無(関口昌一君、長浜博行君)

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月20日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する件、拘禁刑下の刑事施設における矯正処遇に関する件、こどもに対する在留特別許可に関する件、こどもの自殺対策に関する件、技能実習制度に関する件、DVを原因とする子の転居と父母間の協力義務に関する件、えん罪という用語に関する件等について鈴木法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君(自民)、福島みずほ君(立憲)、谷谷正明君(公明)、嘉田由紀子君(維新)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

- 民事裁判情報の活用促進に関する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について鈴木法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月22日(木) (第11回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民事裁判情報の活用に関する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について鈴木法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（鈴木宗男君）

反対会派 なし

欠席会派 無（関口昌一君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月27日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事施設における理学療法士等の活用に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、不法滞在者ゼロプランに関する件、離婚後の子の養育に関する件、技能実習制度に関する件、民事法律扶助制度に関する件、元大阪地検検事正の刑事事件に関する件等について鈴木法務大臣、高村法務副大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、打越さく良君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月29日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木法務大臣、本田防衛副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、宮路外務副大臣、神田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

渡辺猛之君（自民）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（鈴木宗男君）

反対会派 なし

欠席会派 無（関口昌一君、長浜博行君）

（閣法第44号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（鈴木宗男君）

反対会派 なし

欠席会派 無（関口昌一君、長浜博行君）

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和7年6月20日(金)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1476号外26件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第24号外251件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

外 交 防 衛 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	滝沢	求 (自民)	猪口	邦子 (自民)	福山	哲郎 (立憲)
理 事	佐藤	正久 (自民)	小林	一大 (自民)	山口	那津男 (公明)
理 事	塩村	あやか (立憲)	中曽根	弘文 (自民)	松沢	成文 (維新)
理 事	三浦	信祐 (公明)	堀井	巖 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理 事	柳ヶ瀬	裕文 (維新)	松川	るい (自民)	山添	拓 (共産)
	有村	治子 (自民)	若林	洋平 (自民)	伊波	洋一 (沖縄)
	生稲	晃子 (自民)	広田	一 (立憲)	高良	鉄美 (沖縄)
(会期終了日 現在)						

(1) 審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された案件は、条約13件及び内閣提出法律案3件の合計16件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願14種類221件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約及び所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約は、いずれも投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等について定めるものである。委員会においては、旧ソ連3か国との間で租税条約を締結する理由等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書は、貿易に関する市場アクセスを改善すること等について定めるものである。委員会においては、議定書の効果と看護師候補者等の受入れの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定及び航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定は、いずれも我が国との間で、定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。委員会においては、航空協定を締結する両国との関係等について質疑が行われ、討論の後、いずれも全会一致をもって承認された。

1994年4月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書は、日本国の約束表に、サービス国内規制に関する追加的な約束を記載することについて定めるものである。委員会においては、サービス国内規制に関する新たな規律の必要性等

について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第2次改正は、センターの義務的拠出金の分担率の改定等について定めるものである。委員会においては、アセアンセンターの実績とその役割等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定は、公海及び深海底における海洋遺伝資源の利用等について定めるものである。委員会においては、本協定の運用における我が国の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）は、作業に関連した事故及び健康に対する危害の防止を目的とする措置について定めるものである。委員会においては、本条約の国会提出に至った経緯等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約は、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際的な基準について定めるものである。委員会においては、附属書改正の背景等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続等について定めるものである。委員会においては、本協定の意義及び適用対象、各国との安全保障分野における協力の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間の、物品又は役務の相互の提供における決済手続等について定めるものである。委員会においては、本協定の意義及び適用対象、各国との安全保障分野における協力の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案は、国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法を拡充し、また、持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加するとともに、無償資金協力の手法を拡充するほか、支払前資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設ける等の措置を講ずるものである。委員会においては、法改正の意義、信用保証等におけるリスク管理の在り方、支払前資金の執行状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案は、円滑化協定の適確な実施等を確保するため、実施に関する諸法律を統合するとともに、刑事手続の特例等を定めるものである。委員会においては、円滑化協定の実施法の共通規定化に至る経緯、協定の意義と今後の展望等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定、いわゆるACSAに係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものである。委員会においては、自衛隊の人的基盤の強化策、組織改編の意義、ACSAに関する共通規定化の経緯等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月17日～18日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、山口県及び広島県への委員派遣を行い、航空自衛隊防府北基地、陸上自衛隊海田市駐屯地、ジャパンマリニュナイテッド株式会社呉事業所、呉市役所、海上自衛隊呉地区、海上自衛隊江田島地区、JICA中国等からの説明聴取、関連施設の視察、意見交換等を行った。

3月11日、外交の基本方針について岩屋外務大臣から、国の防衛の基本方針について中谷防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月24日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。また、予算委員会から委嘱された令和7年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月10日、自衛隊の災害派遣、米国の関税措置、イスラエル・パレスチナ情勢、防衛産業、尖閣諸島をめぐる問題、ODA、ミャンマー情勢、普天間飛行場の危険性の除去等について質疑を行った。

4月17日、ウクライナ情勢、米国の関税措置、防衛力の整備、海外日系人、自律型致死兵器システム、日中関係、サウジアラビア情勢等について質疑を行った。

4月24日、日印関係、女性の権利、防衛力の整備、在日米軍駐留経費負担、外国人による土地取得、戦史資料、日米防衛協力のための指針等について質疑を行った。

5月13日、自衛隊の通信防護措置、日中関係、ワシントン条約の規制対象、航空協定の実施、防衛省・自衛隊の組織等について質疑を行った。

5月27日、防衛力の整備、フィリピン残留日系人、尖閣諸島をめぐる問題、在外公館料理人、外国籍のBC級戦犯、日米関係等について質疑を行った。

6月3日、外国人によるマンション所有、WHOパンデミック協定（仮称）、食料安全保障、米国の関税措置、在沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

6月12日、防衛力の整備、日中関係、日米関係、外国人材の受入れ、米軍艦船の寄港、沖縄県における不発弾の破裂事故等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和7年1月28日（火）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月11日（火）（第2回）

- 外交の基本方針に関する件について岩屋外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、福山哲郎君（立憲）、広田一君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について岩屋外務大臣及び中谷防衛大臣から説明を聴いた後、岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、仁木厚生労働副大臣、東財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月1日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について岩屋外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月8日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について岩屋外務大臣、古賀経済産業副大臣、松本外務大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、塩村あやか君（立憲）、福山哲郎君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月10日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 自衛隊の災害派遣に関する件、米国の関税措置に関する件、イスラエル・パレスチナ情勢に関する件、防衛産業に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、ODAに関する件、ミャンマー情勢に関する件、普天間飛行場の危険性の除去に関する件等について中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、高橋国土交通副大臣、野中文部科学副大臣、滝波農林水産副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事小林広幸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、広田一君（立憲）、福山哲郎君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月15日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、小林防衛大臣政務官、生稲外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、若林洋平君（自民）、塩村あやか君（立憲）、広田一君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第56号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月17日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ウクライナ情勢に関する件、米国の関税措置に関する件、防衛力の整備に関する件、海外日系人に関する件、自律型致死兵器システムに関する件、日中関係に関する件、サウジアラビア情勢に関する件等について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高良鉄美君（沖縄）、佐藤正久君（自民）、広田一君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
以上4件について岩屋外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月22日(火) (第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)

以上4件について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、古賀内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

福山哲郎君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第3号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

○令和7年4月24日(木) (第10回)

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日印関係に関する件、女性の権利に関する件、防衛力の整備に関する件、在日米軍駐留経費負担に関する件、外国人による土地取得に関する件、戦史史料に関する件、日米防衛協力のための指針に関する件等について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、辻内閣府副大臣、金城文部科学大臣政務官、松本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

松川るい君(自民)、塩村あやか君(立憲)、三浦信祐君(公明)、松沢成文君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第6号) (衆議院送付)

1994年4月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件 (閣条第9号) (衆議院送付)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第2次改正の受諾について承認を求めるの件 (閣条第10号) (衆議院送付)

以上4件について岩屋外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月8日(木) (第11回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第5号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第6号) (衆議院送付)

1994年4月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件 (閣条第9号) (衆議院送付)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第2次改正の受諾について承認を求めるの件 (閣条第10号) (衆議院送付)

以上4件について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、生稲外務大臣政務官、友納内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

若林洋平君 (自民)、福山哲郎君 (立憲)、塩村あやか君 (立憲)、三浦信祐君 (公明)、松沢成文君 (維新)、榛葉賀津也君 (民主)、山添拓君 (共産)、伊波洋一君 (沖縄)

(閣条第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

(閣条第6号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

(閣条第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第10号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和7年5月13日(火)

内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会 (第1回)

(内閣委員会を参照)

○令和7年5月13日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自衛隊の通信防護措置に関する件、日中関係に関する件、ワシントン条約の規制対象に関する件、航空協定の実施に関する件、防衛省・自衛隊の組織に関する件等について中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、鳩山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月15日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、富樫総務副大臣、仁木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○令和7年5月20日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、野中文部科学副大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、広田一君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

なお、附帯決議を行った。

- 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上3件について岩屋外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月22日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上3件について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、大串経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、福山哲郎君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第13号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和7年5月27日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛力の整備に関する件、フィリピン残留日系人に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、在外公館料理人に関する件、外国籍のＢＣ級戦犯に関する件、日米関係に関する件等について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、吉田厚生労働大臣政務官、国定国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○令和7年6月3日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外国人によるマンション所有に関する件、WHOパンデミック協定（仮称）に関する件、食料安全保障に関する件、米国の関税措置に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件等について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、笹川農林水産副大臣、国定国土交通大臣政務官、神田法務大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塩村あやか君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上両件について岩屋外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年6月5日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上両件について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、松川るい君（自民）、広田一君（立憲）、福山哲郎君（立憲）、三浦信祐君（公明）、松沢成文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）（閣条第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

（閣条第8号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、沖縄

○令和7年6月12日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛力の整備に関する件、日中関係に関する件、日米関係に関する件、外国人材の受入れに関する件、米軍艦船の寄港に関する件、沖縄県における不発弾の破裂事故に関する件等について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、神田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、広田一君（立憲）、福山哲郎君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○令和7年6月20日（金）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1号外220件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○令和7年2月17日（月）～18日（火）

○我が国の外交、防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

山口県、広島県

〔派遣委員〕

滝沢求君（自民）、佐藤正久君（自民）、若林洋平君（自民）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	三宅 伸吾 (自民)	古川 俊治 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	白坂 亜紀 (自民)	牧野 たかお (自民)	上田 清司 (民主)
理事	船橋 利実 (自民)	松山 政司 (自民)	堂込 麻紀子 (民主)
理事	柴 慎一 (立憲)	三原じゅん子 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	杉 久武 (公明)	宮沢 洋一 (自民)	梅村 みずほ (無)
	大家 敏志 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	大野 泰正 (無)
	櫻井 充 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	神谷 宗幣 (無)
	西田 昌司 (自民)	上田 勇 (公明)	
	野上 浩太郎 (自民)	横山 信一 (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件及び衆議院提出1件であり、そのうち内閣提出8件を可決し、衆議院提出1件は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願21種類325件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。なお、衆議院において、所得税の基礎控除等の特例を創設するほか、所得税の抜本的な改革に係る措置及び所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置の規定を附則に設ける修正が行われた。

委員会においては、石破内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、所得税の基礎控除の意義及び引上げを行う理由、揮発油税等のいわゆる暫定税率廃止の財源確保に向けた検討、企業の内部留保の増加を踏まえた法人税の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、関税率の設定の在り方、米国の関税政策等への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第21次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加するほか、米州投資公社の第3次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うに当たり、国債で出資することを可能にしようとするものである。

委員会においては、主要国による国際機関への資金拠出の動向、我が国が追加出資を行

う意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、投資決定期限等を延長しようとするものである。

委員会においては、特定投資業務の目的と実績、我が国の成長資金供給の現状、特定投資業務による地域活性化と人材育成に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、財政投融资特別会計投資勘定の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うための規定等の整備を行おうとするものである。

委員会においては、今般の改正の意義と特別会計改革の理念との整合性、投資財源資金への留保額及び借入金額に対する考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

保険業法の一部を改正する法律案は、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設、保険会社等による顧客の利益を保護するために必要な体制整備義務の強化、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特定大規模乗合損害保険代理店に上乗せ義務を追加する意義、損害保険会社と保険代理店との適切な関係の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、国境をまたぐ収納代行のうち、一定のものに対し、資金移動業の規制を適用するほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、検討規定について、検討の目的を「施行後5年」から「施行後3年」とするとともに、資金移動業の規制を適用する国境をまたぐ収納代行の範囲を検討対象として明記する修正が行われた。

委員会においては、国境をまたぐ収納代行に係る規制の在り方、暗号資産取引における利用者保護に係る課題等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

信託業法の一部を改正する法律案は、公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外しようとするものである。

委員会においては、公益信託に対する監督体制の在り方、公益信託の受託者の要件等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守

るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものである。

委員会においては、揮発油税等の税率の特例の廃止に向けた諸課題、揮発油税等の税率の特例の廃止が財政に与える影響等について質疑が行われたが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月11日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について加藤財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）から所信を聴取した。

3月13日、前記所信聴取に対し、日本の財政の現状認識の見直しと積極財政転換の必要性、租税特別措置の適用を受けた企業の減税額と内部留保の関係を検証する必要性、スルガ銀行によるアパート・マンション向け融資に係る問題の解決に向けた金融庁の取組、岩手県大船渡市の大規模火災による被災事業者等に対する金融支援措置の現状、諸外国における財政健全化等の動きを踏まえた日本の財政の評価、1月の政策金利引上げの際に日銀総裁が緩和的な金融環境が維持されると発言した趣旨、デフレ脱却とコストカット型経済の継続との整合性、所得税の累進緩和と消費税率引上げが税による所得再分配の効果に及ぼす影響、防衛力強化のため財政規律を緩和するEUの動きに対する財務大臣の所感等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、財政健全化に向けた今後の取組に対する財務大臣の見解、地域銀行における政策保有株式の縮減計画の在り方に対する金融担当大臣の見解、大阪・関西万博に向けた税関行政に関する財務大臣の決意、日銀の財務健全性に関する日銀総裁の認識、官民ファンドに対する財務大臣の基本的認識、スルガ銀行によるアパート・マンション向け融資問題の経過とこれまでの金融庁の対応、私立高校の生徒に対する授業料支援の拡充による公立高校への影響と政府の対応策等について質疑を行った。

4月8日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和5年12月8日提出）について、加藤内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、トランプ関税による金融市場への影響と今後の対応に関する金融担当大臣の見解、大手地方銀行が数行破綻した場合における破綻処理態勢、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震の被災地金融機関に対する金融機能強化法に基づく資本参加制度の利用状況、診療報酬改定後の医療機関の経営状況について厚生労働省として緊急調査を行う必要性、国内外の金融機関等が気候変動対策を目的とした金融機関のグループ（NZBA）から脱退している理由等について質疑を行った。

4月17日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和5年12月15日提出）について、植田日本銀行総裁から説明を聴取した後、政策金利の引上げによるメガバンクの増収効果、トランプ米大統領の政策が世界経済や金融市場の混乱に及ぼした影響、足下における基調的な物価上昇率に対する日銀総裁の認識、中央銀行の債務超過が金融政策運営に及ぼす影響に関する日銀総裁の見解、親会社が外国法人である国内証券会社の会計処理の事例についての国税庁と金融庁の所見、金融政策の正常化

に向けた日銀総裁の取組姿勢、政策金利の引上げの効果に対する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

5月13日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和6年6月25日提出）について、加藤内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、我が国が保有する米国債に関する財務大臣の報道番組における発言の意図、トランプ政権の関税政策がGDPギャップに与える影響、中小企業による賃上げ税制の活用のため現行制度の改善や更なる税制上の支援策を講ずる必要性、消費税減税と併せて法人税減税の見直しなど税制の抜本改革を行う必要性、現行5年の公用文書等毀棄罪の公訴時効を延長する必要性、NISA制度において高齢者に限って毎月分配型投資信託を認めるべきとの提言についての金融庁の見解等について質疑を行った。

5月27日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和6年12月13日提出）について、加藤内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、G7財務大臣・中央銀行総裁会議における米国関税政策に対する参加国の反応、G7財務大臣・中央銀行総裁声明の中で言及されたNMPPs（非市場的政策及び慣行）の意味、振り込め詐欺救済法の実効性確保に向けた金融庁及び法務省の認識、消費税の減税・廃止を求める各種世論調査の結果に対する財務大臣の受け止め、森友学園に係る決裁文書の改ざん等の原因究明のため第三者委員会を設置する必要性、郵政民営化前のピーク時から現在までのゆうちょ銀行の貯金残高及びかんぽ生命の総資産額の推移とその変動要因等について質疑を行った。

6月3日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和6年6月28日提出）について、植田日本銀行総裁から説明を聴取した後、政府の経済政策と日銀の金融政策との整合性、超長期金利の上昇が経済等に与える影響に対する日銀総裁の見解、効果的な物価高対策の在り方に関する日銀総裁の認識、日銀の収益の多くをETFの運用益が占めることの妥当性、各国の通商政策の急激な変化による不確実性の高まりが日本経済に及ぼす影響、異次元金融緩和はMMT（現代貨幣理論）の実践であるとの指摘に対する日銀総裁の見解、総裁就任後に感じた金融政策運営に対する日銀総裁の所感、日銀が政策金利の方針を判断する際に考慮する要素等について質疑を行った。

6月10日、整備新幹線事業のJR各社が負担する貸付料に関する考え方を早急に整理する必要性、物価安定目標の達成に取り組むに当たりゼロ金利制約の存在を念頭に置く必要がある理由、2018年にスルガ銀行が提出した業務改善計画に対する金融担当大臣の評価、インボイス制度に関する実態調査の結果に対する財務大臣の受け止め、少子化対策の実行にもかかわらず合計特殊出生率が上昇しない原因、政府が目指す物価上昇を上回る企業の賃上げの具体策等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和7年3月11日（火）（第1回）

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について加藤国務大臣から所信を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について加藤国務大臣、瀬戸内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、柴愼一君(立憲)、杉久武君(公明)、藤巻健史君(維新)、浅田均君(維新)、上田清司君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)

○所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について加藤財務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後藤茂之君から説明を聴いた。

○令和7年3月24日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行)について加藤国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、横山財務副大臣、吉井国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君及び同銀行副総裁内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白坂亜紀君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、杉久武君(公明)、藤巻健史君(維新)、上田清司君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員後藤茂之君、加藤財務大臣、横山財務副大臣、辻内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

船橋利実君(自民)、柴愼一君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、杉久武君(公明)、藤巻健史君(維新)、浅田均君(維新)、上田清司君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)

○令和7年3月25日(火) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員赤羽一嘉君、同後藤茂之君、加藤財務大臣、横山財務副大臣、穂坂内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君(立憲)、熊谷裕人君(立憲)、大門実紀史君(共産)、藤巻健史君(維新)、浅田均君(維新)、船橋利実君(自民)、上田勇君(公明)、杉久武君(公明)、堂込麻紀子君(民主)、神谷宗幣君(無)

○令和7年3月27日(木) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について石破内閣総理大臣に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について加藤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年3月31日（月）（第6回）

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第1号）

賛成会派 自民、公明、維新、無（大野泰正君）

反対会派 立憲、民主、共産、無（神谷宗幣君）

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について加藤財務大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、藤巻健史君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）

（閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（大野泰正君、神谷宗幣君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月8日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について加藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、指定金融機関の公金収納事務等に関する件、金融機関の破綻処理態勢に関する件、スルガ銀行の不正融資問題に関する件、社会保障関係費の在り方に関する件、金融機関の気候変動問題への対応に関する件等について加藤国务大臣、吉田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事神山一成君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、藤巻健史君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について加藤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月10日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について加藤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）

（閣法第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（大野泰正君）

反対会派 無（神谷宗幣君）

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月17日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁植田和男君から説明を聴いた後、横山財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事神山一成君、同銀行理事中村康治君、同銀行理事中島健至君及び同銀行業務局長上口洋司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、藤巻健史君（維新）、上田清司君（民主）、大門実紀史君（共産）、神谷宗幣君（無）

- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について加藤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月8日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について加藤財務大臣、横山財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事中村康治君及び株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長地下誠二君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、柴愼一君（立憲）、上田勇君（公明）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）

（閣法第24号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主、無（梅村みずほ君、大野泰正君、神谷宗幣君）

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について加藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、学校法人森友学園に係る文書開示に関する件、資産運用立国の実現に関する件、米国の関税政策に関する件、中小企業の賃上げに関する件、消費税をめぐる諸課題に関する件等について加藤

国務大臣、横山財務副大臣、高村法務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

○特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について加藤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月15日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について加藤国務大臣、横山財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、浅田均君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

（閣法第25号）

賛成会派 自民、公明、民主、無（大野泰正君）

反対会派 立憲、維新、共産、無（梅村みずほ君、神谷宗幣君）

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月27日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について加藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、G7財務大臣・中央銀行総裁会議に関する件、いわき信用組合の不正事案に関する件、金融犯罪への対応に関する件、消費税の減税に関する件、学校法人森友学園に係る文書開示に関する件、郵政民営化に関する件等について加藤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

○保険業法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月29日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○保険業法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、柴愼一君（立憲）、上田勇君（公明）、浅田均君（維新）、上田清司君（民主）、大門実紀史君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

（閣法第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（梅村みずほ君、大野泰正君、神谷宗幣君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月3日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁植田和男君から説明を聴いた後、横山財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事中村康治君及び同銀行理事諏訪園健司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、上田勇君（公明）、藤巻健史君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、大門実紀史君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

- 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○令和7年6月5日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員斎藤アレックス君、加藤内閣府特命担当大臣、金城文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、浅田均君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

（閣法第39号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（梅村みずほ君、大野泰正君、神谷宗幣君）
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月10日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税のインボイス制度に関する件、日本銀行の物価安定目標に関する件、スルガ銀行の不正融資問題に関する件、納税者支援調整官に関する件、少子化対策等に係る予算に関する件、賃上げを起点とした成長型経済の実現に関する件等について加藤国務大臣、友納内閣府大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、浅田均君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

- 信託業法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年6月12日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 信託業法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について加藤国務大臣、高村法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、浅田均君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主、共産、無（大野泰正君）

反対会派 立憲、無（梅村みずほ君、神谷宗幣君）

○令和7年6月20日（金）（第19回）

- 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員重徳和彦君から趣旨説明を聴いた。

○令和7年6月21日（土）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第53号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員重徳和彦君、同青柳仁士君、同田中健君、同辰巳孝太郎君、同鈴木敦君、加藤財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、上田勇君（公明）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、梅村みずほ君（無）、神谷宗幣君（無）

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	堂故	茂 (自民)	赤松	健 (自民)	下野	六太 (公明)
理 事	石井	正弘 (自民)	上野	通子 (自民)	平木	大作 (公明)
理 事	清水	真人 (自民)	臼井	正一 (自民)	金子	道仁 (維新)
理 事	本田	顕子 (自民)	末松	信介 (自民)	中条	きよし (維新)
理 事	水野	素子 (立憲)	橋本	聖子 (自民)	吉良	よし子 (共産)
理 事	伊藤	孝恵 (民主)	斎藤	嘉隆 (立憲)	舩後	靖彦 (れ新)
	赤池	誠章 (自民)	水岡	俊一 (立憲)	宮口	治子 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第117回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件（文部科学委員長提出）の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願23種類334件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法律の目的を改正する理由、支援対象者の拡大の必要性、学業の成績要件の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、教員の1か月の時間外在校等時間について、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標とし、所要の措置を講ずること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、教職員定数を改善する必要性、教員の勤務実態を正確に把握する調査の在り方、給特法を抜本的に見直す必要性等について、石破内閣総理大臣にも出席を求め、質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法に

ついて、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記しようとするものである。

委員会においては、国のスポーツ予算の拡充の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月11日、文部科学行政の基本施策についてあべ文部科学大臣から所信を、令和7年度文部科学省関係予算について武部文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月13日、文部科学行政の基本施策に関し、地域の特色ある産業の発展のために高等教育機関・企業・地域の連携強化に向けた取組を予算面も含めて抜本的に強化する必要性、給特法改正により教職調整額が引き上げられる一方で人材確保法に基づいて創設された義務教育等教員特別手当が見直されることの問題点、不登校児童生徒の学びへのアクセス100%を早期に実現するための具体的な目標や年限を設定する必要性、教職調整額の引上げをめぐる予算折衝に係る評価と今後の取組方針に関する文部科学大臣の見解、教育の質と費用負担の在り方についての文部科学大臣の見解、大学の相次ぐ学費の値上げを値下げに転じさせるための予算措置に踏み出す必要性、学費値上げに困窮した学生の声に対する文部科学大臣の所感、生徒指導提要の改訂を受けた全国の校則見直しの進捗状況と校則見直しに関する文部科学省と各教育委員会との連携内容、いわゆるペーパーティーチャーの入職促進に係る文部科学大臣の所見と文部科学省による具体的支援策等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度文部科学省所管予算の審査を行い、学校施設の老朽化対策を国土強靱化に位置付け一層強化する必要性、学習指導要領の内容の増加と不登校児童生徒数の増加には関係性があるとする見方に対する文部科学大臣の認識、教師が子供に向き合う時間を確保するため加配定数の積極的活用など教職員定数の改善を行う必要性、都道府県教育長協議会高校問題プロジェクトチームが研究結果報告書で提案した高等学校教育改革の実現状況に関する文部科学大臣の見解、自民・公明・維新による三党合意に基づく高校無償化に係る政策の評価指標に対する文部科学大臣の認識、休憩時間の扱いの異なる平成28年度と令和4年度の教員勤務実態調査による推計値を比較して時間外在校等時間が3割減少したとすることの適格性、高等教育の修学支援新制度において子供の数を条件とせず低中所得世帯を手厚く支援する必要性、国立劇場の再整備について再開場時期も含めた今後の具体的なスケジュール等について質疑を行った。

4月15日、一般用医薬品の適正使用を小学校の学習指導要領に明記して指導の充実を図る必要性、教員不足の現状・要因に関する文部科学省の認識、国立青少年教育施設における地場の伝統産業の体験活動を文部科学省が支援する必要性、通信制高校の質の確保・向上のため学校設置者の責務を法律上明記する必要性、学校健診データ等のパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の連携に関する政府の取組、妊娠の経過は取り扱わないなどの学習指導要領上のいわゆる歯止め規定はなくし性教育を積極的に学校現場で取り扱えるよう

にする必要性、高校入試で定員を超過した場合にのみ校長が合格者を選抜できるよう学校教育法施行規則を改正する必要性、令和6年能登半島地震等における文部科学省の対応の成果と課題等について質疑を行った。

4月24日、教育に関する実情調査のため、市川市立塩浜学園を視察した。

5月15日、科学技術イノベーション政策における国立研究開発法人の役割の重要性、各都道府県において私立を含めた高等学校の配置計画を策定する必要性、地方創生に資するデュアルスクールや教育留学等の多地域就学に対する文部科学大臣の評価、研究者等が長期に研究に打ち込めるよう無期雇用を原則とする必要性、高等学校の入試における障害のある生徒への合理的配慮の在り方、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の進捗状況、大学の運動部活動の在り方についての文部科学省の見解、「こども未来戦略」を受けた幼児教育の質の向上に関する文部科学省の取組等について質疑を行った。

6月12日、部活動の過疎地域における展開を進めるための資金面・運営面も含めた国の対応策、私立学校における事故発生時の調査において中立性を確保するため学校事故対応に関する指針の見直しを早期に検討する必要性とその検討期限、AIの開発・学習段階及び生成・利用段階における著作物の利用に関する著作権法上の整理、自民・公明・維新の三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理において国が定めるとされた高校教育改革に関するグランドデザインの今後の検討方法、校則等の見直しに関する児童生徒の意見表明において不利益取扱いを防止する方策の必要性、学校の施設整備について補正予算を待たず緊急の予算措置等により対応する必要性、屋内運動場のバリアフリー化において体育館のステージへのアクセス整備に一体的に取り組むことについての文部科学大臣の見解、令和7年度以降のデジタル教科書の対象学年・教科の方向性及び次期学習指導要領開始前に新しいデジタル教科書を使用開始するために必要な今後のスケジュール感等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和7年3月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件についてあべ文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度文部科学省関係予算に関する件について武部文部科学副大臣から説明を聴いた。

○令和7年3月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件についてあべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、赤松文部科学大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、斎藤嘉隆君（立憲）、金子道仁君（維新）、石井正弘君（自民）、平木大作君（公明）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）、宮口治子君（無）、伊藤孝恵君（民主）

○令和7年3月24日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)についてあべ文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、水岡俊一君(立憲)、下野六太君(公明)、金子道仁君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、舩後靖彦君(れ新)、宮口治子君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年3月27日(木) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)についてあべ文部科学大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

臼井正一君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、水野素子君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、舩後靖彦君(れ新)

○令和7年3月31日(月) (第5回)

○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第8号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無(宮口治子君)

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月15日(火) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○一般用医薬品の適正使用のための学校における指導の充実に関する件、教員不足への対応に関する件、国立青少年教育施設における体験活動の推進に関する件、通信制高校の質の向上に関する件、学校健診データの利活用の推進に関する件、学校における性教育の在り方に関する件、公立高校入試における定員内不合格に関する件、令和6年能登半島地震等における文部科学省の対応に関する件等についてあべ文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

本田顕子君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、下野六太君(公明)、金子道仁君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、舩後靖彦君(れ新)、宮口治子君(無)

○令和7年5月15日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○科学技術イノベーション政策における国立研究開発法人の役割に関する件、各都道府県における高等学校の配置に関する件、地方創生に資する多地域就学の推進に関する件、大学等における研究者・教員の無期転換ルールに関する件、高等学校の入試における障害のある生徒への合理的配慮に関する件、障害者による文化芸術活動の推進に関する件、大学の運動部活動の在り方に関する件、幼児教育の質の向上に関する件等についてあべ文部科学大臣、英利外務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、宮口治子君（無）、平木大作君（公明）、清水真人君（自民）

○令和7年5月22日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）についてあべ文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院文部科学委員長中村裕之君から説明を聴いた後、修正案提出者衆議院議員津村啓介君、同高橋英明君、あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、富樫総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

末松信介君（自民）、水岡俊一君（立憲）、古賀千景君（立憲）、下野六太君（公明）、中条きよし君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、宮口治子君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月27日（火）（第9回）

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

福島市教育委員会教育長 佐藤秀美君

全国連合小学校長会顧問 植村洋司君

日本大学文理学部特任教授 広田照幸君

一般社団法人ライフ＆ワーク代表理事、OCC教育テック大学院大学教授 妹尾昌俊君

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、下野六太君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、宮口治子君（無）

○令和7年5月29日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員日野紗里亜君、あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、勝部賢志君（立憲）、水野素子君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、宮口治子君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年6月3日（火）（第11回）

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東北大学大学院教育学研究科教授 青木栄一君

岡山大学学術研究院教育学域教授 鍵本芳明君

愛媛大学大学院教育学研究科教授 露口健司君

東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀君

〔質疑者〕

白井正一君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、宮口治子君（無）

○令和7年6月5日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員高橋英明君、石破内閣総理大臣、あべ文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、下野六太君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、木村英子君（れ新）、宮口治子君（無）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

本田顕子君（自民）、水岡俊一君（立憲）、下野六太君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、木村英子君（れ新）、宮口治子君（無）

○令和7年6月10日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）についてあべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君（立憲）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、宮口治子君（無）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新、無（宮口治子君）

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月12日（木）（第14回）

○スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第48号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長中村裕之君から趣旨説明を聴き、衆議院文部科学委員長代理宮内秀樹君及びあべ文部科学大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

（衆第48号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新、無（宮口治子君）

反対会派 なし

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校部活動の地域展開に関する件、学校事故対応に関する指針の見直しに関する件、著作物の利活用に関する件、高校教育改革の在り方に関する件、校則の見直しに関する件、学校施設環境改善交

付金の拡充に関する件、学校のバリアフリー化の推進に関する件、デジタル教科書の在り方に関する件等についてあべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、辻内閣府副大臣、倉田国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

末松信介君（自民）、水野素子君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）、宮口治子君（無）

○令和7年6月20日（金）（第15回）

○請願第32号外333件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	栢植	芳文 (自民)	自見	はなこ (自民)	猪瀬	直樹 (維新)
理事	神谷	政幸 (自民)	比嘉	奈津美 (自民)	山口	和之 (維新)
理事	羽生田	俊 (自民)	星	北斗 (自民)	田村	まみ (民主)
理事	三浦	靖 (自民)	山田	宏 (自民)	倉林	明子 (共産)
理事	森本	真治 (立憲)	石橋	通宏 (立憲)	天畠	大輔 (れ新)
理事	秋野	公造 (公明)	大椿	ゆうこ (立憲)	— 欠員 2 名 —	
	石田	昌宏 (自民)	高木	真理 (立憲)	(会期終了日 現在)	
	衛藤	晟一 (自民)	塩田	博昭 (公明)		
	こやり	隆史 (自民)	新妻	秀規 (公明)		

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出 5 件（うち本院先議 1 件）、本院議員提出 1 件及び衆議院提出 1 件（厚生労働委員長提出）の合計 7 件であり、そのうち内閣提出 5 件及び衆議院提出 1 件を可決した。このほか、本委員会から法律案 1 件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願53種類1,118件のうち、5種類195件を採択した。

〔法律案の審査〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案は、戦後80年に当たり、国として改めて弔慰の意を表するため、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給しようとするものである。委員会においては、特別弔慰金制度の趣旨、特別弔慰金の支給の在り方、今後の援護施策の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高年齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするものである。委員会においては、個人事業者等に対する安全衛生対策の在り方、ストレスチェック制度の実効性確保策、高年齢労働者の労働災害防止策を強化する必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案は、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応するため、医薬品品質保証責任者等の設置の義務付け、後発医薬品の安定的な供給体制の

構築の支援、特定医薬品供給体制管理責任者の設置の義務付け、革新的な新薬の研究開発の支援、条件付き承認の見直し、調剤業務の一部外部委託の許容、医薬品の適正な販売方法への見直し等の措置を講じようとするものである。委員会においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び殿町国際戦略拠点キングスカイフロントナノ医療イノベーションセンターにおいて日本の創薬環境の実情等を視察するとともに、医療用医薬品等の安定供給確保に向けた取組、条件付き承認制度の見直しに伴う懸念点、いわゆる零売に対する規制の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案は、事業主に対して、いわゆるカスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務及び職場における治療と仕事の両立支援についての努力義務を課すこと、男女間における賃金差異の状況等の情報公表を義務付けること等の措置を講ずるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限を10年間延長しようとするものである。衆議院においては、雇用管理上必要な措置の例示としてカスタマーハラスメントの抑止のための措置を追加する等の修正が行われた。委員会においては、本法律案に加え、石橋通宏君外2名発議の「労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を一括して議題とし、ハラスメント対策の強化、ILO第190号条約の批准に向けた課題、女性活躍推進に係る取組の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、次期財政検証において、将来の基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金及び報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする等の規定を追加する修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、基礎年金の給付水準を底上げするための措置の趣旨、被用者保険の更なる適用拡大の必要性、第3号被保険者制度の在り方、年金制度に関する分かりやすい情報発信の必要性等について、石破内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にも出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の不正事案等への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

〔法律案の提出〕

4月15日、自殺対策基本法の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、こどもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないこと等を基本理念に明記するとともに、こどもの自殺の防止等について学校の責務を明らかにするほか、基本的施策を拡充し、地方公共団体がこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を設置することができることとするものである。

〔国政調査等〕

2月17日～18日、広島県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月11日、厚生労働行政の基本施策について福岡厚生労働大臣から所信を、令和7年度厚生労働省関係予算について鰐淵厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月13日、厚生労働行政の基本施策に関し、大船渡市の大規模林野火災における医療・福祉や生業再建等に向けた厚労省の対応方針、非正規雇用問題の解決のために抜本的な労働法制改革を行う必要性、労働争議の一つの解決方法として解決金があることに関する厚労大臣の認識、市町村におけるHPV検査単独法導入への支援に係る厚労大臣の決意、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売が禁止されていない理由、要介護認定の審査に関する効率化の取組、被用者保険の適用拡大に係る企業規模要件の完全撤廃時期を10年後とすることの妥当性、公費による医療従事者の賃上げ、医療機関への財政支援及び診療報酬の臨時改定を行う必要性、政治活動中の重度訪問介護の利用に対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度厚生労働省関係予算の審査を行い、診療報酬等の期中改定を含む本年の骨太方針の検討に臨むに当たっての厚労大臣の決意、地域医療介護総合確保基金により病床再編を行う手法の妥当性、高額療養費制度の見直しの再検討において患者側の意見を反映させる仕組みを作る必要性、ドクターカーの購入費等に係る医療機関の負担割合を更に軽減する必要性、病院経営への直接的な財政支援措置を拡充する必要性、薬価制度の抜本的な見直しを行う時期、生活扶助基準額の物価高に見合う大幅な引上げを行う必要性、障害者の参政権保障のために重度訪問介護に係る告示第523号を見直す必要性等について質疑を行った。

4月3日、医学部教育と臨床研修をシームレスにつなぐ医師養成の必要性及びその検討に当たり医学部生や研修医から意見を聴取する必要性、HIV感染症のばく露前予防に用いる薬が高額である状況を解消する必要性、医療機器販売業者に対する価格コンサルタントによる医療機器値下げ圧力に係る実態把握の必要性、長期収載品の選定療養費が後発医薬品との差額の4分の1とされた理由、いわゆる年収の壁対策として被用者保険の適用拡大を進めるため年金法改正案を提出する必要性、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を国が創設する必要性、日本の年間自殺者数が減少していることに対する厚労省

の受け止め及びその原因等について質疑を行った。

4月15日、自殺者数を減少させるために行っている取組、自殺未遂者への適切な支援を継続的に行うために必要となる工夫、子どもの自殺増加に歯止めをかけるための具体策、有資格のカウンセラーに気軽に相談できる体制を整備する必要性、自殺対策として職場におけるゲートキーパーの活用を促進する必要性、中小企業の倒産を防ぐため社会保険料の換価の猶予制度の周知徹底や延長を図る必要性、子どもの自殺に関する調査における資料収集方法やフォーマットの改善に関する今後の施策等について質疑を行った。

また、自殺対策基本法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

4月22日、医療・介護・障害福祉従事者の賃上げの支援に対する厚労大臣の決意、B型肝炎被害者の早期救済に向けた厚労大臣の決意、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等の交付基準額の見直し方針を再検討する必要性、全国がん登録罹患数・率報告における胃がんに関する表記見直しの進捗状況、新たな地域医療構想に医療費の削減目標を明記する必要性、プログラム医療機器の研究開発における経営予見性の重要性、医療機関の経営状況悪化に伴う医療提供体制の弱体化に対する厚労大臣の認識、障害者就労支援に関する各助成金の対象に障害者手帳を持たない難病患者を含める必要性等について質疑を行った。

5月20日、子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害を訴える者に対する救済及び支援の在り方、政府の認知症施策に難聴対策を位置付ける必要性、ADL維持等加算等のLIFE関連加算の算定率が低いことに対する厚労大臣の見解、最低賃金の設定の在り方に係る検討を行う必要性、長生炭鉱における遺骨の潜水調査の支援に係る検討状況、長期収載品の選定療養を撤廃すべきとの意見に対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

5月22日、医療・介護分野における物価・賃金の上昇分を診療報酬等に反映させるべきとの指摘に対する厚労大臣の見解、未払賃金立替払制度の適用可否について事業の実態を踏まえて判断する必要性、障害者の生活を支えるための新たな制度を設ける必要性、地域フォーミュラの活用による医療費の削減効果を試算する必要性、就職氷河期世代支援として年金を含む老後の資産形成に関する議論を行う必要性、介護報酬の期中改定を早期に実施する必要性、生活保護制度における障害者加算の漏給に係る緊急の全国調査を行う必要性等について質疑を行った。

6月3日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、福岡厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、戦没者の遺骨収集の取組方針及びDNA鑑定の申請を遺族に周知する必要性、高齢者向け住まい・施設の仕組みを簡素化し介護保険等からの支出を効率化する必要性、フィブリノゲン製剤の製造体制の強化を国が支援する必要性、中山間地域における介護報酬の加算に係る柔軟な対応及び衛星電話等への支援の必要性、労働時間管理に係る労働基準監督署による監督行政の実効性を確保する必要性、障害者の入所施設及びグループホームの待機者数を国として調査する必要性、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスに対する国庫負担基準が自治体の支給調整を招きかねないとの懸念に対する厚労大臣の

見解等について質疑を行った。

6月17日、後発医薬品産業の健全育成に向けた取組、障害当事者の声を反映して障害年金の新たな認定基準を確立する必要性、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における処遇改善加算の一本化に対する厚労大臣の評価、遺伝子パネル検査によって医薬品投与の対象となる遺伝子変異が検出された医薬品についてコンパニオン診断薬としての承認の有無にかかわらず使用を認める必要性、介護サービス事業所が行う自立支援に対するインセンティブを介護報酬上に設ける必要性、感染症発生時のワクチン接種の担い手確保のための枠組みに対する評価の時期及び方策、病床数の削減に当たり新型コロナウイルス感染症流行時の病床の確保状況等を検証する必要性、成人の1型糖尿病患者への支援に向けて厚労省の関係部局が分野横断的に議論する場を設ける必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年1月28日(火) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月11日(火) (第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について福岡厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度厚生労働省関係予算に関する件について鰐淵厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について福岡厚生労働大臣、辻内閣府副大臣、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三浦靖君(自民)、石橋通宏君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、秋野公造君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、山口和之君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、天畠大輔君(れ新)

○令和7年3月24日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について修正案提出者衆議院議員田村憲久君、福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君(自民)、高木真理君(立憲)、森本真治君(立憲)、塩田博昭君(公明)、山口和之君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、木村英子君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年3月31日(月) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、宮路外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、秋野公造君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月3日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○医師の養成に関する件、エイズ対策に関する件、医薬品・医療機器の供給体制に関する件、後発医薬品に関する件、いわゆる年収の壁に関する件、難聴対策に関する件、自殺対策に関する件等について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、高木真理君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について福岡厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月8日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について福岡厚生労働大臣、仁木厚生労働副大臣、藤井外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年4月10日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、森本真治君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第57号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月15日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 自殺対策に関する件等について福岡厚生労働大臣、辻内閣府副大臣、友納内閣府大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、高木真理君（立憲）、新妻秀規君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- 自殺対策基本法の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○令和7年4月22日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 医療・介護・障害福祉分野の賃上げ促進に関する件、B型肝炎感染被害者の救済に関する件、地域共生社会に関する件、がん対策に関する件、地域医療構想に関する件、医薬品・医療機器の研究開発に関する件、医療提供体制の整備に関する件、難病患者支援策に関する件等について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

衛藤晟一君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、新妻秀規君（公明）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月8日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、高木真理君（立憲）、塩田博昭君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年5月13日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、高木真理君（立憲）、森本真治君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月20日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 子宮頸がん予防策に関する件、難聴対策に関する件、介護保険制度に関する件、薬価に関する件、旧朝鮮半島出身労働者等の遺骨に関する件、後発医薬品に関する件等について福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、新妻秀規君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、小池晃君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年5月22日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療・介護分野の賃上げ促進に関する件、未払賃金への対応に関する件、障害者支援策に関する件、医療費適正化に関する件、公的年金制度に関する件、介護報酬に関する件、生活保護制度に関する件等について福岡厚生労働大臣、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、高木真理君（立憲）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上野賢一郎君から説明を聴き、労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員石橋通宏君から趣旨説明を聴いた。

また、以上両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月27日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）

以上両案について発議者参議院議員田村まみ君、同石橋通宏君、福岡厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年5月29日（木）（第16回）

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
- 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

弁護士 中井智子君

独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員 内藤忍君

久留米大学保健管理センター・久留米大学医学部神経精神医学講座准教授 大江美佐里君

全国労働組合総連合副議長 高木りつ君

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、高木真理君（立憲）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）

以上両案について発議者参議院議員石橋通宏君、同田村まみ君、修正案提出者衆議院議員岡本充功君、福岡厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高木真理君（立憲）、森本真治君（立憲）、新妻秀規君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年6月3日（火）（第17回）

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第50号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について福岡厚生労働大臣から報告を聴いた後、戦没者の遺骨収集事業に関する件、高齢者施設に関する件、医薬品行政に関する件、介護報酬に関する件、労働時間法制に関する件、障害者支援策に関する件等について福岡厚生労働大臣、高見国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、高木真理君（立憲）、秋野公造君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年6月5日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について福岡厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員井坂信彦君から説明を聴いた後、同山井和則君、同長妻昭君、同井坂信彦君、同濱地雅一君、同上野賢一郎君、福岡厚生労働大臣、横山財務副大臣、辻内閣府副大臣、西野内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

衛藤晟一君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、浜口誠君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年6月10日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員山井和則君、同井坂信彦君、福岡厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、高木真理君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年6月11日（水）（第20回）

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員 堀有喜衣君

慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平君

日本商工会議所専務理事 伊藤仁君

株式会社大和総研金融調査部主任研究員 是枝俊悟君

〔質疑者〕

三浦靖君（自民）、森本真治君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和7年6月12日（木）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、同山井和則君、石破内閣総理大臣、福岡厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、高木真理君（立憲）、森本真治君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、石橋通宏君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月17日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 後発医薬品に関する件、年金事業の運営に関する件、障害福祉サービス等報酬に関する件、医薬品行政に関する件、介護保険制度に関する件、感染症対策に関する件、医療提供体制の整備に関する件、糖尿病対策に関する件等について福岡厚生労働大臣、横山財務副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、秋野公造君（公明）、山口和之君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第49号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長藤丸敏君から趣旨説明を聴き、衆議院厚生労働委員長代理山井和則君、同田畑裕明君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

天畠大輔君（れ新）

（衆第49号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

○令和7年6月20日（金）（第23回）

- 請願第364号外194件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第30号外922件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○令和7年2月17日（月）～18日（火）

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

広島県

〔派遣委員〕

柘植芳文君（自民）、神谷政幸君（自民）、羽生田俊君（自民）、三浦靖君（自民）、森本真治君（立憲）、秋野公造君（公明）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

農 林 水 産 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	舞立	昇治 (自民)	滝波	宏文 (自民)	横沢	高德 (立憲)
理 事	上月	良祐 (自民)	野村	哲郎 (自民)	窪田	哲也 (公明)
理 事	佐藤	啓 (自民)	藤木	眞也 (自民)	高橋	光男 (公明)
理 事	山下	雄平 (自民)	山田	俊男 (自民)	松野	明美 (維新)
理 事	田名部	匡代 (立憲)	山本	佐知子 (自民)	紙	智子 (共産)
理 事	舟山	康江 (民主)	徳永	エリ (立憲)	寺田	静 (無)
	進藤	金日子 (自民)	羽田	次郎 (立憲)	— 欠員 1 名 —	
					(会期終了日 現在)	

(1) 審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出 4 件及び衆議院提出 2 件（いずれも農林水産委員長提出）の合計 6 件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願 3 種類 65 件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

土地改良法等の一部を改正する法律案は、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講じようとするものである。委員会では、国等の発意による基幹的施設の更新事業の趣旨、連携管理保全事業創設の意義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を 5 年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、棚田地域の課題解決に向けた国の支援方針等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

山村振興法の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を 10 年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、山村振興に向けた国の支援の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するための措置を講じようとするものである。委員会では、漁業に影響を及ぼす海洋環境の変化への対応、漁業共済・漁業収入安定対策が漁業経営の安定に果たす役割、漁業共済の加入率向上に向けた方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案は、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置を講じようとするものである。委員会では、森林経営管理制度の成果と本改正の意義、

市町村の事務負担軽減策、林業人材確保の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案は、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を強化しようとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、持続的な食料供給の実現と消費者理解の醸成、商慣習の見直しの重要性、適切なコスト指標の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

令和7年3月11日、令和7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣から所信を聴取し、**3月13日**、これに対し、価格転嫁の担保のための食料システムやサプライチェーンの重要性に対する農林水産大臣の所見、農林水産物・食品の輸出促進に係る目標は額重視でなく国産原料の割合を示すなどの工夫の必要性、農林水産物・食品の輸出等による海外から稼ぐ力の強化に向けた農林水産大臣の決意、食料生産のみならず多くの役割を果たしている多様な農業者を支えることの重要性、新規就農者が増えないことの分析内容、農林中央金庫の巨額損失を受け出資したJAバンクにお金を預けている組合員へ説明の必要性、岩手県大船渡市の大規模林野火災の復旧に向けた農林水産大臣の所見等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度農林水産省所管予算の審査を行い、現在の農業構造をどのように転換していくのかについての農林水産大臣の所見、農村関係人口拡大に向けた子供たちや子育て世代への働きかけの必要性についての農林水産大臣の所見、継続的な果樹経営のためクビアカツヤカミキリ対策予算を増やす必要性、農家が米を集荷業者に売り渡す際の適正価格と消費者にとっての適正価格の考え方、水田政策見直しに当たり生産意欲が減退しないよう現行支援水準の維持・拡充の必要性、みどりの食料システム戦略の2050年有機農業取組面積100万ha目標達成に向けた取組、温室効果ガス削減に係る国際約束の達成に向けた森林環境譲与税活用による間伐等加速化の必要性等について質疑を行った。また、食料・農業・農村基本計画に関する件について、食料安全保障の観点から国産農産物を選択する行動変容を消費者に促す必要性、摂取熱量ベースの食料自給率という新たな指標を新基本計画に示そうとする理由、農産品の輸出促進に関しEPAに係る特別原産地証明書発行手続き簡素化の必要性、水田政策の急な見直しによる現場の混乱への対応、女性農業者数及び新規就農者数の高い目標を新基本計画に明記する必要性、中山間地域等直接支払制度は個別の生産活動の継続支援にも使えることを新基本計画に位置付ける必要性等について質疑を行った。

3月25日、食料・農業・農村基本計画に関する件について、農業構造転換集中対策期間に係る予算確保に対する農林水産大臣の決意、49歳以下の農業就業者数の割合を他産業並みにするための取組方針等について質疑を行うとともに、政府に対し、**新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議**を行った。

4月15日、食料・農業・農村基本計画に関する件について江藤農林水産大臣から説明を

聴取した後、農産物・食品輸出の所管をまたぐ課題には農林水産省主導で取り組む必要性、トランプ米国大統領の関税措置は日米貿易協定違反であり撤回を要求する必要性、食料・農業・農村基本計画における米の輸出目標及び食料自給率目標の達成に向けた戦略、令和7年度の備蓄米買入れ延期は米の不足感を増幅させ市場の混乱を招く懸念、茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針案の方向性及び数量目標、花粉交配用蜜蜂不足を踏まえた養蜂家支援及びダニ駆除剤の早期承認の必要性、漁船員に求められる基本訓練・漁労操船講習の負担軽減の必要性等について質疑を行った。

5月13日、日米関税交渉における農産物に関する方針、二国間協議ではなくWTO紛争解決処理等貿易ルールを作り直していく必要性、主食用米が不足し高値で推移の局面にあって米の生産量を増やし食料供給能力を向上させる必要性、減少している政府備蓄米と不測時の対応方針、酒米及び加工用米の安定供給に向けた農林水産大臣の決意、プラスチック被膜肥料の被膜殻流出防止対策、収入保険は農業共済と比べて補償が不十分との現場の声の受止め及び収入保険の補償割合拡充の必要性、有明海再生策の在り方として漁業者が持続的な生計を立てられる漁獲量を確保できる海域環境にすることの重要性、ニホンウナギの資源管理の取組状況と養鰻業の電気代、餌代等のコスト増への支援策等について質疑を行った。

5月29日、農林水産業の役割及び生産基盤の弱体化の原因についての農林水産大臣の基本認識、就農意欲のある若者が生まれるよう農林水産大臣が真剣に取り組む必要性、米の輸出を2030年は8倍増とする目標達成の道筋、銘柄米、入札又は随意契約の備蓄米が店頭に並び消費者の混乱を生じさせないための周知策、随意契約による安価な米の販売が生産現場に与える影響及び再生産可能な米価についての農林水産大臣の所見、政府の備蓄米放出方法の変更により甚大な被害を受けた場合の支援の必要性、今後米価格が生産価格よりも下落した場合の政府の対応方針、漁業の強靱化計画取りまとめの方向性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年3月11日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 令和7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣から所信を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、横沢高德君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、窪田哲也君（公明）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について江藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、羽田次郎君（立憲）、高橋光男君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○食料・農業・農村基本計画に関する件について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和7年3月25日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料・農業・農村基本計画に関する件について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、窪田哲也君（公明）

○新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議を行った。

○土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年3月27日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、羽田次郎君（立憲）、横沢高德君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第22号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長御法川信英君から趣旨説明を聴き、江藤農林水産大臣、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）

（衆第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 山村振興法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長御法川信英君から趣旨説明を聴き、江藤農林水産大臣、川崎総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）

（衆第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

○令和7年4月15日（火）（第6回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画に関する件について江藤農林水産大臣から説明を聴いた後、農林水産物・食品の輸出促進に関する件、米国の関税措置に関する件、米・水田政策に関する件、政府備蓄米の市場放出に関する件、茶業及びお茶の文化の振興に関する件、花粉交配用蜜蜂の不足に関する件、海技資格制度の見直しに関する件等について江藤農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、徳永エリ君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

- 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月24日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、徳永エリ君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第26号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国の関税措置に関する件、政府備蓄米の市場放出に関する件、日本酒等原料米不足に関する件、プラスチック排出対策に関する件、農業共済及び収入保険に関する件、有明海の不漁問題に関する件、ウナギ養殖支援に関する件等について江藤農林水産大臣、山本農林水産大臣政務官、英利外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、藤木眞也君（自民）、横沢高德君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

- 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和7年5月20日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、田名部匡代君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（寺田静君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月27日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

○令和7年5月29日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 農業構造転換集中対策に関する件、米・水田政策に関する件、政府備蓄米の市場放出に関する件、水産業の振興施策に関する件等について小泉農林水産大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、羽田次郎君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和7年6月3日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について小泉農林水産大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、徳永エリ君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、高橋光男君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年6月5日（木）（第13回）

- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益社団法人日本農業法人協会副会長理事、アジア農業株式会社代表取締役、株式会社金沢大地代表取締役 井村辰二郎君

北海道大学大学院農学研究院教授 坂爪浩史君

京都大学名誉教授 新山陽子君

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、田名部匡代君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和7年6月10日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について小泉農林水産大臣、滝波農林水産副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、横沢高德君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月20日（金）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第315号外64件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）委員会決議

—新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議—

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化などにより世界の食料需給及び貿易が不安定化する一方、我が国では農業者の減少・高齢化、農地の減少が進行している。こうした中で食料安全保障の確保に向けて国内の農業生産基盤を維持・強化することは、農業者のみならず、国民共通の重要かつ喫緊の課題である。こうした認識の下、政府は、改正食料・農業・農村基本法に基づく初めての食料・農業・農村基本計画の策定及び同計画に基づく施策の推進に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一 水田政策の見直しに際しては、水田活用の直接支払交付金など現行の水田政策の課題を整理・総括した上で、国内生産の増大、生産性向上、農業者の所得向上、農地の維持などの改正基本法の趣旨を踏まえて新たな水田政策を検討し、その具体化を図ること。その際、

- 1 飼料用米、WCS用稲による耕畜連携など、優良な取組を行ってきた農業者の営農意欲を損なわない制度設計とすること、
- 2 国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米の生産に加えて、地域の気候、飼料の利用実態等を考慮して、青刈りとうもろこし等の生産振興を図ること、
- 3 水田・畑、作物ごとの直接支払いも含めた農業所得の状況を調査し、営農意欲を損なわない制度とすること、
- 4 産地交付金については、現状の活用状況を調査し、農業者、都道府県の取組に支障をきたさな

いようにすること、

5 農地の維持のための支援策を講ずることによってもたらされる効果、他国における同様の制度の実施状況を十分考慮し、納税者の理解を図りつつ、直接支払制度の設計を行うこと、

6 保水、洪水防止や生物多様性など水田の有する多面的機能は、国民全体に裨益する重要な機能であることから、水田における生産性向上に向けた支援を行いつつ、必要な水田面積の維持を図ること、

などに留意しつつ、生産現場が混乱することがないように、生産者をはじめ関係者の意見を丁寧に聴取し、合意形成に努めること。

二 今後検討される新たな水田政策の下においても、米の生産・流通・備蓄政策全般について必要な検証を行うこと。

三 中山間地域等直接支払交付金等の見直しにおいては、条件不利の実態に配慮し、共同の取組や農業経営に対する支払い等について、よりきめ細やかな支援を拡大すること。加えて、中山間地域においても稼げる農業を実現するべく、施策の充実・強化を図ること。

四 食料安全保障の強化を図るため、麦・大豆等の国内生産の増大に資するよう、適地適作の観点も踏まえ、畑作の輪作体系を確立すること。また、地域の判断の下で「汎用化」「畑地化」に向けた農業生産基盤整備を推進すること。

五 食料安全保障の強化には、多収性や高温耐性、病虫害抵抗性などの特性を有する優良な新品種の開発及びその適切な利用が一層重要であることから、産官学の連携の下、知的財産の流出に留意しつつ、新品種の育成に継続的かつ安定的に取り組むこと。

六 農林水産物・食品の輸出については、国内農業・食品産業の供給能力の維持・強化、所得向上に資するため、輸出額5兆円目標の達成を目指し、マーケットイン、マーケットメイクの視点に立ち、日本食レストラン・現地スーパー等と連携し需要開拓を進めるとともに、産地形成や品目団体の輸出力強化を図ること。米の輸出については、2030年に35万トンという意欲的な目標を達成するため、基盤整備や多収性品種、有機米の普及等により米の生産コストの低下及び付加価値の向上を図ることで国際競争力の高い産地の育成に取り組むこと。

七 食料の価格形成については、肥料・飼料、農業機械等の資材費、人件費、燃料費等の生産コストが上昇する中、これらの合理的な費用を考慮し、農業、食品産業等の食料システム全体の持続性の確保が図られる価格形成が、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意の下で、適正に行われるよう実効性ある仕組みを構築すること。

また、関係省庁や地方公共団体等と連携しながら、農産物等の生産・加工・流通・小売までの全ての食料システムの関係者において効率化・低コスト化を図ること。

八 今後、多くの高齢農業者のリタイアが見込まれる中で、農業者世代の均衡を図り、農業者の年齢構成が持続可能なものとするため、担い手の育成・確保、円滑な経営継承を図るとともに、新規就農者の育成・確保に向けて就農準備資金・経営開始資金、雇用就農資金の交付や技術サポート体制の整備、退職者の就農促進、農業高校等の支援・整備など総合的な支援策を講ずること。また、就農準備資金等の支給対象年齢要件の引上げも含め検討すること。

九 食料自給率の向上を図り、食料自給力を確保するためには、生産基盤である農地が適切に保全・管理されることが重要であることに鑑み、地域で策定された地域計画について不断の見直しを行い、家族経営・法人経営を問わず意欲ある担い手への農地の集積・集約化が進むよう支援すること。その際、担い手以外の多様な農業者が、農地の保全・管理とともに農業生産活動を行うといった、利用上重要な役割を果たしていることを踏まえ、担い手と多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるよう十分に配慮すること。

また、多様な農業者については、農地の保全・管理に寄与する等、重要な役割を果たすだけでなく、農業水利施設の維持管理、農村社会・集落機能の維持、農業以外の多様な地域資源を活用した付加価値創出などの役割を果たすことが期待されることから、関係省庁、民間企業、J A、N P O等との連携を通じた、地域と関係企業等との結合の推進など、意欲的な取組を促進すること。

十 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全及び有機農業の推進等みどりの食料システム戦略に示されたロードマップを実行し、環境と調和の取れた食料システムの確立を図ること。また、農業生産活動が与える環境負荷については、畑作中心の欧米諸国と、アジアモンスーン地帯における水田・稲作が中心のアジア諸国では、その発生状況等が異なると考えられることから、温室効果ガス削減の観点だけでなく、生物多様性の保全、土壌流出の防止等、様々な観点からの環境負荷も踏まえた調査研究を推進すること。

十一 国際的な原料調達競争の激化により、食品産業において、輸入原材料の調達リスクが増大していることを踏まえ、国内農業との強化・安定的な取引関係の確立及び強化を促進するとともに、環境負荷低減に向けた取組を促進すること。また、輸入相手国の農業生産活動における人権状況に留意し、フェアトレードが確保されるための取組を推進するとともに、人権・栄養への配慮等に関する国際的なルール形成に向けた議論が進んでいることから、国際的なルール形成に積極的に参画し、併せて対応策の検討等に関して企業の取組を推進すること。

十二 農福連携の推進に当たっては、障害者が貴重な農業人材として活躍できるよう、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいをもって農業に関する活動を行うことを促進すること。

十三 農村は、多様な地域資源を有する場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、農村における他産業振興の意義に留意しつつ、地域資源を活用した伝統的な食品産業に係る事業活動を推進すること。また、農村の振興に当たっては、鳥獣害対策の強化が不可欠であることから、地方財政措置の拡充を含め、地方公共団体の取組の推進を図ること。

十四 都市農業は、都市住民に農産物を供給する機能のみならず、都市の防災や、景観の保全、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その重要性を明確化すること。

十五 農村は、その共同活動及び個々の営農活動によって、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であることに鑑み、日本型直接支払制度の在り方について、その実施状況、効果も踏まえ、検討すること。

十六 学校給食の無償化に当たっては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するという給食の意義に鑑み、地場産品や有機農産物、米粉の活用などを図るため、十分な財源の確保に努めること。

十七 食料安全保障の確立が我が国喫緊の課題となる中、新たな基本計画を真に実効あるものとするため、所要の予算を確保すること。特に、食料安全保障の確保に向けた新たな政策に要する予算については、既存の農林水産予算のほか、別枠予算を措置するなど、従来の枠組みにとらわれず、政府全体で財源の確保に努めること。

十八 昨年来生じている米流通の混乱について、その発生要因を分析し、流通・在庫状況の調査、関係者への情報提供の在り方など、必要な改善を行うこと。

右決議する。

経 済 産 業 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	牧山	ひろえ (立憲)	越智	俊之 (自民)	村田	享子 (立憲)
理 事	田中	昌史 (自民)	加藤	明良 (自民)	石川	博崇 (公明)
理 事	長峯	誠 (自民)	北村	経夫 (自民)	竹内	真二 (公明)
理 事	森屋	宏 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理 事	古賀	之士 (立憲)	松村	祥史 (自民)	岩渕	友 (共産)
理 事	藤巻	健史 (維新)	宮本	周司 (自民)	平山	佐知子 (無)
	浅尾	慶一郎 (自民)	辻元	清美 (立憲)	— 欠員 1 名 —	
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願11種類97件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、次世代半導体を国内で製造することの意義、半導体産業への大規模な公的支援の在り方、米国の関税政策等の影響、デジタル人材育成の方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行おうとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、令和8年1月1日に改めることを内容とする修正が行われた。

委員会においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた方策、取引の多重構造に伴う課題を解決する必要性、米国の関税措置の影響等について質疑が行われ、全

会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行に資する投資を促進するため、二酸化炭素の排出に係る排出枠の割当て及び排出枠に係る取引、脱炭素化再生資源の利用を促進するための制度を創設するとともに、化石燃料賦課金の徴収等に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、排出削減に係る政策の在り方、カーボンプライシングの価格水準、中小企業の脱炭素化に向けた取組、循環経済への移行に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、当該事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を整備しようとするものである。

なお、衆議院において、本法律案の目的について、事業者が事業価値の毀損や技術及び人材の散逸の回避を図ることを明確にするとともに、早期事業再生計画の記載事項に、今後の事業活動への従業員の協力の見込み等が含まれることを明確にすることを内容とする修正が行われた。

委員会においては、指定確認調査機関の役割、金融機関等への影響、労働者保護の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和7年4月14日から令和9年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、北朝鮮に対する制裁の効果、対北朝鮮政策に関する政府の姿勢等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月13日、経済産業行政等の基本施策に関する件について武藤経済産業大臣・国務大臣（原子力経済被害担当、GX実行推進担当、産業競争力担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和6年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度経済産業省所管予算等の審査を行い、物価高に負けない持続的な賃上げを定着させるための取組、今後発動予定の米国による自動車関税からの我が国の対象除外に向けた経済産業大臣の決意、我が国から第三国を経由

した懸念国への迂回輸出に対する規制の必要性、米国の関税引上げ措置等に係る交渉状況及び首脳レベルでの直接的な働きかけの必要性、2025年大阪・関西万博の開幕前後における機運醸成の方策、充電・水素充てんインフラの整備に関する政府目標及び進捗状況、非効率石炭火力のフェードアウトを着実に推進する必要性、我が国のコンテンツ産業の振興に向けた取組方針等について質疑を行った。

3月27日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、中小企業・小規模事業者による適切な価格転嫁実現のための取組方針、米国による自動車追加関税からの我が国の対象除外に向けた経済産業大臣の所見、韓国向けの使用済鉛バッテリーの輸出再開に至る経緯及び再開後の状況、コンテンツ産業育成のための望ましい官民パートナーシップの在り方、2030年度までの開始を目指すメタンハイドレートの民間主導商業化プロジェクトの進捗状況、2020年代に最低賃金全国平均を1,500円とする政府目標の達成に向けた取組方針、長期脱炭素電源オークションの対象から化石燃料を利用した電源を除外する必要性、コンテンツ産業政策が目指す政策的な全体ビジョンを明確化する必要性等について質疑を行った。

4月8日、千葉県におけるデータセンター及び物流拠点立地の現状等に関する実情調査のため、千葉県に視察を行った。

5月20日、書店の振興策に関する件、職場の熱中症対策に関する件、米国の関税措置への対応策に関する件、国際標準化に携わる人材の育成に関する件、長期脱炭素電源オークションでの既設原子力電源の取扱いに関する件、自動運転の社会実装に向けた取組に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年3月13日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について武藤国務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○令和7年3月24日(月) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について武藤経済産業大臣及び古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、武部文部科学副大臣、土田財務大臣政務官、庄子農林水産大臣政務官、英利外務大臣政務官、竹内経済産業大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田中昌史君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、梅村みずほ君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年3月27日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について武藤国务大臣、小林環境副大臣、加藤経済産業大臣政務官、竹内経済産業大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、梅村みずほ君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和7年4月17日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣から趣旨説明を聞いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

熊本県立大学理事長、東京大学特別教授 黒田忠広君
Rapidus株式会社代表取締役社長兼CEO 小池淳義君
株式会社GenesisAI代表取締役社長 今井翔太君

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、古賀之士君（立憲）、石川博崇君（公明）、梅村みずほ君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）

○令和7年4月22日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山大介君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和7年4月24日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣、古賀経済産業副大臣、加藤経済産業大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、宮本周司君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、片山大介君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）（閣法第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について伊東内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山岡達丸君から説明を聴いた後、同君、武藤経済産業大臣、伊東内閣府特命担当大臣、古賀経済産業副大臣、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和7年5月15日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣、伊東内閣府特命担当大臣、加藤経済産業大臣政務官、吉井国土交通大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、越智俊之君（自民）、石川博崇君（公明）、平山佐知子君（無）

（閣法第48号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（平山佐知子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月20日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 書店の振興策に関する件、職場の熱中症対策に関する件、米国の関税措置への対応策に関する件、国際標準化に携わる人材の育成に関する件、長期脱炭素電源オークションでの既設原子力電源の取扱いに関する件、自動運転の社会実装に向けた取組に関する件等について武藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について武藤国务大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和7年5月22日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について武藤国务大臣、五十嵐環境大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事中村康治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和7年5月27日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について武藤国务大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、越智俊之君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）（閣法第28号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月3日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武藤経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山岡達丸君から説明を聞いた。

○令和7年6月5日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員山岡達丸君、武藤経済産業大臣、古賀経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月12日(木) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)(衆議院送付)について武藤経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

村田享子君(立憲)、岩渕友君(共産)

(閣承認第3号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

○令和7年6月20日(金) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第326号外96件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	小西	洋之 (立憲)	豊田	俊郎 (自民)	里見	隆治 (公明)
理 事	朝日	健太郎 (自民)	永井	学 (自民)	石井	章 (維新)
理 事	佐藤	信秋 (自民)	長谷川	岳 (自民)	浜口	誠 (民主)
理 事	森屋	隆 (立憲)	宮崎	雅夫 (自民)	小池	晃 (共産)
理 事	安江	伸夫 (公明)	吉井	章 (自民)	木村	英子 (れ新)
理 事	青島	健太 (維新)	吉川	ゆうみ (自民)	— 欠員2名 —	
	江島	潔 (自民)	小沼	巧 (立憲)		
	高橋	克法 (自民)	杉尾	秀哉 (立憲)		
	高橋	はるみ (自民)	佐々木	さやか (公明)	(会期終了日 現在)	

(1) 審議概観

第217回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件、衆議院提出法律案3件（いずれも国土交通委員長提出）及び承認案件1件の合計9件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願9種類164件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

半島振興法の一部を改正する法律案は、令和6年能登半島地震の惨禍からの教訓を含む、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島防災及び地方創生等の目的規定を新たに整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を新たに定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充・新設、関係者による協議会などに関する規定の整備、防災等担当の主務大臣として内閣総理大臣を追加する等、半島地域の振興のため必要な措置を講ずるとともに、半島振興法の有効期限を10年延長しようとするものである。

委員会においては、討論の後、多数をもって可決された。

道路法等の一部を改正する法律案は、自然災害の頻発や道路の老朽化などにより、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設などの措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定などの措置を講じようとするものである。

委員会においては、道路啓開計画の実効性確保に向けた対策の必要性、道の駅が備える防災機能の強化に向けた取組、道路の脱炭素化に向けた政府の施策などについて質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾法等の一部を改正する法律案は、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾施設における応急公用負担の在り方、協働防護計画に基づく官民の取組の促進方策、港湾関係技術職員の確保・育成等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

船員法等の一部を改正する法律案は、最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するため、海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設等の措置を講ずるとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保するため、特定漁船に乗り組む船員の要件等を定めるほか、船員手帳によらない履歴の証明に関する規定の整備などの措置を講じようとするものである。

委員会においては、実技講習の義務付けに伴う負担の軽減に向けた取組、船員養成機関に対する支援強化の必要性、船内のインターネット環境整備に向けた国の支援の在り方などについて質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、多数をもって承認された。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案は、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、共用部分に係る損害賠償請求権等の行使の円滑化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、共用部分の補修等に係る管理者による請求権の行使についての検討条項を追加する修正が行われた。

委員会においては、共用部分の瑕疵に対する損害賠償請求の在り方、マンション建て替え等により転出する区分所有者等の居住の安定確保に関する取組、法改正に伴い業務増加が見込まれる地方公共団体への支援強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

航空法等の一部を改正する法律案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、頻繁に離着陸が行われる空港等において離着陸を行うパイロットに対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入防止に係る事項の空港等の機能確保基準への追加等の措置を講ずる

とともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、滑走路誤進入の防止に向けた具体的な取組内容、空港の機能を適切に維持するための方策、我が国のこれからの航空・空港政策の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し、その健全な発達を図るため、下請構造等の健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等の事業者への貨物運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃等の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講じようとするものである。

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、財源確保等に係る基本方針等を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月17日～18日、愛知県及び岐阜県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

3月11日、国土交通行政等の基本施策について、中野国務大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月13日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、国際観光旅客税の税額の妥当性及びその使途の拡大を検討する必要性、国土強靱化実施中期計画の早期策定等及び効果的予算の確保に向けた国土交通大臣の決意、北海道新幹線延伸に伴う並行在来線の一部区間をバス転換することの妥当性、上下分離方式の導入によるローカル鉄道の維持に向けた取組の必要性、港湾における防災無線等災害情報伝達手段の確保を推進する重要性、高速道路のサービスエリア等における大型車の駐車マス不足への対策状況、第9期北海道総合開発計画の基本的考え方及び北海道開発局の人員体制の確保策、北海道における7空港一括コンセッションへの現状評価及び今後の方向性、大阪・関西万博の開催に当たり国土交通省として懸念する課題、日本版ライドシェアの導入効果と交通インフラとしてのライドシェアの可能性、ペダル付き電動バイク使用者の自賠償保険への加入徹底に向けた取組、東京都心部で進む都市開発により都内で住宅価格の高騰等が起きている状況に対する認識、災害対策に資する個人所有の井戸の活用に向けた施策を検討する必要性などの諸問題が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度国土交通省所管予算の審査を行い、中野国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、国土強靱化実施中期計画における5か年加速化対策を大幅に上回る事業規模確保の必要性、北海道新幹線の延伸開業の遅れに伴う並行在来線の機能維持に係る国の関与の在り方、産業廃棄物焼却場等を土砂災害等

の懸念がある地域等に建設することの是非、国土交通省におけるジェンダー主流化の取組の内容及び今後の方向性、高速道路の二輪車定率割引に係る走行距離要件を短縮する必要性、空き家を活用した若者及び子育て世帯の支援に関する国土交通大臣の見解、公営住宅の退去時原状回復費用の負担の在り方、糖尿病を持病としインスリン治療を必要とする航空機操縦士の乗務に向けた検討の推進などの諸問題が取り上げられた。

4月17日、質疑を行い、羽田空港ビル管理会社の子会社の利益供与問題に関する報道の事実関係、航空管制官採用試験の申込者数が近年減少傾向にある状況の原因と増加へ向けた対策、車体整備事業者と損害保険会社との適切な価格交渉に向けた取組の必要性、気象災害等に係る情報伝達の在り方に関する国土交通大臣の見解、特殊車両の通行許可手続の円滑化・迅速化に向けた取組の必要性、中間層やファミリー層に向けた賃貸住宅の家賃減税制度創設等の必要性、障害者等の航空機利用を念頭に置いたスペースの広いトイレの設置に向けた取組の必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月13日、質疑を行い、鉄道分野の省人化・無人化が車内や駅の防犯に与える影響についての国土交通大臣の見解、臨海鉄道事業者に対する国からの十分な支援措置の必要性、住宅の断熱改修等についての国の支援策や居住者の健康確保面での意義を周知する必要性、高速道路における逆走対策を強化する必要性、輸入自動車特別取扱制度で登録されるものを含め輸入自動車の安全性を確保する必要性、住宅のリースバック契約に伴うトラブルに対する国土交通大臣の見解及び政府の対応、車椅子利用者の踏切道での事故防止に資する技術開発・導入を促進する必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月3日、質疑を行い、住宅困窮者対策としての公営住宅の整備の必要性、リニア中央新幹線品川・名古屋間の早期開業に向けた国土交通大臣の決意、気象庁の最深積雪データに基づいて寒冷地手当の対象地域が縮小されることの妥当性、貨物自動車運送事業における適正な運賃等収受に向けた取組に対する国土交通大臣の見解、観光や災害時の避難に資する神奈川県箱根町の国道1号線等の渋滞対策の必要性、長崎県石木ダムの建設予定地において行政代執行を行うことの大義名分と今後の打開策、備蓄米の迅速かつ効率的な輸送に向けた政府の取組、ユニバーサルデザインタクシーの台数の増加等普及促進に向けた取組の必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月12日、質疑を行い、公共工事の予定価格設定において個別の事情等を考慮した積算を行う必要性、国内外の観光客に対して国が主導して多様な移動手段を提供する重要性、必要な財源を確保し地域の交通手段を持続させることに対する国土交通大臣の決意、空港機能施設事業者の子会社が不適切事案を生じさせたことに対する国土交通省の責任、北陸新幹線延伸に係るルートを公開の協議体で議論し決定する必要性、労務費に関する基準作成に当たりクレーン建設業の実態や特殊性を考慮する必要性、移動手段としての自転車活用促進に対する国土交通大臣の所見、熊本県川辺川ダム建設の妥当性に対する国土交通大臣の見解、自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン改定の方向性、住宅のリースバック契約に関する誇大広告及び重要事項の不告知等に対する措置の在り方、バリアフリートイレの機能分散及び利用の改善に向けた国土交通大臣の見解などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和7年1月28日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月11日(火) (第2回)

- 国土交通行政等の基本施策に関する件について中野国務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について中野国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

安江伸夫君(公明)、森屋隆君(立憲)、高橋はるみ君(自民)、青島健太君(維新)、浜口誠君(民主)、大門実紀史君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和7年3月24日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国土交通省所管)について中野国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君(自民)、森屋隆君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、石井章君(維新)、浜口誠君(民主)、大門実紀史君(共産)、天畠大輔君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年3月25日(火) (第5回)

- 半島振興法の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長井上貴博君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第16号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

○令和7年4月3日(木) (第6回)

- 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について中野国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月8日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について中野国土交通大臣、阿達総務副大臣、高橋国土交通副大臣、吉井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

永井学君（自民）、小沼巧君（立憲）、安江伸夫君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月10日（木）（第8回）

- 港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和7年4月15日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、森屋隆君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月17日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 羽田空港ビル管理会社の子会社の報道に関する件、車体整備事業者と損害保険会社との適切な価格交渉に関する件、気象災害等に係る情報伝達の在り方に関する件、特殊車両通行手続の迅速化に関する件、賃貸住宅の家賃負担軽減に関する件、航空機内における障害者のトイレ利用に関する件等について中野国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事村上慶裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、里見隆治君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和7年4月22日（火）（第11回）

- 船員法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和7年4月24日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 船員法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣、笹川農林水産副大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、里見隆治君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日(火) (第13回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○鉄道車内及び駅における防犯対策に関する件、臨海鉄道事業者に対する国の支援に関する件、断熱改修等による住宅性能の強化に関する件、高速道路における逆走対策に関する件、輸入自動車の安全審査に関する件、住宅のリースバックに係る諸問題に関する件、踏切道における車椅子利用者等の安全対策に関する件等について中野国土交通大臣、大串経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、小沼巧君（立憲）、安江伸夫君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

○令和7年5月20日(火) (第14回)

○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員森山浩行君から説明を聴いた。

○令和7年5月22日(木) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員城井崇君、同森山浩行君、中野国土交通大臣、高村法務副大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、森屋隆君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、安江伸夫君（公明）、石井章君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月27日(火) (第16回)

○理事の補欠選任を行った。

○航空法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月29日(木) (第17回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○航空法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について中野国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、小沼巧君（立憲）、里見隆治君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、小池晃君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月3日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○住宅困窮者対策に関する件、リニア中央新幹線の整備に関する件、地方公務員の寒冷地手当に係る気象データの在り方に関する件、貨物自動車運送事業における適正な運賃収受に向けた取組に関する件、石木ダム建設に係る諸問題に関する件、備蓄米の物流支援に関する件、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進に関する件等について中野国土交通大臣、庄子農林水産大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大門実紀史君（共産）、吉川ゆうみ君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、小沼巧君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、浜口誠君（民主）、木村英子君（れ新）

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第33号）（衆議院提出）

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第34号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院国土交通委員長井上貴博君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

（衆第34号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和7年6月12日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公共工事における予定価格の在り方に関する件、インバウンド対策にも資する地域公共交通の整備に関する件、羽田空港ビル管理会社の子会社による不適切事案に関する件、建設技能労働者の処遇改善に関する件、自転車道設置の在り方に関する件、川辺川ダム建設の妥当性に関する件、自動車整備士の働き方に関する件、住宅のリースバックに係る諸問題に関する件、バリアフリートイレの在り方に関する件等について中野国土交通大臣、大串経済産業副大臣、高橋国土交通副大臣、東財務大臣政務官、吉井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、森屋隆君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、安江伸夫君（公明）、青島健太君（維新）、嘉田由紀子君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和7年6月20日（金）（第20回）

- 請願第337号外163件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○令和7年2月17日（月）～18日（火）

- 愛知県及び岐阜県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査

〔派遣地〕

愛知県、岐阜県

〔派遣委員〕

小西洋之君（立憲）、朝日健太郎君（自民）、森屋隆君（立憲）、安江伸夫君（公明）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、井上哲士君（共産）

環境委員会

委員一覧 (21名)

委員長	青山	繁晴 (自民)	尾辻	秀久 (自民)	伊藤	孝江 (公明)
理事	小野田	紀美 (自民)	加田	裕之 (自民)	高橋	次郎 (公明)
理事	梶原	大介 (自民)	武見	敬三 (自民)	浜野	喜史 (民主)
理事	川田	龍平 (立憲)	鶴保	庸介 (自民)	山本	太郎 (れ新)
理事	串田	誠一 (維新)	中田	宏 (自民)	ながえ	孝子 (無)
理事	山下	芳生 (共産)	青木	愛 (立憲)	— 欠員2名 —	
	石井	準一 (自民)	三上	えり (立憲)	(会期終了日 現在)	

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類59件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものである。

委員会においては、宮城県へ委員派遣を行うとともに、緊急銃猟を実施する市町村への支援策、捕獲従事者を始めとする専門的人材の確保・育成の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局した後、立憲民主・社民・無所属及び日本共産党より「危険鳥獣」の用語を「緊急対処鳥獣」に改めること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

環境影響評価法の一部を改正する法律案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、風力発電事業等に係る工作物の建替えに関する環境影響評価手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、宮城県へ委員派遣を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、建替事業における適切な環境配慮の確保の必要性、環境影響評価図書の継続公開の在り方、環境影響評価制度の意義と改善の必要性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、れいわ新選組より、建替事業に係る配慮書手続の対象となる既存工作物から、地熱発電所を除く火力発電所及び原子力発電所を除外すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月17日～18日、宮城県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案等の審査に資するため、宮城県へ委員派遣を行った。

3月11日、環境行政等の基本施策に関する件について浅尾国務大臣から所信を聴くとともに、令和7年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について中田環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等に関する件について永野公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務に関する件について山中原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月13日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、太陽光パネルのリサイクルを進める上での課題に対する環境省の見解、漁業関係者などの意見を踏まえ地域の実情に応じた栄養塩類管理を実施する必要性、水俣病問題につき前環境大臣から引き継がれた内容と対応に当たっての環境大臣の決意、原発に関し能登半島地震から得られた教訓と新規制基準への反映状況、2050年ネットゼロに向けた洋上風力導入推進について環境省の主導的関与の必要性、動物愛護管理の観点を踏まえた環境省におけるアニマルウェルフェアの位置付け、米国がパリ協定を離脱した中での我が国の脱炭素化への取組方針とJCM活用への見解、新たなNDCが地球や若者の未来より経済界の利益・要求を優先したとの指摘に対する環境大臣の見解、原子力災害対策指針を福島第一原発事故の教訓を踏まえ実効性のあるものとしていくことの重要性、COP27からCOP29に参加した女性交渉官の割合及び今後の女性交渉官参加の見通し等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された令和7年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、スクラップを不適正に保管等している不適正ヤードを国として全国的に規制する必要性、PFASに関する科学的知見等の充実のため国内関連研究を後押しする必要性、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた環境大臣の決意、災害時におけるペットとの同行同伴避難の推進のための令和7年度予算に対する環境大臣の認識、海運分野の脱炭素化のためゼロエミッション船の普及に向けた財政的支援と海技人材の確保・育成を進める必要性、CCS事業は日本から東南アジアへのCO₂の投棄に相当するとの批判に対する環境大臣の受け止め、最新の医学的知見に基づき放射線被ばくによる固形がんの労災認定に係る判断基準を見直す必要性、川ごみの海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象への追加又は回収・処理を支援する新たな制度創設の必要性等について質疑を行った。

4月15日、黄砂対策における日中韓3か国環境大臣会合の役割及び我が国のリーダーシップ発揮に向けた環境大臣の決意、農用地の土壤汚染対策について人の健康という観点から環境省が総合的な対策を推進する必要性、定置用リチウムイオン蓄電池のリサイクル及び廃棄に係る課題の早期検討の必要性、鳥獣保護管理法に野生動物の生息域となる森林保全の観点も盛り込み同時に取り組む必要性、GX等によるコストの価格転嫁を社会全体として受け入れる必要性、国際博覧会協会に大阪・関西万博会場のメタンガス対策の実施状況につき報告を求め改善指導を行う必要性、公費解体に従事する作業員宿舎の整備に要

する費用に対する補助内容、山火事の早期発見、早期対応策についての環境大臣の所感等について質疑を行った。

5月29日、職場における熱中症対策を強化する必要性、食品安全委員会PFASワーキンググループ準備作業の議事録公開の必要性、都道府県主導によるリチウムイオン蓄電池広域回収の全国導入に向けた環境大臣の決意、アニマルカフェに対し地方公共団体において統一的な規制を行う必要性、2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量の報告において「オントラックな減少傾向」との表現を見直した意図、周辺的生活環境の保全に支障を来している奈良県二上山の産業廃棄物中間処理施設の状況に対する環境省の見解、奥能登4市町の災害等廃棄物処理事業費に係る国庫負担率を早期に明示する必要性、地方公共団体による脱炭素先行地域の計画策定・申請に対する環境省の支援策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年1月28日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月11日(火) (第2回)

- 環境行政等の基本施策に関する件について浅尾国務大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について中田環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について永野公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について浅尾国務大臣、小林環境副大臣、中田環境副大臣、五十嵐環境大臣政務官、勝目内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、加田裕之君（自民）、三上えり君（立憲）、川田龍平君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和7年3月24日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 令和7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について浅尾環境大臣、鰐淵厚生労働副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、川田龍平君（立憲）、高橋次郎君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月15日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 黄砂対策における国際連携の在り方に関する件、農用地の土壌汚染防止施策に関する件、リチウムイオン蓄電池に係る適正処理の推進に関する件、野生動植物の保全施策の在り方に関する件、労務費等の上昇に伴う適正な価格転嫁の在り方に関する件、大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する件、公費解体に従事する作業員の宿泊経費に係る補助に関する件、山林火災を踏まえた森林の整備及び管理の在り方に関する件等について浅尾環境大臣、中田環境副大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、川田龍平君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について浅尾環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月17日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について浅尾環境大臣、小林環境副大臣、山本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、三上えり君（立憲）、高橋次郎君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（ながえ孝子君）

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月29日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 職場における熱中症対策に関する件、PFASに係る食品健康影響評価の在り方に関する件、リチウムイオン蓄電池の地方公共団体による回収促進策に関する件、アニマルカフェの規制の在り方に関する件、我が国の温室効果ガス排出量の減少要因に関する件、奈良県二上山の産業廃棄物中間処理施設の盛土による環境問題に関する件、奥能登4市町の災害廃棄物処理に係る国庫補助の在り方に関する件、脱炭素先行地域の申請支援に関する件等について浅尾環境大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、川田龍平君（立憲）、高橋次郎君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和7年6月10日(火) (第8回)

- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について浅尾環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般財団法人電力中央研究所副研究参事 阿部聖哉君
東京科学大学名誉教授、千葉商科大学前学長 原科幸彦君
全国再エネ問題連絡会共同代表、弁護士 室谷悠子君

[質疑者]

梶原大介君(自民)、青木愛君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、串田誠一君(維新)、浜野喜史君(民主)、山下芳生君(共産)、山本太郎君(れ新)、ながえ孝子君(無)

○令和7年6月12日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について浅尾環境大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

梶原大介君(自民)、三上えり君(立憲)、川田龍平君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、串田誠一君(維新)、浜野喜史君(民主)、山下芳生君(共産)、山本太郎君(れ新)、ながえ孝子君(無)

(閣法第51号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無(ながえ孝子君)

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月20日(金) (第10回)

- 請願第63号外58件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○令和7年2月17日(月)～18日(火)

- 宮城県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案等の審査に資するため

[派遣地]

宮城県

[派遣委員]

青山繁晴君(自民)、小野田紀美君(自民)、梶原大介君(自民)、川田龍平君(立憲)、串田誠一君(維新)、山下芳生君(共産)、高橋次郎君(公明)

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	浅田 均（維新）	古賀 友一郎（自民）	水岡 俊一（立憲）
理事	古川 俊治（自民）	高橋 克法（自民）	谷合 正明（公明）
理事	松山 政司（自民）	滝波 宏文（自民）	西田 実仁（公明）
理事	榛葉 賀津也（民主）	中田 宏（自民）	片山 大介（維新）
理事	小池 晃（共産）	山本 佐知子（自民）	吉良 よし子（共産）
	阿達 雅志（自民）	斎藤 嘉隆（立憲）	木村 英子（れ新）
	加藤 明良（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を３回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、３回開かれ、野田佳彦君、前原誠司君及び玉木雄一郎君が発言者となって、石破内閣総理大臣との間で討議が行なわれた。

４月23日の合同審査会（第１回）では、泉健太衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、党首討論の意義、米国の関税政策をめぐる日米閣僚級交渉への姿勢と課題、G20財務大臣・中央銀行総裁会議に臨む日本の方針、自由貿易体制の推進に向けて他国間・地域間連携を主導する必要性、日米安全保障条約の在り方と憲法改正の必要性、ガソリン暫定税率廃止の実施時期と年金制度改革関連法案提出の見通し等について討議が行われた。

５月21日の合同審査会（第２回）では、浅田均参議院国家基本政策委員長が会長を務め、国民年金法等改正案の提出遅延や基礎年金底上げ策が入っていないことに関する総理・与党の責任、基礎年金底上げに向け、比較第一党・第二党間で国民年金法等改正案の修正協議を行う必要性、政府・与党が具体的な物価高対策を示す必要性、社会保険料引下げに関する三党合意の実現に対する姿勢、米価高騰及び米国内日系メーカーで生産した自動車の輸入に関する政府の方針等について討議が行われた。

６月11日の合同審査会（第３回）では、泉健太衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、足下の物価高への対応、当面の物価高対策としての食料品の消費税０％化等の施策を行うことに対する総理の評価、野党７党共同提出のガソリン暫定税率廃止法案への与党の態度、日米関税交渉の進捗状況、日米関税交渉の範囲・方針を明確化する必要性、社会保障に関する三党合意を遵守することについての総理の認識、子ども・子育て支援金制度の財源として医療保険制度を用いることの妥当性、年金制度が抱える諸問題を解決するため「社会保障国民会議」を設置し、超党派で議論する必要性、税収の上振れ分を活用して国民向け現金給付を行うことについての総理の評価等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○令和7年1月29日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○令和7年4月23日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○令和7年6月11日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。

○令和7年4月23日(水) (合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について野田佳彦君、前原誠司君及び玉木雄一郎君が石破内閣総理大臣と討議を行った。

○令和7年5月21日(水) (合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について野田佳彦君、前原誠司君及び玉木雄一郎君が石破内閣総理大臣と討議を行った。

○令和7年6月11日(水) (合同審査会第3回)

- 国家の基本政策に関する件について野田佳彦君、前原誠司君及び玉木雄一郎君が石破内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	鶴保 庸介（自民）	田中 昌史（自民）	柴 慎一（立憲）
理事	自見 はなこ（自民）	羽生田 俊（自民）	高木 真理（立憲）
理事	進藤 金日子（自民）	船橋 利実（自民）	塩田 博昭（公明）
理事	中西 祐介（自民）	堀井 巖（自民）	平木 大作（公明）
理事	永井 学（自民）	本田 顕子（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	杉尾 秀哉（立憲）	松川 るい（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	徳永 エリ（立憲）	三浦 靖（自民）	安江 伸夫（公明）
理事	金子 道仁（維新）	宮本 周司（自民）	嘉田 由紀子（維新）
	石井 正弘（自民）	山下 雄平（自民）	串田 誠一（維新）
	石田 昌宏（自民）	山田 宏（自民）	松野 明美（維新）
	猪口 邦子（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	伊藤 孝恵（民主）
	江島 潔（自民）	石川 大我（立憲）	田村 まみ（民主）
	小野田 紀美（自民）	小沼 巧（立憲）	大門 実紀史（共産）
	古庄 玄知（自民）	奥村 政佳（立憲）	山添 拓（共産）
	佐藤 啓（自民）	川田 龍平（立憲）	山本 太郎（れ新）

（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された案件は、令和7年度総予算3案であり、一般会計予算は修正議決、特別会計予算及び政府関係機関予算は可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

令和7年度総予算3案は、AI・半導体分野の投資促進やGX投資促進の実施、こども未来戦略に基づく子育て支援の実施、防衛力の抜本強化の実施などに対応するための予算とされている。総予算3案は、1月24日国会に提出された後、衆議院において、一般会計予算につき、高校無償化の先行実施に係る経費の増額、高額療養費制度の多数回該当の自己負担上限額の据え置きに係る経費の増額、所得税の基礎控除の特例創設による減収、税外収入の増額等の修正がなされたほか、労働保険特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計が修正された。参議院では、一般会計予算について、高額療養費制度の見直し全体の実施見合わせに係る経費の増額等の修正がなされた上で、3月31日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、3月5日に財務大臣から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院における修正部分の説明を修正案提出者から聴取し、同日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、10日には石破内閣の基本姿勢に関する集中審議、14日には

物価高・経済・通商政策等に関する集中審議、17日には教育・社会保障等現下の諸課題に関する集中審議、19日には外交・安全保障等を含む内外の諸課題に関する集中審議、21日には内外の諸課題に関する集中審議、27日には石破内閣の基本姿勢に関する集中審議、28日には内外の諸課題に関する集中審議を行った。

3月13日には公聴会を開催し、24日及び25日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月17日及び18日の2日間、熊本県及び福岡県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月28日には自由民主党及び公明党から、一般会計予算に対して修正の動議が提出され、修正案の趣旨説明を修正案提出者から聴取した後、原案及び修正案について締めくり質疑を行った。31日には討論の後に採決の結果、一般会計予算は修正議決、特別会計予算及び政府関係機関予算は可決された。

委員会の質疑においては、高額療養費制度見直しの撤回、経済財政に対する現状認識、所得税の基礎控除引上げの在り方、旧暫定税率廃止の必要性、租税特別措置の見直し、診療報酬・介護報酬改定の必要性、障害者政策の拡充、高校無償化の制度設計、地方創生の具体的取組、道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策、能登半島地震及び豪雪・山林火災などの災害への対応、備蓄米放出による米の需給の見通し、原発を含むエネルギー政策の在り方、米国の貿易政策の影響と対応策、核兵器禁止条約締結国会議への対応、就職氷河期世代対策、選択的夫婦別姓制度の導入、政治資金をめぐる諸問題等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

4月21日、米国の関税措置等内外の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、米国との関税交渉の概要及び今後の対応方針、他国に先駆けて米国との関税交渉に至った背景、米国による自動車関税と日米貿易協定との整合性、自由な経済秩序を尊重していく基本姿勢を明示する必要性、米国との関税交渉により日銀の財務状況等が悪化する可能性、自動車の非関税障壁や在日米軍駐留経費負担の実態を主張する重要性、米国による相互関税に対し東アジア諸国と連携して撤回を求める必要性、補正予算による消費税減税の必要性等の問題が取り上げられた。

また、同日、政治資金問題等に関する件について参考人に対する質疑が行われた。質疑においては、「政治とカネ」の問題解決に向けた参考人の認識、令和4年4月の政治団体幹部会合の概要及び参考人が参加した理由、今般の政治資金問題に係る参議院政治倫理審査会の経過、政治団体の元会計責任者による説明に対する参考人の認識、企業献金の弊害に対する参考人の認識、パーティー券販売ノルマと政治団体からの資金環流に係る参考人の認識、令和4年8月の政治団体幹部会合に関する参考人の証言の変遷、参考人の政治資金収支報告書において一部項目が不明となっている理由等の問題が取り上げられた。

5月19日、内外の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、物価高等を踏まえた中小・小規模事業者への支援策、備蓄米放出の効果及び農業者への直接支払制度の必要性、米国との関税交渉の現状と政府の方針、足下の物価上昇の背景と金融政策の考え

方、高値につながる備蓄米の競争入札実施の妥当性、自国通貨建て国債の債務不履行の可能性、国費投入による診療報酬引上げの必要性、能登半島地震被災地における重機使用への支援継続の必要性等の問題が取り上げられた。

6月2日、内外の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、米価高騰の要因の検証及び新たなコメ政策の必要性、健康保険組合の資格確認書の再発行に係る手数料の妥当性、揮発油税等の当分の間税率廃止に対する見解、少子化トレンドの反転に資する選択的夫婦別氏制度導入の必要性、米国関税政策と国家安全保障戦略における経済・金融・財政の基盤強化との関係、O T C類似薬の保険給付の見直しを骨太の方針2025に明記する必要性、年金制度の在り方を議論する国民会議設置の必要性、中小企業の賃上げに向けた直接支援の必要性、災害救助事務取扱要領に重機使用作業例を災害救助費の支出対象と明記する必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和7年1月29日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 令和7年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月5日(水) (第2回)

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上3案について加藤財務大臣から趣旨説明を聴き、
令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員松本洋平君から説明を聴いた後、
令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
令和7年度特別会計予算(衆議院送付)
令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上3案について石破内閣総理大臣、福岡厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、赤澤国務大臣、加藤財務大臣、村上総務大臣、三原内閣府特命担当大臣、中野国土交通大臣、岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、武藤経済産業大臣、坂井国務大臣、城内内閣府特命担当大臣、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣、横山財務副大臣、小林参議院事務総長、政府参考人及び参考人認定NPO法人希望の会理事長・一般社団法人全国がん患者団体連合会理事轟浩美君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田名部国代君(立憲)、吉川沙織君(立憲)、野田国義君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、古川俊治君(自民)、佐藤正久君(自民)、森まさこ君(自民)

○令和7年3月6日(木) (第3回)

— 基本的質疑 —

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について石破内閣総理大臣、加藤財務大臣、江藤農林水産大臣、武藤経済産業大臣、福岡厚生労働大臣、中野国土交通大臣、あべ文部科学大臣、三原内閣府特命担当大臣、平デジタル大臣、岩屋外務大臣、村上総務大臣、中谷防衛大臣、赤澤国務大臣、林内閣官房長官、坂井内閣府特命担当大臣、横山財務副大臣、小林参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷合正明君(公明)、下野六太君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、金子道仁君(維新)、柴田巧君(維新)、舟山康江君(民主)、小池晃君(共産)、山本太郎君(れ新)

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月7日(金) (第4回)

— 一般質疑 —

○令和7年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について石破内閣総理大臣、江藤農林水産大臣、伊東国務大臣、あべ文部科学大臣、村上総務大臣、中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、武藤経済産業大臣、三原国務大臣、加藤国務大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、中野国土交通大臣、福岡厚生労働大臣、古谷公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君(自民)、松川るい君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、古賀千景君(立憲)、※柴愼一君(立憲)、上田勇君(公明)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、木村英子君(れ新)

※関連質疑

○令和7年3月10日(月) (第5回)

— 集中審議(石破内閣の基本姿勢) —

○令和7年度一般会計予算(衆議院送付)

令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について石破内閣総理大臣、江藤農林水産大臣、浅尾環境大臣、福岡厚生労働大臣、中野国土交通大臣、三原国務大臣、あべ文部科学大臣、加藤財務大臣、赤澤国務大臣、岩屋外務大臣、坂井内閣府特命担当大臣、大串経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君(自民)、高橋はるみ君(自民)、徳永エリ君(立憲)、森屋隆君(立憲)、奥村政佳君(立憲)、高橋光男君(公明)、平木大作君(公明)、片山大介君(維新)、嘉田由紀子君(維新)、浜野喜史君(民主)、伊藤岳君(共産)、山本太郎君(れ新)

○令和7年3月12日(水) (第6回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について中野国土交通大臣、江藤農林水産大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、林内閣官房長官、浅尾環境大臣、三原内閣府特命担当大臣、加藤財務大臣、村上総務大臣、鈴木法務大臣、中谷防衛大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、滝波農林水産副大臣、宮路外務副大臣、鳩山内閣府副大臣、古賀経済産業副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君及び同銀行理事加藤毅君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、石川大我君（立憲）、三浦信祐君（公明）、藤巻健史君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和7年3月13日（木）（公聴会 第1回）

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

立教大学経済学部経済政策学科教授 首藤若菜君

株式会社日本総合研究所調査部主任研究員 成瀬道紀君

気仙沼市長 菅原茂君

茨城大学准教授 西川邦夫君

筑波大学教授 東野篤子君

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長 飯田哲也君

・公述人（首藤若菜君、成瀬道紀君）に対する質疑（経済・財政・社会保障）

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、上田勇君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）、大島九州男君（れ新）

・公述人（菅原茂君、西川邦夫君）に対する質疑（一次産業・地方・国民生活）

〔質疑者〕

永井学君（自民）、小沼巧君（立憲）、上田勇君（公明）、串田誠一君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、岩渕友君（共産）、大島九州男君（れ新）

・公述人（東野篤子君、飯田哲也君）に対する質疑（外交・安全保障・環境・エネルギー）

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、徳永エリ君（立憲）、三浦信祐君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和7年3月14日（金）（第7回）

— 集中審議（物価高・経済・通商政策等） —

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、福岡厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、村上総務大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、鈴木法務大臣、加藤財務大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、あべ文部科学大臣、古川国土交通副大臣、宮路外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、森本真治君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、塩田博昭君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、磯崎哲史君（民主）、吉良よし子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和7年3月17日（月）（第8回）

— 集中審議（教育・社会保障等現下の諸課題） —

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、坂井国務大臣、江藤農林水産大臣、中谷防衛大臣、赤澤国務大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、三原内閣府特命担当大臣、武藤経済産業大臣、加藤財務大臣、林内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、長峯誠君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、水野素子君（立憲）、横沢高德君（立憲）、新妻秀規君（公明）、河野義博君（公明）、高木かおり君（維新）、青島健太君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、小池晃君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和7年3月18日（火）（第9回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について赤澤国務大臣、福岡厚生労働大臣、武藤経済産業大臣、加藤財務大臣、岩屋外務大臣、あべ文部科学大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、坂井国務大臣、村上総務大臣、三原内閣府特命担当大臣、平デジタル大臣、滝波農林水産副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表・弁護士藤岡毅君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

村田享子君（立憲）、三上えり君（立憲）、串田誠一君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、岩渕友君（共産）、天畠大輔君（れ新）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月24日の1日間、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月25日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○令和7年3月19日（水）（第10回）

— 集中審議（外交・安全保障等を含む内外の諸課題） —

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、江藤農林水産大臣、中野国土交通大臣、岩屋外務大臣、加藤財務大臣、中谷防衛大臣、武藤経済産業大臣、伊東内閣府特命担当大臣、福岡厚生労働大臣、あべ文部科学大臣、三原内閣府特命担当大臣、大串経済産業副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、加田裕之君（自民）、小沼巧君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、広田一君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、佐々木さやか君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、金子道仁君（維新）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和7年3月21日（金）（第11回）

— 集中審議（内外の諸課題） —

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、中野国土交通大臣、岩屋外務大臣、加藤国務大臣、三原内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、村上国務大臣、林国務大臣、鈴木国務大臣、城内国務大臣、伊藤復興大臣、中谷防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、清水真人君（自民）、打越さく良君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、石川大我君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、安江伸夫君（公明）、高橋次郎君（公明）、柴田巧君（維新）、山口和之君（維新）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）、山添拓君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和7年3月26日（水）（第12回）

— 一般質疑 —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について坂井国務大臣、村上総務大臣、武藤経済産業大臣、城内内閣府特命担当大臣、福岡厚生労働大臣、加藤国務大臣、林内閣官房長官、あべ文部科学大臣、三原国務大臣、岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、中野国土交通大臣、鈴木法務大臣、青木内閣官房副長官、鳩山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、古賀之士君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、塩田博昭君（公明）、梅村みずほ君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、仁比聡平君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和7年3月27日（木）（第13回）

— 集中審議（石破内閣の基本姿勢） —

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、三原内閣府特命担当大臣、福岡厚生労働大臣、鈴木法務大臣、村上総務大臣、江藤農林水産大臣、あべ文部科学大臣、中野国土交通大臣、平内閣府特命担当大臣、赤澤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、辻元清美君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、下野六太君（公明）、片山太介君（維新）、田村まみ君（民主）、吉良よし子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和7年3月28日（金）（第14回）

― 集中審議（内外の諸課題）・締めくくり質疑 ―

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について石破内閣総理大臣、中谷防衛大臣、鈴木法務大臣、武藤経済産業大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、村上総務大臣、江藤農林水産大臣、浅尾環境大臣、三原内閣府特命担当大臣、加藤財務大臣、赤澤国務大臣、林内閣官房長官、坂井国家公安委員会委員長、城内内閣府特命担当大臣、横山財務副大臣、生稲外務大臣政務官、竹内経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案及び令和7年度一般会計予算（衆議院送付）に対する修正案について修正案提出者秋野公造君、石破内閣総理大臣、加藤財務大臣、福岡厚生労働大臣、武藤経済産業大臣、岩屋外務大臣、三原内閣府特命担当大臣、あべ文部科学大臣、平国務大臣、江藤農林水産大臣、浅尾環境大臣、林内閣官房長官、赤澤国務大臣、村上総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・集中審議（内外の諸課題）

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、水岡俊一君（立憲）、川田龍平君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、宮崎勝君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、松野明美君（維新）、磯崎哲史君（民主）、大門実紀史君（共産）、木村英子君（れ新）

・締めくくり質疑（令和7年度総予算及び令和7年度一般会計予算に対する修正案）

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、小沼巧君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、平木大作君（公明）、串田誠一君（維新）、浜口誠君（民主）、山添拓君（共産）、木村英子君（れ新）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年3月31日（月）（第15回）

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について討論の後、

令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

を修正議決し、

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

(令和7年度一般会計予算に対する修正案)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

(令和7年度一般会計予算修正部分を除く原案)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、れ新

(令和7年度特別会計予算、令和7年度政府関係機関予算)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、れ新

○令和7年4月21日(月)(第16回)

— 集中審議(米国の関税措置等内外の諸課題)・参考人に対する質疑(政治資金問題等に関する件) —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、米国の関税措置等内外の諸課題に関する件について石破内閣総理大臣、赤澤国務大臣、武藤経済産業大臣、江藤農林水産大臣、加藤財務大臣、岩屋外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君(自民)、徳永エリ君(立憲)、小沼巧君(立憲)、上田勇君(公明)、藤巻健史君(維新)、上田清司君(民主)、小池晃君(共産)、舩後靖彦君(れ新)

○予算の執行状況に関する調査のうち、政治資金問題等に関する件について参考人衆議院議員・前参議院議員世耕弘成君及び小林参議院事務総長に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鶴保庸介君(委員長の総括的質問)、佐藤正久君(自民)、吉川沙織君(立憲)、若松謙維君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、舟山康江君(民主)、山下芳生君(共産)、舩後靖彦君(れ新)

○令和7年5月19日(月)(第17回)

— 集中審議(内外の諸課題) —

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸課題に関する件について石破内閣総理大臣、江藤農林水産大臣、福岡厚生労働大臣、赤澤国務大臣、武藤経済産業大臣、岩屋外務大臣、中野国土交通大臣、坂井内閣府特命担当大臣、加藤財務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君(自民)、打越さく良君(立憲)、森本真治君(立憲)、秋野公造君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、浜野喜史君(民主)、山添拓君(共産)、山本太郎君(れ新)

○令和7年6月2日(月)(第18回)

— 集中審議(内外の諸課題) —

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸課題に関する件について石破内閣総理大臣、小泉農林水産大臣、岩屋外務大臣、福岡厚生労働大臣、三原内閣府特命担当大臣、中野国土交通大臣及び赤澤国務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、野田国義君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、三浦信祐君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、舟山康江君（民主）、小池晃君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和7年6月20日（金）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○令和7年2月17日（月）～18日（火）

- 令和7年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

熊本県、福岡県

〔派遣委員〕

鶴保庸介君（自民）、臼井正一君（自民）、自見はなこ君（自民）、進藤金日子君（自民）、中西祐介君（自民）、永井学君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、上田勇君（公明）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	片山 さつき（自民）	酒井 庸行（自民）	羽田 次郎（立憲）
理事	越智 俊之（自民）	末松 信介（自民）	村田 享子（立憲）
理事	藤川 政人（自民）	高橋 はるみ（自民）	杉 久武（公明）
理事	藤木 眞也（自民）	柘植 芳文（自民）	竹谷 とし子（公明）
理事	青木 愛（立憲）	豊田 俊郎（自民）	新妻 秀規（公明）
理事	窪田 哲也（公明）	西田 昌司（自民）	石井 章（維新）
理事	山口 和之（維新）	森 まさこ（自民）	柳ヶ瀬 裕文（維新）
	赤池 誠章（自民）	和田 政宗（自民）	竹詰 仁（民主）
	岩本 剛人（自民）	大椿 ゆうこ（立憲）	浜口 誠（民主）
	太田 房江（自民）	古賀 之士（立憲）	仁比 聡平（共産）
（会期終了日 現在）			

（１）審議概観

第217回国会における本委員会付託案件は、令和５年度決算外２件（第216回国会提出）、令和５年度予備費関係４件（第216回国会提出）である。

審査の結果、令和５年度決算外２件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和５年度予備費関係４件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和５年度決算の審査〕

令和５年度決算外２件は、第216回国会の令和６年11月29日に提出され、12月20日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において加藤財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和７年４月７日に石破内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。

なお、同日の委員会において、１月24日に石破内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和４年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和４年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、加藤財務大臣から説明を聴取した。令和４年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
(1) 小林製菓株式会社が製造販売した紅麹原料を含む機能性表示食品の摂取により、死亡事例や入院事例など深刻な健康被害が多数発生したこと、消費者庁のガイドライン等では事業者が健康被害を把握した場合の報告義務や明確な報告基準が定められていないため、同社による被害把握から報告までに2か月以上を要し、被害の拡大を招く事態となったことは、極めて遺憾である。 政府は、規制改革の一環として導入され、事業者の責任において届出だけで機能性を表示できる制度の下で、国民の生命と健康を脅かす事態が生じたことを重く受け止め、製造過程における安全性の確保や健康被害報告の厳格化を図るなど、制度を抜本的に見直し、再発防止に万全を期すべきである。	(1) 紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害については、関係閣僚会合で取りまとめられた「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」を踏まえ、「食品表示基準」及び「食品衛生法施行規則」を改正したところである。 具体的には、機能性表示食品の届出者に対して、健康被害と疑われる情報の収集と都道府県知事等や消費者庁長官へ提供することを義務付け、提供期限等の明確な基準を示したほか、錠剤・カプセル剤等食品の適正製造規範に基づく製造・品質管理等も規定したところであり、令和7年度予算において、当該管理の状況を確認する立入検査等の体制を整備することとしている。 引き続き、科学的情報を収集しつつ、同一事案の発生防止のための食品衛生上の措置を検討してまいる所存である。
(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村における国産豚肉の提供に係る請負契約について、農林水産省の担当職員が年度ごとに業務を分割し2件の契約とする手続を煩雑であるなどとして、契約相手先との合意内容と異なる履行期限や架空の数量を記載した契約書を作成したのみならず、検査職員も事実と異なる検査調書を作成し、同省が契約金額全額を支払っていたことは、遺憾である。 政府は、国の財政の基本原則である予算の単年度主義を軽視して、会計法令に違反し、著しく適正を欠いた契約手続を行い、さらに組織としても防止できなかったことにより、政府全体の法令遵守意識に対する疑念を招いたことを重く受け止め、職員の意識改革や知識向上を図るとともに、会計法令の遵守を徹底させ、再発防止に万全を期すべきである。	(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続については、同様の事案の再発を防止する観点から、農林水産省の契約事務を担当する職員及び管理監督者に対して通知等を発出して契約事務の適正化に向けた再発防止の注意喚起を行ったところである。 また、全職員を対象に実施した研修において、不適切な事例として取り上げるなど、職員の意識改革及び知識向上にも努めているところである。 引き続き、会計法令の遵守の徹底及び再発防止に努めてまいる所存である。

(3) 平成19年に航空機による滑走路誤進入事故が相次いだことを踏まえ、国土交通省において再発防止に向けた取組を行ってきたにもかかわらず、令和6年1月、羽田空港の滑走路上で日本航空機と海上保安庁機が衝突、炎上し、多くの乗員乗客が巻き込まれ、海上保安庁職員5名が亡くなる重大事故が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、公共交通機関として人々の移動やインバウンド政策を支える航空において、何よりも安全性が優先されなければならない中、重大事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、原因究明と実効性のある再発防止策を徹底するとともに、航空管制官の人的体制の強化・拡充を通じて、航空の安全・安心の確保に万全を期すべきである。	(3) 羽田空港における航空機衝突事故については、現在、その原因を究明するための調査を運輸安全委員会が行っているところである。 再発防止策については、令和6年6月の羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会における中間取りまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化等を進めている。 また、航空機の離着陸に係る監視体制の強化を図るため、羽田空港等において、同年7月に航空管制官の緊急増員を行い、令和7年度から離着陸調整担当を新設するなど航空管制官の人的体制の強化・拡充に取り組んでいるところである。 引き続き、航空の安全・安心の確保に万全を期してまいる所存である。
(4) 令和6年4月、鳥島東海域において海上自衛隊のヘリコプター2機が空中衝突して墜落し、搭乗員1名が亡くなり、いまだ7名が行方不明となっている事故が発生したが、5年4月にも宮古島沖で陸上自衛隊のヘリコプターが墜落して搭乗員10名全員が亡くなるなど、自衛隊のヘリコプター墜落による重大事故が近年相次いで発生していることは、極めて遺憾である。 政府は、大切な隊員の命が失われる事故が繰り返されていることを重く受け止め、事故原因を究明するのみならず、これまでの事故の教訓を風化させることがないよう、再発防止に向けた航空機の点検、操縦者への教育、各部隊における指導を徹底するとともに、操縦者の負担軽減のため必要十分な人員を確保して、安全管理に万全を期すべきである。	(4) 令和6年4月の海上自衛隊ヘリコプター墜落事故については、同年7月に公表した事故調査結果等を踏まえ、搭乗員による見張り要領の徹底、複雑な作戦環境下における適切な高度管理、装備品の改修等の再発防止策を講じているところである。 また、令和5年4月の陸上自衛隊ヘリコプター墜落事故については、令和6年3月に公表した事故調査結果等を踏まえ、事故原因であるエンジン出力低下の要因に対するより詳細な点検・検査の実施、対処要領の教育などの再発防止策等を講じているところである。 引き続き、これまでの事故の教訓を風化させることがないよう、事故の再発防止策を徹底し、安全管理に万全を期してまいる所存である。

4月9日以降省庁別審査を計6回行った後、5月26日には加藤財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月9日には石破内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和5年度決算審査における質疑の主な項目は、補正予算の執行状況に係る公表の在り方、米国による関税措置への対応策、米の安定供給に向けた取組状況、効果が発現していないODA事業を改善する必要性などである。

同日の質疑終局の後、委員長より、令和5年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び10項目から成る令和5年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和5年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えいについて、②IT導入支援事業における補助金の不正受給について、③埼玉県八潮市における道路陥没事故について、④海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与についてである。

次に、令和5年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について、②福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について、③スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について、④効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑤補正予算の執行状況の公表について、⑥事業の委託契約等における透明性の確保について、⑦高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について、⑧循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について、⑨防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について、⑩防衛省の定める設計要領等の不備についてである。

次に、令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和5年度予備費の審査〕

令和5年度予備費関係4件は、令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書であり、いずれも第216回国会の令和6年11月29日に提出された。今国会の令和7年5月20日に衆議院から受領した後、5月23日に本委員会に付託され、5月26日、加藤財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、令和5年度予備費関係4件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和7年4月7日及び5月26

日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、4月7日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、原田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月9日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、就職氷河期世代支援施策の実施状況等についてである。

(2) 委員会経過

○令和7年4月7日(月) (第1回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和5年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和5年度決算外2件について石破内閣総理大臣、林内閣官房長官、坂井内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、あべ文部科学大臣、伊藤復興大臣、伊東国務大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、福岡厚生労働大臣、加藤財務大臣、岩屋外務大臣、村上総務大臣、江藤農林水産大臣、浅尾環境大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、太田房江君（自民）、本田顕子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、古賀之士君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、杉久武君（公明）、高橋光男君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、石井章君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

- 令和5年度決算外2件に関し、令和4年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和4年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について加藤財務大臣から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について原田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和7年4月9日(水) (第2回)

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について伊藤復興大臣、村上総務大臣、浅尾環境大臣、滝波農林水産副大臣、今井内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事小池英夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、岩本剛人君（自民）、川田龍平君（立憲）、青木愛君（立憲）、下野六太君（公明）、新妻秀規君（公明）、高木かおり君（維新）、串田誠一君（維新）、浜口誠君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和7年4月14日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について加藤国務大臣、武藤経済産業大臣、横山財務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、原田会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行政策委員会室審議役上條俊昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、古賀之士君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、藤巻健史君（維新）、竹詰仁君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和7年4月21日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。

- 令和5年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁、こども家庭庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について平国務大臣、林内閣官房長官、坂井国務大臣、三原国務大臣、赤澤国務大臣、伊東国務大臣、山地国立国会図書館副館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、松川るい君（自民）、高木真理君（立憲）、川田龍平君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、高橋次郎君（公明）、窪田哲也君（公明）、串田誠一君（維新）、柴田巧君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）

○令和7年5月12日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について福岡厚生労働大臣、鈴木法務大臣、友納内閣府大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、田中昌史君（自民）、石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、高橋次郎君（公明）、伊藤孝江君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、嘉田由紀子君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和7年5月14日（水）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。

- 令和5年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、古賀経済産業副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君、同機構理事廿枝幹雄君及び同機構理事小林広幸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、新妻秀規君（公明）、窪田哲也君（公明）、松沢成文君（維新）、金子道仁君（維新）、竹詰仁君（民主）、浜口誠君（民主）、仁比聡平君（共産）、高橋はるみ君（自民）、白坂亜紀君（自民）

○令和7年5月19日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和５年度決算外２件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について中野国土交通大臣、江藤農林水産大臣、あべ文部科学大臣、滝波農林水産副大臣、横山財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、豊田俊郎君（自民）、村田享子君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、若松謙維君（公明）、石井苗子君（維新）、青島健太君（維新）、上田清司君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和７年５月26日（月）（第８回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

以上４件について加藤財務大臣から説明を聴いた。

- 令和５年度決算外２件及び予備費関係４件について坂井国家公安委員会委員長、福岡厚生労働大臣、鈴木法務大臣、林内閣官房長官、加藤財務大臣、あべ文部科学大臣、武藤経済産業大臣、小泉農林水産大臣、赤澤国務大臣、中野国土交通大臣、城内国務大臣、伊藤復興大臣、村上総務大臣、滝波農林水産副大臣、瀬戸内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

以上４件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、進藤金日子君（自民）、古賀千景君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、古賀之士君（立憲）、宮崎勝君（公明）、三浦信祐君（公明）、秋野公造君（公明）、山口和之君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）

（令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

（令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、共産

反対会派 立憲、維新

(令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

(令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について原田会計検査院長から説明を聞いた。

○令和7年6月9日(月)(第9回)

― 締めくくり総括質疑 ―

- 令和5年度決算外2件について石破内閣総理大臣、加藤財務大臣、中野国土交通大臣、小泉農林水産大臣、福岡厚生労働大臣、村上総務大臣、鈴木法務大臣、岩屋外務大臣、あべ文部科学大臣、武藤経済産業大臣、高橋国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事中村康治君に対し質疑を行い、討論の後、

令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和5年度特別会計歳入歳出決算、令和5年度国税収納金整理資金受払計算書、令和5年度政府関係機関決算書を議決し、令和5年度決算審査措置要求決議を行い、

令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

加藤財務大臣、村上総務大臣、岩屋外務大臣、あべ文部科学大臣、小泉農林水産大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、中谷防衛大臣、平デジタル大臣及び伊藤復興大臣から発言があった。

[質疑者]

片山さつき君(委員長質疑)、西田昌司君(自民)、酒井庸行君(自民)、横沢高德君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、高橋光男君(公明)、下野六太君(公明)、串田誠一君(維新)、竹詰仁君(民主)、吉良よし子君(共産)

(令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和5年度特別会計歳入歳出決算、令和5年度国税収納金整理資金受払計算書、令和5年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和5年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

(3) 委員会決議

—令和5年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は、農林漁業者等の利便性向上及び国・自治体職員の事務負担軽減のため、同省所管の全3,300手続をオンラインで申請できるよう構築されたシステムである。同省はeMAFFの成果目標として「令和7年度中にオンライン利用率60%」を掲げているが、実績は2年度にはわずか0.3%と極めて低調で向上の兆しが見受けられず、申請件数が非常に少ない約2,700手続も含む全手続をオンライン化したことで整備・運用保守費用が膨張し、3年度から5年度までの執行額は毎年度40億円を超えていることが明らかとなった。

政府は、令和元年閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画で費用対効果が見合わない手続等はオンライン化の対象から除くとしていたにもかかわらず、企画立案における事前検証が不十分であったために利便性の低いシステムに多額の国費を費やしたことを重く受け止め、利用者のニーズや申請状況を適切に把握し、費用対効果を厳格に見極めた上で、システムの抜本的な見直しを行うべきである。

2 福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について

福島県及び管内市町村等は、国から交付された福島再生加速化交付金を原資として設置造成等した加速化交付金基金により、複数年にわたり帰還・移住等環境整備等の事業を実施している。令和4年度末時点の基金保有額について会計検査院が検査したところ、文部科学省、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する5市町村の60事業21億145万円は、完了から1年以上が経過し、使用見込みがないにもかかわらず、各所管省は保有額が過大となっていないか十分に確認せず、国庫返還するよう指示をしていなかったことが明らかとなった。

政府は、令和元年にも会計検査院から同様の指摘がなされていたこと及び適時に国庫返還していれば復興予算の財源として有効活用できていたことを重く受け止め、基金の執行状況を適時適切に把握するとともに、復興庁、各所管省庁及び関係自治体の緊密な連携により再発防止を徹底し、復興を加速させるべきである。

3 スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について

総務省が平成29年度から実施してきた地域課題解決のためのスマートシティ推進事業は、デジタル技術やデータの活用により地域が抱える様々な課題の解決を目指すスマートシティの取組を支援するため、地方自治体等による都市OSの整備等に係る経費を補助するものである。しかし、財務省の予算執行調査において、本事業により提供されるサービスの住民による利用状況が極めて低調であること、地域間・分野間のデータ連携が進んでいないことが明らかとなり、スマートシティならではの取組は不十分と指摘された結果、令和6年度で廃止される事態となった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、本事業が住民のニーズに合致したサービスの提供につながらなかったことを重く受け止め、スマートシティ施策については、今般の事態を教訓とし

て、住民のニーズや費用対効果、データ連携の実現可能性などを十分に調査・検討し、再発防止に万全を期すべきである。

4 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、カンボジアの通信基幹ネットワーク整備事業において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施条件の見直しなどの検討を十分に行わなかったため、固定電話サービスの利用率が目標値61%に対して令和4年時点で0.16%と大きく下回っていた事態や、ガーナの保健センター建設計画において、大使館が事業実施機関に対して資金計画等を見直させるなどの働きかけを十分に行わなかったため、スタッフ宿舍等は完成したが、肝腎の保健センターが未完成であった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業に対する度重なる会計検査院の指摘や本委員会の決議を真摯に受け止め、過去の教訓をガイドライン等に取り入れるなどして、在外公館等における相手国との緊密な意思疎通や事業の進捗の適切な把握により再発防止を徹底するのみならず、国民が物価高騰で苦しむ中で国際協力を行う必要性への理解を得るべく、各事業の費用、効果及び進捗を分かりやすく公表し、ODAの意義について説明を尽くすべきである。

5 補正予算の執行状況の公表について

補正予算は、財政法において特に緊要となった経費に必要な予算の追加を行う場合等に限って作成できるとされているが、会計検査院が検査したところ、令和4年度一般会計において、歳出予算現額の全てが補正予算による追加額である予算科目10兆9,123億円のうち、54.3%に上る5兆9,318億円が5年度に繰り越されていたことが明らかとなった。また、国の決算書では、補正予算や予備費による追加額を特定して執行状況を把握することが原則としてできない中で、予備費に係る執行状況は各府省庁のホームページにおいて公表されている一方、補正予算に係る執行状況は公表されていない。

政府は、平成27年度決算検査報告においても補正予算に計上された予算の翌年度繰越率が高い傾向であることを踏まえて、適切な執行等に努める必要があるとされていたにもかかわらず、同様の指摘を受けたことを重く受け止め、財政法の趣旨との整合性や事業効果の検証に資するべく、補正予算による追加額に係る執行状況を公表し、国民への説明責任を果たすべきである。

6 事業の委託契約等における透明性の確保について

経済産業省が令和4年度第2次補正予算（4年12月成立）で造成した基金により実施しているリスクリングを通じたキャリアアップ支援事業では、事務局を委託した会社の子会社等に業務が再委託・再々委託されていたこと、再々委託された会社の設立が同年3月にもかかわらず、過去の実績等を踏まえて選定したとされていたことが判明した。また、資源エネルギー庁の電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業では、会計検査院が検査したところ、事務局の事務費の委託費率がそれぞれ83.5%及び71.2%と委託理由書提出の基準を大きく超えていたが、同理由書に委託等を要する具体的な理由の記載がなく、その妥当性や適切性を確認できない状況であることが明らかとなった。

政府は、本委員会が4年6月に行った措置要求決議を受けて、委託契約等における公平性確保や委託理由書による妥当性の確認を行うとしていたにもかかわらず、今般の事態が明らかとなったことを重く受け止め、委託事業全般において委託理由書の様式等の見直し及び事後検証の手の整備を行い、委託契約等に係る透明性の確保に取り組むべきである。

7 高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について

国土交通省は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体（事業主体）に交付金等を交付しており、平成16年及び22年に高額所得者への公営住宅の明渡請求や収入未申告者への収入調査等を適切に実

施するよう事業主体への個別の技術的助言や全国会議における周知、その実施状況等の実態調査やヒアリングを行ってきているが、公営住宅入居世帯に占める高額所得者、収入超過者及び収入未申告者の割合が令和5年度末時点で8.7%に上っている。一方、会計検査院による検査では、高額所得者等に対する明渡請求等が適切に実施されていなかった事態や、同省が平成24年6月以降事業主体への技術的助言等を行っておらず、令和元年度には一旦実態調査の対象から収入未申告者への措置の実施状況を除外していたことが明らかとなった。

政府は、公営住宅の応募倍率や入居率が高くなっている中、公営住宅を必要とする低額所得者が入居できるよう事業主体を支援すべき責任があることを改めて認識し、実態調査を適時適切に行うとともに、技術的助言等を徹底し、低額所得者に対して的確に公営住宅が提供されるよう取り組むべきである。

8 循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について

環境省は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を支援するため、循環型社会形成推進交付金を市町村等に交付している。会計検査院が検査したところ、交付対象とはならない構内道路等に係る整備費用を交付対象事業費に含めるなどして2県の3事業主体において交付金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同交付金については、類似の指摘が繰り返されており、平成21年度から令和5年度の検査報告における指摘金額の合計は、不当事項だけでも10億円以上となっている。

政府は、これまで再発防止策を講じてきたにもかかわらず、会計検査院から再三にわたり指摘を受けるなど、再発を防止できていないことを重く受け止め、完了した事業も含めて類似の事態の有無を調査するとともに、ミスの根絶のための電子的なフォーマットの活用、市町村等に対する交付金制度の内容や会計検査院の指摘事項等の周知徹底の強化により、再発防止に万全を期すべきである。

9 防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について

令和5年度決算検査報告では、海上自衛隊の横須賀及び呉の両地方総監部が、潜水艦に搭載されている鉛主蓄電池の充電に係る契約において、実績電力量が予定電力量を下回っていたにもかかわらず、契約を変更せず予定電力量に基づき8,132万円を過大に支払っていた事態が指摘された。防衛省の契約については、平成27年度の自衛隊基地等の電気需給契約、30年度の携帯無線機用電池の調達契約、令和3年度の弾薬等の技術支援に係る請負契約など、近年の検査報告において同様に使用実績を反映することなく過大な支払を行っていた事態が繰り返し指摘されている。

政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、防衛省内で組織横断的な是正措置が講じられていないことを重く受け止め、調達要求及び精算の各段階で使用実績が確実に反映されるよう改めて周知徹底するとともに、省内の会計監査等において不適切な事例が確認された場合には、確認体制の整備や支払要領の見直しなどを行い、再発防止に万全を期すべきである。

10 防衛省の定める設計要領等の不備について

防衛省地方防衛局等が発注する自衛隊施設の給水管又は污水排水管（両配管）の埋設工事では、污水排水管の漏水による給水管内の上水の汚染を防ぐため、上水設計要領において両配管を平行又は交差して埋設する場合の位置関係等に関する条件を定め、同条件を満たさない場合には給水管を保護することとされている。10地方防衛局等の65契約を会計検査院が検査したところ、下水設計要領に位置関係等の条件に係る規定がなく、上水設計要領に給水管の具体的な保護方法が明記されていなかったことなどにより、6地方防衛局の15契約34か所において、両配管の位置関係等の条件を満たしていない給水管が保護されておらず、上水が汚染されるおそれがある状態となっていた事態が明らかとなった。

政府は、自衛隊施設や防衛装備品に係る設計要領等の不備が自衛隊員のみならず、国民の生命・財

産等に影響を及ぼす可能性があることを重く受け止め、設計要領等に不備がないか精査するとともに、関係者からの不明瞭な点に関する問合せ内容を網羅的に蓄積した上で分析し、必要な改正を行うことにより、自衛隊施設等に係る安全性の確保に万全を期すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	福島	みずほ (立憲)	加田	裕之 (自民)	古賀	千景 (立憲)
理事	宮崎	雅夫 (自民)	北村	経夫 (自民)	塩村	あやか (立憲)
理事	石垣	のりこ (立憲)	上月	良祐 (自民)	野田	国義 (立憲)
理事	鬼木	誠 (立憲)	佐藤	信秋 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理事	里見	隆治 (公明)	滝沢	求 (自民)	石川	博崇 (公明)
理事	石井	苗子 (維新)	長峯	誠 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	倉林	明子 (共産)	野上	浩太郎 (自民)	山本	博司 (公明)
	朝日	健太郎 (自民)	長谷川	岳 (自民)	芳賀	道也 (民主)
	井上	義行 (自民)	橋本	聖子 (自民)	大島	九州男 (れ新)
	石井	浩郎 (自民)	山谷	えり子 (自民)	伊波	洋一 (沖縄)
	上野	通子 (自民)	木戸口	英司 (立憲)	浜田	聡 (N党)
	小川	克巳 (自民)	岸	真紀子 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会は、国と地方の行政の役割分担に関する件、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行った。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

2月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人慶應義塾大学大学院法務研究科教授飯島淳子君、明治大学公共政策大学院教授西出順郎君及び京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授窪田好男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、災害時に地方自治体間の連携がうまくいかない問題に関する分析、EBPMにおける政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方、災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性、地方創生推進交付金が地域で必要とされる事業や人材確保につながっていない要因、2000年に地方自治法が想定していた役割分担原則に照らした現状に対する所見、EBPMデータバンクが有効に機能するために中心となるべき国と地方の部局、国と地方自治体間の権限行使という観点で無駄を感じる点と改善方策、EBPMに基づく評価について対象を整理する必要性、東日本大震災における復興政策の不十分とされる政策構造や評価設定に対する所見、課題に対する政策手段の不合理を解決するため

の京都市の政策評価における工夫、新型コロナウイルス感染症対応において国が事務連絡を乱発したことの法的な問題点、感染症対策における国の権限を強化する方向での法改正に対する所見、地方自治体間でエビデンスを公開して必要に応じて取捨選択する考えに対する所見、日本の国会の行政監視機能に対する所見、一括交付金に対する評価の在り方、地方の活気をつくり出すための国の支援の在り方、地方自治体における事務事業評価の取組に地域間格差が生じている理由、国民が行政監視に参加しE B P Mに取り組むことに対する所見などが取り上げられた。

4月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について村上総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、鳩山内閣府副大臣、滝波農林水産副大臣、中田環境副大臣、西野内閣府大臣政務官、土田財務大臣政務官、山本農林水産大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、賃上げのための官公需における適切な価格転嫁の実施に向けた内閣府の見解、地方自治体の契約における価格転嫁の適正化に取り組む総務大臣の決意、政府のE B P M推進の流れを踏まえた行政運営改善調査に関する現状認識と課題、農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への国の支援の必要性、就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマとする必要性に対する総務大臣の見解、社会的養護に関する調査結果に基づく総務省の勧告を受けたことも家庭庁の所見と里親委託等の状況、災害教訓の伝承に関する総務省の調査結果を受けた内閣府の取組、事業期間が令和7年度までの緊急防災・減災事業債を延長・拡充する必要性、林野火災に関してたき火を許可制又は届出制として消防機関の事前把握を可能とする必要性、病院等に設置義務があるスプリンクラー設備を安価な消火設備で代替することの可否に対する総務大臣の見解、P F A Sの規制基準を世界水準に合わせる必要性、いじめ問題解決に向けて教員が子供に接する時間をつくるため従来のやり方から抜本的に転換した効果的な取組を行う必要性、総務大臣主導による会計年度任用職員の処遇改善や制度改革の実施の必要性に対する所見、民間団体が行っていた海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識などが取り上げられた。

4月21日、行政評価・行政相談及び更生保護に関する実情調査のため、関東管区行政評価局及びさいたま保護観察所の視察を行った。

5月12日、国と地方の行政の役割分担に関する件についてあべ文部科学大臣、村上総務大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、浅尾環境大臣、坂井国家公安委員会委員長、高村法務副大臣、鳩山内閣府副大臣、滝波農林水産副大臣、吉田厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官、松本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、J R A T（一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備に関する十分な支援の必要性、行政相談委員の認知度向上に向けた取組、全国学力・学習状況調査を児童が達成感を得られるようなものとする必要性、行政が平均点向上に躍起になり児童生徒の充実感が得られない全国学力・学習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の感染状況等に鑑みて公費支援等の影響緩和措置を継続する必要性、新型コロナウイルス感染症関連事業費の過大請求事案を踏まえ

た再委託先の処分の在り方を含む再発防止策、帰国する外国人労働者の住民税未納に対する法務省の認識と取組方針、帰国する外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針、給食無償化に当たり学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算を確保する必要性、地方議会の３月議会で議決される予算で７月より前に水害対策の工事を完了する方法、高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性、胎児性水俣病患者の救済について水俣市での意見交換を受けての環境大臣の認識、道路案内等の標識の視認性を全国的に点検・検証して改善する仕組みの必要性、イランに対する1990年代の査証免除措置停止の効果に対する評価とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況などが取り上げられた。

６月４日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、６月13日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

（２）委員会経過

○令和７年２月26日（水）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 飯島淳子君

明治大学公共政策大学院教授 西出順郎君

京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授 窪田好男君

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、森屋隆君（立憲）、里見隆治君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（Ｎ党）

○令和７年４月14日（月）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について村上総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、鳩山内閣府副大臣、滝波農林水産副大臣、中田環境副大臣、西野内閣府大臣政務官、土田財務大臣政務官、山本農林水産大臣政務官、金城文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、木戸口英司君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（Ｎ党）

○令和7年5月12日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件についてあべ文部科学大臣、村上総務大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、浅尾環境大臣、坂井国家公安委員会委員長、高村法務副大臣、鳩山内閣府副大臣、滝波農林水産副大臣、吉田厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官、松本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、古賀千景君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、里見隆治君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）

○令和7年6月4日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

（3）行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

【要 旨】

平成30年の参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は行政監視機能の強化の具体化に取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行い、国と地方自治体における政策評価やE B P Mの効果的な活用と実施の在り方、総務省行政評価局による調査の必要性や調査結果に関連した各府省の取組、各府省における諸施策の実態把握の在り方や課題、行政における国と地方の連携や役割分担、災害対策など諸施策の地域における適正な実施を支える国の支援など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、行政評価・行政相談及び更生保護の実情に関する視察を行うとともに、行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

議 院 運 営 委 員 会

委員一覧 (25名)

委員長	牧野 たかお (自民)	臼井 正一 (自民)	森本 真治 (立憲)
理 事	こやり 隆史 (自民)	梶原 大介 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理 事	馬場 成志 (自民)	神谷 政幸 (自民)	上田 勇 (公明)
理 事	星 北斗 (自民)	清水 真人 (自民)	高橋 次郎 (公明)
理 事	石橋 通宏 (立憲)	白坂 亜紀 (自民)	青島 健太 (維新)
理 事	熊谷 裕人 (立憲)	藤井 一博 (自民)	
理 事	伊藤 孝江 (公明)	山本 啓介 (自民)	
理 事	高木 かおり (維新)	若林 洋平 (自民)	
理 事	浜野 喜史 (民主)	渡辺 猛之 (自民)	
理 事	岩渕 友 (共産)	三上 えり (立憲)	(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	渡辺 猛之 (自民)	藤井 一博 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
	梶原 大介 (自民)	星 北斗 (自民)	安江 伸夫 (公明)
	こやり 隆史 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	高木 かおり (維新)
	白坂 亜紀 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	馬場 成志 (自民)	横沢 高德 (立憲)	岩渕 友 (共産)
			(7. 1. 24 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	森本 真治 (立憲)	星 北斗 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
	神谷 政幸 (自民)	山本 啓介 (自民)	高橋 次郎 (公明)
	こやり 隆史 (自民)	若林 洋平 (自民)	高木 かおり (維新)
	田中 昌史 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	馬場 成志 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	岩渕 友 (共産)
			(7. 1. 24 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件（いずれも議院運営委員長提出）であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願3種類3件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員旅費法の改正に伴い、議院に出頭する証人等の旅費及び日当について所要の規定の整

理を行うものである。

本法律案は、3月18日に衆議院から提出、25日、本委員会に付託され、26日に全会一致をもって可決された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めるものである。

本法律案は、4月24日に衆議院から提出、5月8日、本委員会に付託され、9日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○令和7年1月23日(木) (第216回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の令和7年度予定経費要求に関する件について決定した。

○令和7年1月24日(金) (第1回)

一、外交防衛委員長、厚生労働委員長、予算委員長及び決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、政治改革に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民・無所属4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民・無所属6人、公明党4人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び沖縄の風各2人、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計35人

政治改革に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民・無所属6人、公明党5人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、れいわ新選組1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民・無所属3人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びNHKから国民を守る党各1人 計20人

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民・無所属4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民・無所属4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党16人、立憲民主・社民・無所属6人、公明党4人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各2人、NHKから国民を守る党1人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党7人、立憲民主・社民・無所属3人、公明党2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月28日及び29日

ロ、時 間 自由民主党60分、立憲民主・社民・無所属45分、公明党30分、日本維新の会25分、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分、れいわ新選組10分

ハ、人 数 自由民主党及び立憲民主・社民・無所属各2人、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人

二、順 序 1立憲民主・社民・無所属 2自由民主党 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党 7立憲民主・社民・無所属 8自由民主党 9れいわ新選組

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年1月28日(火) (第2回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年1月29日(水) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年2月4日(火) (第4回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・上智大学非常勤講師田中淳子君及び検査官候補者・検査官挽文子君から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

・田中検査官候補者に対する質疑

〔質疑者〕

石橋通宏君(立憲)、高木かおり君(維新)、浜野喜史君(民主)、岩渕友君(共産)、神谷政幸君(自民)、安江伸夫君(公明)、横沢高德君(立憲)

・挽検査官候補者に対する質疑

〔質疑者〕

熊谷裕人君(立憲)、青島健太君(維新)、浜野喜史君(民主)、岩渕友君(共産)、山本啓介君(自民)、高橋次郎君(公明)、三上えり君(立憲)

○令和7年2月12日(水) (第5回)

一、本会議における内閣総理大臣の米国訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年2月19日(水) (第6回)

一、次の件について青木内閣官房副長官、辻内閣府副大臣、瀬戸内閣府副大臣、阿達総務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣及び高橋国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事長、同理事及び同監事の任命同意に関する件

ニ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

チ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ル、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年3月12日(水) (第7回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件について参考人公正取引委員会委員長候補者・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社理事長茶谷栄治君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、高木かおり君（維新）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、藤井一博君（自民）、伊藤孝江君（公明）、森本真治君（立憲）

○令和7年3月14日(金) (第8回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。

一、本会議における令和7年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風
会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、参議院規則の一部を改正する規則案（馬場成志君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案（馬場成志君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、福治会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年3月26日（水）（第9回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、次の件について青木内閣官房副長官、辻内閣府副大臣、鳩山内閣府副大臣、瀬戸内閣府副大臣、富樫総務副大臣、高村法務副大臣及び中田環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

ニ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、行政不服審査会委員の任命同意に関する件

ト、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年3月31日（月）（第10回）

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月1日(火) (第11回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月9日(水) (第12回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月11日(金) (第13回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、元本院議長故斎藤十朗君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月16日(水) (第14回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月18日(金) (第15回)

一、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年4月23日(水) (第16回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、元議員故田名部匡省君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について参考人人事官候補者・人事院総裁川本裕子君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、青島健太君（維新）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、山本啓介君（自民）、安江伸夫君（公明）、横沢高德君（立憲）

○令和7年4月25日（金）（第17回）

一、調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程の制定に関する件について決定した。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、災害対策基本法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月9日（金）（第18回）

一、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長浜田靖一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第28号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

一、参議院規則の一部を改正する規則案（馬場成志君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（馬場成志君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、国会職員の適性評価の実施に関する件の一部改正に関する件について決定した。

一、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月14日（水）（第19回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、令月会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、公益通報者保護法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月16日(金) (第20回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月21日(水) (第21回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、次の件について青木内閣官房副長官、辻内閣府副大臣、穂坂内閣府副大臣、瀬戸内閣府副大臣、阿達総務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣及び中田環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、原子力委員会委員の任命同意に関する件

ハ、個人情報保護委員会委員長の任命同意に関する件

ニ、公認会計士・監査審査会委員の任命同意に関する件

ホ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ヘ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ト、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

チ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

リ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ル、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヲ、原子力規制委員会委員の任命同意に関する件

一、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月23日(金) (第22回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月28日(水) (第23回)

一、国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（山本順三君外16名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、日本学術会議法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年5月30日(金) (第24回)

一、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、特定生殖補助医療に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○令和7年6月4日(水) (第25回)

一、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月6日(金) (第26回)

一、環境影響評価法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民・無所属15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月11日(水) (第27回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月13日(金) (第28回)

一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本会議において外交・安全保障に関する調査会、国民生活・経済及び地方に関する調査会及び資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月18日(水) (第29回)

一、本会議における令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民・無所属15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月20日(金) (第30回)

一、鈴木宗男君の議員辞職を許可することに決定した。

一、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党及び立憲民主・社民・無所属各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和7年6月21日(土) (第31回)

○財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案（柴愼一君外2名発議）の委員会審査省略要求の件についてこれを否決した。

■ 庶務関係小委員会

○令和7年1月23日(木) (第216回国会閉会後第1回)

○参議院の令和7年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○令和7年1月23日(木) (第216回国会閉会後第1回)

○国立国会図書館の令和7年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	勝部	賢志（立憲）	岡田	直樹（自民）	礪崎	哲史（民主）
理事	山東	昭子（自民）	武見	敬三（自民）	井上	哲士（共産）
	石井	準一（自民）	山口	那津男（公明）		
	大家	敏志（自民）	松沢	成文（維新）		（会期終了日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	塩田	博昭（公明）	加田	裕之（自民）	野田	国義（立憲）
理事	梶原	大介（自民）	加藤	明良（自民）	広田	一（立憲）
理事	藤木	真也（自民）	古庄	玄知（自民）	嘉田	由紀子（維新）
理事	鬼木	誠（立憲）	佐藤	啓（自民）	松野	明美（維新）
理事	平木	大作（公明）	堀井	巖（自民）	舟山	康江（民主）
	阿達	雅志（自民）	宮本	周司（自民）	仁比	聡平（共産）
	小川	克巳（自民）	木戸口	英司（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出２件及び衆議院提出１件（災害対策特別委員長提出）の合計３件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願１種類14件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和12年３月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって可決された。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案は、令和６年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、登録被災者援護協力団体の欠格事由の在り方、被災者支援の担い手確保に向けた取組、広域避難を行う被災者の実態把握のための方策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から、登録被災者援護協力団体の欠格事由のうち、役員に、心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるものに該当する者のあることを削除すること等を内容とする修正案が提出され、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案は、令和６年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その

支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、被災地域の経済再建における機構の役割と支援の状況、機構を時限的組織とすることの妥当性、小規模の被災事業者等に対する機構の支援の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

3月14日、災害対策の基本施策について坂井国務大臣及び赤澤国務大臣から所信を、また、令和7年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

3月25日、災害対策の基本施策について質疑を行い、災害の語り部の持続可能な活動を可能とするための国による支援の必要性、防災基本計画における災害教訓の伝承の枠組みの中に災害の語り部を位置付ける必要性、移動式医療コンテナ等の配備及び活用の推進を通じた災害時の医療提供体制強化の必要性、地方公共団体における気象防災アドバイザーの活用推進に向けた政府の取組の方向性、岩手県大船渡市の林野火災に係るこれまでの対応についての評価及び課題認識、防災庁設置に向けた議論への期待及び新たな知見を防災施策に生かす必要性に係る所見、南海トラフ地震から国民の生命・財産を守り安心感を担保するため国が行うべき対策、除去土壌の運搬先及び実証実験の候補地について国有地を優先して選定する必要性、防災庁設置準備アドバイザー会議において指摘された現行の災害対応に係る体制の課題、事前防災から復興までの諸施策を防災庁が一貫して担う必要性、令和4年の豪雪地帯対策特別措置法改正後に実施した豪雪対策及びその効果、田んぼダムによる洪水被害軽減効果への評価及び被災農地への補償の必要性、能登半島地震の被災者の住まいのニーズを丁寧に調査し良好な居住環境を確保する必要性、戸建ての木造仮設住宅の恒久化等コミュニティを維持できる住宅の整備を進める必要性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○令和7年1月24日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和7年3月14日（金）（第2回）

- 災害対策の基本施策に関する件について坂井国務大臣及び赤澤国務大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度防災関係予算に関する件について鳩山内閣府副大臣から説明を聴いた。

○令和7年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策の基本施策に関する件について坂井内閣府特命担当大臣、赤澤国務大臣、古川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、平木大作君（公明）、木戸口英司君（立憲）、野田国義君（立憲）、嘉田由紀子君（維新）、舟山康江君（民主）、仁比聡平君（共産）

- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長金子恭之君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和7年4月25日（金）（第4回）

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について坂井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月9日（金）（第5回）

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学生産技術研究所教授、東京大学社会科学研究所特任教授 加藤孝明君

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科教授 鍵屋一君

大阪公立大学大学院文学研究科人間行動学専攻准教授 菅野拓君

日本障害フォーラム（JDF）能登半島地震支援センタースタッフマネージャー 塩田千恵子君

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、野田国義君（立憲）、平木大作君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和7年5月23日（金）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について坂井内閣府特命担当大臣、瀬戸内閣府副大臣、仁木厚生労働副大臣、国定国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、広田一君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、平木大作君（公明）、嘉田由紀子君（維新）、舟山康江君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月28日（水）（第7回）

- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について赤澤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年6月2日（月）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について赤澤内閣府特命担当大臣、西野内閣府大臣政務官、竹内経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、木戸口英司君（立憲）、野田国義君（立憲）、平木大作君（公明）、松野明美君（維新）、舟山康江君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和7年6月20日（金）（第9回）

- 請願第348号外13件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	石井 浩郎（自民）	大家 敏志（自民）	水野 素子（立憲）
理 事	朝日 健太郎（自民）	自見 はなこ（自民）	河野 義博（公明）
理 事	臼井 正一（自民）	高橋 克法（自民）	三浦 信祐（公明）
理 事	比嘉 奈津美（自民）	高橋 はるみ（自民）	山本 博司（公明）
理 事	若林 洋平（自民）	本田 顕子（自民）	猪瀬 直樹（維新）
理 事	羽田 次郎（立憲）	松山 政司（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理 事	下野 六太（公明）	三宅 伸吾（自民）	浜口 誠（民主）
理 事	石井 苗子（維新）	森屋 宏（自民）	紙 智子（共産）
	青山 繁晴（自民）	勝部 賢志（立憲）	大島 九州男（れ新）
	井上 義行（自民）	徳永 エリ（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	今井 絵理子（自民）	福山 哲郎（立憲）	高良 鉄美（沖縄）
	江島 潔（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願１種類１件を採択した。

なお、第９回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ９）に向けた我が国の開発協力の在り方に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

３月19日、政府開発援助等の基本方針に関する件について、岩屋外務大臣から所信を聴いた。また、沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について、伊東内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び岩屋外務大臣から所信を聴いた。

３月25日、予算委員会から委嘱された令和７年度政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、ＯＤＡの意義と必要性についての国民に対する説明の現状と今後の取組、沖縄振興一括交付金を減らして国が市町村に直接交付する予算を増やす理由、子供の貧困問題が深刻な沖縄における人材育成の重要性、国民の理解を得るためにＯＤＡの仕組みを周知する必要性、北方領土同様に政府主催により「竹島の日」を開催することについての政府の姿勢、北方領土館の老朽化への対応についての検討状況と予算措置、魚釣島における遺骨収集に関する外務省の考え方、沖縄への鉄軌道の早期導入の必要性等について質疑を行った。

４月18日、参議院政府開発援助調査に関する件について、令和６年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、インドの高速鉄道に日本の新幹線が選定された理由及び今後の延長等の見通し、ＪＩＣＡの支援が日本の支援と認識されていないとの指摘を踏まえた今後の支援の在り方、トンガ及びフィジーにおける中国による積極的な開

発協力についての訪問先での印象、ODAに対して国民に反対意見があることを踏まえた日本の取るべき立場、円借款事業を含むODAの活動に対する円安の影響、アフリカ諸国の内発的かつ持続的な発展に資する技術者養成の取組の意義、JICA海外協力隊員の年代等の属性の現況、調査派遣前後における現地のイメージの相違についての所見等について意見交換を行った。

5月9日、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に向けた我が国の開発協力の在り方に関する件について調査を行い、参考人京都大学名誉教授・神戸大学名誉教授高橋基樹君、近畿大学名誉教授池上甲一君及びインパクト志向金融宣言事務局長代理小笠原由佳君から意見を聴いた後、TICADを国民に知ってもらうために政府がすべき取組、これまでのTICADにおいて不足していた部分に対する見解、高い教育を受けたアフリカの人材の地元への定着に向けた取組、アフリカにおいて通常の経済発展段階を経ることなくインフォーマルな零細産業が生じた背景、アフリカの食料生産能力のポテンシャル、従前の日本のODAの特徴と海外研究者からの評価、対アフリカ開発協力における日本の支援と日本企業の利益追求とのバランスの在り方、アフリカの開発協力においてJICAが果たし得る役割等について質疑を行った。

5月23日、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について調査を行い、4つの日露漁業交渉の現状と北方四島周辺水域操業枠組協定の協議再開に向けた打開策、ガザの深刻な現状を踏まえたイスラエルに対する政府の具体的な対応と人道支援物資の同地区への供給状況、積極的な日本外交を進める上で最も重要なツールとしてのODAの意義とFOIPとの関係、公務執行中の米軍による事故の損害賠償に係る日本側の負担割合を見直す必要性、日本アフリカ産業共創イニシアティブ創設の経緯と将来的な展望、北方領土隣接地域にJR花咲線が果たす役割及び路線維持に向けた支援・取組、沖縄県内における米軍基地周辺のPFAS汚染の原因に対する政府の認識と対応、史実に基づく沖縄戦の歴史認識を発信する必要性等について質疑を行った。

6月11日、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に向けた我が国の開発協力の在り方に関する決議を行った。

（２）委員会経過

○令和7年1月24日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和7年3月19日（水）（第2回）

- 政府開発援助等の基本方針に関する件について岩屋外務大臣から所信を聴いた。
- 沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について伊東内閣府特命担当大臣及び岩屋外務大臣から所信を聴いた。

○令和7年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算（衆議院送付）
令和7年度特別会計予算（衆議院送付）
令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務

局)及び沖縄振興開発金融公庫)について岩屋外務大臣及び鳩山内閣府副大臣から説明を聴いた後、同大臣、同副大臣、小林防衛大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林洋平君(自民)、水野素子君(立憲)、下野六太君(公明)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、大島九州男君(れ新)、伊波洋一君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月18日(金)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○令和7年5月9日(金)(第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に向けた我が国の開発協力の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学名誉教授、神戸大学名誉教授 高橋基樹君

近畿大学名誉教授 池上甲一君

インパクト志向金融宣言事務局長代理 小笠原由佳君

〔質疑者〕

臼井正一君(自民)、羽田次郎君(立憲)、下野六太君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、大島九州男君(れ新)、伊波洋一君(沖縄)

○令和7年5月23日(金)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について岩屋外務大臣、伊東内閣府特命担当大臣、青木内閣官房副長官、勝目環境大臣政務官、小林防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君(自民)、石橋通宏君(立憲)、三浦信祐君(公明)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、大島九州男君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)

○令和7年6月11日(水)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に向けた我が国の開発協力の在り方に関する決議を行った。

○令和7年6月20日(金)(第8回)

- 請願第1248号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

―第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）に向けた 我が国の開発協力の在り方に関する決議―

本年8月、第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）が開催される予定である。分断と対立の様相を深める国際社会において、T I C A Dは、日本とアフリカが対話を通じてお互いへの信頼を高め、共に成長するパートナーとしての関係をより強固にし時代の変化に即して進化させていく基盤となっている。

以上を踏まえ、政府においては、開発協力に関し、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、パートナーとして選ばれる日本であるために

今日の開発協力においては、支援する側とされる側との旧来の構図ではなく、我が国自身も共有する社会課題の解決に向け、協働することが重要になっている。また、多極化や分断、紛争に直面する国際社会において存在感を高めるアフリカから「パートナーとして選ばれる日本」であるためには、支援内容の検討に当たり、対話を通じて現地のニーズを適切にくみ取り、様々な主体と連携しながら相手に提案していくことが重要であり、各国それぞれの事情を踏まえつつ、多様な手法を柔軟に検討していくべきである。

二、アフリカの実態を踏まえた実効性の高い協力の推進

アフリカを全体として見れば、今世紀に入り大きな経済成長を見せているものの、今なお貧困や飢餓、格差の拡大、開発を阻害する紛争や暴力など多くの開発課題を残しており、SDG sの達成に向けても一層の開発協力が求められている。その際、開発の成果を広く国全体に行き渡らせることができるように、経済におけるインフォーマルセクターの大きさや小農・家族農業を中心とした農業など、アフリカの実態を踏まえつつ、これまでアフリカの開発を妨げてきた要因に関する詳細な分析に基づき、実効性の高い取組を進めていくべきである。

三、ニーズを踏まえた公的資金と民間資金との連携

気候変動、感染症等の地球規模課題に直面する中、SDG s達成のために必要となる膨大な資金ニーズを踏まえ、公的資金を適切に確保するとともに、社会課題を解決する意図を持つ投資家等を通じた民間資金が果たす役割も重要になっていることから、相手国のニーズに即した支援となるかを十分に検討した上で、公的資金と民間資金を効果的に組み合わせるよう一層努力するべきである。

四、共創の原動力となる人づくりの推進

人づくりは国づくりの基盤であるとの考えの下、T I C A Dプロセスにおいてもアフリカの若者の産業人材育成を行う「A B Eイニシアティブ」を始め、産業、保健・医療、農業、司法、行政等の分野で能力強化に取り組み、そうした方々の活躍を通してアフリカの課題解決に貢献してきた。このような人材は、国際社会への貢献や、我が国とアフリカとの橋渡しの役割を担うことが期待され、共創の原動力ともなることから、教育機会の拡大や、教育研究機関の連携による若者の育成も含め、人づくりに係る取組を今後も重点的に進めるべきである。

五、J I C A海外協力隊を始め支援の担い手に対するサポートの充実

本年、発足60周年を迎えるJ I C A海外協力隊及びNGO団体等は、「顔が見える支援」の担い手として人と人との信頼をつなぐとともに、国内では広く開発協力を身近に感じさせる存在として

重要な役割を果たしてきた。また、途上国の厳しい環境で培われた経験を国内へ環流し、社会問題の解決に貢献することも期待されている。少子化や海外での活動機会の多様化が進む中においても、継続的に支援活動に参加する人材を確保していくため、帰国後のキャリア形成支援や現地での起業支援を含め、長期的な視点から一層充実したサポートを行うべきである。

六、国民に支持される開発協力

これまでの開発協力を通じて培ってきた国際社会からの信頼は、今日の我が国の外交力の源泉である。そして、開発協力には、幅広い国民の理解と支持が必須であり、これらに支えられてこそ十全にその力を発揮する。また、税金を始めとする公的資金を原資とする開発協力が、民間資金との連携を含め今後も国民から理解され、後押しを得るためには、相手国のニーズに基づいた協力目的を明らかにした上での効果的な案件形成と、我が国の貢献を無駄にしないためのモニタリングの徹底が必要不可欠である。さらに、開発協力が、相手国国民の豊かさに貢献するとともに、国際社会の一員として生きる我が国国民への信頼につながり、繁栄の実現に貢献してきたことを一人一人が再認識できるよう、引き続き取組を進めるべきである。

右決議する。

政治改革に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	豊田 俊郎 (自民)	古庄 玄知 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	磯崎 仁彦 (自民)	上月 良祐 (自民)	秋野 公造 (公明)
理事	佐藤 正久 (自民)	白坂 亜紀 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	永井 学 (自民)	船橋 利実 (自民)	高橋 光男 (公明)
理事	藤井 一博 (自民)	星 北斗 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	小沼 巧 (立憲)	宮崎 雅夫 (自民)	青島 健太 (維新)
理事	石川 博崇 (公明)	森屋 宏 (自民)	上田 清司 (民主)
理事	柴田 巧 (維新)	山下 雄平 (自民)	浜野 喜史 (民主)
	岩本 剛人 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	井上 哲士 (共産)
	臼井 正一 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	山下 芳生 (共産)
	小野田 紀美 (自民)	小西 洋之 (立憲)	舩後 靖彦 (れ新)
	神谷 政幸 (自民)	辻元 清美 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類42件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第9号)は、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第10号)は、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図ろうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載内容に係る規制の具体的判断基準、選挙運動における障害者への配慮の在り方、選挙運動に係る今後の検討の方向性等について質疑が行われ、順次採決の結果、衆第9号は多数をもって、衆第10号は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

委員会においては、選挙に要する経費の基準を法律により定める意義と必要性、投票立会人等の費用弁償額の妥当性、現行選挙制度における課題とその解消、障害者の投票環境改善等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

3月25日、第50回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について村上総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

（２）委員会経過

○令和7年1月24日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和7年3月25日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第50回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について村上総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同鈴木英敬君、同逢沢一郎君、同中川康洋君、同池下卓君、同臼木秀剛君、同落合貴之君及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、小西洋之君（立憲）、石川博崇君（公明）、柴田巧君（維新）、浜野喜史君（民主）、井上哲士君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、浜田聡君（N党、委員外議員）、神谷宗幣君（無、委員外議員）

（衆第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

（衆第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和7年5月21日（水）（第3回）

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月23日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について村上総務大臣、鳩山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、青島健太君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	松下 新平（自民）	北村 経夫（自民）	窪田 哲也（公明）
理事	清水 真人（自民）	小林 一大（自民）	中条 きよし（維新）
理事	自見 はなこ（自民）	山田 宏（自民）	柳ヶ瀬 裕文（維新）
理事	打越 さく良（立憲）	山谷 えり子（自民）	川合 孝典（民主）
理事	安江 伸夫（公明）	吉井 章（自民）	井上 哲士（共産）
	赤池 誠章（自民）	川田 龍平（立憲）	浜田 聡（N党）
	衛藤 晟一（自民）	三上 えり（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願 1 種類 1 件は、審査未了となった。

〔国政調査〕

3月21日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岩屋外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について林国務大臣からそれぞれ説明を聞いた。

5月16日、拉致問題解決に向けた国際的連携、トランプ米政権の北朝鮮政策、拉致問題の啓発・広報、拉致問題への取組、拉致被害者の認定、北朝鮮に対する我が国の制裁措置、北朝鮮向けラジオ放送等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和 7 年 1 月 24 日（金）（第 1 回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和 7 年 3 月 21 日（金）（第 2 回）

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岩屋外務大臣から説明を聞き、拉致問題をめぐる現状に関する件について林国務大臣から説明を聞いた。

○令和 7 年 5 月 16 日（金）（第 3 回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、トランプ米政権の北朝鮮政策に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、拉致問題への取組に関する件、拉致被害者の認定に関する件、北朝鮮に対する我が国の制裁措置に関する件、北朝鮮向けラジオ放送に関する件等について林国務大臣、岩屋外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、三上えり君（立憲）、安江伸夫君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、川合孝典君（民主）、井上哲士君（共産）、浜田聡君（N党）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山田 太郎（自民）	太田 房江（自民）	福島 みずほ（立憲）
理 事	磯崎 仁彦（自民）	友納 理緒（自民）	宮崎 勝（公明）
理 事	船橋 利実（自民）	長谷川 英晴（自民）	金子 道仁（維新）
理 事	岸 真紀子（立憲）	山本 啓介（自民）	藤巻 健史（維新）
理 事	伊藤 孝江（公明）	山本 佐知子（自民）	磯崎 哲史（民主）
	小野田 紀美（自民）	柴 愼一（立憲）	伊藤 岳（共産）
	越智 俊之（自民）	高木 真理（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出２件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願２種類74件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義と提案募集方式の在り方、地方自治体システムの標準化に伴う諸課題、公立大学法人の出資可能対象の拡大の目的等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、国家資格等のオンライン・デジタル化による効果、マイナンバー制度に対する懸念への対応、マイナンバー活用に向けた今後の取組等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

３月14日、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について伊東国務大臣及び平国務大臣から所信を聴取した。

３月25日、予算委員会から委嘱された令和７年度内閣（デジタル行財政改革関係経費、

新しい地方経済・生活環境創生関係経費）、内閣府（内閣本府（地方創生関係経費）、地方創生推進事務局）及びデジタル庁予算の審査を行い、D F F Tに対するデジタル大臣の所見、デジタルマーケットプレイスの現状に対するデジタル大臣の認識、災害時におけるデジタル活用の取組状況と今後の見通し、会計年度任用職員等に対するマタニティハラスメントや雇止めの防止に向けた改善策、最低賃金を全国一律1,500円とする必要性、地方からの人口流出とジェンダーギャップ解消に向けた課題、人口減少が続く中での地方創生におけるデジタル実装の位置付けや期待される効果、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用状況に対する検証の必要性、地方創生の担い手の育成にデジタル技術を活用する重要性、政府が地方創生を推進する目的、我が国経済の持続的な成長と東京一極集中の是正に向けた政府の取組、ビッグデータの活用と個人情報保護の両立の在り方、マイナ免許証の導入による行政負担軽減の効果を見える化する必要性、マイナ免許証の取得後にマイナナンバーカードを更新すると免許情報が引き継がれないことに対する警察庁の認識、様々な分野でマイナンバーとの連携が進むことに伴いトラブルが発生しないようデジタル庁として注意喚起する必要性、平国務大臣の政治資金収支報告書において個人献金者の住所として企業の所在地が記載されていた理由、過去に医療扶助を受けていた者がオンライン資格確認において医療扶助の対象と表示された理由と今後の対応等の諸問題について質疑を行った。

4月9日、大臣の所信に対し、デジタル技術を活用したオーバードーズ対策の可能性、政府等において使用されているI o T機器に対する安全保障の観点からの対策状況、デジタル機器の安全保障上のリスク排除のための全省庁横断的な取組の必要性、地域社会・経済の持続可能性を確保するためのデジタル行財政改革の進め方、地方公共団体の情報システム標準化の進捗状況と運用経費増加への対応、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の趣旨と今後の取組、地方創生2.0の策定における若者や女性の視点、地方衰退の要因と医療、介護、保育、教育、公共交通等の生活基盤維持の重要性、国・地方のデジタル人材育成の取組と「アイデアソン・ハッカソン」の活用策、地方創生のためのこれまでの取組の功罪と今後の課題、地方創生関連予算を過疎地域等に重点的に配分する仕組みの必要性、マイナンバーカードと運転免許証の一体化における課題、マイナンバーカードを活用したマイナ救急実証事業の成果と事業普及に向けた取組、マイナ救急を含む医療DXの推進に向けた平大臣の決意、マイナンバーカードに搭載された電子証明書の意義とその更新手続を周知する必要性、高校入試出願のDX化を公立に限定せず私立を含めたシステムに拡充する必要性、高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金のオンライン申請窓口の統一化の重要性、デジタル化による教員の負担軽減・業務の効率化に対する平大臣の決意、アナログ規制の見直しによる経済効果及び今後の検証等の在り方、行政手続コストを増加させないデジタル化の取組、アナログ規制の見直しを「制度の見直し」と「技術の実装」の好循環につなげるための施策、過去の医療扶助に係る個人情報が表示されるマイナ資格確認アプリの不具合発生の可能性を認識した時期、マイナ資格確認アプリの不具合を認識しながら運用を開始した理由、ライドシェアにおける遠隔点呼による運行管理の妥当性等の諸問題について質疑を行った。

5月9日、地域の視点による地方創生に向けた郵便局ネットワーク活用の必要性、地方

創生伴走支援制度による政策効果を全国に広げるための具体的な取組、地方創生においてライドシェアが果たす役割についての伊東大臣所見、大学間連携推進のためのプラットフォーム構築におけるデジタル庁の役割、移動診療車によるオンライン診療が解決する課題についての伊東大臣の認識、タクシー等配車アプリの優先配車サービスの問題性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年1月24日(金) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和7年3月14日(金) (第2回)

- 地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について伊東国務大臣及び平国務大臣から所信を聴いた。

○令和7年3月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和7年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(内閣所管(デジタル行財政改革関係経費、新しい地方経済・生活環境創生関係経費)、内閣府所管(内閣本府(地方創生関係経費)、地方創生推進事務局)及びデジタル庁所管)について平国務大臣及び鳩山内閣府副大臣から説明を聴いた後、平デジタル大臣、富樫総務副大臣、鳩山内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君(自民)、福島みずほ君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、藤巻健史君(維新)、礒崎哲史君(民主)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月9日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について平デジタル大臣、伊東国務大臣、穂坂副大臣、富樫総務副大臣、古川国土交通副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君(自民)、船橋利実君(自民)、高木真理君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、金子道仁君(維新)、礒崎哲史君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和7年4月16日(水) (第5回)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について伊東内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月25日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について伊東内閣府特命担当大臣、武部文部科学副大臣、穂坂デジ

タル副大臣、富樫総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、岸真紀子君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、藤巻健史君（維新）、金子道仁君（維新）、礪崎哲史君（民主）、伊藤岳君（共産）

（閣法第35号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

○令和7年5月9日（金）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方創生における郵便局の活用に関する件、地方創生伴走支援制度の取組に関する件、ライドシェアの推進に関する件、大学間連携の推進に関する件、移動診療車によるオンライン診療に関する件、タクシー等配車アプリに関する件等について伊東国務大臣、平デジタル大臣、古川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、高木真理君（立憲）、藤巻健史君（維新）、金子道仁君（維新）、礪崎哲史君（民主）、伊藤岳君（共産）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について平デジタル大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月14日（水）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について平デジタル大臣、穂坂デジタル副大臣、鳩山内閣府副大臣、仁木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、柴愼一君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、藤巻健史君（維新）、礪崎哲史君（民主）、伊藤岳君（共産）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	石井	章（維新）	古賀	友一郎（自民）	村田	享子（立憲）
理事	神谷	政幸（自民）	田中	昌史（自民）	佐々木	さやか（公明）
理事	進藤	金日子（自民）	比嘉	奈津美（自民）	高橋	次郎（公明）
理事	石川	大我（立憲）	宮本	周司（自民）	松沢	成文（維新）
	赤松	健（自民）	山田	太郎（自民）	田村	まみ（民主）
	生稻	晃子（自民）	大椿	ゆうこ（立憲）	大門	実紀史（共産）
	上野	通子（自民）	田島	麻衣子（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

公益通報者保護法の一部を改正する法律案は、公益通報者の範囲を拡大するとともに、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を強化するほか、公益通報に適切に対応するために事業者がとるべき措置の充実強化を図るための措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、附則の検討規定について、施行後5年とされていた検討の目途を施行後3年とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、公益通報を理由とする不利益な配置転換等の抑止・救済策、地方公共団体に対する指導の必要性、改正後の法の周知の徹底等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月17日、消費者行政の基本施策について伊東内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。

3月25日、予算委員会から委嘱された令和7年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、適正製造規範（GMP）に基づく機能性表示食品の製造管理に係る立入検査の準備状況、ミネラルウォーター類中のPFASの規格基準設定の見通し、関係省庁が連携して美容医療のオンライン診療トラブル防止に取り組む必要性、PFASの健康への影響に関する調査結果を踏まえたリスクコミュニケーションの徹底、飲料水におけるマイクロプラスチックの人体への影響調査を実施する必要性、食品添加物アスパルテームに関する最新の科学的知見を把握する必要性、どの地域でも専門家による消費生活相談が受けられる体制整備の重要性、PIO-NETの刷新や消費生活相談のデジタル化の狙いと取組の状況、匿名・流動型犯罪グループによる悪質リフォーム等の消費

者被害の状況、消費生活相談員の減少防止及び処遇改善に向けた抜本的な対策の必要性、地方消費者行政強化交付金の推進事業終了後の支援策の必要性、日本たばこ産業株式会社による広告宣伝等の問題点、カスタマーハラスメントに関する消費者庁による意識調査及び普及啓発活動の内容、ホームページでカスタマーハラスメント対策を啓発するよう地方自治体に促す必要性、地方消費者行政強化交付金による支援の期限到来に備えた検討会設置の必要性、悪質商法による被害者の被害回復が行われない理由、悪質商法による被害者の被害回復のための違法収益剥奪に関する消費者庁の所見、消費者法制度のパラダイムシフトと悪質商法による被害者救済の関係等の諸問題について質疑を行った。

4月4日、大臣の所信に対し、高齢者や障害者の消費者被害防止に向けた消費者庁の取組、葬儀サービスのトラブルに関する消費生活相談の状況、葬儀サービスのトラブル事例に対する消費者庁の対応、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における家庭系食品ロス削減目標達成に向けた取組、持続可能な社会の形成に向けたグリーン志向の消費行動の促進に関する消費者庁の取組、消費者庁の食育の推進に関する今後の具体的な取組方針、オンラインカジノについての現状認識とオンラインカジノに起因する闇バイトの実態調査の必要性、有名人が広告塔になることも含めたオンラインカジノへの法的規制の必要性、大阪IRのカジノがオンラインカジノへの入口となることへの懸念、消費者ホットライン「188」の入電件数と実際に消費生活相談窓口につながった件数、固定電話や携帯電話からの消費者ホットラインと国民生活センターの平日バックアップ相談の通話料に係る利用者負担の違い、消費者ホットライン通話料無料化等の検討を進める必要性、教員の負担を増さずに小中学校で消費者教育を前進させる実効性のある取組や事例、コンビニエンスストアにおいて廃棄予定の食品を生活困窮者に無償で提供する実証実験の拡大の必要性、地方自治体における消費者行政サービスに係る財政支援の強化についての伊東大臣の決意、SNSによる飲食店での消費者トラブルの拡散についての消費者庁の対応、水たばこによる健康被害に係る適切な対策を消費者庁が中心となって取りまとめる必要性、公益通報者保護法を改正する必要性に関する伊東大臣の認識、見守りネットワークの設置状況とチェーン店等の参加促進の取組の必要性、外国人向けの消費税免税制度の見直しの進捗状況と周知方法、生活関連物資の価格高騰に対する伊東大臣の受け止めと消費者庁の対応、特定商取引法に基づく消費者担当大臣の命令を事業者が軽視する実態と罰則強化の必要性、悪質な事業者のノウハウや人脈を排除するために連鎖販売業に事前登録制を導入する必要性、破綻必至商法による被害防止のための抜本的な法改正に向けた伊東大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年1月24日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和7年3月17日(月) (第2回)

○消費者行政の基本施策に関する件について伊東内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○令和7年3月25日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について鳩山内閣府副大臣から説明を聴いた後、同副大臣、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月4日（金）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○消費者行政の基本施策に関する件について伊東内閣府特命担当大臣、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、進藤金日子君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、村田享子君（立憲）、高橋次郎君（公明）、松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和7年5月14日（水）（第5回）

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について伊東内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大西健介君から説明を聴いた。

○令和7年5月16日（金）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について伊東内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、進藤金日子君（自民）、石川大我君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、高橋次郎君（公明）、松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和7年5月23日（金）（第7回）

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 山本隆司君

元オリンパス株式会社社員 濱田正晴君

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、弁護士 林尚美君

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、高橋次郎君（公明）、松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和7年6月2日（月）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について伊東内閣府特命

担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、高橋次郎君（公明）、松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	小沢	雅仁 (立憲)	滝沢	求 (自民)	杉	久武 (公明)
理事	小川	克巳 (自民)	羽生田	俊 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	梶原	大介 (自民)	橋本	聖子 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	白坂	亜紀 (自民)	星	北斗 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	藤木	眞也 (自民)	三浦	靖 (自民)	竹詰	仁 (民主)
理事	横沢	高德 (立憲)	宮沢	洋一 (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	竹谷	とし子 (公明)	森	まさこ (自民)	岩渕	友 (共産)
理事	山口	和之 (維新)	和田	政宗 (自民)	紙	智子 (共産)
	石井	浩郎 (自民)	石垣	のりこ (立憲)	天畠	大輔 (れ新)
	江島	潔 (自民)	奥村	政佳 (立憲)	山本	太郎 (れ新)
	太田	房江 (自民)	古賀	千景 (立憲)	齊藤	健一郎 (N党)
	櫻井	充 (自民)	田名部	匡代 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月17日～18日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、岩手県及び福島県に委員派遣を行った。

3月12日、東日本大震災復興の基本施策について伊藤復興大臣から所信を、また、令和7年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月25日、予算委員会から委嘱された令和7年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、第2期復興・創生期間後の次の5年間の事業規模等について物価高騰等を踏まえる必要性、避難指示が解除された地域が自立できるまで国が支援を続ける必要性、必要額の積み上げにより十分な復興予算を確保することの重要性に対する復興大臣の見解、東日本大震災被災者向け災害公営住宅の入居者数等の把握状況、被災者の心のケアに係る予算が減額となっていることに対する復興大臣の認識、被災児童生徒の学習支援等のための教職員加配の減員に対する現状認識及び今後の方針、福島県内の除去土壌の町内での再生利用に関する双葉町長の発言への復興大臣の見解、帰還困難区域の全域解除に向けた復興大臣の決意、東日本大震災からの復興の意義及び在り方等に対する復興大臣の見解、東北新幹線「はやぶさ」が郡山駅に停車する意義及び必要性、国際リニアコライダーの誘致を推進する必要性、ALPS処理水の海洋放出に係る安全性等に対する復興大臣の評価、岩手県大船渡市の林野火災による被災漁業者への支援の必要性、住民の帰還等が可能となった地域での日常生活に必要な機能の早急な整備の必要性、東日本大震災における福

島県復興計画への障害者の意見反映の有無、地方防災会議における障害者等の委員割合の目標値を示したガイドライン発出の必要性、福島国際研究教育機構の必要性に対する復興大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

4月11日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、グループ補助金の柔軟な使用を可能とする法改正の必要性、除去土壌の処分に当たり地方公共団体職員の人件費も含めた財政支援、避難所が機能するための点検頻度及び点検結果等の状況を国が把握する必要性、太平洋側港湾の被災に備えた日本海側港湾整備に当たり背後圏への企業誘致等の必要性、特定復興再生拠点区域に限らず避難指示解除地域全体を幅広く支援する必要性、被災地へのアクセス改善のために鉄道運賃補助等を検討する必要性、税優遇等の新たな発想に基づく原子力災害被災地域への移住・定住促進施策、第2期復興・創生期間後の復興の基本方針に住民の意見を反映する仕組みを設ける必要性、国際共同施設である国際リニアコライダーに関する議論を我が国が主導する必要性、大船渡市の林野火災に対する復興庁の対応、除去土壌処分基準の策定状況及び福島県外で発生した除去土壌処分に対する国の財政支援、福島国際研究教育機構の知名度向上及び取組の意義の周知に対する復興大臣の所見、ホープツーリズムに係るコンテンツの造成及び観光商品等の開発等に対する復興庁の取組、成果や執行状況等を踏まえた復興事業の統廃合や予算配分見直しの現状及び今後の方針、地方公共団体が円滑に復興事業を実施するための人材派遣等の支援策、大阪・関西万博の開催を被災地の復興につなげることへの復興大臣の決意、首都直下地震等発生時における東京以外の行政中枢機能代替拠点の検討状況、被災者の心の復興や子供の居場所づくりに係る取組を復興庁として支援する必要性、災害時以外も使用できる災害支援車導入に対する財政支援の在り方、放射性物質濃度が高い土壌における農作業に伴う被爆等による健康被害の防止策、東日本大震災における災害援護資金返済免除等の措置の検討状況、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における事故に対する東京電力の認識、不適切事案が続いた東京電力の柏崎刈羽原子力発電所における再稼働の是非、電力と通信の効果的な連携によるデータセンターの福島県への整備に対する見解などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和7年1月24日(金) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和7年3月12日(水) (第2回)

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について伊藤復興大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度復興庁関係予算に関する件について鈴木復興副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和7年3月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和7年度特別会計予算(衆議院送付)

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（東日本大震災復興）について伊藤復興大臣、滝波農林水産副大臣、中田環境副大臣、興水復興副大臣、土田財務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、竹内経済産業大臣政務官、赤松文部科学大臣政務官、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、古賀千景君（立憲）、若松謙維君（公明）、山口和之君（維新）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）、天畠大輔君（れ新）、齊藤健一郎君（N党）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和7年4月11日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について伊藤復興大臣、あべ文部科学大臣、坂井内閣府特命担当大臣、浅尾国務大臣、江藤農林水産大臣、林内閣官房長官、鈴木復興副大臣、興水復興副大臣、今井内閣府大臣政務官、西野内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（自民）、奥村政佳君（立憲）、横沢高德君（立憲）、新妻秀規君（公明）、梅村みずほ君（維新）、芳賀道也君（民主）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）、齊藤健一郎君（N党）

委員派遣

○令和7年2月17日（月）～18日（火）

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

岩手県、福島県

〔派遣委員〕

小沢雅仁君（立憲）、小川克巳君（自民）、白坂亜紀君（自民）、藤木眞也君（自民）、横沢高德君（立憲）、山口和之君（維新）、若松謙維君（公明）、芳賀道也君（民主）、岩渕友君（共産）、天畠大輔君（れ新）、齊藤健一郎君（N党）

2 調査会審議経過

外交・安全保障に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	猪口 邦子（自民）	赤松 健（自民）	塩村 あやか（立憲）
理 事	朝日 健太郎（自民）	生稲 晃子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）
理 事	越智 俊之（自民）	上野 通子（自民）	広田 一（立憲）
理 事	吉川 ゆうみ（自民）	こやり 隆史（自民）	塩田 博昭（公明）
理 事	高木 真理（立憲）	永井 学（自民）	猪瀬 直樹（維新）
理 事	高橋 光男（公明）	比嘉 奈津美（自民）	伊波 洋一（沖縄）
理 事	串田 誠一（維新）	松川 るい（自民）	齊藤 健一郎（N党）
理 事	浜口 誠（民主）	森 まさこ（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	古賀 之士（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定し、今国会においては、「中東情勢をめぐる現状と諸課題」、「ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題」及び「包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策」について調査を行った。

2月12日には、「中東情勢をめぐる現状と諸課題」について、参考人防衛大学校名誉教授立山良司君、拓殖大学教授佐藤丙午君及び立命館大学国際関係学部准教授越智萌君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月19日には、「ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題」について、参考人防衛大学校人文社会科学群教授広瀬佳一君、東京大学先端科学技術研究センター准教授小泉悠君及び早稲田大学法学学術院教授酒井啓亘君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月26日には、「包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策」について、参考人慶應義塾大学法学部教授細谷雄一君、公益財団法人国際文化会館地経学研究所主任研究員相良祥之君及び一橋大学大学院法学研究科教授市原麻衣子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月16日には、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った。

6月4日には、3年間の調査を踏まえた7項目の提言を含む調査報告書を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月12日の調査会では、3名の参考人から、2025年1月のガザ停戦合意の成立背景と今後の課題、イランの核開発問題と米国及びイスラエルの動向、イスラエルによるハマスに対する攻撃等におけるA Iの軍事利用の実態、A Iの軍事利用におけるリスクと民間人の付帯被害などの人道法上の問題、現代国際社会における国際法遵守確保の規範状況、イスラエル・パレスチナ紛争をめぐる国際刑事裁判所（I C C）の活動等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ガザ紛争が大規模化した理由、ガザの停戦と復興に向けた課題と日本の役割、メディア報道に対する評価、イラン国内の変化とアサド政権崩壊後のシリアの見通し、A Iの軍事利用をめぐる状況、I C Cの役割と今後の課題、中核犯罪をめぐる日本の課題、新たな国際秩序の在り方等について質疑を行った。

2月19日の調査会では、3名の参考人から、冷戦以降のN A T Oの変容とウクライナ戦争をめぐる課題、ウクライナ戦争を踏まえた日本にとっての課題と日・N A T O協力の意義、古典的な国家間戦争としてのウクライナ戦争と核兵器の役割、ウクライナ戦争の日本にとっての含意、ウクライナ戦争におけるロシアによる武力行使の法的評価、ウクライナ戦争がもたらす国際法秩序への影響と国際社会における法の支配の確立に向けた日本の役割等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ウクライナ戦争の停戦をめぐる議論と公正な和平の実現、ウクライナ戦争を踏まえた国際法秩序の在り方、日本のウクライナへの関与の在り方、アジア版N A T O、ロシア経済への影響、ウクライナ戦争を踏まえた日本の安全保障上の課題と対応、ウクライナ戦争の機会に国際法を踏まえつつ北方領土を取り戻す方法の有無等について質疑を行った。

2月26日の調査会では、3名の参考人から、ウクライナ戦争による第二次世界大戦後の国際秩序の動揺、日本がリベラルな国際秩序の擁護者として多様性・包摂性・開放性を基礎とした国際秩序構想を推進していくことの重要性、第2期トランプ政権の孤立主義・機会主義と多国間枠組みにおける米国のリーダーシップの危機、米国のリーダーシップが揺らぐ中で日本が多国間枠組みを通じて取り組むべき課題、民主主義・自由主義規範の弱体化の現状とその底流にあるポピュリズムの波の要因、民主主義をめぐる言説が権威主義国側と民主主義国側の双方から弱体化されている現状を踏まえて日本がとるべき手段等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ウクライナ戦争と国際秩序、包摂的平和の実現に向けた多国間枠組みの在り方、第2期トランプ政権と自国第一主義、民主主義とポピュリズム、包摂的平和の実現に向けて日本が果たすべき役割等について質疑を行った。

4月16日の調査会では、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について委員間の意見交換を行い、委員から、国際秩序と日本外交、核軍縮・不拡散、A Iの軍事利用、日本の安全保障、ウクライナ戦争・中東情勢、海洋に関する取組等について意見が述べられた。

（2）調査会経過

○令和7年2月12日（水）（第1回）

○外交・安全保障に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、中東情勢をめぐる現状と諸課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

防衛大学校名誉教授 立山良司君
拓殖大学教授 佐藤丙午君
立命館大学国際関係学部准教授 越智萌君

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、古賀之士君（立憲）、塩田博昭君（公明）、串田誠一君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、杉尾秀哉君（立憲）

○令和7年2月19日（水）（第2回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

防衛大学校人文社会科学群教授 広瀬佳一君
東京大学先端科学技術研究センター准教授 小泉悠君
早稲田大学法学学術院教授 酒井啓亘君

〔質疑者〕

永井学君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、高橋光男君（公明）、梅村みずほ君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、塩村あやか君（立憲）

○令和7年2月26日（水）（第3回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学法学部教授 細谷雄一君
公益財団法人国際文化会館地経学研究所主任研究員 相良祥之君
一橋大学大学院法学研究科教授 市原麻衣子君

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、広田一君（立憲）、高橋光男君（公明）、梅村みずほ君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、高木真理君（立憲）

○令和7年4月16日（水）（第4回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について意見の交換を行った。

○令和7年6月4日（水）（第5回）

- 外交・安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 外交・安全保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

外交・安全保障に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和4年10月3日に設

置され、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定した。

3年目の調査では、「中東情勢をめぐる現状と諸課題」、「ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題」及び「包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、今期の調査を踏まえ、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告として取りまとめ、令和7年6月4日、議長に提出した。

同報告書では、調査会における参考人の意見、主要論議及び委員間の意見交換について、それぞれの概要を取りまとめるとともに、新たな国際秩序の在るべき姿とその構築に向けたアプローチ、核軍縮・不拡散をめぐる対応、対人地雷禁止条約等をめぐる対応、AIの軍事利用、自律型致死兵器システム（LAWs）規制をめぐる対応、人道主義をめぐる対応、気候変動が安全保障に及ぼす影響をめぐる対応及び国連改革をめぐる対応について、提言を行っている。

国民生活・経済及び地方に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	福山	哲郎（立憲）	今井	絵理子（自民）	三上	えり（立憲）
理 事	清水	真人（自民）	白坂	亜紀（自民）	森屋	隆（立憲）
理 事	田中	昌史（自民）	堂故	茂（自民）	竹内	真二（公明）
理 事	長峯	誠（自民）	友納	理緒（自民）	三浦	信祐（公明）
理 事	古賀	千景（立憲）	長谷川	英晴（自民）	高木	かおり（維新）
理 事	河野	義博（公明）	星	北斗（自民）	大島	九州男（れ新）
理 事	中条	きよし（維新）	山本	啓介（自民）	木村	英子（れ新）
理 事	伊藤	孝恵（民主）	山本	佐知子（自民）		
理 事	山添	拓（共産）	若林	洋平（自民）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。

今国会においては、「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行った。

令和7年2月5日、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」について、参考人独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員高見具広君、東京大学社会科学研究所教授近藤絢子君及び早稲田大学名誉教授浅倉むつ子君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月12日、「希望が持てる地域社会の実現」について、参考人株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員藤波匠君、日本大学名誉教授・博士（商学）桜井徹君及び埼玉大学教授宮崎雅人君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月19日、「誰も取り残さないための支援」について、参考人認定NPO法人抱樸理事長奥田知志君、認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事谷口仁史君及び特定非営利活動法人日本障害者協議会代表藤井克徳君から意見を聴取し、質疑を行った。

4月9日、調査報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月4日、誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議を行った後、3年間の調査を踏まえ、雇用・労働環境の改善、地域社会の活性化及び再生、子ども・若者、経済的困難者等への支援並びに障がい者の障壁の解消についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月5日の調査会では、参考人から、健康障害を引き起こす過重労働の問題点、就職氷

河期世代の年齢上昇に伴うセーフティネット拡充の必要性、ILO100号条約の同一価値労働同一賃金原則を踏まえた法整備の必要性等について意見が述べられた。その後、格差の拡大と税や社会保障の応能負担の在り方に関する参考人の見解、残業に関し公立学校と私立・国立学校の教員に適用される法律が異なる状況に対する参考人の見解、自ら進んで長時間労働を行おうとする者に対する労働時間の規制の在り方、働き方改革に伴う時短が手取り収入を減少させ離職へとつながる現状の解決策、親元で暮らし就労による経済的自立が困難な中高年層に向けて実施すべき施策、経済・景気の少子化への影響についての認識、出産及び育児を終えた女性が正社員として社会復帰するために必要となる施策、間接性差別の禁止に向けて政治が取り組むべき課題、障害者権利条約の選択議定書を批准し個人通報制度の仕組みをつくるための取組等について質疑を行った。

2月12日の調査会では、参考人から、地域への女性の定着に向けジェンダーギャップを改善する重要性、人口減少や自動車の増加などの外的要因を取り入れて地域公共交通政策を論じる必要性、地域コミュニティを再生させる手法としての社会的連帯経済による取組の重要性等について意見が述べられた。その後、東京一極集中を是正するため地方の生活維持を担う働き手の賃金・労働条件等を改善する必要性、今後の都市形成において地域が果たすべき役割、地方企業が若年女性を採用しやすい環境の整備と国による支援の在り方、地方の女性のウェルビーイングの低さの解消が人口流出問題等の解決の糸口になる可能性、水利組合や漁協など地域の意思決定の場に女性が参画するための方策、地熱発電によるまちおこしを進めるに当たって必要と思われる国の施策、地域公共交通の維持等の担い手としてのJRの役割と鉄道に関する国の予算の在り方、JR各社の国有民営化を参考人の提案どおりに進めるに当たっての課題、地方路線が廃止されないようにするために防災・防衛の観点から支援する必要性、最低限の供給基準の設定など地域公共交通の持続可能性の確保策等について質疑を行った。

2月19日の調査会では、参考人から、個人の異変に気付き専門家につなぐといった家族機能の重要性とその社会化の取組、子ども・若者が抱える複合化・深刻化した問題に対する「従来型」「施設型」支援の限界、障がい者の実態と民法の扶養義務制度に由来する家族依存からの脱却の必要性等について意見が述べられた。その後、長年の困窮・孤立者支援活動の中でのターニング・ポイントや行政・立法等への要望、希望のまちプロジェクトを踏まえた寄附文化の醸成に向けた参考人の助言、伴走型支援等における地域社会とのつながり方についての参考人の見解、家族機能の社会化のために地域社会に必要なこと、子どもへのアウトリーチ活動を行う外部の支援機関と学校の教員との関係、外国人児童生徒の孤独・孤立解消に向けたアウトリーチ活動に係る課題、子ども・若者へのアウトリーチ型支援を実施する中で支援者が燃え尽きを起こさないための対策、優生思想等の根絶に向けて国会において期待される議論、障がい者の人権が守られ安心して生きられる社会にするために必要な福祉施策、我が国におけるインクルーシブ教育の現状に関する参考人の見解等について質疑を行った。

4月9日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、誰もが取り残されず希望が持てる社会を構築するための基礎自治体による各種支援の在り方、地方自治の観点から公共インフラとして鉄道網を維持する重要性、働き方の選択肢の確保と労働者の健康管理の必要性、

どのような社会を築きたいのかという視点に立ち返って働き方の制度を見直す必要性、就職氷河期世代の抱える諸問題への対応の必要性、賃上げと労働時間の短縮により生活時間の拡大とジェンダー平等社会の実現を図る必要性、障がい者の権利が保障されていない社会の仕組みや制度を変える必要性、国民生活・経済の危機に超党派で協力して施策を講じる必要性、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

6月4日、あらゆる世代、特に就職氷河期世代等への切れ目のない支援の実施、地域公共交通における官民の役割分担の見直し及び障がい者の政策審議の場への参画促進等を内容とする誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議を行った後、3年間の活動を踏まえ、雇用・労働環境の改善、地域社会の活性化及び再生、子ども・若者、経済的困難者等への支援並びに障がい者の障壁の解消についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和7年2月5日(水) (第1回)

- 国民生活・経済及び地方に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活における希望の実現(希望が持てる雇用・労働環境の整備)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 高見具広君
東京大学社会科学研究所教授 近藤絢子君
早稲田大学名誉教授 浅倉むつ子君

〔質疑者〕

山本啓介君(自民)、古賀千景君(立憲)、河野義博君(公明)、高木かおり君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、木村英子君(れ新)、田中昌史君(自民)、森屋隆君(立憲)

○令和7年2月12日(水) (第2回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活における希望の実現(希望が持てる地域社会の実現)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員 藤波匠君
日本大学名誉教授、博士(商学) 桜井徹君
埼玉大学教授 宮崎雅人君

〔質疑者〕

白坂亜紀君(自民)、森屋隆君(立憲)、三浦信祐君(公明)、高木かおり君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、大島九州男君(れ新)、若林洋平君(自民)、三上えり君(立憲)、嘉田由紀子君(維新)

○令和7年2月19日(水) (第3回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活における希望の実現（誰も取り残さないための支援）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

認定NPO法人抱樸理事長 奥田知志君

認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事 谷口仁史君

特定非営利活動法人日本障害者協議会代表 藤井克徳君

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、三上えり君（立憲）、河野義博君（公明）、高木かおり君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、木村英子君（れ新）、星北斗君（自民）、古賀千景君（立憲）、山口和之君（維新）

○令和7年4月9日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活における希望の実現について意見の交換を行った。

○令和7年6月4日（水）（第5回）

- 誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議を行った。
- 国民生活・経済及び地方に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活・経済及び地方に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）委員会決議

—誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議—

本調査会は、令和4年10月に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、1年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」、2年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」、最終年に当たる本年は「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について、それぞれ鋭意調査を進めてきた。3年間にわたる調査において、総勢33名の参考人を招き、委員間で意見の交換を行ってきた。

本調査会で明らかになった課題は多岐にわたっているが、次に掲げる事項は特に重要であり、政府に強く対応を求めるものとして意見の一致をみた。政府においては、次に掲げる事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国では、孤独・孤立の問題やヤングケアラーとして過度な負担等を抱える子ども・若者、所得制限等の制度の壁に阻まれ支援を受けられない世帯、身寄りのない単身高齢者等、あらゆる世代が様々な困難に直面していることから、NPO等による伴走型支援、居住サポート住宅等の新たな取組も踏まえ、切れ目のない支援を実施すること。特に、就職氷河期世代等については、高齢化に伴い困窮が進むおそれがあるため、就労支援にとどまらず、年金や資産形成、住居支援や福祉拡充の側面からセーフティネットの在り方を検討すること。
- 二 地域公共交通による公益の増進を一層図るため、地域公共交通における官民の役割分担の見直しを検討すること。地域公共交通の公共サービスとしての側面をより重視し、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化、各地域における地域公共交通の利便性の向上、必要な財源の確保等について、改めて議論し、所要の見直しを図ること。
- 三 障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約

との調和に向けた検討に努めること。また、障がい者を分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会の構築に向けて不断の取組を行うこと。さらに、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という理念に基づき、障がい者に関係する政策審議の場に様々な立場の障がい者を一層参画させるよう努めること。

右決議する。

(4) 調査会報告要旨

国民生活・経済及び地方に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。1年目は、調査テーマのうち「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について、2年目は、「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について、それぞれ調査を行った。

3年目は、「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行うこととし、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」、「希望が持てる地域社会の実現」及び「誰も取り残さないための支援」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行い、委員間の意見交換を行った。続いて、あらゆる世代、特に就職氷河期世代等への切れ目のない支援の実施、地域公共交通における官民の役割分担の見直し、障がい者の政策審議の場への参画促進等を内容とする「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を行った後、これまでの調査を、4つの柱から成る提言を含む調査報告書として取りまとめ、令和7年6月4日、議長に提出した。

提言の主な内容は次のとおりである。

一 雇用・労働環境の改善

男女間の賃金格差等の是正、継続就業のための労働環境の整備、男性の育児休業取得の促進、過重労働対策の推進等について提言を行った。

二 地域社会の活性化及び再生

地域公共交通の在り方の見直し、地域経済の活性化、地域コミュニティの再生、地域におけるエッセンシャルワーカーの確保、地方への女性の定着等について提言を行った。

三 子ども・若者、経済的困難者等への支援

貧困対策の拡充、身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方、若者の孤独・孤立対策及び若者支援の充実、子どもの自殺対策等について提言を行った。

四 障がい者の障壁の解消

障害者権利条約との調和に向けた対応、インクルーシブ教育の推進、優生思想を払拭するための対応、聴覚障がい者の情報保障等について提言を行った。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	宮沢	洋一（自民）	有村	治子（自民）	鬼木	誠（立憲）
理 事	神谷	政幸（自民）	井上	義行（自民）	柴	愼一（立憲）
理 事	北村	経夫（自民）	石田	昌宏（自民）	上田	勇（公明）
理 事	藤井	一博（自民）	高橋	はるみ（自民）	下野	六太（公明）
理 事	村田	享子（立憲）	滝波	宏文（自民）	高橋	次郎（公明）
理 事	新妻	秀規（公明）	船橋	利実（自民）	藤巻	健史（維新）
理 事	青島	健太（維新）	本田	顕子（自民）	堂込	麻紀子（民主）
理 事	竹詰	仁（民主）	舞立	昇治（自民）		
理 事	吉良	よし子（共産）	青木	愛（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とし、1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」を調査項目として取り上げ、第211回国会の令和5年6月7日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の2年目は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」を調査項目として取り上げ、第213回国会の令和6年6月5日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の最終年に当たる3年目は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和7年2月5日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」に関し、「エネルギー安全保障の確立に向けた方策」について、参考人東京大学大学院工学系研究科附属レジリエンス工学研究センター教授小宮山涼一君、一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所研究推進マネージャー（サステナビリティ）・上席研究員上野貴弘君及び浮体式洋上風力技術研究組合（FLOWRA）理事長寺崎正勝君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

2月12日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、古賀経済産業副大臣、辻内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、勝目内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長酒井大輔君に対し質疑を行った。

2月19日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」に関し、「脱炭素社会の実現に向けた方策」について、参考人早稲田大学法学部教授森本英香君、芝浦工業大学副学長・システム理工学部教授磐田朋子君及び株式会社日本総合研究所調査部長・チーフエコノミスト・主席研究員石川智久君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

4月16日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」についてのこの3年間の調査を踏まえ、大串経済産業副大臣及び小林環境副大臣から説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、調査報告書の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

6月4日、8本の柱から成る提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月5日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」に関し、「エネルギー安全保障の確立に向けた方策」について、参考人から①各エネルギー源の特徴と課題を踏まえたバランスの取れたエネルギーミックス構築の重要性、②米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直しの動向、③浮体式洋上風力発電の課題及び課題克服に向けた方策等について意見を聴取し、地方活性化のためのエネルギー政策の在り方に係る展望、第7次エネルギー基本計画案が客観的な指標や方法論に基づき検討されているかについての評価、エネルギー安全保障上の観点から国産バイオマスを利用促進することに対する見解、トランプ米大統領がパリ協定から脱退することを選択した理由、電力の安定供給確保の実現という目的に照らした場合の電力自由化の妥当性、浮体式洋上風力発電が地域にもたらす貢献効果の具体的内容、原子力分野における技術開発・産業維持・人材育成の実現可能性に対する所見、洋上風力発電に係る国内調達比率の向上と部品製造企業の利益創出を両立する必要性、ドイツ・イギリス・フランスのエネルギー政策及び経済状況等について質疑を行った。

2月12日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、北海道電力が泊原発の構外に燃料等の荷揚場を設置する方針を示したことに対する原子力規制委員会の評価、医療用等ラジオアイソトープの国産化及び研究人材の育成に係る進捗状況、第7次エネルギー基本計画策定に当たり原発政策の転換については慎重かつ丁寧な議論を行う必要性、第7次エネルギー基本計画案において次世代革新炉への建て替えに際して立地の対象範囲を拡大した理由、第7次エネルギー基本計画案で示された2040年度の発電量・電源構成見通しの考え方、六ヶ所再処理工場に係る規制委員会の審査が長期化している原因及び竣工に向けた展望、原発再稼働を進める場合に立地自治体等の理解と協力を得るため国として取り組む具体的内容、東海第二原発において火災事案が繰り返し発生していることに対する規制委員会の所見等について質疑を行った。

2月19日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」に関し、「脱炭素社会の実現に向けた方策」について、参考人から①カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミー・DXの融合を目指す必要性、②経済的便益と非経済的

便益を組み合わせる多様な市民を巻き込む脱炭素化施策を行う必要性、③脱炭素推進に当たり経済的不利益を回避する公正な移行の取組の重要性等について意見を聴取し、脱炭素社会実現に向けて景観の視点を含める必要性、脱炭素先行地域の取組を類型化し全国展開できる可能性、脱炭素社会への移行に当たって地域社会の機運を高める取組の在り方、米国のエネルギー・環境政策の転換は米国民の本音の表れである可能性、脱炭素と経済成長を両立させる上でのGX経済移行債による20兆円規模の投資促進策の妥当性、気候変動対策に係る政策決定プロセスに若者や子供の意見を反映させる仕組みを設ける必要性、米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の転換に対する公正な移行の観点からの評価、地域の脱炭素に係る課題の解決に向けて国が地方自治体に具体的支援を行う必要性、地域において公正な移行を実現する上での国と地方自治体の役割分担の在り方等について質疑を行った。

4月16日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」について、政府から、エネルギー安全保障・脱炭素社会をめぐる内外情勢、電力システム改革の検証状況と今後の取組方針、気候変動対策をめぐる内外情勢及び日本の気候変動対策に関する取組等について説明を聴取し、米国の政策変更等を踏まえても日本が脱炭素化を推進することが国益にかなう可能性、海洋鉱物資源開発に対する政府の取組、中小企業の脱炭素化に関する環境省の取組、世界で脱炭素政策見直しの動きがあっても日本はCO₂排出削減を進める理由、特定重大事故等対処施設の設置に係る経過措置期間のルールを検証する必要性、中小企業の脱炭素化の取組を後押しするための予算や支援策を増やす必要性等について質疑を行った。

また、調査報告書の取りまとめに向けて、委員間の意見交換を行い、エネルギーの安定供給確保に向けた再エネ・原子力の最大限の活用及び火力発電の供給力確保の必要性、浮体式洋上風力発電産業の育成に向けて官民を挙げて取り組む必要性、循環経済への移行を加速させるため地域での資源循環ビジネスを後押しする必要性、日本経済が抱えるリスクを踏まえて早急に次世代原子力発電の研究・導入を進める必要性、欧州の先進的取組を参考としつつ公正な移行に関する施策を着実に実施する必要性、原発の最大限活用を掲げるエネルギー政策を転換して再エネの普及を目指す必要性等について意見が述べられた。

6月4日の調査会では、この3年間の調査を踏まえ、8本の柱から成る提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和7年2月5日(水) (第1回)

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略(エネルギー安全保障の確立に向けた方策)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院工学系研究科附属レジリエンス工学研究センター教授 小宮山涼一君
一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所研究推進マネージャー（サステナビリティ）・上席
研究員 上野貴弘君

浮体式洋上風力技術研究組合（FLOWRA）理事長 寺崎正勝君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、柴愼一君（立憲）、上田勇君（公明）、藤巻健史君（維新）、竹詰仁君（民
主）、吉良よし子君（共産）、神谷政幸君（自民）、村田享子君（立憲）、高橋次郎君（公明）

○令和7年2月12日（水）（第2回）

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員
長から説明を聴いた。

- 原子力問題に関する件について古賀経済産業副大臣、辻内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、勝目
内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディング
ス株式会社代表執行役副社長酒井大輔君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、本田颯子君（自民）、鬼木誠君（立憲）、村田享子君（立憲）、高橋次
郎君（公明）、青島健太君（維新）、堂込麻紀子君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和7年2月19日（水）（第3回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保
と持続可能社会の調和に向けた戦略（脱炭素社会の実現に向けた方策）について次の参考人から意
見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学法学部教授 森本英香君

芝浦工業大学副学長・システム理工学部教授 磐田朋子君

株式会社日本総合研究所調査部長・チーフエコノミスト・主席研究員 石川智久君

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、青木愛君（立憲）、下野六太君（公明）、藤巻健史君（維新）、竹詰仁君
（民主）、吉良よし子君（共産）、石田昌宏君（自民）、鬼木誠君（立憲）、新妻秀規君（公明）

○令和7年4月16日（水）（第4回）

- 資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和について大串経済産業副大臣及び小林環境
副大臣から説明を聴き、大串経済産業副大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った
後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、青木愛君（立憲）、新妻秀規君（公明）、藤巻健史君（維新）、竹詰仁君
（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和7年6月4日（水）（第5回）

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うた
め、令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可

能社会の調和」とし、このうち、1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」、2年目は「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」を調査項目として取り上げ、調査を行った。

最終年に当たる3年目においては、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」を調査項目として、「エネルギー安全保障の確立に向けた方策」及び「脱炭素社会の実現に向けた方策」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。また、この3年間の調査を踏まえ、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、調査報告書を取りまとめ、令和7年6月4日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、エネルギー安全保障の確立、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方、イノベーションの推進、需要側の取組の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、公正な移行、持続可能社会の実現に向けた地域の取組及び人材の育成・確保を柱として掲げる提言を行っている。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根	弘文（自民）	加藤	明良（自民）	小西	洋之（立憲）
幹 事	臼井	正一（自民）	梶原	大介（自民）	田島	麻衣子（立憲）
幹 事	佐藤	正久（自民）	片山	さつき（自民）	福島	みずほ（立憲）
幹 事	中西	祐介（自民）	小林	一大（自民）	水野	素子（立憲）
幹 事	山本	啓介（自民）	古庄	玄知（自民）	伊藤	孝江（公明）
幹 事	若林	洋平（自民）	田中	昌史（自民）	佐々木	さやか（公明）
幹 事	熊谷	裕人（立憲）	中田	宏（自民）	平木	大作（公明）
幹 事	辻元	清美（立憲）	藤木	眞也（自民）	矢倉	克夫（公明）
幹 事	谷合	正明（公明）	松川	るい（自民）	浅田	均（維新）
幹 事	片山	大介（維新）	松下	新平（自民）	柴田	巧（維新）
幹 事	川合	孝典（民主）	山本	佐知子（自民）	松沢	成文（維新）
幹 事	山添	拓（共産）	吉井	章（自民）	上田	清司（民主）
	青山	繁晴（自民）	和田	政宗（自民）	仁比	聡平（共産）
	赤池	誠章（自民）	打越	さく良（立憲）	山本	太郎（れ新）
	衛藤	晟一（自民）	小沢	雅仁（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
						（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方について」について1回、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について1回、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について1回、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について1回、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について2回、審査会を開会した。

また、本審査会付託の請願2種類61件は、いずれも審査未了となった。

〔調査の概要〕

4月2日、「憲法に対する考え方について」について、委員相互間において意見の交換が行われ、緊急集会の活動可能期間、同性婚禁止等の憲法と現実のかい離に関する調査審議の必要性、参議院BCPといった実務的な論点を含めた緊急集会をめぐる論点整理の必要性、緊急事態による選挙困難時の議員任期延長条項の必要性、デジタル時代の到来に伴う基本的人権保障のアップデートの必要性、世論調査で示された政治の優先課題と憲法審査

会の運営の在り方、憲法改正議論の前に現行憲法を遵守することの重要性、法の支配の意義と憲法審査会の運営の在り方、合区解消に向けた議論の深化、緊急事態条項及び国会議員の任期延長に係る憲法改正への反対、自衛隊の憲法への明記、国民主権の具現化である国民投票の実施に向けた議論の必要性、立法により具体化されていない憲法的価値をテーマとした議論による議員立法の活性化、令和3年国民投票法改正法附則4条の趣旨、教育充実に係る憲法改正の必要性、今国会の緊急課題である同性婚の法制化、合区と住民の政治参加意欲の減退、憲法違反が主張されながら改正されずにいる法律について調査を行う必要性、緊急集会の活動可能期間に関する憲法54条の連関構造説の不適切性等について、見解が述べられた。

4月16日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、緊急集会の権能の範囲及び緊急事態対応のための憲法上の規定の必要性、緊急集会の機能強化と必要な法整備及び選挙制度との連携も含めた運用改善、緊急集会による国会機能代行の民主的正統性、緊急集会の活動可能期間の限界、過去2例の緊急集会開催理由を検証する必要性、議員任期延長による衆議院及び政権の居座りと緊急事態の恒久化、現行憲法遵守の調査の必要性、衆議院議員の任期延長と人の支配、合区制選挙と緊急集会の関係、憲法の日本化の象徴である緊急集会制度、緊急集会の活動可能期間と憲法54条各項間の関係、緊急事態条項の憲法編入の必要性、衆議院議員の任期満了による総選挙時の緊急集会の可否、衆議院の優越を根拠とする緊急集会の権能制限の是非、衆議院議員の任期満了時あるいは緊急事態発生時の緊急集会開会の可否、緊急集会制度の立法趣旨、緊急集会を意識した参議院の業務継続計画の必要性、緊急集会についての暴論に依拠する任期延長改憲の即刻の破棄等について、見解が述べられた。

5月7日、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について、総務省から、国会議員の任期、選挙期日を定める憲法及び公職選挙法の規定の概要、繰延投票の制度趣旨及び国政選挙における実施例、災害時の避難者の投票機会確保のための取組、選挙人名簿と災害対策等の説明を聴いた。次に、参考人一般社団法人選挙制度実務研究会会長大泉淳一君から、災害と選挙に関してクラウドなどを活用した選挙人名簿の確保、投票を管理する人員の確保、有権者に対する便宜供与と情報の提供が必要であるとの見解、これまでの災害に係る選挙では選管職員や一部の有権者に少しでも早く代表者を選出するという意識が共有されており、民主主義における選挙の重要性というモチベーションが今後も維持されることを望むとの見解等が述べられた。次に、参考人一般社団法人選挙制度実務研究会理事長・総務省管理執行アドバイザー小島勇人君から、東日本大震災時に川崎市選管事務局が陸前高田市への選挙支援を行うまでの経過等について説明の上、選挙執行事務支援に際しては意識の高い選挙事務にたけた人材の育成、支援する側となり得る全国の市町村選管の組織とマンパワーの充実、市町村選管への技術的助言をする都道府県選管の現場実務に対する理解が必要との見解等が述べられた。これらを踏まえ、政府参考人及び両参考人に対し質疑が行われた。

5月21日、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について委員相互間において意見の交換が行われ、合区制度の一刻も早い是正の必要性、国会議員及び憲法審査会の役割として期待される憲法が保障する基本的人権が生かされる平和な社会の実現、

個人の尊厳に関わる憲法的問題と国会の立法不作為、憲法制定時から現在までに時代の変化がもたらした憲法と現実のかい離、デジタル化に対応した基本理念としての個人の尊重のサイバー空間への拡張、同性婚の実現及び選択的夫婦別姓問題、憲法13条及び25条が保障する基本的人権の侵害事例の議論の必要性、憲法の最高法規性と国会の役割、先行した投票結果が繰延投票の結果に与える影響、現行憲法における国家安全保障及び国家緊急事態への対応を定めた条文の欠如、選択的夫婦別姓及び同性婚と国会議員の憲法尊重擁護義務等について、見解が述べられた。

6月4日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、参考人北九州市立大学法学部准教授山本健人君から、現時点では、インターネット上の偽情報等への対策に決定打はなく、様々な対策を多面的、同時並行的に実施していくほかなく、その検討に当たっては想定される対策の効果及び選挙運動の自由、表現の自由に与える影響を考慮することが必要との見解、基本的な対策の方向性は、偽情報等の量又は接触機会を減らすこと、正確な情報やファクトチェック記事の発信によって偽情報等に対抗する言論を増やすこと、情報受領者のメディアリテラシーやICTリテラシーを高めることであるとの見解、選挙に際しては公職選挙法で虚偽事項公表罪が規定されているところ、国民投票法では国民投票の論点に関する虚偽事項の公表を規律する条項が必要ではないかと考えるが、いかなる事項を虚偽事項として絞り込むかは表現の自由との関係で慎重な検討が必要になるとの見解、独立性を損なわせない形で政府によるファクトチェック機関支援は、検閲的なものではなく、公的助成の文脈で理解されるべきであり、許容されとの見解等が述べられた。次に、参考人日本ファクトチェックセンター編集長古田大輔君から、偽・誤情報に対する対策としてファクトチェックは必要不可欠であるが、これに限らない複合的な対策が必要であるとの見解、公正性に配慮するため新聞・テレビによる報道が減る選挙期間（情報の空白）においてファクトチェックを検索結果上位に表示することが重要であるとの見解、個人の体験・感覚に根ざしたところにナラティブが生まれることによる偽・誤情報の拡散を防ぐには、メディア、ファクトチェック機関、政府への信頼が必要との見解等が述べられた。次に、参考人大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授工藤郁子君から、情報空間のエコシステムの問題も踏まえた偽・誤情報対策の検討が必要であるとの見解、国民投票運動におけるインターネット広告は、表現の自由に最大限配慮しつつ透明化を図ることができるのではないかとの見解、シャープパワーと呼ばれる外国グループによる介入は国家安全保障上の大きなリスクであり、対策が必要であるとの見解、インターネットに関する全般的な問題と国民投票に固有の問題とを区別した議論が望ましいとの見解等が述べられた。これらを踏まえ、各参考人に対し質疑が行われた。

6月18日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、フェイクニュース等の課題に対する広報協議会の役割、放送広告及びインターネット広告の規制の在り方、広報協議会によるプレバンキングの実施、国民投票の論点に関する虚偽事項の公表を規律する条項の必要性、デジタル時代の人権保障の在り方、悪化を続ける偽情報をめぐる状況の深刻性、広告宣伝活動に関する明確な規制を欠く国民投票法の不備、憲法保障の趣旨等を踏まえた憲法96条「その過半数の賛成」の解釈、果たすべき役割を反映した広報協議会に係る規定の整備、国民投票に対する

外国勢力からの介入、国民投票の実施と令和3年国民投票法改正法附則4条等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和7年4月2日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和7年4月16日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について意見の交換を行った。

○令和7年5月7日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(災害時等の選挙制度)について政府参考人から説明を聴き、次の参考人から意見を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般社団法人選挙制度実務研究会会長 大泉淳一君

一般社団法人選挙制度実務研究会理事長、総務省管理執行アドバイザー 小島勇人君

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、小西洋之君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、片山大介君(維新)、上田清司君(民主)、山添拓君(共産)、山本太郎君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)、水野素子君(立憲)、柴田巧君(維新)

○令和7年5月21日(水) (第4回)

- 憲法に対する考え方について(憲法と現実のかい離)について意見の交換を行った。

○令和7年6月4日(水) (第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

北九州市立大学法学部准教授 山本健人君

日本ファクトチェックセンター編集長 古田大輔君

大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授 工藤郁子君

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、小沢雅仁君(立憲)、谷合正明君(公明)、片山大介君(維新)、上田清司君(民主)、仁比聡平君(共産)、山本太郎君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)、山本啓介君(自民)、柴田巧君(維新)、田島麻衣子君(立憲)

○令和7年6月18日(水) (第6回)

- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について意見の交換を行った。

4 情報監視審査会

委員一覧（８名）

会 長	有村 治子（自民）	宮崎 雅夫（自民）	秋野 公造（公明）
	石田 昌宏（自民）	古賀 之士（立憲）	串田 誠一（維新）
	羽生田 俊（自民）	田名部 匡代（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）活動概観

1月24日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同月28日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

また、5月16日、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律を始めとする関連法規が施行され、審査会が、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報保護活用制度の運用を常時監視することとされた。

〔調査の経過〕

今国会においては、第216回国会（臨時会）閉会後の令和6年12月27日に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、令和5年末時点で特定秘密を指定している13行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。加えて、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その後、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和6年6月1日から令和7年4月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月3日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月14日、防衛省の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省の特定秘密の指定及

びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

4月18日、同月14日に防衛大臣から参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、当該措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月6日、年次報告書（令和7年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月13日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○令和7年2月3日（月）（第1回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年2月14日（金）（第2回）

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年4月18日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について城内国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年6月4日（水）（第4回）

- 参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件及び参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件の一部を改正する件を決定した。

○令和7年6月6日(金) (第5回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和7年2月27日(木)

- 防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、石田昌宏君（自民）、羽生田俊君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、古賀之士君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、秋野公造君（公明）、串田誠一君（維新）

（３）勧告

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて 講じた措置に関する報告—

令和6年7月12日に公表した特定秘密漏えい事案等について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1 について

防衛省としては、昨年12月の再発防止策の策定に当たり、特定秘密保護法の施行から約10年を経て制度運用における緊張感が薄れてきたのではないかと、また、再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかとという問題意識の下、防衛省における組織的・構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいくこととした。

特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていないこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかったこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成する

とともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならないとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年4月1日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

さらに、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
- 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。
- また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。
- 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
- 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手続に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、2つの教育を接続して実施することで理解を相乗的に高めることができる。

との提言があり、また、情報保全教育の内容の改善点として、

- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護さ

れていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。

- 情報保全関係職員への教育については、座学のみならずOJTも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。
- 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、情報保全体制については、これまで、防衛政策局調査課情報保全企画室が教育や検査を含む全般的な情報保全制度の構築を担っているが、情報保全は防衛省におけるあらゆる業務の基本であり、全省的に取り組む必要が自明であるところ、一つの室に情報保全業務を集中させていた現在の体制に限界があったことは否定できず、これにより、内部部局・各幕僚監部等・部隊等の中でのコミュニケーションギャップにより情報保全上の問題点が長期間認識及び是正されなかった。このことを踏まえ、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を置き、これにより内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの体制を構築することとし、本年4月1日に同参事官を新設した。また、部隊と中央組織との連携を強化するべく、各幕僚監部等における適性評価実施担当者の増員・新規指名を行うほか、あらゆる検証・監察や検査の機会を利用して現地部隊の情報保全教育状況の確認や実情の把握を行うなどの施策を通じ、中央組織と現場部隊等との連携を強化することとしている。

2について

防衛省・自衛隊は我が国の平和と独立を守ることを任務としており、武力攻撃事態に際しては、特定秘密を含むあらゆる情報を総合的に用いて武力の行使を伴う我が国の防衛のための行動をとることとなる。一方、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用の実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行うこととした。また、このような情報保全措置の改善については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室とも連携して不断に検証していくこととしている。

3について

「2について」で述べたとおり、防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、

今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないように留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される職員も含め、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊について言えば、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。また、「2について」で述べたとおり、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証することとしており、その際、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施の在り方も含めて検証することとした。

4について

防衛省においては、職員の異動に際し、人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を行うこととしている。また、防衛装備庁を含む他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、内部規則上、防衛省本省と防衛装備庁との間で当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができる旨の規定があるが、同制度が十分に活用されていなかった実態が確認されたことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第18144号。26.12.20）を改正し、本年4月1日から施行した。

さらに、防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊がいまだアナログによる情報保全業務を実施していることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年3月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和11年度にすべての機能の運用が開始できるよう、令和7年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。

5について

防衛省における情報保全の遵守状況の確認は、現状において、各組織がそれぞれ行う定期検査及び各組織の情報保全部局が行う情報保全検査に留まっているほか、全ての機関に対する日常的な監察は行われておらず、監察が不十分な状況にある。これを踏まえ、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用して、情報保全事案の再発防止策の実施状況についてより効果的な監察を実施することとし、従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況や情報保全事案の再発防止策の実施状況を恒常的に確認することとした。

また、「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月27日）においては、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年2回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む1件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考えの下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を受けた。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手法の改善点の提言として、

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをやリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和5年末時点で25万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。

との提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、

- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。
- 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

との提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第17882号。26.12.8）の改正により実現できるものとして、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年4月1日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。

6について

防衛省においては、これまでの情報漏えい事案を振り返り、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、漏えいに係る特定秘密情報又は特定秘密文書等の第三者への伝達を禁止することの徹底その他の所要の臨時保全教育の実施、当該紛失又は漏えいに係る特定秘密文書等の搜索及び回収、当該紛失又は漏えいに係る関係

者の特定秘密取扱職員からの除外といった具体的行為を列挙する形で特定秘密の保護に関する訓令の運用についてを改正し、当該通達の上位規則である特定秘密の保護に関する訓令と併せて本年4月1日から施行した。本措置については、平素からの教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとしている。これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに他の機関等に通知して措置を講じることとした。

7について

漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の中で事案調査の進捗管理を行う。また、「1について」で述べたとおり、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。

8について

防衛省としては、昨年8月、大規模な定期異動の時期を迎えたことを機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を行い、その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表した。

9について

「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。防衛省としては、この中間提言も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年4月1日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、防衛省としては、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。

10について

「7について」で述べたとおり、漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。防衛省としては、このような体制の下、衆議院及び参議院情報監視審査会への報告及び対外公表についても速やかに行っていく。

11について

防衛省としては、昨年7月時点で調査中としていた2事案を含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

(4) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和6年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和5年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月6日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和6年6月1日から令和7年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から特定秘密の指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、防衛省の情報保全事案を受け、同省から特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行ったほか、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。最後に、城内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑を行った。

審査会における議論を踏まえ、次の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 1 防衛省における審査会の勧告を受けて講じる措置等の着実な実行、防衛省の情報保全事案の教訓を踏まえた政府全体としての再発防止措置の実施
- 2 行政機関をまたぐ人事異動を伴う適性評価に係る行政機関間の協力に係る既存制度の活用
- 3 防衛省本省及び防衛装備庁における適性評価及び適格性の確認に係る業務の効率化・関係者の負担軽減による持続可能な情報保全体制と実効性のある運用の確立
- 4 緊急事態における適性評価対象職員の範囲、特定秘密の提供の在り方の検証等
- 5 経済安保関連情報の適確な保全に向けた特定秘密保護法の運用基準の明確化等
- 6 審査会に対する機微な情報も含めた丁寧な説明の徹底
- 7 特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察の十全な実施のための情報保全監察室の体制強化等

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかつ

た。

三 勸告

防衛大臣に対し、防衛省・自衛隊における情報保全体制の抜本的見直し等について措置すべきものと勸告し、その結果について報告を求めた。これを踏まえ、防衛大臣から、報告がなされた。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	松村	祥史（自民）	自見	はなこ（自民）	山本	博司（公明）
幹 事	佐藤	正久（自民）	古川	俊治（自民）	若松	謙維（公明）
幹 事	森屋	宏（自民）	山下	雄平（自民）	柳ヶ瀬	裕文（維新）
幹 事	吉川	沙織（立憲）	木戸口	英司（立憲）	舟山	康江（民主）
	石井	準一（自民）	森本	真治（立憲）	山下	芳生（共産）
						（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔審査の経過〕

第213回国会において、参議院政治倫理審査会規程第1条及び第2条の規定に基づき、32名の議員に対する審査の申立てがあり、審査を行うことを決定し、その後、同第17条の規定に基づき、被申立議員29名の出席を求めることを決定した。

第216回国会閉会後においては、被申立議員赤池誠章君、井上義行君、石井正弘君、石田昌宏君、上野通子君、江島潔君、岡田直樹君及び加田裕之君からそれぞれ弁明を聴いた後、質疑を行った。

今国会においては、被申立議員北村経夫君、佐藤啓君、酒井庸行君、末松信介君、高橋はるみ君、長峯誠君、野上浩太郎君、羽生田俊君、堀井巖君、宮本周司君、山田宏君、山本順三君、吉川ゆうみ君及び山崎正昭君からそれぞれ弁明を聴いた後、質疑を行った。その後、被申立議員赤池誠章君、井上義行君、石井正弘君、石田昌宏君、上野通子君、江島潔君、衛藤晟一君、太田房江君、岡田直樹君、加田裕之君、北村経夫君、佐藤啓君、酒井庸行君、末松信介君、高橋はるみ君、長峯誠君、西田昌司君、野上浩太郎君、羽生田俊君、橋本聖子君、堀井巖君、松川るい君、宮本周司君、森まさこ君、山崎正昭君、山田宏君、山谷えり子君、山本順三君及び吉川ゆうみ君のいずれも政治的道義的に責任があると認めることを決定し、参議院政治倫理審査会規程第4条の規定に基づき、会長から議長に報告書を提出した。

〔審査の概要〕

第216回国会閉会後の令和6年12月25日、議員赤池誠章君に対する審査申立ての件、議員井上義行君に対する審査申立ての件、議員石井正弘君に対する審査申立ての件及び議員石田昌宏君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

第216回国会閉会後の令和7年1月14日、議員上野通子君に対する審査申立ての件及び議員江島潔君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の

規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

第216回国会閉会後の1月20日、議員岡田直樹君に対する審査申立ての件及び議員加田裕之君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

1月27日、議員北村経夫君に対する審査申立ての件、議員佐藤啓君に対する審査申立ての件及び議員酒井庸行君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

1月31日、議員末松信介君に対する審査申立ての件及び議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

2月5日、議員長峯誠君に対する審査申立ての件及び議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

2月7日、議員羽生田俊君に対する審査申立ての件及び議員堀井巖君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

2月19日、議員宮本周司君に対する審査申立ての件及び議員山田宏君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

3月7日、議員山本順三君に対する審査申立ての件及び議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

4月18日、議員山崎正昭君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

6月4日、議員赤池誠章君に対する審査申立ての件、議員井上義行君に対する審査申立ての件、議員石井正弘君に対する審査申立ての件、議員石田昌宏君に対する審査申立ての件、議員上野通子君に対する審査申立ての件、議員江島潔君に対する審査申立ての件、議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件、議員太田房江君に対する審査申立ての件、議員岡田直樹君に対する審査申立ての件、議員加田裕之君に対する審査申立ての件、議員北村経夫君に対する審査申立ての件、議員佐藤啓君に対する審査申立ての件、議員酒井庸行君に対する審査申立ての件、議員末松信介君に対する審査申立ての件、議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件、議員長峯誠君に対する審査申立ての件、議員西田昌司君に対する審査申立ての件、議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件、議員羽生田俊君に対する審査申立ての件、議員橋本聖子君に対する審査申立ての件、議員堀井巖君に対する審査申立ての件、議員松川るい君に対する審査申立ての件、議員宮本周司君に対する審査申立ての件、議員森まさこ君に対する審査申立ての件、議員山崎正昭君に対する審査申立ての件、議員山田宏君に対する審査申立ての件、議員山谷えり子君に対する審査申立ての件、議員山本順三君に対する審査申立ての件及び議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件について、いずれも被申立議員に政治的道義的に責任があると認めることを決定し、同日、参議院政

治倫理審査会規程第4条の規定に基づき、会長から議長に報告書を提出した。

(2) 審査会経過

○令和6年12月25日(水) (第10回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 議員赤池誠章君に対する審査申立ての件について被申立議員赤池誠章君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、森本真治君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員井上義行君に対する審査申立ての件について被申立議員井上義行君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、磯崎仁彦君（自民）、森本真治君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員石井正弘君に対する審査申立ての件について被申立議員石井正弘君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、古川俊治君（自民）、吉川沙織君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員石田昌宏君に対する審査申立ての件について被申立議員石田昌宏君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、本田顕子君（自民）、木戸口英司君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年1月14日(火) (第11回)

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 議員上野通子君に対する審査申立ての件について被申立議員上野通子君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、木戸口英司君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、川合孝典君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員江島潔君に対する審査申立ての件について被申立議員江島潔君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、磯崎仁彦君（自民）、木戸口英司君（立憲）、高橋次郎君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、川合孝典君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年1月20日(月) (第12回)

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 議員岡田直樹君に対する審査申立ての件について被申立議員岡田直樹君から弁明を聴いた後、同君

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、吉川沙織君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、川合孝典君（民主）、山下芳生君（共産）

○議員加田裕之君に対する審査申立ての件について被申立議員加田裕之君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、磯崎仁彦君（自民）、森本真治君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、川合孝典君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年1月27日（月）（第13回）

○幹事の補欠選任を行った。

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○議員北村経夫君に対する審査申立ての件について被申立議員北村経夫君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、森本真治君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

○議員佐藤啓君に対する審査申立ての件について被申立議員佐藤啓君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、森本真治君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

○議員酒井庸行君に対する審査申立ての件について被申立議員酒井庸行君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、山下雄平君（自民）、木戸口英司君（立憲）、高橋次郎君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年1月31日（金）（第14回）

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○議員末松信介君に対する審査申立ての件について被申立議員末松信介君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、吉川沙織君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

○議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件について被申立議員高橋はるみ君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、木戸口英司君（立憲）、高橋次郎君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年2月5日（水）（第15回）

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○議員長峯誠君に対する審査申立ての件について被申立議員長峯誠君から弁明を聴いた後、同君に対

し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、木戸口英司君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件について被申立議員野上浩太郎君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、吉川沙織君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年2月7日（金）（第16回）

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

- 議員羽生田俊君に対する審査申立ての件について被申立議員羽生田俊君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、吉川沙織君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員堀井巖君に対する審査申立ての件について被申立議員堀井巖君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、森本真治君（立憲）、高橋次郎君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年2月19日（水）（第17回）

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

- 議員宮本周司君に対する審査申立ての件について被申立議員宮本周司君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、森本真治君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員山田宏君に対する審査申立ての件について被申立議員山田宏君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、木戸口英司君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年3月7日（金）（第18回）

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

- 議員山本順三君に対する審査申立ての件について被申立議員山本順三君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、吉川沙織君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件について被申立議員吉川ゆうみ君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、森屋宏君（自民）、木戸口英司君（立憲）、高橋次郎君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年4月18日（金）（第19回）

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○議員山崎正昭君に対する審査申立ての件について被申立議員山崎正昭君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松村祥史君（会長質疑）、佐藤正久君（自民）、森本真治君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和7年6月4日（水）（第20回）

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○議員赤池誠章君に対する審査申立ての件

議員井上義行君に対する審査申立ての件

議員石井正弘君に対する審査申立ての件

議員石田昌宏君に対する審査申立ての件

議員上野通子君に対する審査申立ての件

議員江島潔君に対する審査申立ての件

議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件

議員太田房江君に対する審査申立ての件

議員岡田直樹君に対する審査申立ての件

議員加田裕之君に対する審査申立ての件

議員北村経夫君に対する審査申立ての件

議員佐藤啓君に対する審査申立ての件

議員酒井庸行君に対する審査申立ての件

議員末松信介君に対する審査申立ての件

議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件

議員長峯誠君に対する審査申立ての件

議員西田昌司君に対する審査申立ての件

議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件

議員羽生田俊君に対する審査申立ての件

議員橋本聖子君に対する審査申立ての件

議員堀井巖君に対する審査申立ての件

議員松川るい君に対する審査申立ての件

議員宮本周司君に対する審査申立ての件

議員森まさこ君に対する審査申立ての件

議員山崎正昭君に対する審査申立ての件

議員山田宏君に対する審査申立ての件

議員山谷えり子君に対する審査申立ての件

議員山本順三君に対する審査申立ての件

議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件

以上29件についていずれも被申立議員に政治的道義的に責任があると認めることを決定した。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,162件（190種類）であり、このうち件数の多かったものは、「優生保護法問題の全面解決に関する請願」及び「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」各90件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」82件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」、「最低賃金全国一律制度の実現に関する請願」及び「最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願」各64件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣286件、総務17件、法務279件、外交防衛221件、財政金融325件、文教科学334件、厚生労働1,118件、農林水産65件、経済産業97件、国土交通164件、環境59件、議院運営3件、災害対策14件、ODA沖縄北方1件、政治改革42件、拉致問題1件、地方デジタル74件、憲法61件であった。

取り下げられた請願は1件（付託前）であった。

請願者の総数は869万6,106人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、6月6日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の6日前の同16日までと決定された。

6月20日、財政金融を除く各常任委員会、災害対策及びODA沖縄北方の各特別委員会において請願の審査が行われ、4委員会において313件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「優生保護法問題の全面解決に関する請願」外312件が採択され、即日これを内閣に送付した。財政金融、政治改革、拉致問題及び地方デジタルの各委員会並びに憲法審査会に付託された請願は審査が行われないまま全て審査未了となった。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.9%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.2%であった。

2 請願件数表

委 員 会 ・ 憲 法 審 査 会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	286	90	0	196	90	
総 務	17	0	0	17	0	
法 務	279	27	0	252	27	
外 交 防 衛	221	0	0	221	0	
財 政 金 融	325	0	0	325	0	
文 教 科 学	334	0	0	334	0	
厚 生 労 働	1,118	195	0	923	195	
農 林 水 産	65	0	0	65	0	
経 済 産 業	97	0	0	97	0	
国 土 交 通	164	0	0	164	0	
環 境	59	0	0	59	0	
議 院 運 営	3	0	0	3	0	
災 害 対 策	14	0	0	14	0	
ODA沖縄北方	1	1	0	0	1	
政 治 改 革	42	0	0	42	0	
拉 致 問 題	1	0	0	1	0	
地方デジタル	74	0	0	74	0	
憲 法	61	0	0	61	0	
計	3,161	313	0	2,848	313	提出総数 3,162件 取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 内閣委員会……………90件
優生保護法問題の全面解決に関する請願（第1688号外89件）
- 法務委員会……………27件
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第1476号外26件）
- 厚生労働委員会……………195件
パーキンソン病の治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願（第364号外20件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第534号外81件）
国立病院の機能強化に関する請願（第1139号外34件）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1241号外55件）
社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願（第1279号）
- 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会……………1件
北方領土返還促進に関する請願（第1248号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
1	土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する質問主意書	神谷 宗幣君	7. 1. 24	7. 1. 29	7. 2. 4
2	NHK番組「緑なき島」に起因する事実に基づかない歴史情報の国際的拡散に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 24	1. 29	2. 4
3	外国資本による日本の鉱業権取得と国益に及ぼす影響に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 24	1. 29	2. 4
4	LGBT理解増進法等の急進的推進による社会的影響への懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 24	1. 29	2. 4
5	ガバメントクラウドとデータ主権及び経済安全保障に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 24	1. 29	2. 4
6	政府の「手取り」の定義に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 24	1. 29	2. 4
7	埼玉県川口市長のクルド人に関する要望等に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 24	1. 29	2. 4
8	いわゆる年収百三万円の壁の見直しによる地方財政への影響に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 24	1. 29	2. 4
9	日本で起きたI R汚職事件の贈賄企業が米国で起訴された件に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 24	1. 29	2. 4
10	税收弾性値の算出に用いる計算式等に関する質問主意書	柳ヶ瀬 裕文君	1. 24	1. 29	2. 4
11	中国訪問中の岩屋毅外務大臣の発言に関する質問主意書	柳ヶ瀬 裕文君	1. 24	1. 29	2. 4
12	日中ハイレベル人的・文化交流対話における中国側の発表文の解釈に関する質問主意書	柳ヶ瀬 裕文君	1. 24	1. 29	2. 4
13	孤立や孤独を防ぐための環境整備に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	1. 31	2. 6	2. 12
14	株式会社フジ・メディア・ホールディングス及びグループ会社と総務省との関係に関する質問主意書	鈴木 宗男君	1. 31	2. 6	2. 12

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
15	フジ・メディア・ホールディングス等の認定放送持株会社への外資規制の実効性等に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 1. 31	7. 2. 6	7. 2. 12
16	自民党から八億円の寄附を受けた赤い羽根共同募金の受配者が社会福祉法第百二十二条違反に当たる可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 31	2. 6	2. 12
17	大阪・関西万博の電子チケット購入により第三者に個人情報提供される場合があることに関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 3	2. 10	2. 14
18	所得金額を正確に把握できない外国人に給付金が支給される一方、住民税を納める日本人が冷遇され差別されている状況が改善される展望が見えないことに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 6	2. 12	2. 18
19	公立学校の給食費や教材費、修学旅行費等が私費会計口座として当該学校長の個人口座などに管理されている実態と不透明な管理体制による横領などの犯罪事案のリスク等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 6	2. 12	2. 18
20	財政制度等審議会が毎年度作成する予算の編成等に関する建議に対し統計資料として致命的な問題が指摘されている可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 6	2. 12	2. 18
21	トランプ大統領の宗教顧問ポーラ・ホワイ特牧師が日本政府による家庭連合への解散命令請求について米国国務省及び国連からの報告書を根拠に反対意見を表明している件に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 7	2. 17	2. 21
22	令和六年度補正予算のうち経済対策関係経費が恣意的に増やされている可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 7	2. 17	2. 21
23	旧ソビエト連邦による北方四島占領に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	2. 10	2. 17	2. 21
24	大学における外国人留学生の出身国の偏在と安全保障上の懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 10	2. 17	2. 21
25	衛星画像を活用した下水道管等のインフラ設備の点検に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 10	2. 17	2. 21
26	ジュネーブ条約に加盟していない中国の運転免許保有者が日本で外免切替により簡単に国外運転免許を取得できてしまうことに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 12	2. 17	2. 21

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
27	消費税負担が事業者の資金繰りを悪化させ倒産の要因となっている可能性等に関する質問主意書	山本 太郎君	7. 2. 13	7. 2. 19	7. 2. 25
28	政府備蓄米の放出及び低所得世帯等に対する無料交付に関する質問主意書	山本 太郎君	2. 13	2. 19	2. 25
29	社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 13	2. 19	2. 25
30	終末期医療に関するガイドライン及び事前指示書の法的拘束力に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 13	2. 19	2. 25
31	一部の医療機関でMRワクチンが不足していることに関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 14	2. 25	2. 28
32	セルフレジを使用した酒類販売の際の年齢確認の徹底に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 14	2. 25	2. 28
33	一円硬貨の維持に関する社会的コストと今後の対応に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	2. 17	2. 25	2. 28
34	トランプ大統領のガザ地区を所有するという発言に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 18	2. 25	2. 28
35	小枝淳子氏の日本銀行政策委員会審議委員としての妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 19	2. 26	3. 4
36	食用赤色三号を始めとする食品添加物の安全性評価と使用規制に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 20	2. 26	3. 4
37	米の取引に異業種等が参入していることに関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 20	2. 26	3. 4
38	公的医療保険における「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」に係る費用に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 20	2. 26	3. 4
39	移民政策及び外国人の受入れに伴う財政・社会負担に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 21	3. 3	3. 7
40	議員宿舎の警備体制等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 21	3. 3	3. 7
41	選択的夫婦別姓の代替としての通称使用拡大では海外渡航時における不便さが解消できないことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 21	3. 3	3. 7

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
42	国際機関における我が国の歴史及び文化の情報発信等に関する質問主意書	神谷 宗幣君	7. 2. 25	7. 3. 3	7. 3. 7
43	休眠預金等活用法上の資金分配団体であるグッドネーバーズ・ジャパンに寄せられた寄附金の大半が事業そのものではなくプロモーション費用に充てられている実態に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 27	3. 5	3. 11
44	公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 27	3. 5	3. 11
45	主に地方公務員によって組織される労働組合が行う政治活動と公務員の政治的中立性の関係等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 27	3. 5	3. 11
46	薬事承認された医薬品の薬価基準収載の有無に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 27	3. 5	3. 11
47	費用対効果が不明確なまま薬価基準収載された医薬品に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 27	3. 5	3. 11
48	石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する質問主意書	福島 みずほ君	2. 28	3. 5	3. 11
49	台湾総統の就任式に際して中国総領事から国内の地方自治体及び地方議員に対して届いた要望に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 28	3. 5	3. 11
50	公益通報者保護法の指針に定められた通報者の探索防止措置が消費者庁の訓令に定められていないこと等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 28	3. 5	3. 11
51	ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問主意書	柳ヶ瀬 裕文君	3. 3	3. 10	3. 14
52	団塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 7	3. 12	3. 18
53	政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 7	3. 12	3. 18
54	日本人二人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 7	3. 12	3. 18

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
55	日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問主意書	福島 みずほ君	7. 3. 12	7. 3. 19	7. 3. 25
56	軌道法に関する質問主意書	柴田 巧君	3. 12	3. 19	3. 25
57	公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 12	3. 19	3. 25
58	指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下での平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 13	3. 19	3. 25
59	学校における動物の飼育に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 18	3. 24	3. 28
60	しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書	石垣 のりこ君	3. 18	3. 24	3. 28
61	子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
62	政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
63	令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
64	いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
65	公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
66	情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 18	3. 24	3. 28
67	診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 21	3. 26	4. 1
68	フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 24	3. 31	4. 4

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
69	千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 3. 24	7. 3. 31	7. 4. 4
70	「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 25	3. 31	4. 4
71	デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 25	3. 31	4. 4
72	選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書	石垣 のりこ君	3. 28	4. 2	4. 8
73	東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 28	4. 2	4. 8
74	第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 28	4. 2	4. 8
75	混合診療の解禁に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 28	4. 2	4. 8
76	母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書	柴田 巧君	4. 2	4. 7	4. 11
77	土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	4. 2	4. 7	4. 11
78	L G B T理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 2	4. 7	4. 11
79	「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 2	4. 7	4. 11
80	診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 2	4. 7	4. 11
81	日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 3	4. 9	4. 15
82	公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 3	4. 9	4. 15

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
83	医療DXと保険者機能強化に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 4. 3	7. 4. 9	7. 4. 15
84	営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 3	4. 9	4. 15
85	保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 3	4. 9	4. 15
86	沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書	山本 太郎君	4. 4	4. 9	4. 15
87	原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 4	4. 9	4. 15
88	犬肉の輸入統計に関する質問主意書	平山 佐知子君	4. 4	4. 9	4. 15
89	犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書	平山 佐知子君	4. 4	4. 9	4. 15
90	トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 4	4. 9	4. 15
91	中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 8	4. 14	4. 18
92	高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 8	4. 14	4. 18
93	医療保険料が児童手当の財源となっていることの妥当性等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 8	4. 14	4. 18
94	固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書	野田 国義君	4. 9	4. 14	4. 18
95	石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書	福島 みずほ君	4. 11	4. 16	4. 22
96	我が国の自動消火設備がガラパゴス化している可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 14	4. 21	4. 25

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
97	戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問主意書	神谷 宗幣君	7. 4. 16	7. 4. 21	7. 4. 25
98	「赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 16	4. 21	4. 25
99	公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する再質問主意書	浜田 聡君	4. 16	4. 21	4. 25
100	大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 18	4. 24	4. 30
101	公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 18	4. 24	4. 30
102	精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 18	4. 24	4. 30
103	保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 18	4. 24	4. 30
104	日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 21	4. 25	5. 9
105	雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 24	4. 25	5. 9
106	原発避難計画策定に係る会議の議事録作成及び公開に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 25	5. 7	5. 13
107	我が国に設置された孔子学院及び孔子課堂に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 28	5. 7	5. 13
108	フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問主意書	浜田 聡君	4. 28	5. 7	5. 13
109	原発作業員の安全管理及び労災認定基準に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 30	5. 7	5. 13
110	社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問主意書	浜田 聡君	4. 30	5. 7	5. 13

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
111	介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 4. 30	7. 5. 7	7. 5. 13
112	歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがNHKに存在しない問題に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 30	5. 7	5. 13
113	第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問主意書	浜田 聡君	4. 30	5. 7	5. 13
114	A V出演に係るスカウトバック対策の在り方に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 30	5. 7	5. 13
115	マイナンバーカードの券面デザインに関する質問主意書	齊藤 健一郎君	4. 30	5. 7	5. 13
116	延命治療の実態の把握状況等に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 7	5. 12	5. 16
117	政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 9	5. 14	5. 20
118	外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 13	5. 19	5. 23
119	元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 15	5. 21	5. 27
120	伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問主意書	吉良 よし子君	5. 16	5. 21	5. 27
121	再エネ賦課金に関する質問主意書	野田 国義君	5. 19	5. 26	5. 30
122	J U T Mに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 19	5. 26	5. 30
123	能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 19	5. 26	5. 30
124	自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 19	5. 26	5. 30
125	大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 21	5. 26	5. 30

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領日
126	社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 5. 23	7. 5. 28	7. 6. 3
127	赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 23	5. 28	6. 3
128	「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 23	5. 28	6. 3
129	選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 23	5. 28	6. 3
130	C F D取引に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 23	5. 28	6. 3
131	高齢者雇用安定法 Q & A の改訂に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 28	6. 2	6. 6
132	自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 28	6. 2	6. 6
133	虐待判定 A I 及び相談事業 A I をめぐる利益誘導に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 28	6. 2	6. 6
134	中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 2	6. 9	6. 13
135	再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 2	6. 9	6. 13
136	ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 2	6. 9	6. 13
137	晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 3	6. 9	6. 13
138	晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 3	6. 9	6. 13
139	晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 3	6. 9	6. 13

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
140	晴海フラッグ周辺における白タク行為の実態及びライドシェア制度導入の必要性に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 6. 3	7. 6. 9	7. 6. 13
141	世界平和統一家庭連合に対する解散命令請求の解釈変更プロセス及び議事録公開に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 3	6. 9	6. 13
142	管理不全・住民不在マンションへの制度的対応に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 3	6. 9	6. 13
143	強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を検察が不起訴処分としたことに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 4	6. 9	6. 13
144	候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 4	6. 9	6. 13
145	児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 4	6. 9	6. 13
146	日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 4	6. 9	6. 13
147	就職氷河期世代支援に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 5	6. 11	6. 17
148	日米貿易交渉に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 5	6. 11	6. 17
149	米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 5	6. 11	6. 17
150	ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 5	6. 11	6. 17
151	補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 5	6. 11	6. 17
152	日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 5	6. 11	6. 17
153	難民該当性判断の手引に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 6	6. 11	6. 17

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
154	教科書検定基準における近隣諸国条項及び中立性の確保に関する質問主意書	神谷 宗幣君	7. 6. 6	7. 6. 11	7. 6. 17
155	政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
156	血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
157	南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
158	衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
159	政府職員の公用マイレージに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
160	アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
161	法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
162	中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
163	科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
164	公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 9	6. 16	6. 20
165	公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 16	6. 20
166	外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 16	6. 20
167	障害者支援の制度的空白に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 16	6. 20
168	福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 16	6. 20

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
169	福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 6.10	7. 6.16	7. 6.20
170	公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
171	相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
172	「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
173	相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
174	補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
175	政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
176	日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書	浜田 聡君	6.10	6.16	6.20
177	消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書	山本 太郎君	6.11	6.16	6.20
178	原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書	山本 太郎君	6.11	6.16	6.20
179	医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書	浜田 聡君	6.11	6.16	6.20
180	医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書	浜田 聡君	6.12	6.18	6.24
181	消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書	浜田 聡君	6.12	6.18	6.24
182	期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書	浜田 聡君	6.12	6.18	6.24
183	誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書	浜田 聡君	6.12	6.18	6.24

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領日
184	行政事務標準文字の導入及び電子証明書をういた e K Y C の制度運用等に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	7. 6. 12	7. 6. 18	7. 6. 24
185	医療費適正化計画における数値目標及び効果検証 の妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 18	6. 24
186	武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 18	6. 24
187	中国企業のCMへの日本人タレントの出演に 関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 18	6. 24
188	災害の予言報道による観光業への影響及び政府 の対策に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 18	6. 24
189	「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に 関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 18	6. 24
190	ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選 挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 13	6. 18	6. 24
191	我が国における難民認定の状況に関する質問 主意書	石橋 通宏君	6. 13	6. 18	6. 24
192	観光公害対策に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	6. 17	6. 20	6. 27
193	政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に 関する質問主意書	浜田 聡君	6. 17	6. 20	6. 27
194	石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び 接待疑惑に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 17	6. 20	6. 27
195	地方自治体の外郭団体における職員の採用・ 登用・不祥事対応に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 17	6. 20	6. 27
196	フジ・メディア・ホールディングスの外資比率 と総務省の対応の適切性に関する第三回質問 主意書	浜田 聡君	6. 17	6. 20	6. 27
197	外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記 述に関する再質問主意書	浜田 聡君	6. 17	6. 20	6. 27
198	固定価格買取制度に関する質問主意書	野田 国義君	6. 17	6. 20	6. 27

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
199	悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書	塩村 あやか君	7. 6. 18	7. 6. 20	7. 6. 27
200	消防団員の支援に関する質問主意書	塩村 あやか君	6. 18	6. 20	6. 27
201	海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書	紙 智子君	6. 18	6. 20	6. 27
202	P F A S のリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 18	6. 20	6. 27
203	若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 19	6. 20	7. 1
204	自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
205	報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
206	J U T Mに関する再質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
207	国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
208	大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
209	形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
210	エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
211	介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
212	営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
213	子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
214	政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 6. 19	7. 6. 20	7. 7. 1
215	ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
216	特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
217	医療・福祉の非営利性に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 20	7. 1
218	政府の米政策に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 19	6. 20	7. 1
219	関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 19	6. 20	7. 1
220	公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 19	6. 20	7. 1
221	D Vからの避難等に関する質問主意書	石川 大我君	6. 19	6. 20	7. 1
222	男性のD V被害と自殺に関する質問主意書	石川 大我君	6. 19	6. 20	7. 1
223	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
224	緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
225	防災庁の設置に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
226	離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
227	空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
228	学校事故対応に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
229	I C J の強制管轄受諾宣言に関する質問主意書	水野 素子君	7. 6. 19	7. 6. 20	7. 7. 1
230	公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
231	有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
232	質問主意書の回答期限に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
233	オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
234	精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書	水野 素子君	6. 19	6. 20	7. 1
235	同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 19	6. 20	7. 1
236	難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 19	6. 20	7. 1
237	「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	6. 19	6. 20	7. 1
238	薬価改定の課題に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 19	6. 20	7. 1
239	選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書	水野 素子君	6. 20	6. 20	7. 1
240	無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書	水野 素子君	6. 20	6. 20	7. 1
241	ギグワークに関する質問主意書	水野 素子君	6. 20	6. 20	7. 1
242	F I T ・ F I P 制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 20	7. 1
243	人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 20	7. 1

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
244	地方自治体と台湾の關係に係る政府の認識及び日台關係の在り方に関する質問主意書	浜田 聡君	7. 6.20	7. 6.20	7. 7. 1
245	薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6.20	6.20	7. 1
246	高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書	浜田 聡君	6.20	6.20	7. 1
247	いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.20	6.20	7. 1

(令和7年7月1日現在)

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	松山	政司（自民）	田名部	匡代（立憲）	船後	靖彦（れ新）
	中西	祐介（自民）	石川	博崇（公明）	伊波	洋一（沖縄）
	堀井	巖（自民）	猪瀬	直樹（維新）	齊藤	健一郎（N党）
	渡辺	猛之（自民）	川合	孝典（民主）		
	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）		（7. 2. 20 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野	たかお（自民）	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）
	滝波	宏文（自民）	石川	博崇（公明）	船後	靖彦（れ新）
	堀井	巖（自民）	片山	大介（維新）	伊波	洋一（沖縄）
	石橋	通宏（立憲）	川合	孝典（民主）	齊藤	健一郎（N党）
						（6. 11. 18 現在）

（１）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第216回国会閉会後においては、本協議会を開かなかった。

第217回国会において、本協議会（松山政司座長）は5回の調査検討を行った。

まず、2月19日の協議会（第12回）では、「デジタル化、オンライン審議」のうち、委員会等における参考人のオンラインによる出席について、座長から報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

5月14日の協議会（第13回）及び5月30日の協議会（第14回）では、参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割）について、協議員間の意見交換を行った。

6月6日の協議会（第15回）では、参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割、令和10年の通常選挙を見据えて検討すべき論点と今後の協議の進め方）について、各会派の協議員が意見表明を行った。また、本協議会の報告書を取りまとめて議長に提出し、通常選挙後の協議の土台として引き継いでいくとの方向性について、各会派の賛同を得た。報告書については、参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書及び協議会におけるこれまでの協議の経過を盛り込むことを念頭に、座長において案を作成の上、次回の協議会までに各協議員に示すこととなった。

6月18日の協議会（第16回）では、本協議会における「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」等

の協議結果について、座長から報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

(報告書は参議院ホームページ参照)

(2) 協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和7年2月19日(水)(第12回)

一、委員会等における参考人のオンラインによる出席について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和7年5月14日(水)(第13回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年5月30日(金)(第14回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年6月6日(金)(第15回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年6月18日(水)(第16回)

○議長に参議院改革協議会報告書を提出することを協議決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

第2 構成

(1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。

(2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第203回 (臨時会)	令和 2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常 会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150
第205回 (臨時会)	3. 10. 4(月)	3. 10. 8(金)	3. 10. 14(木) 衆議院解散	11	—	11
第206回 (特別会)	3. 11. 10(水)	3. 11. 12(金)	3. 11. 12(金)	3	—	3
第207回 (臨時会)	3. 12. 6(月)	3. 12. 6(月)	3. 12. 21(火)	16	—	16
第208回 (常 会)	4. 1. 17(月)	4. 1. 17(月)	4. 6. 15(水)	150	—	150
第209回 (臨時会)	4. 8. 3(水)	4. 8. 3(水)	4. 8. 5(金)	3	—	3
第210回 (臨時会)	4. 10. 3(月)	4. 10. 3(月)	4. 12. 10(土)	69	—	69
第211回 (常 会)	5. 1. 23(月)	5. 1. 23(月)	5. 6. 21(水)	150	—	150
第212回 (臨時会)	5. 10. 20(金)	5. 10. 20(金)	5. 12. 13(水)	55	—	55
第213回 (常 会)	6. 1. 26(金)	6. 1. 26(金)	6. 6. 23(日)	150	—	150
第214回 (臨時会)	6. 10. 1(火)	6. 10. 4(金)	6. 10. 9(水) 衆議院解散	9	—	9
第215回 (特別会)	6. 11. 11(月)	6. 11. 14(木)	6. 11. 14(木)	4	—	4
第216回 (臨時会)	6. 11. 28(木)	6. 11. 29(金)	6. 12. 24(火)	24	3	27
第217回 (常 会)	7. 1. 24(金)	7. 1. 24(金)	7. 6. 22(日)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	昭和 22. 5. 3	昭和 25. 5. 2* 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	昭和 22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	令和 元. 7. 21(日)	令和 元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	令和 元. 8. 1(木)
第26回	4. 7. 10(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第209回(臨時会)	4. 8. 3(水)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 現在)

第2次石破内閣

国務大臣

内閣総理大臣

石破 茂 (衆・自民)

総務大臣

村上 誠一郎 (衆・自民)

法務大臣

鈴木 馨祐 (衆・自民)

外務大臣

岩屋 毅 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

加藤 勝信 (衆・自民)

文部科学大臣

あべ 俊子 (衆・自民)

厚生労働大臣

福岡 資麿 (参・自民)

農林水産大臣

小泉 進次郎 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

武藤 容治 (衆・自民)

国土交通大臣

中野 洋昌 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

浅尾 慶一郎 (参・自民)

防衛大臣

中谷 元 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

林 芳正 (衆・自民)

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

平 将明 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

伊藤 忠彦 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

坂井 学 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助))

三原 じゅん子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

赤澤 亮正 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障))

城内 実 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策))

伊東 良孝 (衆・自民)

内閣官房副長官

橘 慶一郎 (衆・自民)

青木 一彦 (参・自民)

佐藤 文俊

副大臣

デジタル副大臣

内閣府副大臣

穂坂 泰 (衆・自民)

復興副大臣

輿水 恵一 (衆・公明)

鈴木 憲和 (衆・自民)

内閣府副大臣

瀬戸 隆一 (衆・自民)

辻 清人 (衆・自民)

鳩山 二郎 (衆・自民)

総務副大臣

富樫 博之 (衆・自民)

阿達 雅志 (参・自民)

法務副大臣

高村 正大 (衆・自民)

外務副大臣

藤井 比早之 (衆・自民)

宮路 拓馬 (衆・自民)

財務副大臣

斎藤 洋明 (衆・自民)

横山 信一 (参・公明)

文部科学副大臣

武部 新 (衆・自民)

野中 厚 (衆・自民)

厚生労働副大臣

仁木 博文 (衆・自民)

鰐淵 洋子 (衆・公明)

農林水産副大臣

笹川 博義 (衆・自民)

滝波 宏文 (参・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

大串 正樹 (衆・自民)

古賀 友一郎 (参・自民)

国土交通副大臣

古川 康 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

高橋 克法 (参・自民)

環境副大臣

小林 史明 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

中田 宏 (参・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

本田 太郎 (衆・自民)

大臣政務官

デジタル大臣政務官

内閣府大臣政務官

岸 信千世 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

西野 太亮 (衆・自民)

友納 理緒 (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

今井 絵理子 (参・自民)

総務大臣政務官

川崎 ひでと (衆・自民)

古川 直季 (衆・自民)

長谷川 英晴 (参・自民)

法務大臣政務官

神田 潤一 (衆・自民)

外務大臣政務官

英利 アルフィヤ (衆・自民)

松本 尚 (衆・自民)

生稲 晃子 (参・自民)

財務大臣政務官

東 国幹 (衆・自民)

土田 慎 (衆・自民)

文部科学大臣政務官

金城 泰邦 (衆・公明)

文部科学大臣政務官

復興大臣政務官

赤松 健 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

安藤 たかお (衆・自民)

吉田 真次 (衆・自民)

農林水産大臣政務官

庄子 賢一 (衆・公明)

山本 佐知子 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

加藤 明良 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

竹内 真二 (参・公明)

国土交通大臣政務官

高見 康裕 (衆・自民)

吉井 章 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

国定 勇人 (衆・自民)

環境大臣政務官

五十嵐 清 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

勝目 康 (衆・自民)

防衛大臣政務官

金子 容三 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

小林 一大 (参・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁	川本	裕子	内閣法制局長官	岩尾	信行
公正取引委員会委員長	茶谷	栄治	原子力規制委員会委員長	山中	伸介
公害等調整委員会委員長	永野	厚郎			

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成28年	190 (常 会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常 会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常 会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常 会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156
2 年	201 (常 会)	835	253	582
	202 (臨時会)	18	17	1
	203 (臨時会)	335	106	229
3 年	204 (常 会)	1,100	202	898
	205 (臨時会)	59	59	0
	206 (特別会)	16	16	0
	207 (臨時会)	182	94	88
4 年	208 (常 会)	1,726	510	1,216
	209 (臨時会)	83	75	8
	210 (臨時会)	944	251	693
5 年	211 (常 会)	3,264	989	2,275
	212 (臨時会)	1,142	268	874
6 年	213 (常 会)	4,431	623	3,808
	214 (臨時会)	214	170	44
	215 (特別会)	46	46	0
	216 (臨時会)	669	146	523
7 年	217 (常 会)	4,316	748	3,568

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2 年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3 年	3,575	48,368	8,708	38,664	168	827	1	0
4 年	8,359	108,358	26,253	71,778	5,593	4,546	188	0
5 年	15,004	240,080	51,846	144,903	31,470	10,397	1,464	208
6 年	15,060	246,576	51,152	147,066	33,719	10,785	3,854	409
7 年	7,181	115,536	23,665	63,871	23,140	2,479	2,381	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和7年の数は、第217回国会終了日(6月22日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開し、令和5年4月3日から上限をなくした。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団 体 内 訳		
			小学校	中学校	その他
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4,759	149	139	5	5
令和3年度	7,200	231	211	5	15
令和4年度	11,242	366	335	13	18
令和5年度	67,951	1,129	1,005	71	53
令和6年度	87,298	1,269	1,165	71	33
令和7年4月～6月	33,201	459	409	46	4

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

令和7年の数は、4月1日から6月30日までを計上。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。その後、令和5年4月3日から1回の受入人数の上限を114名、1日の回数を4回、1回の受入団体数は複数进行可能とする等の感染症対策を緩和し、9月1日から従前どおり実施している。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
チェコ共和国上院議長一行 (6. 12. 25 招待状発送)	団長 上院議長 ミロシュ・ヴィストゥルチル君	7. 2. 9 ～ 2. 13
	団員 上院議員 ズデニェク・ニトラ君	
	同 同 ヴァーツラフ・ラースカ君	
	同 同 ヨセフ・クレメント君	
	同 同 ヤン・ソボトカ君	
	随員 上院事務局長 ラデク・イラーネク君	
	同 上院議長室長 スー・ングイェン君	
	同 上院事務局外交部外交課長 ラデク・メルクル君	
	同 上院報道官 ラダ・ファルディノ ヴァー君	
	同 上院議長室対外発信専門官 ナオミ・アダチ君	
	同 上院事務局儀典部事務官 ドミニカ・ケフルトヴァー君	
	同 同 ヤナ・ヴォンドゥルシュカ君	
	同 上院事務局公式カメラマン ミハル・パヴリーク君	
	同 通訳 ヤン・スィーコラ君	
	同 警護官 アントニー・ボルツァル君	
	同 同 ヤン・グレゴル君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
セネガル共和国及びコートジボワール共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (6. 7.19 議長決定)	セネガル コートジボワール	7. 2. 8 ～ 2.16	山本 順三君 (自民) 竹詰 仁君 (民主) 仁比 聡平君 (共産)	7. 6.18 議院運営委員会 に報告書を提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第150回 I P U会議出席 (7. 2.25 議長決定)	ウズベキスタン	7. 4. 4 ～ 4.10	上野 通子君 (自民) 杉尾 秀哉君 (立憲)	7. 6.18 議院運営委員会 に報告書を提出

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第42回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期 間	令和7年5月28日～5月29日	
出席議員	日本国会代表团 団長 衆議院議員 船田 元君 副団長 参議院議員 猪口 邦子君 参議院議員 越智俊之君、長谷川岳君、松山政司君、若林洋平君、渡辺猛之君、石橋通宏君、古賀千景君、秋野公造君、浅田均君、舟山康江君、岩渕友君 衆議院議員 逢沢一郎君、大野敬太郎君、小野寺五典君、國場幸之助君、津島淳君、西村康稔君、平井卓也君、山口俊一君、山下貴司君、泉健太君、岡田華子君、岡本あき子君、小熊慎司君、源馬謙太郎君、櫻井周君、篠原孝君、吉田はるみ君、市村浩一郎君、杉本和巳君、西岡秀子君、深作へすす君、竹内譲君、阪口直人君	欧州議会代表团 団長 エルジビエタ・カタジナ・ウカチエフスカ君 (ポーランド) クリステル・シャルデモーゼ君 (デンマーク) ロベルツ・ズィーレ君 (ラトビア) イエンス・ガイア君 (ドイツ) パブロ・アリアス・エチェベリア君 (スペイン) ゴルダン・ボサナツ君 (クロアチア) ヴィルジニー・ジョロン君 (フランス) アレクサンダー・ゼル君 (ドイツ) ヤロスラフ・ブゾフ君 (チェコ) サンドラ・ゴメス・ロベス君 (スペイン) アナ・ミゲル・ペドロ君 (ポルトガル) フリスト・ペトロフ君 (ブルガリア)

10 国会に対する報告等（6.12.25～7.6.22）

第216回国会閉会後から第217回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和6年	
12. 26(木)	○ 国と地方の協議の場(令和6年度第2回)における協議の概要に関する報告書
令和7年	
1. 15(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」の報告
21(火)	○ 令和6年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書 ○ 国と地方の協議の場(令和6年度第3回)における協議の概要に関する報告書
24(金)	○ 令和4年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告 ○ 令和5年度特別会計財務書類
28(火)	○ 令和6年11月28日から令和7年1月23日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
2. 4(火)	○ 令和7年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
7(金)	○ 令和5年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 令和5年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
18(火)	○ エネルギー基本計画の変更の報告
28(金)	○ 令和6年における通信傍受等に関する報告
3. 7(金)	○ 令和6年度第3・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和6年度第3・四半期における国庫の状況の報告
14(金)	○ 令和7年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
18(火)	○ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画の報告
21(金)	○ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告
25(火)	○ 地方財政の状況の報告 ○ 小規模企業振興基本計画の変更の報告
26(水)	○ 令和6年官民人事交流に関する年次報告
28(金)	○ 令和6年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 8(火)	○ 放送法第71条第3項の規定に基づく報告 ○ 調達価格等に関する報告

11(金)	○ 食料・農業・農村基本計画の変更の報告 ○ 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針
25(金)	○ 「令和6年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和7年度中小企業施策」についての文書 ○ 「令和6年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和7年度小規模企業施策」についての文書
5. 27(火)	○ 「令和6年度水循環施策」に関する報告 ○ 令和6年度首都圏整備に関する年次報告 ○ 「令和6年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和7年度土地に関する基本的施策」についての文書 ○ 「令和6年度観光の状況」に関する報告及び「令和7年度観光施策」についての文書 ○ 「令和6年度交通の動向」に関する報告及び「令和7年度交通施策」についての文書
30(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告 ○ 令和6年団体規制状況の年次報告 ○ 「令和6年度食料・農業・農村の動向」及び「令和6年度食料・農業・農村施策」についての報告 ○ 「令和6年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
6. 3(火)	○ 令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○ 令和6年度公害等調整委員会年次報告書 ○ 「令和6年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和7年度森林及び林業施策」についての文書
6(金)	○ 令和6年度の人事院の業務状況報告書 ○ 「令和6年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告 ○ 「令和6年度水産の動向」に関する報告及び「令和7年度水産施策」についての文書 ○ 『「令和6年度環境の状況」に関する報告及び「令和7年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和6年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和7年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和6年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和7年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』 ○ 令和6年度原子力規制委員会年次報告書
10(火)	○ 「令和6年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和7年度高齢社会対策」についての文書 ○ 「令和6年度障害者施策の概況」に関する報告 ○ 「令和6年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和7年度交通安全施策に関する計画」についての報告 ○ 令和6年度個人情報保護委員会年次報告書 ○ 「令和6年度食育推進施策」に関する報告
13(金)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和7年度の防災に関する計画」についての報告 ○ 「令和6年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和7年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書

	○ 令和6年度公正取引委員会年次報告書 ○ 『「令和6年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『令和6年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』 ○ 「令和6年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」についての報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告 ○ 令和6年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ○ 令和6年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告 ○ 令和6年度エネルギーに関する年次報告 ○ デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
17(火)	○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告 ○ 令和6年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
20(金)	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書

11 国会関係日誌（6.12.25～7.6.22）

年月日	事 項
【第216回国会（臨時会）閉会后】	
令和6年	
12. 25(水)	○ 参・政治倫理審査会（議員赤池誠章君、議員井上義行君、議員石井正弘君、議員石田昌宏君から弁明聴取・質疑）
27(金)	○ 足立敏之参議院議員逝去
令和7年	
1. 14(火)	○ 常会召集を閣議決定 ○ 参・政治倫理審査会（議員上野通子君、議員江島潔君から弁明聴取・質疑）
17(金)	○ 阪神・淡路大震災30年追悼式典、関口議長出席
20(月)	○ 参・政治倫理審査会（議員岡田直樹君、議員加田裕之君から弁明聴取・質疑） ○ 参議院比例代表選出議員選挙、小川克巳氏繰上補充当選（足立敏之参議院議員死去による）、自由民主党へ入会
【第217回国会（常会）】	
24(金)	○ 第217回国会召集 ○ 参・本会議（足立敏之君哀悼の件、4常任委員長辞任・選挙、7特別委員会設置、政府4演説） ○ 衆・本会議（7特別委員会設置、政府4演説） ○ 開会式
27(月)	○ 参・政治倫理審査会（議員北村経夫君、議員佐藤啓君、議員酒井庸行君から弁明聴取・質疑） ○ 衆・本会議（代表質問1日目）
28(火)	○ 参・本会議（代表質問1日目） ○ 衆・本会議（代表質問2日目）
29(水)	○ 参・本会議（代表質問2日目）
30(木)	○ 衆・予算委（令和7年度総予算趣旨説明）
31(金)	○ 参・政治倫理審査会（議員末松信介君、議員高橋はるみ君から弁明聴取・質疑） ○ 衆・予算委（令和7年度総予算基本的質疑） ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議、関口議長、長浜副議長出席
2. 3(月)	○ 衆・予算委（令和7年度総予算基本的質疑）
4(火)	○ 衆・予算委（令和7年度総予算基本的質疑）
5(水)	○ 参・政治倫理審査会（議員長峯誠君、議員野上浩太郎君から弁明聴取・質疑） ○ 衆・予算委省庁別審査（～7日）
6(木)	○ 石破総理、米国訪問（日米首脳会談出席、～8日）
7(金)	○ 参・政治倫理審査会（議員羽生田俊君、議員堀井巖君から弁明聴取・質疑）
10(月)	○ 衆・予算委
12(水)	○ 参・本会議（米国訪問に関する報告・質疑） ○ チェコ共和国・ヴィストゥルチル上院議長一行（参議院招待）、関口議長訪問 ○ 衆・予算委地方公聴会（群馬県・広島県）
13(木)	○ 衆・本会議（米国訪問に関する報告・質疑） ○ 衆・予算委
14(金)	○ 衆・本会議（所得税法案趣旨説明・質疑） ○ 衆・予算委

	○ 宮口治子参議院議員、立憲民主・社民・無所属を退会
17(月)	○ 参・外交防衛委委員派遣(山口県・広島県、～18日) ○ 参・厚生労働委委員派遣(広島県、～18日) ○ 参・国土交通委委員派遣(愛知県・岐阜県、～18日) ○ 参・環境委委員派遣(宮城県、～18日) ○ 参・予算委委員派遣(熊本県・福岡県、～18日) ○ 参・震災復興特別委委員派遣(岩手県・福島県、～18日) ○ 衆・予算委(令和7年度総予算集中審議「我が国を取り巻く外交、安全保障問題等」) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議、関口議長、長浜副議長出席
18(火)	○ 衆・予算委 ○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
19(水)	○ 参・本会議 ○ 参・政治倫理審査会(議員宮本周司君、議員山田宏君から弁明聴取・質疑) ○ 参議院改革協議会(第12回)
20(木)	○ 衆・予算委
21(金)	○ 衆・予算委(令和7年度総予算集中審議「経済、財政等」)
25(火)	○ 衆・予算委公聴会
26(水)	○ 衆・予算委(令和7年度総予算集中審議「教育、社会保障等」)
27(木)	○ 衆・予算委分科会(～28日)
28(金)	○ 参議院各会派代表者懇談会 ○ 衆・予算委(令和7年度総予算集中審議「政治資金問題等」)
3. 3(月)	○ 衆・予算委(令和7年度総予算集中審議「内外の諸課題」)
4(火)	○ 衆・予算委(令和7年度総予算締めくくり質疑、令和7年度総予算修正議決) ○ 衆・本会議(令和7年度総予算修正議決、地方税法案可決、地方交付税法案修正議決、所得税法案修正議決)
5(水)	○ 参・予算委(令和7年度総予算趣旨説明、基本的質疑)
6(木)	○ 参・予算委(令和7年度総予算基本的質疑)
7(金)	○ 参・政治倫理審査会(議員山本順三君、議員吉川ゆうみ君から弁明聴取・質疑) ○ 参・予算委
10(月)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「石破内閣の基本姿勢」) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議、関口議長、長浜副議長出席
12(水)	○ 参・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委
13(木)	○ 参・予算委公聴会 ○ 衆・本会議(大学修学支援法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・予算委(集中審議「高額療養費等」)
14(金)	○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「物価高・経済・通商政策等」)
17(月)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「教育・社会保障等現下の諸課題」) ○ 斎藤十朗元参議院議長逝去
18(火)	○ 参・予算委 ○ 衆・本会議(能動的サイバー防御法案、能動的サイバー防御法整備法案趣旨説明・質疑)
19(水)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「外交・安全保障等を含む内外の諸課題」)
21(金)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「内外の諸課題」)

	○ 衆・本会議(大学修学支援法案可決)
25(火)	○ 衆・本会議(情報処理促進法案趣旨説明・質疑)
26(水)	○ 参・本会議(大学修学支援法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委 ○ 田名部匡省元参議院議員(元農林水産相)逝去
27(木)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「石破内閣の基本姿勢」) ○ 衆・本会議(刑事訴訟法案趣旨説明・質疑)
28(金)	○ 参・予算委(令和7年度総予算集中審議「内外の諸課題」、令和7年度総予算締めくり質疑)
31(月)	○ 参・予算委(令和7年度総予算修正議決) ○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決) ○ 参・財政金融委(所得税法案可決) ○ 参・文教科学委(大学修学支援法案可決) ○ 参・本会議(令和7年度総予算修正議決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決、大学修学支援法案可決) ○ 衆・本会議(令和7年度総予算参議院回付案同意)
4. 1(火)	○ 衆・本会議(災害対策基本法案趣旨説明・質疑) ○ 参・本会議
3(木)	○ 衆・本会議(医療法案趣旨説明・質疑)
4(金)	○ 衆・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑)
7(月)	○ 参・決算委(令和5年度決算全般質疑)
8(火)	○ 衆・本会議(能動的サイバー防御法案修正議決、能動的サイバー防御法整備法案可決、AI推進法案趣旨説明・質疑)
9(水)	○ 参・本会議 ○ 参・決算委
10(木)	○ 衆・本会議(情報処理促進法案可決、教職員給与特措法案趣旨説明・質疑)
11(金)	○ 参・本会議 ○ 衆・本会議(下請代金支払遅延等防止法案趣旨説明・質疑)
14(月)	○ 衆・予算委(集中審議「米国の関税措置等内外の諸課題」) ○ 参・決算委
15(火)	○ 衆・本会議(公益通報者保護法案趣旨説明・質疑)
16(水)	○ 参・本会議(情報処理促進法案趣旨説明・質疑)
17(木)	○ 衆・本会議(災害対策基本法案可決、食品流通取引法案趣旨説明・質疑) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法院の対応に関する全体会議、関口議長、長浜副議長出席
18(金)	○ 参・本会議(能動的サイバー防御法案、能動的サイバー防御法整備法案趣旨説明・質疑) ○ 参・政治倫理審査会(議員山崎正昭君から弁明聴取・質疑) ○ 衆・本会議(刑事訴訟法案修正議決、日本学術会議法案趣旨説明・質疑)
21(月)	○ 参・予算委(集中審議「米国の関税措置等内外の諸課題」、参考人質疑「政治資金問題等に関する件」) ○ 参・決算委
23(水)	○ 参・本会議(刑事訴訟法案趣旨説明・質疑) ○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
24(木)	○ 衆・本会議(AI推進法案可決、下請代金支払遅延等防止法案修正議決、区分所有法案趣旨説明・質疑) ○ 参・経済産業委(情報処理促進法案可決)
25(金)	○ 参・本会議(災害対策基本法案趣旨説明・質疑、情報処理促進法案可決)
28(月)	○ 梅村みずほ参議院議員、日本維新の会を退会

5. 8(木) ○ 衆・本会議(環境影響評価法案趣旨説明・質疑)
- 9(金) ○ 参・本会議(下請代金支払遅延等防止法案趣旨説明・質疑)
- 12(月) ○ 衆・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
○ 参・決算委
- 13(火) ○ 衆・本会議(日本学術会議法案可決)
- 14(水) ○ 参・本会議(公益通報者保護法案趣旨説明・質疑)
○ 参・決算委
○ 参議院改革協議会(第13回)
○ 平岩征樹衆議院議員、国民民主党・無所属クラブを退会
- 15(木) ○ 参・「NHKから国民を守る党」、「NHK党」に会派名変更
○ 衆・本会議(食品流通取引法案可決、教職員給与特措法案修正議決、区分所有法案修正議決)
○ 参・経済産業委(下請代金支払遅延等防止法案可決)
○ 参・内閣委(能動的サイバー防御法案、能動的サイバー防御法整備法案可決)
- 16(金) ○ 参・本会議(AI推進法案趣旨説明・質疑、下請代金支払遅延等防止法案可決、能動的サイバー防御法案、能動的サイバー防御法整備法案可決)
- 19(月) ○ 参・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
○ 参・決算委
- 20(火) ○ 衆・本会議(環境影響評価法案可決、国民年金法案趣旨説明・質疑)
- 21(水) ○ 参・本会議(教職員給与特措法案趣旨説明・質疑)
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 22(木) ○ 衆・本会議
- 23(金) ○ 参・本会議
○ 参・災害対策特別委(災害対策基本法案可決)
- 26(月) ○ 参・決算委(令和5年度決算准総括質疑)
○ 参・「NHK党」、「NHKから国民を守る党」に会派名変更
- 27(火) ○ 参・内閣委(AI推進法案可決)
○ 衆・本会議(国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議)
- 28(水) ○ 参・本会議(国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議、日本学術会議法案趣旨説明・質疑、災害対策基本法案可決、AI推進法案可決)
○ 第42回日本・EU議員会議(～29日)
- 30(金) ○ 参・本会議(食品流通取引法案趣旨説明・質疑)
○ 衆・本会議(国民年金法案修正議決)
○ 参議院改革協議会(第14回)
6. 2(月) ○ 参・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
○ 参・消費者特別委(公益通報者保護法案可決)
- 3(火) ○ 衆・本会議
- 4(水) ○ 参・本会議(国民年金法案趣旨説明・質疑、公益通報者保護法案可決)
○ 参・政治倫理審査会(被申立議員に政治的道義的に責任があると認めることを決定)
- 5(木) ○ 衆・本会議
- 6(金) ○ 参・本会議(環境影響評価法案趣旨説明・質疑)
○ 衆・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
○ 参議院改革協議会(第15回)
- 9(月) ○ 参・決算委(令和5年度決算締めくくり総括質疑、令和5年度決算議決、措置要求決議)
- 10(火) ○ 参・文教科学委(教職員給与特措法案可決)
○ 参・内閣委(日本学術会議法案可決)

	○ 衆・本会議
11(水)	○ 参・本会議(令和5年度決算議決、教職員給与特措法案可決、日本学術会議法案可決) ○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
12(木)	○ 衆・本会議 ○ 参・環境委(環境影響評価法案可決) ○ 参・厚生労働委(国民年金法案可決)
13(金)	○ 参・本会議(環境影響評価法案可決、国民年金法案可決、行政監視委員会中間報告、3調査会報告)
18(水)	○ 参・本会議(令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑) ○ 衆・本会議(財務金融委員長井林辰憲君解任決議案可決) ○ 参議院改革協議会(第16回)
19(木)	○ 参議院各会派代表者懇談会
20(金)	○ 衆・本会議 ○ 参・本会議(鈴木宗男君辞職許可、租税特別措置法案趣旨説明・質疑)
22(日)	○ 第217回国会閉会